あなたの未来を強くする

住友生命

REPORT SUMISEI

2018 住友生命 [統合報告書]

SUMITOMO LIFE INSURANCE COMPANY **DISCLOSURE**

2018年度 ディスクロージャー誌

ブランドステートメント

一日一日を安らかに生きること。
人が願うのはそのことです。
愛する家族や、信頼する友人とともに、
めぐり来る日々を、すこやかに、あかるく生きる。
ただ、そのことなのです。
でも、生きていればいろいろあります。
雨がふる日もあれば、風が吹く日もあります。
そんな時、人を支えられるのは、
やっぱり、あなたと同じ人間だと思うのです。
人が何を考え、何を求め、どうありたいと願うか。
その心を見つめる力を持つ、人間だと思うのです。
そして、それこそが、私たちの仕事にとって、
もっとも大切なことであり、それを磨くことが、
私たちの仕事の品質を高めるただひとつの道である。
そう信じるのです。
安心は、もっと、もっと前進できる。
何よりも、あなたの未来を強くしたいと願う、
私たち住友生命です。

あなたの未来を強くする

住友生命

Contents

P2 経営基本方針

- 企業理念 …… P2
- 社長メッセージ …… P6
- あゆみ …… P10
- 事業概要 …… P12
- 特集 Japan Vitality Project …… P14
- 中期経営計画 …… P20
- ブランド戦略 …… P22
- CSVプロジェクト …… P26
- ERM経営 …… P28

P29 重点取組事業

- スミセイライフデザイナー(営業職員) …… P30
- 金融機関等代理店・保険ショップ …… P40
- 資産運用 …… P44
- 海外事業 …… P48

P51 平成29年度の業績

- グループの実績 …… P52
- ご契約の概況 …… P53
- 収益の状況 …… P54
- ストック・健全性の状況 …… P55
- 主要な業務の状況を示す指標 …… P60

P61 ステークホルダーに対する取組み

- お客さま満足の向上 …… P62
- ビジネスパートナーとの共生 …… P74
- 従業員の働きがい …… P76
- 豊かな社会づくり …… P80
- 地球環境の保護 …… P84

P85 経営体制

- コーポレートガバナンス …… P86
- 取締役・執行役・執行役員 …… P96
- 内部統制システムの整備 …… P99
- コンプライアンスへの取組み …… P100
- 個人情報保護への取組み …… P102
- リスク管理体制 …… P104
- ご契約者保護に関する制度 …… P110

住友生命グループでは、国際統合報告(IIRC)フレームワークを参考として、保険業法第111条に定められた「業務及び財産の状況に関する情報」と、住友生命の社会的責任を果たすための取組みに関する情報を1冊にまとめた「住友生命2018年度　ディスクロージャー誌[統合報告書]」を発行しております。本冊子を、ステークホルダーの皆さまとの重要なコミュニケーションツールとして位置付け、さらなる情報開示の充実に努めてまいります。

住友生命の企業理念

当社の経営方針は、企業理念である「経営の要旨」を頂点とし、そこに示された当社の普遍的な使命をCSRの視点から再整理した「CSR経営方針」(CSR=Corporate Social Responsibility:企業の社会的責任)および、中長期的に目指していく「お客さまの視点から見た会社の姿」を示す「住友生命ブランドビジョン」によって構成されます。
また、住友生命およびグループ各社の役職員の行動規範として「住友生命グループ行動憲章」を定めています。

住友生命の経営方針

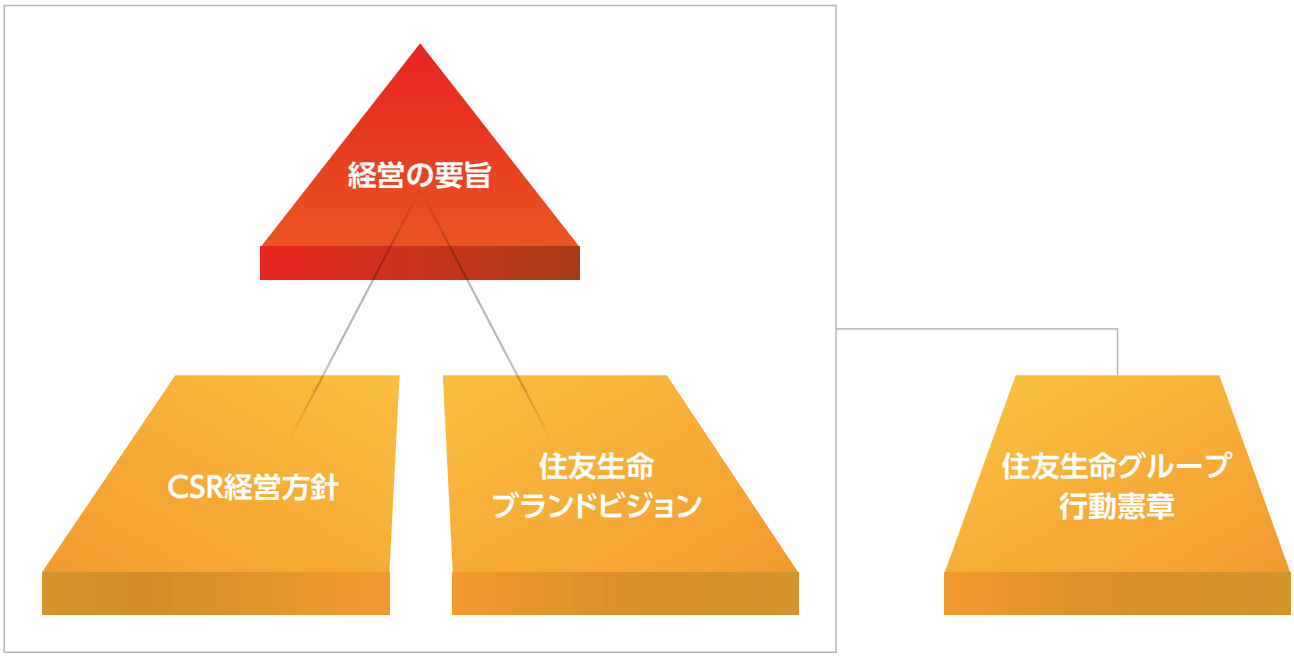

経営の要旨

当社の企業理念である「経営の要旨」は、従来不文のうちに堅持してきた当社経営の根本方針を昭和27年に明文化したものです。

この中で当社は、保険事業を通じて「社会公共の福祉に貢献する」ことを明確に表明しており、約400年前に住友家初代の住友政友が商売の心得を説いた「文殊院旨意書」や、住友家法に掲載されている「営業要旨」の底流をなす住友の事業精神が継承されています。

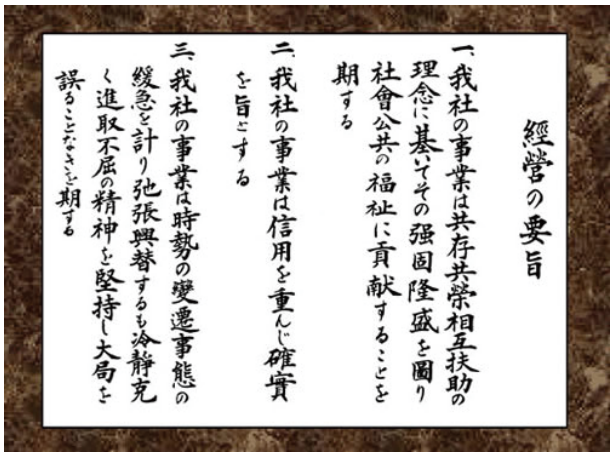
經營の要旨

一、我社の事業は共存共榮相互扶助の理念に基いてその強固隆盛を圖り社會公共の福祉に貢献することを期する

二、我社の事業は信用を重んじ確實を旨とする

三、我社の事業は時勢の變遷事態の緩急を計り弛張興替するも冷静克く進取不屈の精神を堅持し大局を誤ることなきを期する

CSR経営方針

「経営の要旨」に示された当社の普遍的な使命をCSRの視点から再整理した「CSR経営方針」を定めています。「CSR経営方針」では、本業である保険事業の健全な運営とその発展を通じて、豊かで明るい長寿社会の実現に貢献するという当社の普遍的な使命を明確にした上で、【お客さま】【ビジネスパートナー】【従業員】【社会】【地球環境】という当社のステークホルダーに信頼・支持される会社となるための方針を定めています。この「CSR経営方針」を経営の機軸とし、弛まぬ品質向上への取組みを通じて、ステークホルダーからの期待に応え、社会への責任を果たしてまいります。

当社のCSRの枠組み

住友生命ブランドビジョン

当社は、中長期的に実現を目指す「お客さまの視点から見た会社の姿」を示した「住友生命ブランドビジョン」を策定しています。

本ビジョンでは、「お客さまの未来を強くする」ために実現する4つの先進価値(「“いつも、いつまでも続く”先進のコンサルティング&サービス」「“強く生きる”ための商品開発で業界をリードする」「一歩先行く“感動品質”のお客さま対応」「“健康な人生・豊かで明るいシニアライフ”を応援する、進化するサポートプログラム」)を掲げています。

“いつも、いつまでも続く”先進のコンサルティング&サービス

加入時のわかりやすく、丁寧なコンサルティングだけでなく、加入後も、お客さまのライフステージに応じて最適な保障が実現するよう、きちんとしたコンサルティング&サービスを継続します。

“強く生きる”ための商品開発で業界をリードする

介護・医療・貯蓄分野の商品を中心に、お客さまの「こういう保険が欲しかった」という声に応える先進的な商品を創り上げ、お客さまに真っ先に提供していきます。

あなたの未来を強くする住友生命

一歩先行く“感動品質”のお客さま対応

あらゆる場面で「どこよりも便利で高品質な手続き」と「どこよりも温かく親身な対応」を目指します。

“健康な人生・豊かで明るいシニアライフ”を応援する、進化するサポートプログラム

介護や健康のサポート、社会保障や資産形成に関する相談など保険事業と密接に関係する分野を核に、新たなサポートプログラムを実現します。

詳しくは当社ホームページをご参照ください。
▶ http://www.sumitomolife.co.jp/about/company/brandvision/

12のコミットメント

ブランドビジョンを実現するための全役職員の行動指針として制定しました。

このコミットメント(約束)は、お客さまの人生をお守りし、お客さまの強い未来を支えるためのお客さまへの約束です。

この行動指針を一人ひとりの役職員が行動レベルで実現していくことで、ブランドビジョンの実現を目指してまいります。

基本理念

1.長期的な視野を持ちお客さまの立場で考え、住友の信用をさらに高めます。

2.「伝統と革新」の志をもって、保険の新しい価値を次々と実現していきます。

コンサルティング&サービス

3.お客さまの人生を守るため、使命感をもって保険の大切さを伝えます。

4.お客さまのニーズをしっかりお聞きし、どこよりも分かりやすく丁寧に、最適な保障を提案します。

5.いつもいつまでもお客さまとともに歩み、安心と満足を提供し続けます。

商品、サポートプログラム

6.介護、医療、貯蓄等の「強く生きるための商品」で業界をリードします。

7.健康で豊かな人生を支えるため、お客さまサポートの一層の進化に挑戦し続けます。

お客さま対応

8.基本品質の向上、さらには感動品質の提供を目指し、迅速で誠実、そしてどこよりも親身な対応を行います。

9.どこよりも便利で高品質と実感していただける手続き・サービスを目指します。

働く姿勢

10.マナーやルールを守り、お客さまからの信任にきちんと応えます。

11.プロとして知識を高めて日々成長を続け、働き甲斐と誇りを持って職務を果たします。

12.全ての役職員が互いを尊重しながら協力して働く、明るく活き活きとした職場を築きます。

詳しくは当社ホームページをご参照ください。
▶ http://www.sumitomolife.co.jp/about/company/brandvision/

住友生命グループ行動憲章

当社は、住友生命およびグループ各社の役職員一人ひとりが経営方針を行動レベルで実践していくための行動規範として、「住友生命グループ行動憲章」を定めています。

私たち住友生命グループ(住友生命およびその子会社)は、保険事業およびその関連事業の健全な運営と発展を通じて豊かで明るい長寿社会の実現に貢献します。

この理念のもと、住友生命グループ各社および役職員が高い倫理観を持って実践していく指針として「住友生命グループ行動憲章」を定めてこれを遵守し、お客さまや社会から最も信頼・支持され、持続的・安定的に成長する会社を目指します。

詳しくは当社ホームページをご参照ください。
▶ http://www.sumitomolife.co.jp/about/company/policy.html

お客さま本位の業務運営

当社は平成29年5月10日、お客さまの最善の利益を追求する観点から、これまで以上にお客さま本位の業務運営を推進するために「お客さま本位の業務運営方針」を公表しました。

また、実効性を高めるための体制整備として、「お客さま本位推進部」を新設したほか、グループ各社がお客さま本位の業務運営に関わる認識を共有し取組みを推進していくために、関係役員および生命保険業等を行う国内子会社の社長を構成員とし、当社社長を議長とする「お客さま本位の業務運営」推進協議会を設置しています。

「お客さま本位の業務運営方針」

当社では、お客さまの最善の利益を追求する観点から、これまで以上にお客さま本位の業務運営を推進するために、以下の方針を定めます。

1.お客さま本位の業務運営の実践と企業文化としての定着

住友生命では、「経営の要旨」「CSR経営方針」「住友生命ブランドビジョン」によって構成される経営方針や「住友生命グループ行動憲章」に則り、役職員一人ひとりが、お客さまに対して誠実・公正に、また、最善の利益を図る視点を持って業務に取り組むとともに、「お客さま本位の業務運営」が企業文化として定着するよう、継続して努めてまいります。

2.お客さまにとって最適な商品・サービスの提供

住友生命では、多様化するお客さまのニーズにお応えし、豊かで明るい長寿社会の実現に貢献する商品の開発に取り組むとともに、生命保険商品の募集にあたっては、一人ひとりのお客さまの状況やニーズにあった最適な保障を提案いたします。また、生命保険が長期にわたる商品であることも踏まえ、生命保険商品ご加入後においても、継続的にお客さまへの情報提供等のサービスを行うとともに、生命保険会社の重要な根幹業務である保険金や給付金等のお支払いを正確、迅速かつ誠実に遂行することで、お客さまサービスの向上を実現してまいります。

3.お客さまにとって分かりやすい情報の提供

住友生命では、生命保険商品の内容等に応じ、お客さまが商品選択する上で重要な情報を分かりやすく提供いたします。特定保険契約※に関しては法令等を踏まえお客さまにご負担いただく諸費用等の開示を行うなど、分かりやすい情報の提供に努めてまいります。

4.お客さまの安定的な資産形成やニーズに適った商品提供を支える資産運用

住友生命では、お客さまの安定的な資産形成やお客さまニーズに適った生命保険商品の提供を可能にするため、そして将来にわたって保険金等を確実にお支払いするために、適切なリスクコントロールのもと、資産運用の高度化に取り組んでまいります。

5.お客さま本位の業務運営に資する従業員教育や評価体系

住友生命では、保険業法および関連法令等に加え、生命保険商品の募集に関し必要な知識を身につけるための従業員教育を実施することで、お客さま満足度の維持・向上に努めてまいります。また、生命保険商品の募集だけではなく、お客さま満足度の維持・向上に向けた取組みを踏まえた評価体系の構築に努めてまいります。

6.利益相反の適切な管理と保険募集管理態勢の構築

住友生命では、お客さま利益の保護を図る観点から、当社とお客さまの間、またはお客さま相互間の利益相反により、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、適切な管理態勢を構築いたします。あわせて生命保険にご加入いただくお客さまの利益を確保するため、適切な保険募集管理態勢を構築いたします。

7.お客さま本位の業務運営の実効性を高める取組み

住友生命では、お客さま本位の業務運営の定着を図るために、評価指標の設定を行うとともに、より良い業務運営としていくために、実施状況について定期的に検証を行い、方針に基づく各種取組みの実効性を高めてまいります。

※市場リスクを有する外貨建保険・変額年金保険等の投資性商品

詳しくは当社ホームページをご参照ください。
▶ http://www.sumitomolife.co.jp/customer-first/

社長メッセージ

取締役 代表執行役社長
橋本雅博

「お客さまからみて『薦めたい』会社」
「職員からみて『いきいきと働ける』会社」
「社会からみて『なくてはならない』会社」を目指して

日本経済は、海外経済の回復や雇用・所得環境の着実な改善を背景に、内外需要が増加するなど、緩やかな回復が続いています。他方、日本銀行のマイナス金利政策が継続する中、国内金利は低い水準での推移が続いており、今後も低金利局面が続くと見込まれるなど、生命保険事業にとって厳しい環境が続いております。また、少子高齢化や世帯構成の変化、保険に対する価値観の多様化、AIやフィンテックといったテクノロジーの進展等もあり、生命保険事業に対する人々の期待や関心も大きく変化しています。

こうした事業環境を踏まえ、当社は、平成29年度からスタートした3ヵ年計画「スミセイ中期経営計画2019」のもと、「お客さまからみて『薦めたい』会社、職員からみて『いきいきと働ける』会社、社会からみて『なくてはならない』会社」という理想の姿の実現に、全職員が一丸となって取り組んでいます。本計画のもと引き続き、当社にとって最大の差別化戦略であるブランド戦略を基軸として「理想のライフデザイナー」実現に向けた取組みを一層推進してまいります。また、健康を軸とした取組みを通じて「お客さま」「社会」「会社・職員」との共有価値を創造する「CSV」の実現に挑戦するとともに、お客さまの最善の利益を追求する観点から、お客さま本位の業務運営を推進してまいります。加えて、「スミセイライフデザイナー（営業職員）」「金融機関等代理店・保険ショップ」「資産運用」「海外事業」の4つの重点取組事業に注力するとともに、これらを支える事業基盤として、「サービス」「経営基盤」の強化に努めてまいります。

平成29年度の振返り

スミセイライフデザイナー

重点取組事業ごとに平成29年度を振り返ると、まず、ライフデザイナーについては、入社後3ヵ月間の初期教育を充実させた四半期ごとの採用・育成体制のもと、引き続き、担い手となる優秀人材の採用および継続教育に取り組みました。その一環として、営業用携帯端末に搭載した「未来診断」の活用により、備えるべきリスクに必要な保障額を確認していただきながら最適な保険をご提供できるよう、コンサルティング力の向上に努めております。こうした取組みを通じて、病気やケガで働けなくなるリスクに備える「1UP（ワンアップ）」を中心とした商品を提供しています。「1UP」は平成29年度末時点での累計販売件数が95万件と非常にご好評いただいており、特に30歳未満の若年層への販売の伸びが顕著です。若年層のお客さまへの保険提案については、“若年層の保険ばなれ”と言われるように、将来に向けた大きな課題となっておりましたが、「1UP」により新契約全体に占める若年層の割合も向上しております。加えて、平成29年度からは、エヌエヌ生命保険株式会社との業務提携のもと、同社の経営者さま向け商品の販売を行っており、スピーディかつ効率的に商品ラインアップの拡充等を図ってまいりました。こうした生命保険商品の提供に加えて、あらゆるリスクに備える総合生活保障の観点から、三井住友海上火災保険株式会社の代理店として、自動車保険・火災保険等の損害保険商品の提供にも取り組んでおります。さらに、サービス面においては、定期訪問等を通じて、お客さまにご加入内容の説明や必要な手続きの有無の確認を実施するとともに、最新の情報をお届けする「スミセイ未来応援活動」に取り組んでおります。

金融機関等代理店・保険ショップ

金融機関等代理店については、金利低下の影響で一時払・平準払ともに円建商品のマーケットが縮小している一方で、外貨建商品のマーケットが拡大している状況です。こうした中でも、当社は相続に向けて円資産を準備したいというニーズ等にお応えするために、円建商品を継続して販売しておりましたが、これに加えて、平成29年度からは外貨建終身保険「ふるはーとJロードグローバル」を投入し、初年度は3万件を超えるお申込みをいただいております。

また、当社はいち早くマルチチャネル戦略を掲げ、金融機関等代理店や保険ショップへの取組みを強化してきました。成長市場であるこれらのマーケットにはこのところ新規参入が続いておりますが、主に金融機関等代理店や保険ショップ

に商品を展開するメディケア生命については、平成22年4月の開業以来、順調に保有件数を伸ばし、平成30年3月末には60万件を超えました。引き続き、保険ショップを通じた保険販売を行っている子会社、いずみライフデザイナーズなどの保険ショップ事業もあわせて、マルチチャネル・マルチプロダクト戦略を推進し、お客さまの多様なニーズにお応えすることで、この分野でのパイオニアとしての存在感を発揮してまいります。

海外事業

海外事業については、当社グループの収益基盤の多様化と企業価値の持続的成長を目的として取り組んでおります。

子会社である米国生命保険グループのシメトラ社については、当社のサポートにより安定収益の実現に向けたガバナンス態勢の高度化、資産運用・商品分野での人材派遣等を通じたシナジーの発揮に取り組んでおります。また、アジア地域出資先については、企業価値向上に向けた技術援助に取り組んでいるところです。これまでの、高い成長性が期待できるアジア地域の取組みに加え、米国シメトラ社の子会社化により安定した収益を確保することで、今後もバランスの取れた海外事業ポートフォリオの実現に取り組んでまいります。

資産運用

資産運用面では、「ALM運用ポートフォリオ」と「バランス運用ポートフォリオ」の2つのポートフォリオ運営を推進し、それぞれの運用目的に応じた収益向上とリスクコントロールの強化に取り組んでおります。

「ALM運用ポートフォリオ」においては、保険金等の確実な支払いに資することを目的として、円金利資産を中心とした運用により、保険契約の負債特性に応じたALM(資産負債の総合的な管理)を推進するとともに、為替リスクを抑制した外貨建事業債を含む国内外のクレジット資産や、インフラファンド、不動産等の超長期の運用を念頭に置いた資産への投資拡大等による収益向上を図っております。一方、「バランス

運用ポートフォリオ」では、許容されるリスクの範囲内で、株式や米国債などの外国債券といった流動性の高い有価証券により、市場見通しに応じた機動的な運用による収益の上乗せを図っております。

こうした取組みを経て、平成29年度の業績は堅調な結果を残すことができました。「スミセイ中期経営計画2019」では、計数目標として、企業価値を示す「エンベディッド・バリュー(EV)」「保有契約年換算保険料」「生前給付保障+医療保障等の保有契約年換算保険料」の3つを設定しています。平成29年度はいずれの目標も前年度末対比で増加しており、計画のゴールである2019年度末に向けて順調なスタートを切ることができたものと考えております。

「スミセイ中期経営計画2019」進捗状況

目標項目	2017年度末実績	中期経営計画目標(2019年度末)
企業価値(EV)	**4兆257億円**	4兆5600億円
保有契約年換算保険料	**2兆3635億円**	2兆4400億円
うち生前給付保障+医療保障等	**5730億円**	6100億円

※数値は住友生命とメディケア生命の合算値

平成30年度の取組み

3ヵ年計画「スミセイ中期経営計画2019」の2年目にあたる平成30年度においても、引き続き、同計画の枠組みに沿った取組みを進めてまいります。

本年7月に当社は、「健康増進」という新たな価値を提供する健康増進型保険、住友生命「Vitality」を発売しました。「Vitality」は南アフリカの金融サービス会社Discovery Ltd.が展開しているウェルネスプログラムです。すでに17の国と地域で導入されており、2018年6月末時点で840万人の会員が利用するなど、グローバルに高い評価を受けています。

住友生命「Vitality」は、「毎年変動する保険料」と「提携企業による特典」という、2つの大きな特徴があり、行動経済学を応用することで、お客さまに継続的な健康増進活動への取組みを促すように工夫されたプログラムが組み込まれています。当社は、この画期的な商品である住友生命「Vitality」の発売を契機として、お客さまの健康増進をサポートし、また、当社で働く職員も健康になり、その結果、社会全体の健康寿命の延伸に貢献する、「CSVプロジェクト(『お客さま』『社会』『会社・職員』による共有価値の創造)」を推進してまいります。本プロジェクトの推進を通じて、健康増進の分野で保険業界をリードしていく会社を実現したいと考えています。

また、デジタル・イノベーションの重要性が増す中、蓄積された各種データをビッグデータとして活用することで、お客さまに新しい経験や価値を提供することができる新商品やサービスの開発につなげていくことも検討しております。こうしたフィンテックの活用等を加速させる拠点として、米国のシリコンバレーに職員を派遣し、「スミセイ・デジタル・イノベーション・ラボ」を開設しました。東京・シリコンバレーを拠点として、当社グループ会社や本分野に強みを持つ企業と連携することにより、グローバルな推進体制でイノベーションの取組みを進めてまいります。

「スミセイ中期経営計画2019」を着実に遂行することで、「お客さまからみて『薦めたい』会社、職員からみて『いきいきと働ける』会社、社会からみて『なくてはならない』会社」の実現を目指してまいります。

これからも変わらぬご支援・ご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

個々の項目の内容については、「REPORT SUMISEI 2018」の各ページで詳しく紹介しておりますので、ご参照いただければ幸いです。

「理想の会社を創ろう」この創業の決意から生まれた私たち住友生命

「理想の会社を創ろう」この創業の決意から生まれた私たち住友生命。
それから百年の時を超えて、住友生命は「住友」の信頼と
「お客さまの人生を守る」という使命感をもって、歩みを続けてきました。
2011年からは、その想いを"あなたの未来を強くする"というメッセージに託して、新たなブランド戦略を展開しています。
これは、住友生命がお客さまや社会にとってもっと魅力ある会社となるための、
そして、職員がこの仕事に携わっていることに一層誇りを持てる会社になるための挑戦でもあります。

1907
日之出生命保険株式会社の創業

「理想の会社」を目指し岡本敏行が創業。当時優れた経営内容を「業界のダイヤモンド」と評される。

日之出生命本店社屋
(東京市京橋区、大正2年12月完成)

1926
住友生命保険株式会社の発足

社名を「住友生命保険株式会社」と改称し、社会公共の利益のために住友の生保事業がスタート。

住友ビルディング(大阪市東区北浜)

1947
国民生命保険相互会社の設立

戦後の財閥解体により新会社「国民生命保険相互会社」を設立し、「積極的健全経営」方針のもと出発。

国民生命本店(大阪市東区安土町)

1952
「住友」への社名復帰

「住友生命保険相互会社」の新社名のもとで再出発。現在の「経営の要旨」を制定。

ラジオ放送を通じ
社名改称挨拶をする芦田社長

1957
本社ビル完成

「本店」を「本社」と改めるとともに、大阪市北区中之島に本社ビルを竣工。経営の近代化と経営体制の整備を推進。

本社ビル(昭和40年7月、
北館9〜11階増築後)

2001
「LIVE ONE」発売

保障部分と資産形成部分を分離しお客さまに利便性の高い「スミセイ総合生活口座LIVE ONE」を発売。

「ライブワン」
パンフレット

2005
中国人民人寿保険股份有限公司(PICC生命)設立

中国最大手損害保険会社を傘下に持つ中国人民保険集団股份有限公司と共にPICC生命を設立し中国市場へ参入。

PICC 中国人民人寿保险股份有限公司

2007
創業100周年

新たな100年への出発へ「REプロセス革命」を宣明。

2007 創業 100周年

2010
メディケア生命設立

様々なお客さまニーズに的確に対応し、商品を機動的に提供していくことを目的として設立。

メディケア生命
住友生命グループ

©MCL/ADK

イメージキャラクター
「メディくん一家」

2011
新コーポレートブランドの展開
「Wステージ」発売

「あなたの未来を強くする」という新ブランドビジョンの下、10年ぶりに全面的にリニューアルした主力商品を発売。収入保障と老後生活への備えを合理的にご準備いただける新しい総合保障商品。

あなたの未来を強くする
住友生命

「ダブルステージ未来デザイン」
パンフレット

2014

BNIライフ・インシュアランスと戦略的業務提携

インドネシア共和国の大手国営商業銀行バンク・ネガラ・インドネシア(BNI)の生命保険子会社BNIライフへ出資しインドネシア市場へ参入。

2013

バオベト ホールディングスと戦略的業務提携

ベトナム社会主義共和国最大手保険・金融グループのバオベト ホールディングスへ出資し、ベトナム市場へ参入。

2015

「1UP」発売

働けなくなるリスクに備える「生活保険」への進化をコンセプトに「就労不能保障」を兼ね備えた新発想の商品。

「未来デザイン1UP」パンフレット

2016

米国生命保険グループ「シメトラ」完全子会社化

収益基盤の強化やリスク分散、米国市場の成長性の享受等を通じ長期的な契約者利益の向上を目指し米国に進出。

マッラCEOと橋本社長

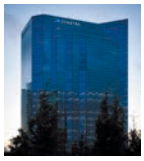

「Japan Vitality Project」開始

ソフトバンク株式会社と南アフリカの金融サービス会社ディスカバリーと提携し3社共同事業の取組みをスタート。

エヌエヌ生命保険と業務提携

多様化するお客さまのニーズに一層応えていくために、営業職員を通じてエヌエヌ生命保険の商品をお客さまへご提供。

2017

「プライムフィット」発売

各種特約「就労不能・介護保障」「死亡保障」「医療保障」を組み合わせて契約する「1UP」の新しい選択肢。お客さまが各種保障を必要に応じて組み合わせ可能に。

2018

住友生命「Vitality」発売

ソフトバンク株式会社、ディスカバリーとお客さまの継続的な健康増進への取組みをサポートする新商品、住友生命「Vitality」を発売。

スミセイ・デジタル・イノベーション・ラボ(東京・米国)開設

デジタル変革期でのビジネスイノベーション、サービスイノベーションを加速する拠点として、東京と米国シリコンバレーに開設。

詳細はP118～119の「住友生命グループのあゆみ(沿革)」をご参照ください。

住友生命グループの主要事業概要

財務・人的等資源※

住友生命グループ

- 連結総資産……36兆 364億円
- 保有契約年換算保険料……2兆7,832億円
- 連結保険料等収入……2兆6,887億円
- グループ基礎利益……3,636億円

住友生命単体

- **資産状況**
  総資産……31兆5,369億円
- **負債状況**
  保険契約準備金……26兆1,477億円
  (うち責任準備金25兆8,005億円)
- **資本状況**
  基金……6,390億円
  (基金償却積立金を含む)
- **保有契約年換算保険料**
  個人保険……1兆5,342億円
  個人年金保険……7,956億円
- **保有契約高**
  個人保険……71兆7,512億円
  個人年金保険……15兆6,215億円
  団体保険……31兆8,890億円
  団体年金保険……2兆6,248億円
- **収支状況**
  保険料等収入……2兆5,085億円
  保険金等支払金……1兆9,723億円
- **従業員数**……42,848名
  (職員10,954名、営業職員31,894名)
- **営業拠点数**……支社87、支部1,432

※平成29年度実績

企業価値(エンベディッド・バリュー)

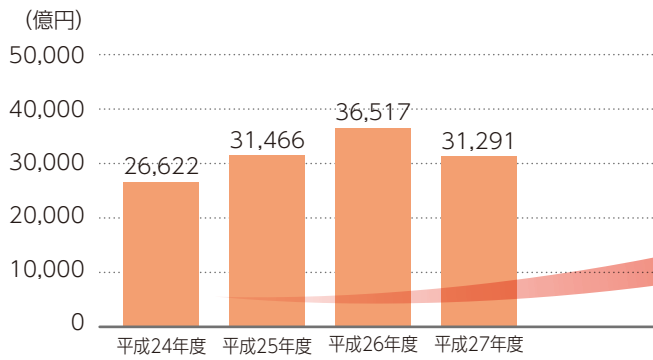

※数値は住友生命+メディケア生命の合算値

国内事業

海外事業

資産運用

【正式名称】住友生命保険相互会社
SUMITOMO LIFE INSURANCE
【創業】明治40年(1907年)5月
【本社所在地】本社:〒540-8512 大阪府大阪市
東京本社:〒104-8430 東京都中央区
〈ホームページ〉http://www.
【取締役 代表執行役社長】橋本雅博

あなたの未来を強くする

住友生命

未来への翼をデザインしたCIマークには、「お客さまの人生が未来に向けて力強く伸びていく。それを住友生命がしっかりと支える」との思いを込めています。

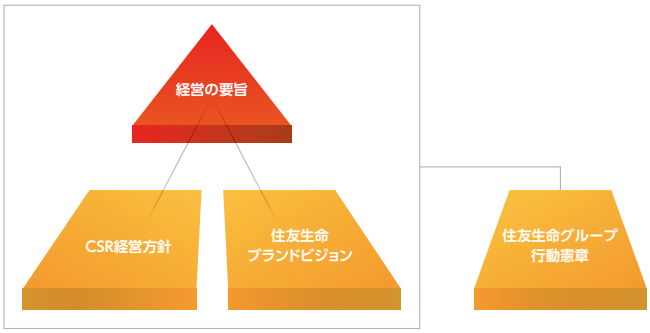

の推移と中期経営計画目標

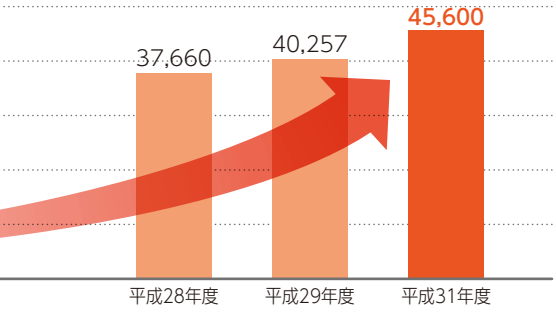

リテール

ホールセール

主要グループ企業

住友生命本社

住友生命東京本社

メディケア生命
住友生命グループ
●保有契約件数…60万件突破

いずみ ライフデザイナーズ
●首都圏を中心に71店舗

保険デザイン
●関西を中心に19店舗

シメトラ・フィナンシャル・コーポレーション(米国)
●2016年2月　完全子会社化

中国人民人寿保険股份有限公司(中国)
●2005年11月　設立

バオベト・ホールディングス(ベトナム)
●2013年3月　発行済株式18%取得

BNIライフ・インシュアランス(インドネシア)
●2014年5月　発行済株式約40%取得

COMPANY

中央区城見1-4-35　TEL.(06)6937-1435
築地7-18-24　TEL.(03)5550-1100
sumitomolife.co.jp

Japan Vitality Project
― 世界が生んだ「Vitality」上陸 ―

営承E184

健康増進型保険“住友生命「Vitality」”発売

住友生命は、健康増進型保険“住友生命「Vitality」”を、2018年7月24日に発売いたしました。“住友生命「Vitality」”は、継続的に健康増進活動に取り組むことをサポートするVitality健康プログラム(※1)を生命保険に組み込んだ商品です。働けなくなったときのリスクに備える「未来デザイン1UP」をはじめとした保険本来の保障に加え、お客さまの日々の健康増進活動を包括的に評価し、毎年の取組み実績に基づき判定されたステータスに応じて保険料の割引(※2)を受けることができます。また、フィットネスジムの月会費割引や旅行の割引などのさまざまな特典(リワード)によって、お客さまの健康増進への取組みをサポートする商品です。

※1:Vitality健康プログラムの利用については、保険料とは別にVitality利用料が必要になります。
※2:保険料は割引になるケースだけでなく、ステータスによって割増になることもあります。

住友生命 Vitality	✔ 健康状態のみならず、継続的な健康増進活動を評価し、ステータスに応じて保険料が変動 ✔ 健康増進活動をサポートするさまざまな特典(リワード) ✔ 病気等のリスクそのものの減少に寄与する
従来の保険	✔ 加入時(ある一時点)の健康状態で保険料を決定 ✔ 主に、病気等にかかった場合(リスク)に備える機能

“住友生命「Vitality」”開発の背景

今後の日本にとって大きな課題となる「健康増進」。この課題に、生命保険会社として何ができるか。このテーマに真剣に向き合い、たどり着いた答えが、この国に「自ら健康になろうとする人」を増やしていくことに貢献できる商品の開発でした。検討を進める中で、当社は、世界中で健康増進型保険を提供し、データやノウハウを有する南アフリカの金融サービス会社Discovery Ltd.(以下、ディスカバリー)と提携し、共同で商品開発を行うこととしました。

「Vitality」は、健康を改善するツールや関連知識、それを促すインセンティブ等を提供することで、保険加入者がより健康になることをサポートするプログラムです。各種インセンティブが、長期的に健康増進に寄与する行動変化を促すという仕組みが保険商品に組み込まれており、保険会社や保険加入者の双方にメリットの好循環をもたらし、社会全体の健康増進にも寄与するものです。具体的には、保険加入者の年間を通じた健康増進活動への取組みをポイント化し、ポイント累計によって年間のステータスを判定し、そのステータスが高いほど保険料割引や魅力的な特典(提携のパートナー企業が提供するサービス)が受けられる仕組みとなっています。

「Vitality」とは　～世界17の国と地域で行われている健康プログラム～

「Vitality」は、1997年より20年以上に亘り、南アフリカで販売されております。また南アフリカの他、イギリス、アメリカ、中国、シンガポール、オーストラリア、ドイツ、日本等、17の国と地域で、約840万人（2018年6月末時点）に提供されています。なお、日本では当社が独占契約を結んでいます。

「Vitality」を導入する国・地域と導入時期

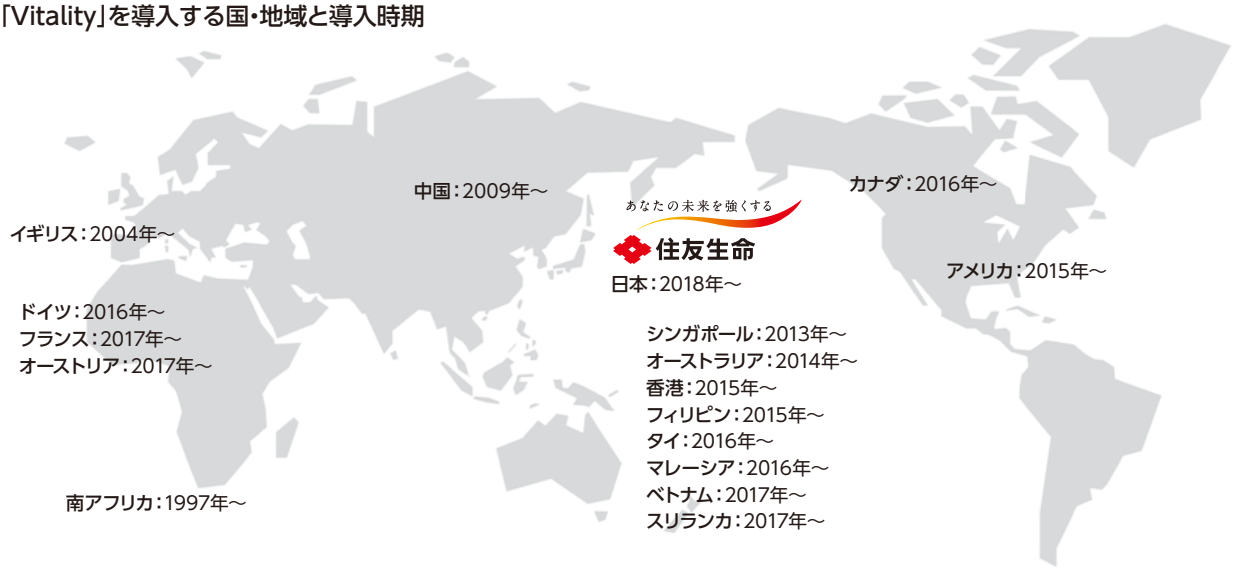

「健康長寿社会」の実現　～人生100年時代に向けて～

世界保健機関（WHO）によると、世界中の非伝染性疾病による死亡原因の約60％は、4つの疾病（肺・呼吸器系疾患、糖尿病、ガン、循環器系疾患）によるものであり、それは4つの生活習慣（運動不足、不健康な食生活、喫煙、アルコール過剰摂取）が引き起こしていると言われています。

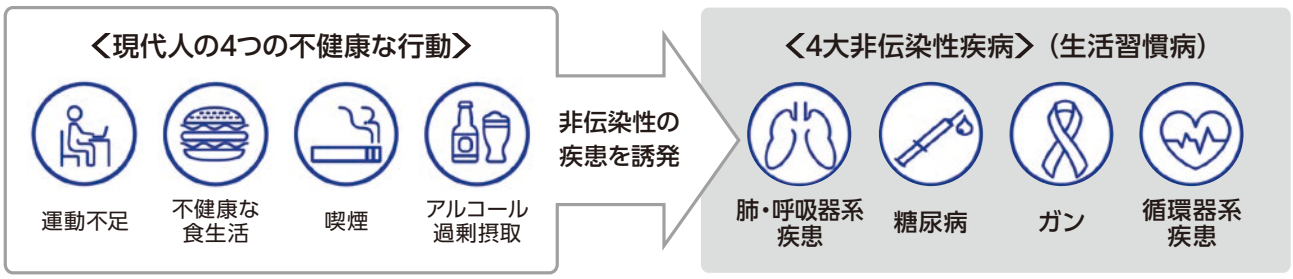

日本人の平均寿命と健康寿命の差

健康寿命とは「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」のことです。日本の平均寿命は世界2位ですが、寝たきりなど「日常的に介護などを必要とする期間」が長く、健康寿命の延伸が大きな課題となっております。

当社は、“住友生命「Vitality」”により、世界で最も高齢化の進んだ日本において、お客さまの健康増進活動の促進による健康状態の向上および健康長寿社会の実現に取組んでまいります。

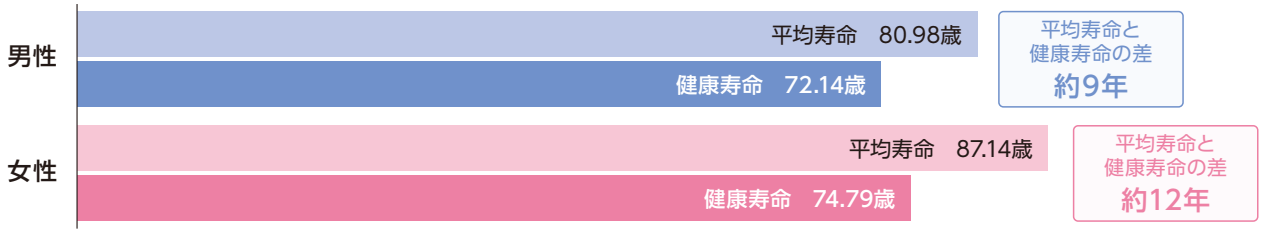

（出典）平均寿命：「平成28年簡易生命表」（厚生労働省）
健康寿命：「平成28年国民生活基礎調査」（厚生労働省）

“住友生命「Vitality」”の全体像

“住友生命「Vitality」”は、保険契約に加え、継続的に健康増進に取り組むことをサポートするVitality健康プログラムを兼ね備えた商品です。加入時に15%の保険料割引を提供するとともに、お客さまの日々の健康増進活動を包括的に評価し、毎年の取組み実績に基づき判定されたステータスに応じて毎年保険料が変動します。さらに、継続することの難しい健康増進を促す仕組みとしてパートナー企業の特典（リワード）を通じてお客さまがより健康になることをサポートします。

1UP† Vitality

リスクに備える 保険契約
［ケガや病気による入院・手術、働けなくなった場合などの備えとして保障を提供する］

×

リスクを減らす Vitality健康プログラム
［健康増進活動の評価、各種特典(リワード)による健康増進のサポート］

健康増進活動

健康状態を把握する

- オンラインチェック ➡ 最大3,000pt
- Vitality健康診断 ➡ 最大10,000pt(65歳以上12,500pt)
- 予防 ➡ 最大2,000pt

健康状態を改善する

- 運動 ➡ 最大14,000pt

ステータス判定

- ブルー 0pt～
- ブロンズ 12,000pt～
- シルバー 20,000pt～
- ゴールド 24,000pt～

保険料

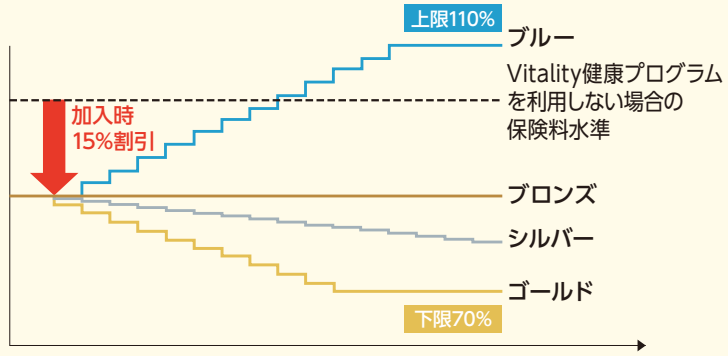

特典(リワード)を楽しむ

- ステータスに応じて、各種割引が提供されます。
- 1週間ごとの取組みに応じて指定のドリンク等との引換チケットが獲得できます。

Vitality健康プログラム　健康増進活動（2018年7月時点）

健康状態を把握する

オンラインチェック（合計：3,000pt）

Vitality 総合チェック	750pt
Vitality 食生活のチェック	750pt
たばこチェック	750pt
こころのチェック	250pt×3種類

Vitality 健康診断（合計：64歳以下10,000pt/65歳以上12,500pt）

BMI	結果提出で 各500pt ＋ 当社所定の基準で加算 64歳以下 各1,500pt 65歳以上 各2,000pt
血圧	
血糖	
コレステロール	
尿蛋白	

予防（最大：2,000pt まで）

大腸がん検診（40歳以上）	各1,000pt
肺がん検診（40歳以上）	
胃がん検診（40歳以上）	
乳がん検診（女性・40歳以上）	
子宮頸がん検診(女性・20歳以上)	
肺炎球菌ワクチン接種(65歳以上)	

健康状態を改善する

運動（最大：14,000pt まで）

歩数	<64歳以下>	<65歳以上>	
	8,000歩	6,000歩	20pt
	10,000歩	8,000歩	40pt
	12,000歩	10,000歩	60pt
心拍数	運動を30分間行い、その間の平均心拍数が(220－年齢)の60%以上		40pt
	運動を30分間行い、その間の平均心拍数が(220－年齢)の70%以上		60pt
	運動を60分間行い、その間の平均心拍数が(220－年齢)の60%以上		60pt
フィットネスジム	60pt		
イベント*	100～2,000pt		

※各項目のうち最も高いポイントのみ獲得できます。

＊イベントの詳細

ポイント	100pt	200pt	600pt	1200pt	2000pt
ウォーキング	4-10km	10-15km	15-30km	30-50km	50km-
ランニング		5-10km	10-21km	21-42.1km	42.1km-
水泳		0.6-2.5km	2.5-5km	5-8km	8km-
サイクリング		15-25km	25-50km	50-100km	100km-
トライアスロン			14-25.75km	25.75-51.5km	51.5km-

健康増進活動を支えるパートナー（2018年7月時点）

ソフトバンク株式会社

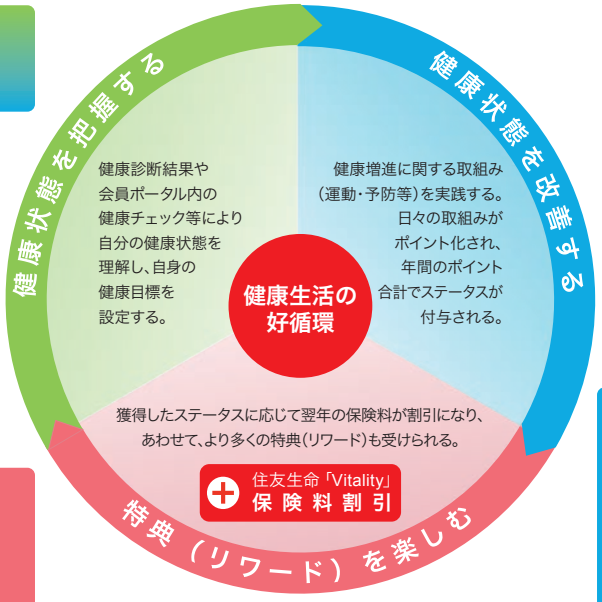

Hotels.com
株式会社ローソン
スターバックス コーヒー ジャパン 株式会社

ガーミンジャパン株式会社
ポラール・エレクトロ・ジャパン株式会社
株式会社コナミスポーツクラブ
株式会社ルネサンス
アディダス ジャパン株式会社
オイシックス・ラ・大地株式会社
株式会社ヨドバシカメラ

グローバルなイノベーション推進体制

●「Japan Vitality Project」の取組みにおいては、当社におけるデジタル・イノベーションの一環としてウェアラブル端末によって収集する運動データなどをビッグデータとして活用することで、新商品やサービスの開発につなげていくことを検討してまいります。

●このようなビジネスイノベーション、サービスイノベーションを加速する拠点として、平成30年4月に東京と米国シリコンバレーに「スミセイ・デジタル・イノベーション・ラボ」を設置しています。

●「スミセイ・デジタル・イノベーション・ラボ」では、自社だけではなく様々な強みを有したスタートアップ企業等との協業によって、外部の知見の積極的な活用や異業種との連携を図り、新規ビジネスモデルの創造・事業化などに取り組んでまいります。

●特にシリコンバレーでは、ベンチャー企業の支援を手掛けるPlug and Play(注)に加盟するとともに、当社100%子会社であるシメトラとも協業して現地でのネットワークづくりの強化に取り組んでおり、最新テクノロジーの収集力向上とスピーディーな実証実験を通じたイノベーティブなビジネス・サービスの創造を目指しております。

●また、イノベーション・グローバル人材の育成・確保に向けた取組みとして、デジタルビジネスに関わる社外のコミュニティへ積極的に参画しており、今後はオープンイノベーションやハッカソンなどデジタル・イノベーションに向けた様々な取組みを推進してまいります。

●さらに「Japan Vitality Project」で提携している金融サービス会社Discovery(南アフリカ)や、法人向け事業保険商品の販売で提携しているエヌエヌ生命保険株式会社およびNNグループ(オランダ)とデジタル・イノベーションの分野での連携を強めることで、今後もグローバルなイノベーション推進体制の構築に努めてまいります。

(注)米国シリコンバレーに本部があるベンチャー企業の支援企業で、ベンチャー企業向けの育成プログラム(アクセスレータ・プログラム)を開催し、大学・研究機関、各業界の先進的な企業、投資家など幅広いネットワークを保持しています。

産学連携

当社は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下、「産総研」）、および立命館大学と健康増進に関する共同研究契約を締結しました。産総研および立命館大学の持つ専門的な知見を活用し、将来の健康状態の予測や持続的な健康増進を促す仕組みに関する研究を進めてまいります。

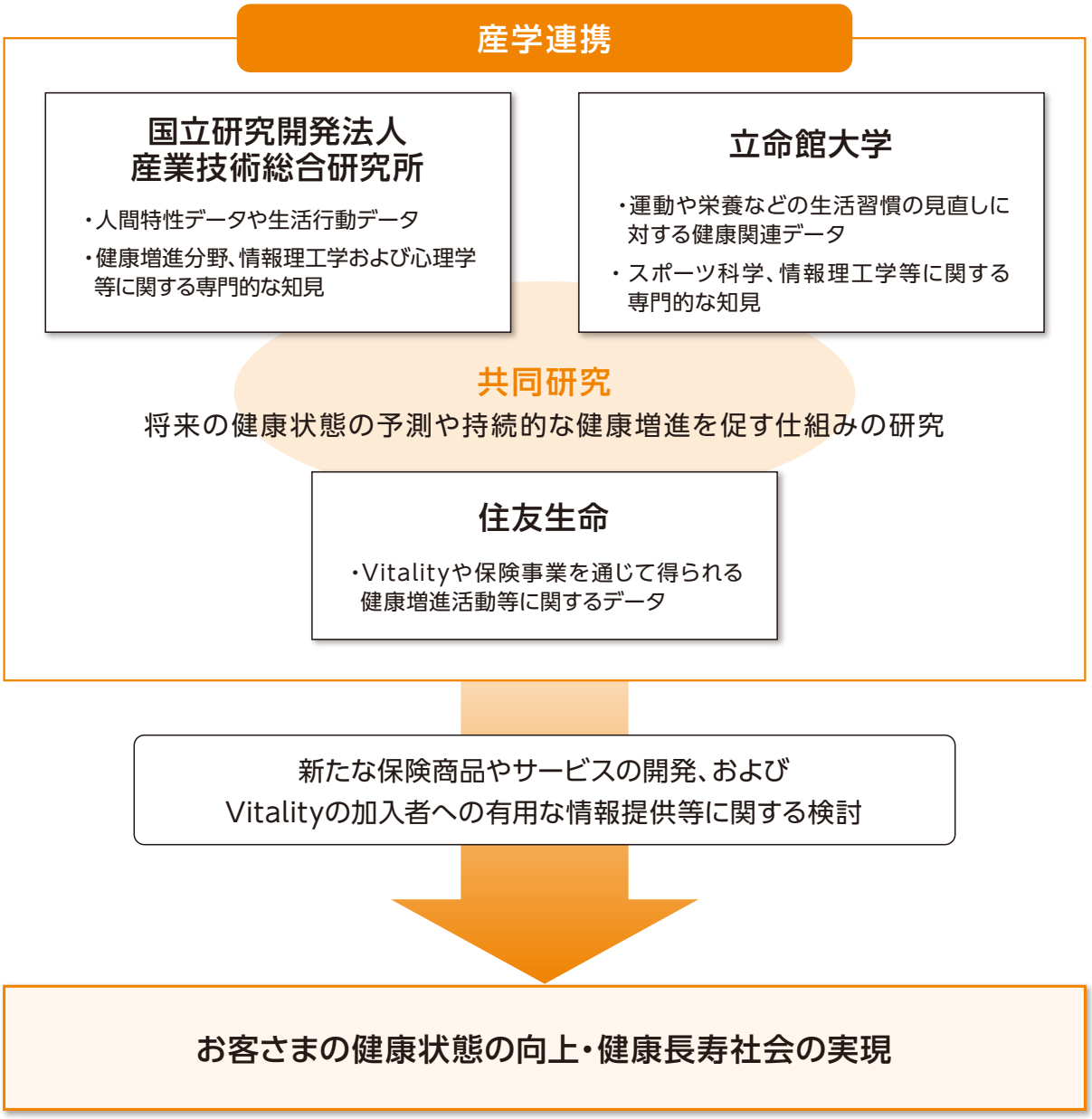

2017-2019年度

スミセイ中期経営計画2019

～お客さまのための新たな価値づくりに挑戦し、ともに未来を創る～

2017年度からスタートした3ヶ年計画「スミセイ中期経営計画2019」では、
前中期経営計画で注力したブランド戦略や収益基盤の多様化の取組みをさらに加速させ、
将来にわたるグループ企業価値の持続的向上の礎を築いてまいります。

基本的な考え方

引き続きブランド戦略を基軸として「理想のライフデザイナー」実現に向けた取組みを一層推進してまいります。また、健康を軸とした取組みを通じて「お客さま」「社会」「会社・職員」との共有価値を創造する「CSV」の実現に挑戦するとともに、お客さまの最善の利益を追求する観点から、お客さま本位の業務運営を推進してまいります。

加えて、「スミセイライフデザイナー」「金融機関等代理店・保険ショップ」「資産運用」「海外事業」の4つの重点取組事業に注力するとともに、これらを支える事業基盤として、「サービス」「経営基盤」の強化に努め、「お客さまからみて『薦めたい』会社、職員からみて『いきいきと働ける』会社、社会からみて『なくてはならない』会社」の実現を目指します。

全体像

目指す姿

中期経営計画最終年度（2019年度）のさらにその先に向けて、収益基盤の拡大・多様化を図りつつ、お客さま、社会、会社・職員の「共有価値創造（CSV）」の実現に取り組むことで、次の姿を目指す。

お客さまからみて『薦めたい』会社、職員からみて『いきいきと働ける』会社、社会からみて『なくてはならない』会社

中期経営計画の枠組み（概要）

ブランド戦略

- 品質価値をさらに高めることで、お客さまにとっての「理想のライフデザイナー」実現に取り組む
- 「健康」を軸とした取組みを通じて「お客さま」「社会」「会社・職員」との共有価値を創造するCSVプロジェクトを推進

重点取組事業

以下の4事業分野における収益基盤の拡大・多様化に取り組む

4つの事業分野

マルチチャネル	スミセイライフデザイナー	変化するお客さまニーズへの的確な対応の推進	●販売・サービス体制の強化 ●機動的な商品供給、他の金融機関等とのアライアンス推進
	金融機関等代理店 保険ショップ		
資産運用		資本を活用したリスクテイク	●資産運用の高度化 ●出資先の企業価値向上、収益貢献 ●人材育成
海外事業			

将来を見据えた戦略的投資

事業基盤

サービス　経営基盤

- 事務・サービス品質の維持・向上
- 働き方変革推進、ガバナンスの高度化、ERM経営の推進等

お客さま本位の業務運営

オープン・イノベーションの推進

FinTechの戦略的活用

経営資源の最適活用

取組みの概要

ブランド戦略

ご加入からお支払いにいたる各場面での品質価値をさらに高めることで、お客さまにとっての「理想のライフデザイナー」実現に向けた取組みを推進します。また、健康増進型保険“住友生命「Vitality」”発売（2018年7月）を踏まえ、「健康」を軸とした取組みを通じて「お客さま」「社会」「会社・職員」との共有価値を創造するCSVプロジェクトを展開してまいります。

重点取組事業

マルチチャネル

1. スミセイライフデザイナー（営業職員）

優秀営業職人材の採用と育成を強化しつつ、コンサルティング力の向上、営業用端末の活用推進、迅速なサービスの提供を推進していくとともに、共有価値創造（CSV）に向けた販売・サービス体制の構築に取り組みます。

マルチチャネル

2. 金融機関等代理店・保険ショップ

業界最大規模の販売ネットワークの維持・拡大、幅広い提携戦略の推進、お客さまニーズに対応した商品ラインアップの拡充により、当社およびメディケア生命商品の販売を推進してまいります。

3. 資産運用

お客さまの資産形成などのニーズに適った生命保険商品を安定的に提供し、将来にわたって保険金や給付金等を確実にお支払いするために、適切なリスクコントロールのもとで、資産運用の高度化に取り組んでまいります。

4. 海外事業

成長性と収益性のバランスのとれた事業ポートフォリオの構築を目指し、アジア事業の企業価値向上およびシメトラの安定収益の実現に取り組むとともに、新たな取組みについても研究・検討を行ってまいります。また、海外事業展開を支える人材の育成を含む態勢面の整備を行います。

事業基盤

1. サービス

募集から事務・サービス・支払にいたるまで基本品質を徹底することにより、迅速・丁寧・誠実な対応を推進し、「お客さま本位の業務運営」に資する事務・サービス品質の維持・向上に取り組みます。

2. 経営基盤

働き方の変革やダイバーシティ推進、ガバナンスの高度化、リスク・リターンのバランスに基づくERM経営の推進等により、経営基盤の強化に取り組んでまいります。

計数目標（2019年度末）

企業価値（EV）※1※2

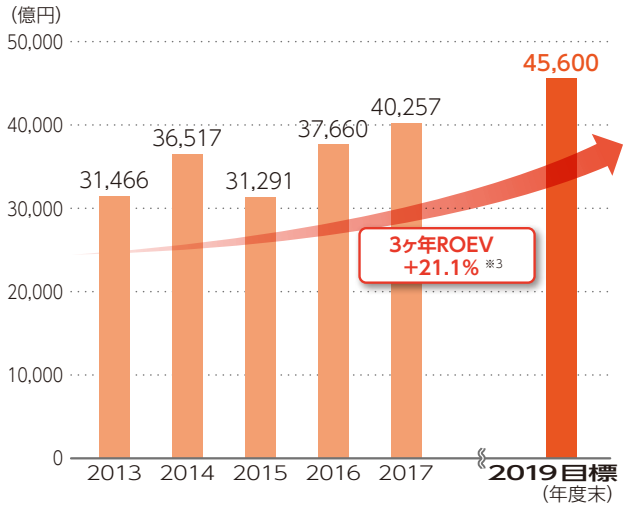

保有契約年換算保険料 ※2

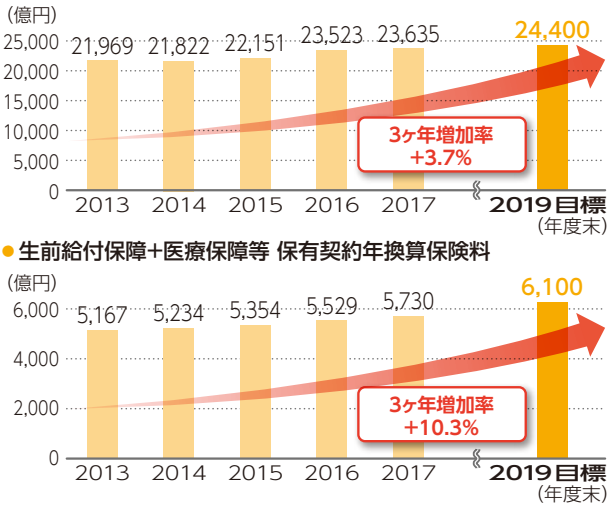

※1 一定の経済前提をおいて算出しています。 ※2 住友生命+メディケア生命の合算。
※3 Return on EVの略。EV（エンベディッド・バリュー）の増加率を表します。

「スミセイ中期経営計画2019」の2年目にあたる2018年度は、引き続き当該計画の各枠組みにおける取組みを継続しつつ、“住友生命「Vitality」”を中心とした戦略的投資と収益基盤の拡大・多様化に取り組んでまいります。

ブランド戦略

ブランド戦略の全体像

ブランド戦略について

平成23年度から「あなたの未来を強くする」というメッセージのもとでブランド戦略に取り組んでいます。平成29年度からスタートした「スミセイ中期経営計画2019」で引き続き基軸となるブランド戦略においても、ご加入からお支払いにいたる各場面での品質価値をさらに高めることで、お客さまにとっての「理想のライフデザイナー」実現に向けた取組みをさらに推進してまいります。

住友生命のブランド戦略では、

❶「住友生命ならでは」の先進の価値づくり
❷社内での行動変革(インナーブランディング)
❸社外へのイメージ戦略(アウターブランディング)

の3本柱と、これらを機能させるための枠組みづくりであるブランドマネジメントに取り組んでいます。当社のブランド戦略は、CI(コーポレート・アイデンティティ)マークの管理やイメージ戦略にとどまらず、お客さま本位の業務運営を推進し、特にスミセイライフデザイナーを通じて「住友生命ならでは」の価値を実感いただくことを軸に据えています。

「住友生命ならでは」の価値

私たちはこれまで、万一の時や病気の時、老後や働けなくなるリスクへの備えなど、様々なリスクに備える保険を提供することで、お客さまに安心と満足をお届けすることに努めてきました。今般発売した健康増進型保険“住友生命「Vitality」”では、ここに「健康増進をサポートする」という新しい役割が加わることで、「リスクに備える」だけでなく、「リスクそのものを減らして健康な人生を過ごしていただく」という新しい価値の提供を目指しています。

この“住友生命「Vitality」”を軸に、社会全体への健康増進の働きかけや、健康経営の推進を行うことで、「お客さま」「社会」「会社・職員」とともに共有価値を創造する「CSVプロジェクト(P26参照)」を推進しています。

また、こうした価値をお客さまにお届けするための中核となるのが営業職員による対面サービスです。お客さまに対面ならではの価値を実感いただくために、ご加入時はもちろん、ご加入後、そして保険金や給付金のお支払い時まで「いつも、いつまでも」お客さまに寄り添ったコンサルティングとサービスをお届けし、お客さまから安心してご相談いただける存在になりたいと考えています。

そうしたコンサルティングとサービスの一環として、営業用携帯端末「Sumisei Lief(スミセイリーフ)」を使って、お客さまのライフプランに応じた必要保障額をシミュレーションしていただけるコンサルティングサービス「未来診断」や、入出金手続きや各種変更手続き等のご加入後のお手続きをその場で行うことができるサービス「LiefDirect(リーフダイレクト)」を展開しています。こうした取組みを通じて、引き続き、お客さまにとってわかりやすく納得感のあるコンサルティングや、便利で迅速なサービスのご提供に努めております(P34参照)。

インナーブランディングの取組み

お客さまサービスを一層充実させ、安心と満足をお届けするためには職員の仕事に対する意識や使命感が重要となります。そうした観点から、社内の好取組事例や成功体験を幅広く共有し、共感の輪を拡げていく取組みを進めています。そうすることで、一人ひとりの職員が真摯な気持ちでお客さまに向き合い、しっかりとしたサービスをお届けしていく。それがまた、より多くのお客さまに喜んでいただける好循環につながるものと考えています。さらに、こうした取組みの土台として「いいねカード」を発行し、社内で互いに良い所を認め合い、ほめ合う風土の醸成にも努めております。

また、ブランド戦略を推進するにあたって、職員一人ひとりがお客さまの視点からみた理想の姿を実現するための行動計画「私の宣言」を策定し、その進捗状況について各職場で毎月実施しているミーティングで確認することで、ブランドの理念に沿った行動を促進していくよう努めています。

さらに、いざという時のお客さまやご家族の悲しみに寄り添う「グリーフケア」を職員の研修プログラムに導入し、お客さまへの対応力の一層の向上にも取り組んでいます。

アウターブランディングの取組み

「住友生命らしさ」をお伝えしていくために、CM等の外部メディア、公式ホームページを中心とする自社メディア、ソーシャルメディア等を通じたアウターブランディングを推進しています。

瑛太さん出演のTVCM
営承E186

なかでも、平成30年7月に発売した“住友生命「Vitality」”を通じて、「健康増進」という新たな価値を世の中に広く伝えていくため、統合プロモーションに取り組んでおります。TVCMでは主に“住友生命「Vitality」”ブランドや商品の魅力を訴求し、より詳しく内容をご理解いただけるツールとしてWEB動画「4Types of Men-4種の男-」を展開しております。また、体験型コンテンツ「VITALITY PARK」では、運動等の体験を通じて商品内容や魅力を伝える新たな取組みも展開しております。

また、企業CM「dear my family」シリーズでは「家族の未来に、変わらない毎日があるために。」というメッセージの下で、ご家族の人生を将来にわたって守り、支えるという生命保険の使命を描いています。

公式ホームページでは商品・サービスの紹介、各種お手続きのご案内などの情報をわかりやすくお伝えするとともに、お客さまのお役に立つコンテンツの充実に取り組んでいます。また公式SNS（Facebook、Instagram、Twitter）やYouTube公式チャンネルでは、CM情報や社会貢献活動の取組みなど様々な情報を発信しています。

なお、ブランドパートナーの浅田真央さんには、姉の舞さんとともにVitalityアンバサダーへ就任いただき、Vitalityプロモーションをはじめ、健康増進啓発に向けた取組みを展開してまいります。

ブランドパートナーの浅田真央さん
営承M326

ブランド戦略の効果と今後の展開

こうした取組みの結果、お客さま満足度調査における総合満足度は着実に向上し、お客さまからいただく感謝の声も増えるなど、ブランド戦略の効果が表れています。

引き続き、お客さまにとっての「理想のライフデザイナー」を目指して取組みを強化するとともに、「お客さま」「社会」「会社・職員」との共有価値を創造する「CSVプロジェクト」を推進することで、「お客さまからみて『薦めたい』会社」「職員からみて『いきいきと働ける』会社」「社会からみて『なくてはならない』会社」の実現を目指してまいります。

当社のCSR体系とSDGsへの対応

当社は、経営方針のひとつとして「CSR経営方針」を策定し、CSR経営を推進しております。こうした中で、国連が提唱し日本においても官民挙げて取組みが図られているSDGs(※)など、CSRを取り巻く国際的な潮流を踏まえ、CSR経営を推進する上で重要となる項目(CSR重要項目)について以下のとおり整理しています。

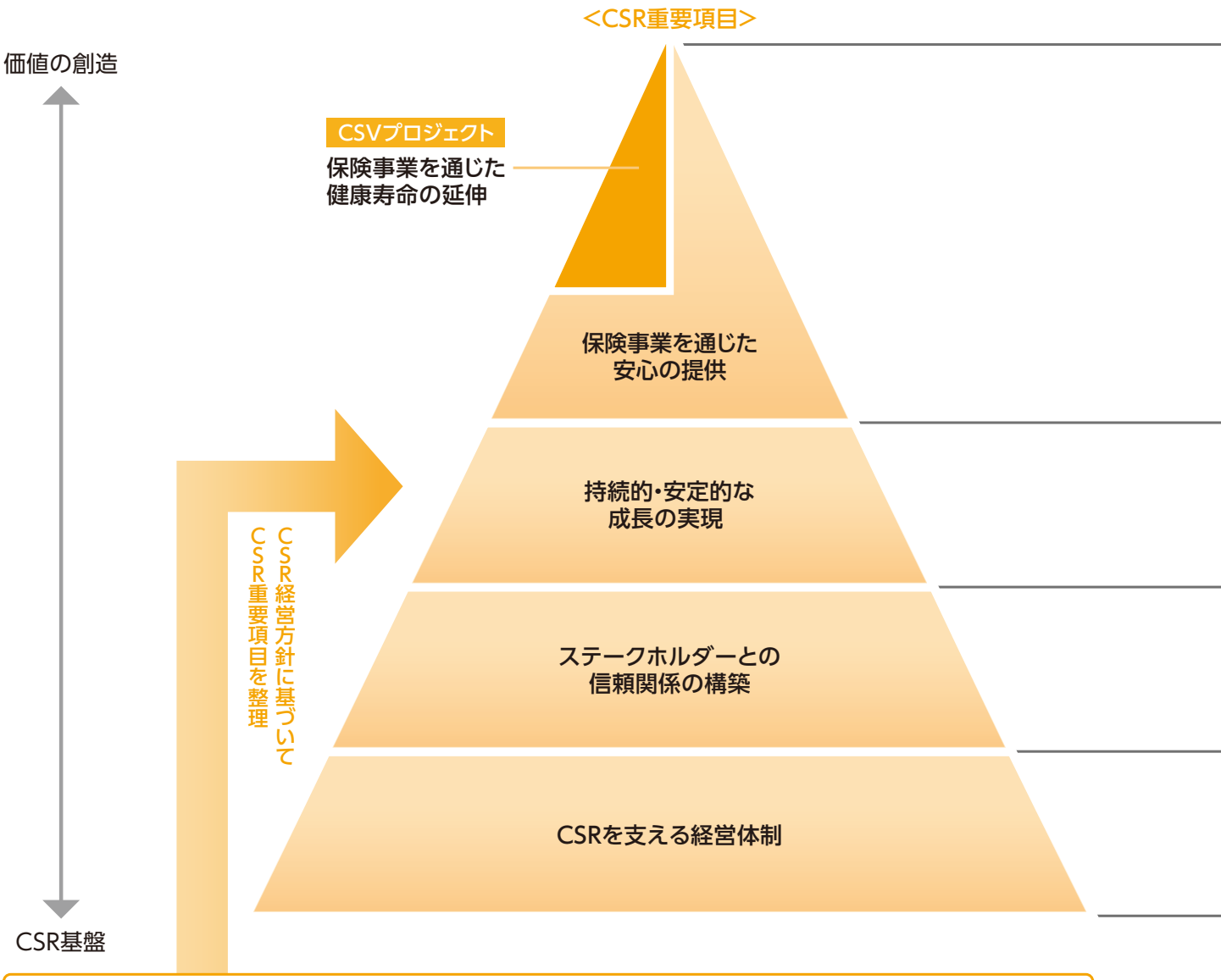

<CSR経営方針>

住友生命は保険事業の健全な運営とその発展を通じて、豊かで明るい長寿社会の実現に貢献します。
この理念のもと、誠実な業務遂行・健全な財務基盤を通じ、お客さまをはじめとした各ステークホルダーに最も信頼・支持され、持続的・安定的に成長する会社を目指します。

●お客さまへ
お客さまからの信頼をあらゆる活動の起点とし、保険事業の健全な運営を通じて、一人ひとりに最適な生活保障サービスを提供します。

●ビジネスパートナーへ
ビジネスパートナーの信頼・支持を得て、ともに社会的責任を果たします。

●従業員へ
従業員一人ひとりが誇りと自信をもっていきいきと働き続けられる会社づくりに取り組みます。
自由闊達でチャレンジ意欲あふれる組織風土を大切にします。

●社会へ
社会の一員としての役割と責任を認識し、健康で心豊かな社会づくりと地域社会・国際社会の発展に貢献します。

●地球環境へ
健康な暮らしを支えるため、事業活動において常に地球環境への影響に配慮し、その保護に積極的に取り組みます。

また、それぞれのCSR重要項目と対応するSDGs項目を示すことで、当社がSDGs対応として重点的に取り組む分野を明確にしております。このような整理のもと、CSR経営の更なる推進を図ってまいります。

CSR重要項目	SDGs項目	主な取組み(詳細ページ)
保険事業を通じた健康寿命の延伸	3 すべての人に健康と福祉を	●健康増進を軸としたCSVプロジェクトへの取組み(P26) ・健康増進型保険“住友生命「Vitality」”の提供(P14) ・社会全体への健康増進への働きかけ(P80) (スミセイ“Vitality Action”) ・健康経営の推進(P78)
保険事業を通じた安心の提供	1 貧困をなくそう	●あなたの未来を強くする先進のコンサルティング&サービスの推進(P34) ●先進的な商品・サービスのご提供(P32) ●法人のお客さま向け商品・サービスの充実(P36)
持続的・安定的な成長の実現	8 働きがいも経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	●スミセイ中期経営計画2019の実行 ・スミセイライフデザイナーによる販売・サービス体制の強化(P30) ・金融機関等代理店・保険ショップによる販売ネットワークの維持・拡大(P40) ・資産運用の高度化(P44)　・海外事業の展開(P48) ●産学連携を通じた健康増進に関する研究の促進(P19) ●デジタル・イノベーションの推進(P18)　●ERM経営の推進(P28)
ステークホルダーとの信頼関係の構築	5 ジェンダー平等を実現しよう 13 気候変動に具体的な対策を 17 パートナーシップで目標を達成しよう	●お客さま満足の向上(P62) ●ビジネスパートナーとの共生(P74) ・損害保険事業への取組み　・エヌエヌ生命との提携 ●従業員の働きがいの向上(P76) ●豊かな社会づくり(P80)　●地球環境の保護(P84)
CSRを支える経営体制	10 人や国の不平等をなくそう 16 平和と公正をすべての人に	●コーポレートガバナンスの実効性確保に向けた取組み(P86) ●内部統制システムの整備(P99) ●コンプライアンスへの取組み(P100) ・反社会的勢力への対応(P101) ●人権への取組み　●個人情報保護への取組み(P102) ●リスク管理体制の整備(P104)

社内外の評価視点からの確認

CSR重要事項の整理にあたっては、CSR経営方針からのアプローチに加えて、ステークホルダー(お客さま・外部機関)からのご意見や当社の管理職へのアンケート調査を通じて整理を行い、その妥当性を検証しております。

ご契約者懇談会の様子

管理職会議の様子

※SDGsとは2015年の国連サミットにて採択された2030年までの国際開発目標です。環境・社会・経済の側面を重視した持続可能な社会を実現するために全ての国が取り組むべき普遍的(ユニバーサル)な目標であり、17の目標(ゴール)および169のターゲットが設定されています。

健康増進を軸とした CSVプロジェクトへの取組み

当社はこれまで、「本業である保険事業の健全な運営とその発展を通じて、豊かで明るい長寿社会の実現に貢献する」という方針の基で、企業の社会的責任を果たすCSRの取組みを推進してきました。

中期経営計画2019においては、こうしたCSR経営をベースとして、健康増進型保険“住友生命「Vitality」”を軸に、社会全体への健康増進の働きかけや、健康経営の推進を行うことで、「健康寿命の延伸」という社会的課題の解決に取り組んでいます。この取組みを「CSV※プロジェクト」と位置づけ、「お客さま」・「社会」・「会社・職員」とともに、健康増進という新しい共有価値を創造することで、「日本の健康寿命の延伸」を目指していきます。

CSVプロジェクトの全体像・理念

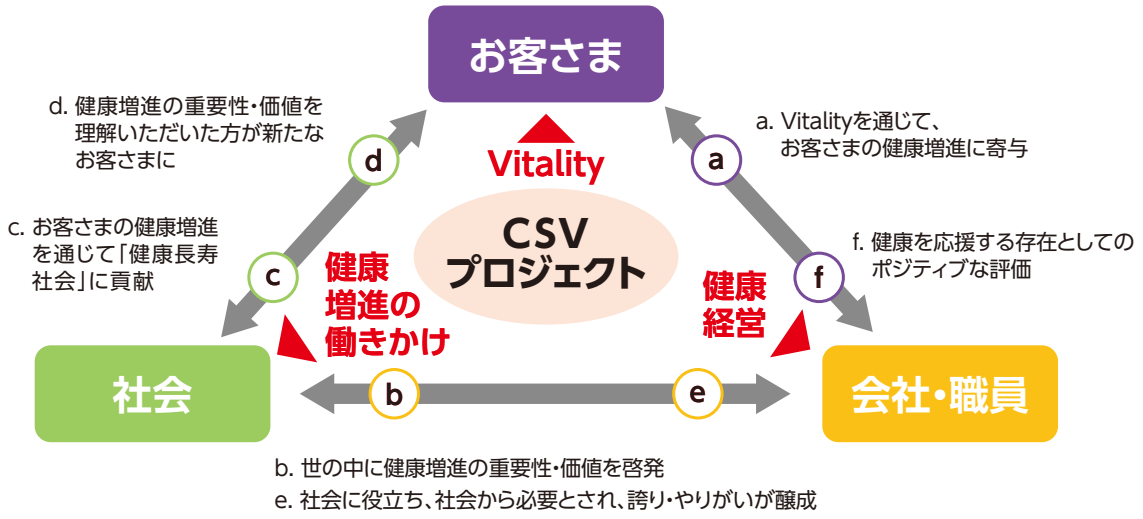

① お客さまへの「Vitality」の提供
② 社会全体への健康増進の働きかけ
③ 職員とその家族が健康になる「健康経営」の推進

の3つの行動を通じて日本の健康寿命の延伸を目指します。

※CSVとは「Creating Shared Value」の略語で、「共有の価値創造」を意味しており、本業で社会的課題に取り組み、「社会問題の解決」と「企業価値の向上」を両立させることを指しております。

①お客さまへの「Vitality」の提供

CSVプロジェクトの軸となる、健康増進型保険“住友生命「Vitality」”の提供を通じて、継続的な健康増進活動への取組みを促すことによる健康状態の向上を実現し、日本の健康寿命の延伸に寄与することを目指していきます。

Vitalityの仕組み

Vitalityは、健康を改善するツールや関連知識、それを促すインセンティブ等を提供することで、保険加入者がより健康になることをサポートするプログラムです。具体的には、加入者の年間を通じた健康増進活動への取組みをポイント化し、累計ポイントによって年間のステータスを判定します。そのステータスが高いほど、保険料割引やパートナー企業が提供する魅力的なサービスが得られることで、健康増進に取り組むモチベーションを高めていく仕組みとなっています。(P16参照)

②社会全体への健康増進の働きかけ

健康増進をテーマとした社会貢献事業である「スミセイ“Vitality Action”」では、社会課題に対して1つの組織だけでなく、様々な主体が、お互いの強みを活かして取り組む「コレクティブインパクト」というCSVの特徴的なアプローチ方法を用い、自治体や財団、研究者、アスリート等の皆さまからご協力を得ながら、健康増進という社会課題に取り組んでいます。具体的には、以下のとおり健康増進に関する「行動促進」と「理解促進」に取り組んでおり、これらの活動を通じて社会全体への健康増進の働きかけを行っています。(P80参照)

スミセイ“Vitality Action”全体像

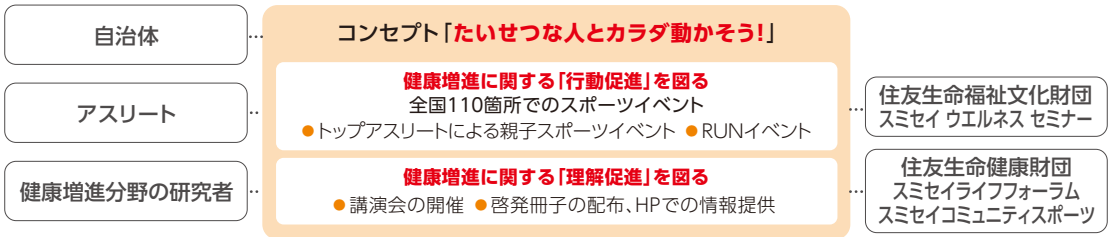

③職員とその家族が健康になる「健康経営」の推進

一人ひとりの職員が個々の能力をいきいきと最大限に発揮するためには、何より職員やそのご家族が心と体の健康を大切にし、健康な生活を送ることが非常に重要であると考えています。当社では、日本の健康寿命の延伸を目指して健康増進への取組みを進めており、その出発点は、やはり職員一人ひとりの健康に対する「意識」と「行動」です。このような認識のもと、「住友生命グループ健康経営宣言」を策定し、経営的視点から職員およびその家族の健康維持・増進活動に取り組むことを全力でサポートしています。(P78参照)

職員による座談会

健康増進への取組みを推進するため、CSVプロジェクトに関する理解を深めるべく、各業務の担当職員による座談会を実施しました。その中で共有された“CSVプロジェクトに取り組む想い”について、以下のとおりご紹介します。

● お客さまへの「Vitality」の提供

お客さまの「健康増進への取組みをサポートする」というのがVitalityの一番の趣旨です。そのために、保険料変動や特典(リワード)といった仕組みがあるのですが、そこばかりにフォーカスしてしまうと、根本の理念が薄れ、健康増進を促すことが意識されないようになってしまうかと思います。Vitalityは海外では、「shared value insurance(共有価値保険)」と言われており、まさにCSVを実現する保険です。Vitalityを通じて、健康増進という理念を伝えていくことでCSVの実現を目指していきます。

● 社会全体への健康増進の働きかけ

Vitalityの普及はもちろんですが、「スミセイ“Vitality Action”」を通じて、社会全体へ働きかけを行っていくことも大切です。参加者からは、「体を動かす良いきっかけになった」という感想もいただいており、保険商品を通じた健康増進への取組みとともに、社会貢献活動に積極的に取り組むことで、健康増進の重要性をお伝えしていきたいと思います。

● 職員とその家族が健康になる「健康経営」の推進

健康増進の重要性を、お客さまや社会にお伝えしていくためには、私たちが自ら健康増進に取り組み、体験することが重要です。日々の生活の中で、健康を意識し、実際に行動していくことで、お客さまや社会とともに健康増進に取り組んでいきます。

ERM経営の推進

ERMの考え方

「スミセイ中期経営計画2019」では、リスク・リターンのバランスに基づく「ERM※の推進」を、重点取組事業を支える「事業基盤(サービス、経営基盤)」における取組項目の一つと位置付けています。

※Enterprise Risk Managementの略

具体的には、リターン・リスク・資本についてより一体的な管理を進め、リスクを適正にコントロールし財務の健全性を確保することで保険金等の確実なお支払いを実現するとともに、資本(リスクバッファー)を有効活用し効率的にリターン(企業価値)の向上を図ることでお客さまの利益に貢献してまいります。

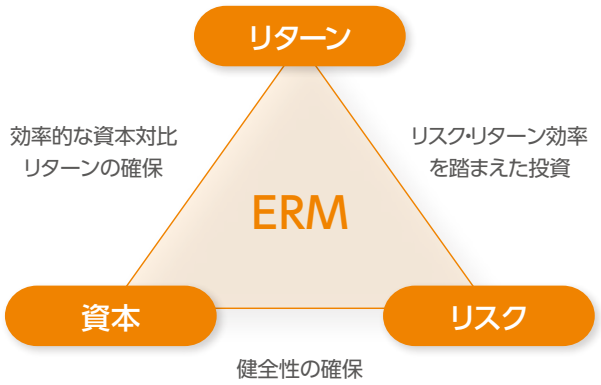

ERMの経営への活用

当社では、上記ERMの考え方に基づき、「資本を有効活用して、どのようなリスクをどの程度のリスク量まで取ってリターンを獲得するのか」という経営上のリスク選好(定性面・定量面)を明確化した「リスクアペタイト・ステートメント」を策定したうえで、「リスク選好と整合的な経営計画の策定(Plan)→経営施策の執行(Do)→計画の進捗状況のモニタリング(Check)→必要に応じた計画等の見直し(Action)」という「PDCAサイクル」を通じて、ERMの更なる高度化を図っております。

経営のベースとなる普遍的なリスクに対する姿勢(長期的なリスク選好)

・住友生命グループは、主に、保険引受・資産運用においてリスクテイクを行い、リスクを適切にコントロールします。

中期経営計画期間(2017～2019)の環境に対応したリスク選好(中期的なリスク選好)

[リスクアペタイト・ステートメント]

・お客さまニーズを踏まえたコンサルティングの推進を通じた保障性商品等を中心とした保険販売拡大によるリスクテイクにより、安定的な収益確保と資本充実を図り、資産運用・海外事業等の新たなリスクテイクにより資本を有効活用します。

・市場環境悪化時等においても事業継続が可能となるリスクと資本のバランスを遵守しつつ、資本を有効活用し効率的に企業価値向上を図ります。

リスク選好に基づく「スミセイ中期経営計画2019」を策定

会社全体の経営計画

資本を有効活用するために、リスク・リターン等の検証を実施の上、資本配賦を決定・実行

重点取組事業

- マルチチャネル
  - スミセイライフデザイナー
  - 金融機関等代理店・保険ショップ
- 資産運用
- 海外事業

- 財務の健全性を確保することで保険金等の確実なお支払いを実現
- 住友生命グループの企業価値の持続的向上を通じてお客さまの利益への貢献を実現

重点取組事業

スミセイライフデザイナー（営業職員） 30
金融機関等代理店・保険ショップ 40
資産運用 44
海外事業 48

マルチチャネル

スミセイ ライフデザイナー（営業職員）

共有価値創造（CSV）に向けた販売・サービス体制を構築するとともに、変化する多様なお客さまニーズへ的確にお応えしていきます。

平成29年度の振返り

スミセイライフデザイナー（営業職員）における取組みといたしましては、一人ひとりがお客さまにとっての「理想のライフデザイナー」となれるよう、優秀な人材を採用するとともに、四半期ごとの成長ステップに応じた継続的な教育を行うことで、お客さまにご提案する際のコンサルティング力とサービス面での強化を図ってまいりました。

コンサルティングの面では、携帯端末に搭載しているツールの「未来診断」を活用し、将来必要となる保障額や備えるべきリスクをお客さまご自身で確認いただきながら、ご要望に応じた最適な保障の提供に努めてまいりました。

サービス面ではより肌理細やかなご要望にお応えするべく、様々な新商品を発売いたしました。平成27年9月には、共働き家庭の増加、女性の社会進出等、社会情勢の変化によって新たに生じた「働けなくなるリスク」をカバーする就労不能保険「1UP」を発売し、平成29年3月には設計の自在性を飛躍的に向上させた主力商品「プライムフィット」、お子さま向け総合保障商品「わんぱっく」、女性専用パッケージプラン「1UP WOMAN」を発売するなど、商品ラインナップの大幅な拡充を図りました。生活責任層や若い世代のお客さまにご好評いただき、平成29年度の「1UP」等主力商品の販売実績は前年比4.2万件増の42.7万件となりました。

また、エヌエヌ生命保険株式会社との業務提携により、平成29年4月より経営者さま向けの保険「エンブレムN 生活障害定期」、「エンブレムN 逓増定期」の販売を開始いたしました。経営者さま向けの就労不能保険である「繁栄1UP」も同時期にレベルアップを実施しており、発売前の想定を上回るご契約をいただいている状況です。

なお、営業職員扱の保険契約継続率については、引き続き改善傾向にあり、平成29年度は年換算保険料ベースで13月目96.5%、25月目92.7%となりました。

営業職員扱の主力商品(※)新契約件数

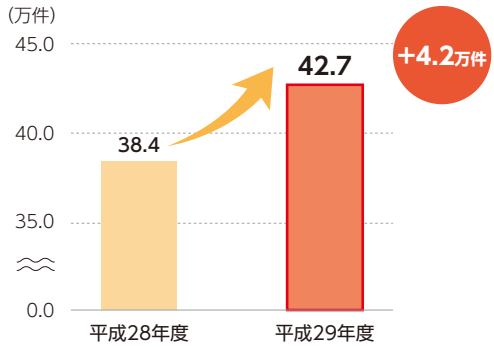

※Wステージ・ライブワン・プライムフィット

営業職員扱の継続率

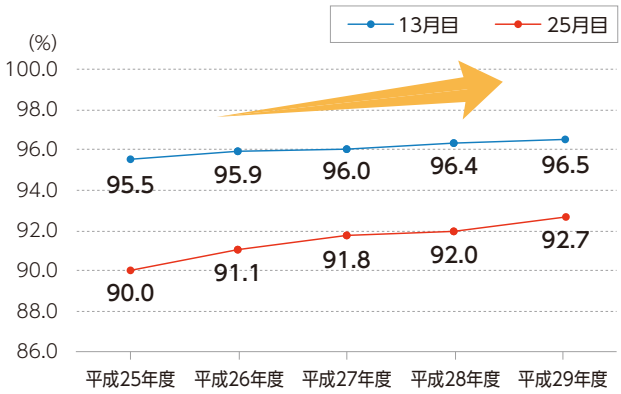

環境認識

前提となる事項

- 少子高齢化、単独世帯の増加
- お客さまニーズの多様化、変化の加速
- 人口動態の地域特性
- 低金利環境の継続可能性

課題

- 多様化するお客さまニーズやお客さまの利益に適う商品の提供
- お客さま本位の業務運営の推進とコンサルティング力のさらなる向上
- 人口動態の地域特性に応じたサービス体制構築とマーケット戦略推進
- 健康増進型保険発売を契機とした健康長寿社会実現に向けた社会的課題の解決

平成30年度の取組み

今期の中期経営計画(平成29～31年度)におきましては、お客さまと社会、会社の3者が共有の価値を創造するべく、販売・サービス体制の構築に取り組むとともに、変化する多様なお客さまニーズへの的確な対応等、お客さま本位の業務運営を推進していくことを主軸としています。

平成30年7月には中期経営計画の重要な軸である、健康増進型保険“住友生命「Vitality」”を発売いたしました。この住友生命「Vitality」は、リスクに備えるだけではなく、お客さまの健康増進をサポートし、リスクそのものを減らして健康な人生を過ごしていただくという、「新たな価値」をお客さまにお届けすることが出来る商品です。住友生命「Vitality」を通じて、お客さまの健康増進活動の促進による健康状態の向上および健康長寿社会の実現に取り組んでまいります。

また、平成30年4月よりエヌエヌ生命の経営者さま向けの保険「エンブレムN 重大疾病」を新たに販売開始いたしました。平成29年4月から販売開始している「エンブレムN 生活障害定期」、「エンブレムN 逓増定期」に続く新商品であり、事業保険分野におけるより一層の競争力向上を図ってまいります。

優秀なスミセイライフデザイナーの採用と継続的な育成といった従来からの取組みを着実に進めることに加え、新型タブレット端末を活用した質の高いコンサルティング&サービスの提供、FinTechのような新たな技術革新も積極的に取り入れていくことで、健康増進型保険“住友生命「Vitality」”をはじめとした新たな価値を提供し、お客さま、社会との共有価値の創造を実現してまいります。

お客さまに新たな価値の提供
お客さまのニーズにあったコンサルティングの推進

健康増進型保険

住友生命 Vitality

生活責任層・女性・子ども向けの保険

スミセイの特約組立型保険 Prime Fit プライムフィット
1UP WOMAN 未来デザイン ワンアップ
わんぱく 3 PACK

法人向けの保険

エヌエヌ生命の生活障害保障型定期保険 エンブレムN 生活障害定期
エヌエヌ生命の定期保険 低解約返戻金型逓増定期特約Ⅱ エンブレムN 逓増定期
エヌエヌ生命の重大疾病保険 エンブレムN 重大疾病
繁栄 1UP スクエアライン ワンアップ

先進的な商品・サービスのご提供

健康増進型保険“住友生命「Vitality」”

日本では平均寿命が継続的に延びており、日常的に介護を必要とせず、自立した生活を送ることのできる期間である「健康寿命」に注目が集まっています。日本の家計における健康関連の支出は増加しており、健康関連市場の規模は今後5年で倍増する見込みになっている等、人々の「健康」への意識は高まってきています。

世帯消費額の推移

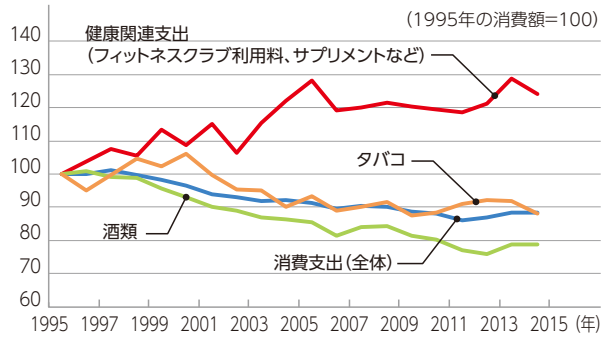

出典:総務省「家計調査」(二人以上世帯)

このような背景をふまえ、従来の保険商品に健康を改善するためのプログラムを盛り込み、健康増進活動を促すためインセンティブを提供することで「保険加入者がより健康になる保険」それが、健康増進型保険“住友生命「Vitality」”です。“住友生命「Vitality」”によって、当社の保険は従来の「リスクに備える」保険から、「リスクを減らし、リスクに備える」保険へと進化しました。

この健康増進型保険は、お客さまのある一時点の健康状態を評価するのではなく、お客さまの健康増進の取組みを総合的に評価して、その取組みに応じて保険料割引、特典(リワード)の提供を行う商品です。本商品によってお客さまの健康増進を促し、ひいては社会全体として国民の健康増進につなげるという住友生命ならではの価値を提供していきます。

住友生命 Vitality

生活保険「1UP」

平成27年9月より発売した「1UP」は、「病気やケガで働けなくなってしまったとき」にお客さまおよびそのご家族の生活をお守りし、社会復帰をサポートすることをコンセプトとした、“強く生きていくための保険”です。平成29年3月、お客さまニーズの多様化や、就労不能保障を含む生前保障ニーズの高まりをふまえ、働けない状態の保障や医療の保障等に特化した「1UP」の新しい選択肢として、新主力商品「プライムフィット」を発売し、生活保険「1UP」はさらに進化しました。

生活保険で、じぶんを救え。
1UP
未来デザイン ワンアップ

“1UP”は「2016年日経優秀製品・サービス賞 最優秀賞 日経ヴェリタス賞」を受賞しました

「1UP」は、「2016年日経優秀製品・サービス賞最優秀賞日経ヴェリタス賞」を受賞しました。当社は、生命保険会社で初の4度目の受賞※となります。これからもお客さまのお役に立つ商品を提供してまいります。

※平成30年4月、当社調べ

保障をさらに充実させるさまざまな特約

がんPLUS

平成25年4月発売

【がん診断特約】
- 早期発見・早期治療がカギ 上皮内新生物もカバー!

【がん薬物治療特約】
- 抗がん剤治療・疼痛緩和ケアをカバー!(将来誕生する新薬による抗がん剤治療も保障!)

- 生まれて初めてがんと診断されたとき、がん診断保険金をお支払いします。
- **責任開始日から90日以内に診断されたがんはお支払いできません。**
- がん薬物治療給付金はがんにより、公的医療保険制度の給付対象となる当社所定の抗がん剤・疼痛緩和薬の投与・処方を受けられた場合お支払いします。
- **同じ月に、複数回または複数月分の抗がん剤・疼痛緩和薬の投与・処方を受けた場合でも1か月分のお支払いとなります。**

新先進医療特約

平成23年4月発売

全額自己負担となる先進医療の技術料はもちろん、交通費などの諸費用までカバー!
- 平成26年6月から技術料が高額な「粒子線治療(重粒子線治療・陽子線治療)」について、当社が先進医療給付金を直接医療機関にお支払いするサービスを開始!

※本サービス対応の先進医療技術や医療機関は限られています。詳しくは当社担当者までお訊ねください。

がん長期サポート特約 保険料無料!

平成19年11月発売

長期にわたるがんの治療費や生活費をサポート!
- がんになり、治癒も病状の好転も見込めない所定の状態に該当すると診断されたとき、死亡保険金の全部または一部を前払請求できます。

充実した医療保障をお望みの方に!

ドクターGO

平成21年10月発売

スミセイの医療保険

- 入院したら一時金をお支払い!(入院保障充実特約(09)を付加した場合)
- 日帰り入院から長期の入院まで安心!がん入院は支払日数無制限!
- 入院中・外来を問わず、公的医療保険対象の1,000種類以上の手術を保障!
- がん入院中の手術は倍額をお支払い!

- 日帰り入院とは、入院日=退院日の入院で、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。
- 手術給付金は、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に基づき判断し、お支払いします。**「創傷処理」等、手術給付金をお支払いできない手術が5種類あります。**
- **傷害や疾病、手術の種類によってはお支払いできないこともあります。必ず約款にてご確認ください。**
- お支払対象となる治療・入院・手術は、治療を直接の目的としたものに限ります。

充実したセカンドライフのご準備をされる方に!

たのしみワンダフル

平成26年1月発売

スミセイの個人年金保険

- 価額魅力と設計の自在性を向上させた個人年金保険です。
- 幅広いお客さまの資産形成ニーズにお応えできます!

- 保険料払込期間中の死亡保障を既払保険料相当額に抑えることにより、年金受取額が多くなるしくみの年金です。

スミセイライフデザイナー

あなたの未来を強くする先進のコンサルティング&サービス

スミセイ未来応援活動

住友生命は、ご加入いただいているお客さまに**定期訪問等を実施**しています。定期訪問等を通じてお客さまにご加入内容を十分にご理解いただくとともに、結婚・出産などのライフイベントや必要なお手続きの確認などを通して、現在も最適な保障になっているかを診断(コンサルティング)させていただく「スミセイ未来応援活動」を実施しています。

- ご契約内容の確認(再説明)
- 必要なお手続きの確認
- 最新情報の提供

スミセイ未来応援サービス

スミセイ・マイル

お客さまとスミセイの関係が深まるたび、スミセイからお客さまにマイルをお贈りします。貯まったマイルは、抽選(ドリームチャンスコース)へのご応募や寄付、または素敵な賞品と交換していただけます。

スミセイ・マイルはこんなときに貯まります。

- 未来応援活動へのご協力
- ライフイベントの発生
- ご家族を被保険者とした新たな契約にご加入
- ご紹介による契約の成立
- 「スミセイ・マイルアンケート」へのご協力
  (お客さまご自身でインターネットからお答えいただけます。)

ライフステージギフト

お客さまとご家族について、以下のライフイベントをお知らせいただくと、スミセイからのお祝いとして素敵なギフトをお届けします。

- ご出生
- 小学校入学
- 中学校入学
- ご就職
- ご結婚
- 還暦

※スミセイ・マイルは未来応援サービスにお申込みいただいているお客さまに対して、会社の定める要件を満たした場合に付与します。
※一部の契約は対象外となります。詳細は、スミセイライフデザイナーまでお問い合わせください。

スミセイ未来診断

「未来診断」では、お客さまの収入・支出をもとに

- もしものとき(働けなくなったとき・死亡したとき)の必要保障額が一目で分かります。
- 必要保障額から合理的な保険のカタチをご確認いただけます。

新型タブレット端末「Sumisei Lief」を使用することで、視覚的にも分かりやすく「必要保障額」をご確認いただいたうえで、「必要保障額にあった最適な保障内容」をご提案することができます。

「LiefDirect(リーフダイレクト)」サービス

全国約3万名のスミセイライフデザイナーの新型タブレット端末「Sumisei Lief」で、ご加入後の各種お手続き※が即時完了する**「LiefDirect」サービス**を提供しております。

- 請求書類への記入に替えて、新型タブレット端末「Sumisei Lief」に必要事項を入力していただくことで、**簡単・スピーディ**なお手続きが可能です。
- お客さまの急な資金ニーズにも、**即日送金サービス**(平日14:30を過ぎて、また土曜日にお手続きされたときは翌営業日に着金)でお応えします。

※対象となるお手続きやご利用方法につきましては、スミセイライフデザイナーまでご照会ください。

別途、お客さまご自身でインターネット等から各種お手続きいただける「スミセイダイレクトサービス」を提供しております。

相談サービス(商品付帯サービス)

商品付帯サービス	ご利用可能なお客さま
スミセイ 健康相談ダイヤル 24時間・年中無休で専門スタッフが健康相談に応じます。	プライムフィット・ライブワン・Wステージ・ドクターGO・Qパックのご契約者・被保険者さまおよびそのご家族
スミセイ セカンドオピニオン・サービス 総合相談医のセカンドオピニオンを無料で受けられます。	「がんPLUS」を付加したプライムフィット・ライブワン・Wステージ・ドクターGO・Qパックの被保険者さま
スミセイ 障害年金サポートサービス 障害年金の申請全般を専門家がサポートいたします。	未来デザイン1UP・スクエアライン1UP・生活障害収入保障特約が付加されたわんぱっくのご契約者・被保険者さまおよびそのご家族
スミセイ ケア・アドバイス・サービス 介護の専門家による電話・訪問相談サービスを提供いたします。	未来デザイン1UP・スクエアライン1UP・生活障害収入保障特約が付加されたわんぱっく・バリューケアのご契約者・被保険者さまとその配偶者さまおよびそれぞれのご両親

※上記サービスは業務委託先であるティーペック株式会社が提供いたします。詳細は、当社ホームページをご覧ください。

IT(情報技術)の活用

当社では中期経営計画に基づいた中期システム化計画を策定し、取組み分野ごとに常に先進的なIT(情報技術)を取り入れ、お客さまサービスの更なる高度化に取り組んでいます。スミセイライフデザイナー(営業職員)用タブレット型端末の導入、コールセンターシステムやスミセイダイレクトサービス等のお客さま接点チャネルを中心とした各種レベルアップや、お客さま対応情報の一元管理などのお客さまサービス体制におけるITサポートの強化、代理店向け商品開発用のプラットフォーム(第2個人保険システム)を導入するなど、順次効果的なシステム構築を推進してまいりました。日々進化するサイバー攻撃に対しては、「SUMISEI−CSIRT」を構築し、迅速かつ的確な対応を行う態勢を整えています。また、住友生命グループ全体のセキュリティレベルの標準化や安定的なシステム維持態勢の整備を目的として、子会社・財団等が利用するメールシステム等を共通利用するためのクラウドサービスを構築・導入し、グループ全体でのリスク管理強化にも努めています。

平成30年7月に新端末「Sumisei Lief(スミセイリーフ)」を導入

平成30年7月に、スミセイライフデザイナー(営業職員)をはじめ保険販売やアフターサービスを担う当社職員が携帯する新型タブレット端末「Sumisei Lief」を約43,000台導入しました。

新端末を通じた高品質なコンサルティング&サービスの提供

新型タブレット端末では、保険設計・保障内容や各種お手続きなどの画面を全面的に見直し、分かりやすく、操作しやすいものへと進化させ、スミセイライフデザイナー(営業職員)等の高品質なコンサルティング&サービス提供をサポートします。加えて、保険に関する各種お手続きをその場で完結できるよう、順次ペーパーレス化を進めてまいります。

これまで、保険にご加入いただくにあたって、書類によるお手続きが必要となっておりましたが、新型タブレット端末上で、「保険のご加入」「保障内容の見直し」「加入後の各種お手続き」などがペーパーレスで完結できるようになります。(注1)

お客さまにご確認・ご入力いただく画面についても、高い実績を持つ社外専門家による知見も参考に、利用者に配慮したデザインを取り入れて作成をしています。

(注1)
申込み手続きのペーパーレス化は平成30年度中に順次導入予定

ご安心いただくために世界No.1の認証技術を導入

また、新型タブレット端末では12.3インチの大画面、10時間駆動の大容量バッテリー(注2)を有しつつ、厚さ7.9mm、総重量740gと、利便性と軽量化の両方を追求いたしました。

加えて、新型タブレット端末へのアクセス方法にはこれまでのID・パスワード認証に加えて、顔認証方式を導入いたしました。

顔認証については、日本電気株式会社(NEC)の最先端のAI技術群「NEC the WISE」の1つで、世界No.1(注3)の認証精度を備えたディープラーニング(深層学習)技術を取り入れた顔認証AIエンジン「NeoFace」を採用し、端末の厳格なセキュリティ対策を実現しています。(注4)

当社では「NeoFace」の活用をはじめ、様々なセキュリティ対策を講じ、お客さまの大切な情報をお守りすることはもちろん、お客さまに安心して手続きしていただける環境を構築いたします。

当社では、新型タブレット端末「Sumisei Lief」を通じて、平成30年7月に発売した“住友生命「Vitality」”をはじめ、お客さまへの高品質なコンサルティング&サービスの提供に努めるとともに、手続きのペーパーレス化をはじめとする、活動の効率化により、当社職員の働き方の変革も進めてまいります。

(注2)
・バッテリー駆動時間は、JEITAバッテリー動作時間測定法(Ver.2.0)に基づいて測定しためやすの時間です。

(注3)
・NEC、米国国立標準技術研究所(NIST)の顔認証技術ベンチマークテストで4回連続の第1位評価を獲得
http://jpn.nec.com/press/201703/20170316_01.html

(注4)
・「NEC the WISE」(エヌイーシー ザ ワイズ) は、NECの最先端AI技術群の名称です。"The WISE"には「賢者たち」という意味があり、複雑化・高度化する社会課題に対し、人とAI が協調しながら高度な叡智で解決していくという想いを込めています。
・プレスリリース「NEC、AI(人工知能) 技術ブランド「NEC the WISE」を策定」
http://jpn.nec.com/press/201607/20160719_01.html
・NECのAI技術　http://jpn.nec.com/bigdata/ai/
・NEC、米国国立標準技術研究所(NIST)の顔認証技術ベンチマークテストで4回連続の第1位評価を獲得
http://jpn.nec.com/press/201703/20170316_01.html
・顔認証AIエンジンは、空港の出入国審査やスタジアムの入場者チェックなど様々なシーンで導入実績があり、世界No.1の認証精度を有しています。

法人のお客さま向け商品・サービス

総合的な企業福祉制度の実現をサポート

企業を取り巻く環境は大きく変化しており、企業の従業員が安心して働ける環境づくりとして企業福祉制度への期待はますます高まっております。また、「健康経営」や従業員の「治療と仕事の両立支援」に取り組む企業が増えております。そうした中、企業経営者が従業員一人ひとりをサポートしていくためには、社会保障・企業福祉・自助努力をバランスよく組み合せることが必要となってまいります。

当社は、制度運営から、資産運用、従業員へのサービスまで多岐にわたる幅広いニーズにお応えし、総合的な企業福祉制度の実現をサポートいたします。

このために、法人向け商品ラインアップの充実、退職給付制度コンサルティングサービスの展開、確定拠出年金(DC)・確定給付企業年金(DB)等の年金サービスのご提供などにより、企業福祉制度をサポートする体制を構築しております。

法人向け商品ラインアップの充実

当社では役員・従業員のみなさま、そして、そのご家族の生活を守るため、さまざまな法人向け商品をご用意しております。

具体的には以下のとおり、法人向け商品ラインアップの充実に努めております。

	企業福祉制度等	法人向け商品
従業員の保障・退職金等の準備	弔慰金・死亡退職金制度	総合福祉団体定期保険
	法定外労働災害補償制度	
	遺族・遺児育英年金制度	
	健康経営・治療と仕事の両立支援	団体3大疾病保障保険
	医療保障制度	医療保障保険(団体型)、 団体定期保険入院保障特約
	退職金・退職年金制度	確定給付企業年金保険、確定拠出年金 等
	債務保証制度	団体信用生命保険 団体信用生命保険　がん保障特約 団体信用生命保険　3大疾病保障特約
従業員の自助努力促進	お手頃な保険料で大型保障	希望者グループ保険(団体定期保険) 希望者グループ保険(無配当団体定期保険)
	ゆとりある老後生活資金を準備	拠出型企業年金保険
	自助努力助成制度	住友の財形年金 住友の財形住宅貯蓄 スミセイ財形貯蓄プラン
役員の保障	弔慰金・死亡退職金制度	総合福祉団体定期保険
	退職慰労金・退職金制度	エンブレムGP 繁栄エンブレム新長期プラン
	医療保障制度	医療保障保険(団体型) 繁栄ドクターGO

法人保険「繁栄」のご提供

企業にとって、経営者・幹部の方々はかけがえのない存在です。企業を支える経営者・幹部の方に相応しい大きな保障を準備し、事業の限りない繁栄の基礎を築くのが「法人保険"繁栄"」です。経営者の働けなくなるリスクから会社を守る「繁栄プライムフィット」や経営者が退職する際の退職慰労金などの準備にお応えする「エンブレム新長期タイプ」、在職中に保険料の払込みを満了させることで経営者の勇退後も見据えた一生涯の医療保障の事前準備を可能とする「有期払終身タイプ（繁栄ドクターGO　ロングリリーフ）」など、様々な商品の中から選択いただけます。

また、平成29年4月より開始したエヌエヌ生命保険株式会社との業務連携に基づき、経営者さまの大型保障と短・中期の資産形成を可能とする「エンブレムN（生活障害定期・逓増定期・重大疾病）」を取り扱っております。

本提携を通じて、経営者の皆さまへ更に充実した商品ラインアップを提供し、多様化するニーズにより一層お応えしてまいります。

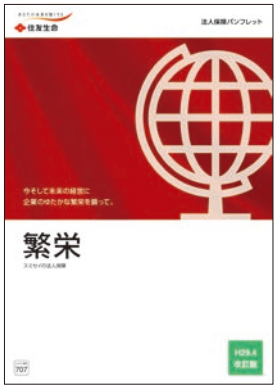

企業における「治療と仕事の両立支援」「健康経営」のニーズへの取組み

近年、医療技術の進歩等の環境の変化により、がんなどの重い病気になっても仕事を辞めずに治療をしながら働き続けたいと望む人が増え、国の政策としても「治療と仕事の両立支援」を推進し、実現していくよう企業に努力を促しています。また、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践する「健康経営」に取り組む企業が増えております。このような企業を取り巻く環境の変化を受け、平成30年3月より3大疾病を保障する全員加入型商品「ホスピタA」を発売しました。

企業におけるメンタルヘルス対策等のニーズへの取組み

当社が幹事を務める総合福祉団体定期保険にEAP*サービスを無料で付帯した商品「Eアシスト」をご提供しております。これにより、従業員の皆さまに臨床心理士等の専門家によるメンタルヘルスカウンセリングや24時間電話健康相談等を利用いただくことが可能となります。また、人事労務のご担当者が抱えるメンタルヘルスに関する諸問題について、産業保健に詳しい専門家に相談するサービスを利用することも可能です。

＊Employee Assistance Programの略。企業が外部団体と契約して社員の心と体の健康等をサポートするプログラムのこと。

企業年金制度におけるサービス向上への取組み

当社が幹事を務める確定給付企業年金保険のご契約者さま向けに、インターネットでご加入者等の情報を直接照会できる「DB（確定給付企業年金）オンラインサービス」をご提供しております。これにより、給付予想額の照会、加入者原簿にあたる「加入者台帳」や「受給権者台帳」の作成、「年金資産等報告書」の画面照会が随時可能となっております。

また、団体年金特別勘定特約を付加されているご契約者さまに、「インターネット・ディスクローズ・サービス」をご提供しております。

これにより、ご契約者さまごとの利回り・損益等の運用状況やマーケット動向の確認、年金資産全体の期待リターンやリスクのシミュレーション等が可能となっております。

インターネット・
ディスクローズ・サービス

法人向けコンサルティングサービスの展開

企業年金・退職給付制度コンサルティングサービス

企業の福利厚生制度は、昨今、金利低下による企業会計に与える影響や確定給付企業年金（DB）や確定拠出年金（DC）の法令改正等を踏まえた検討が必要となってきております。こうした企業年金への関心や制度見直しに対するニーズにお応えすべく、当社では、全国に担当スタッフを配置し、マーケットの変化に適応したコンサルティング営業を積極展開しております。

損害保険による企業リスク総合対策

経済・社会情勢の著しい変化に伴い、企業の経営活動を取り巻くリスクはますます複雑化・多様化しており、万一事故が発生した場合の損害額も、高額化の一途をたどっています。また、大幅な雇用環境の変化は、企業の福利厚生制度の見直しを加速させており、従来にない新しい福利厚生制度の構築は、従業員にとっても高い関心事となっています。

このようなお客さまを取り巻く環境の変化に対応して、当社では、生命保険としてのサービスに加え、三井住友海上の損害保険代理店として、生損総合保障の提供を行っております。お客さまに最も適したコンサルティングサービスの提供を心掛け「企業リスク総合対策のパートナー」として安心と安全をお届けしてまいります。

確定拠出年金(DC)サービスのご提供

住友生命の確定拠出年金サービス体制

当社は、ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社(以下J-PEC)と共同で確定拠出年金の運営管理業務サービスを提供しております。

年金制度全般に関する業務を行っている当社と、運営管理業務専業会社として多くのノウハウを有するJ-PECが共同してサービスをご提供することにより、「制度導入時のコンサルティングから導入前・後の制度運営まで」一貫してサポートを行っております。

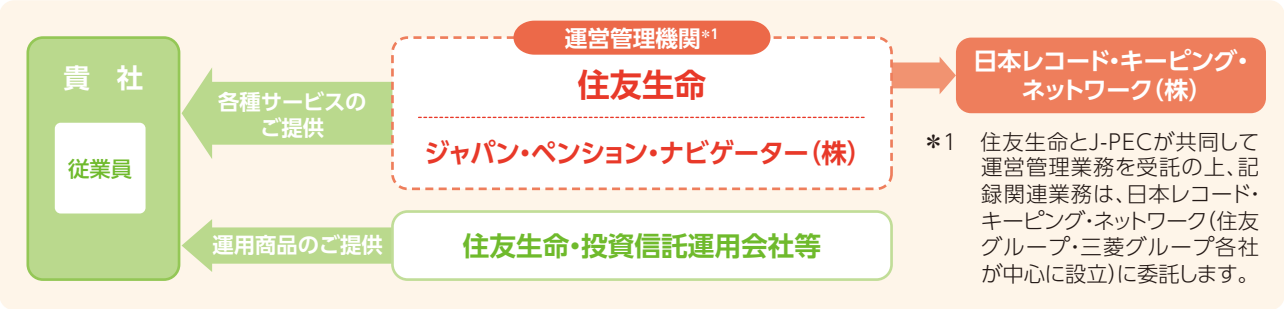

＊1　住友生命とJ-PECが共同して運営管理業務を受託の上、記録関連業務は、日本レコード・キーピング・ネットワーク(住友グループ・三菱グループ各社が中心に設立)に委託します。

J-PECが加入者サービスや顧客満足度調査で高評価を獲得しています。
「HDI(ヘルプデスク協会)」による格付調査において、DC加入者向けWEBサイトとコールセンターが最高評価である三ツ星を同時獲得しました。　(平成30年3月末時点)

企業型確定拠出年金への取組み

当社では、運用商品等の制度内容を企業さまのオーダーメイドで決定する「単独型プラン」をご提供するとともに、資本関係・地域・業種等を問わない多くの企業が参加することでスケールメリットが活かされ、単独で制度を導入するよりも運営コストが軽減された『スミセイDC総合型プラン』もご案内しております。総合型プランは、制度内容の多くがパッケージ化されていますので、導入手続きにかかる負担が軽減されます。

また、解散する厚生年金基金の後継制度として活用いただけるよう、より制度内容を簡素化した「スミセイDCシンプルプラン」を販売しています。「わかりやすく、コストを抑えた制度を短期間で導入したい」というお客さまのニーズにお応えしてまいります。

個人型確定拠出年金(iDeCo)への取組み

平成29年1月より、個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入範囲拡大に伴い、「スミセイ個人型プラン」のご提供を始めました。また、平成30年5月より運用商品を追加し、より充実した運用ラインアップとしています。詳しくはコールセンターにお問い合わせください。

個人型確定拠出年金に関するご相談・資料請求はお気軽にお問合わせください

●J-PECコールセンター　スミセイ担当
0120-401-780
受付時間　月～金曜日:午前9時～午後9時／土・日曜日:午前9時～午後5時
(祝日・12/31～1/3を除く)

●海外などフリーダイヤルをご利用いただけない場合
03-3516-8034
(通話料はお客さまのご負担になります)

法人向けサポートメニューの充実

ビジネスサポート

①ビジネスマッチング

当社の全国ネットワークを活用し、当社お取引企業さまへのご紹介、ビジネスマッチングの機会をご提供しております。

②異業種交流会

企業さま同士の「ビジネスマッチング」と「情報収集」の場として、全国で「スミセイ異業種交流会」を開催し、ご好評をいただいております。

③ストレスチェックサービスの紹介

労働安全衛生法の改正により平成27年12月から従業員数50名以上の事業場ではストレスチェックの実施が義務化されておりますが、ストレスチェックの外部委託をご希望の企業さま向けに、当社と業務提携を行った専門業者を紹介する「紹介業務」を行っております。

各種情報提供

①ライフプランセミナー

企業を取り巻く経済環境の変化や少子高齢社会に移行するなか、福利厚生制度、そして従業員個人の自助努力がますます重要となってきております。当社では、自助努力の大切さを考えていただく「きっかけづくり」として、講師を派遣しライフプランセミナーを開催しております。ライフプランセミナーは、従業員の皆さまご自身に、結婚・出産・セカンドライフといった未来のイベントなど、将来の人生設計を踏まえた自助努力の必要性を考えていただく良い機会となっております。

名称	対象	主な内容
ライフプランセミナー	20代 ～ 40代 （新入社員含む）	若年層や責任世代の従業員に対し、将来の生活設計の大切さについて認識いただき、自助努力の必要性を理解いただく機会をご提供いたします。
セカンドライフサポートセミナー	50代	定年退職後のゆたかなセカンドライフに向けて、老後の生活や年金受給額、収支のイメージを持っていただき、各自が「今から何を準備すべきか」に気づいていただく機会をご提供いたします。

②メンタルヘルスに関するセミナー

近年、仕事や職場環境に関する強い不安・悩み・ストレスを感じる人が急増していると言われており、企業においてもメンタルヘルス対策が注目されています。当社では、企業の人事総務部門のご担当者向けに、職場における心の健康の維持・増進などをテーマに「メンタルヘルスセミナー」を開催しております。

③年金セミナー

退職金・企業年金制度の構築・見直しにお役立ていただけるよう、公的年金・企業年金を取り巻く最新動向等をテーマにタイムリーな情報をお届けします。また、著名人を招いた経済講演会も開催しております。

④確定拠出年金　投資教育セミナー

確定拠出年金の加入者は自らの運用結果について責任を負うことになります。当社では、「制度導入時教育」、「継続教育」、「追加加入時（新入社員）教育」として講師を派遣し、企業における投資教育をサポートしております。

⑤健康増進セミナー

企業が従業員の健康に配慮することで、経営面においても効果が期待できる、との考え方から、健康管理を経営的視点から捉え、戦略的に実践する経営手法である健康経営に取り組む企業が増えております。食生活・運動・睡眠等の観点から従業員さま向けに健康増進に関するセミナーを実施し、企業さまの健康経営をサポートします。

マルチチャネル

金融機関等代理店・保険ショップ

商品ラインアップの拡充により、さまざまなお客さまのニーズに応じた商品をご提供してまいります。

平成29年度の振返り

金融機関窓販への取組み

平成14年10月金融機関窓販開始以来、年金保険や生命保険などさまざまな商品を全国の金融機関を通じ、多くのお客さまにご提供しております。平成29年度は、お客さまの資産運用や相続対策ニーズにお応えすべく、個人年金等の円建貯蓄性商品の販売促進等に取り組んだ結果、金融機関窓販における累計販売件数は約196万件になりました。

当社は、全国の金融機関担当ホールセラーを通じて商品研修・コンプライアンス研修等さまざまな研修を各金融機関で実施しております。また、金融機関専用サポートデスク（電話での照会窓口）を設置し、金融機関からの照会に迅速にお答えするための体制を整えております。

金融機関窓販実績（平成30年3月末現在）

発売以来
販売実績累計 **1,963,496件**

※上記業績は、住友生命の金融機関窓販実績を合計したものです（証券会社、ゆうちょ銀行の実績を含みます）。

日本郵政グループへの取組み

平成20年5月から、日本郵政グループ各社における当社商品の販売が開始されました。当社は、全国の郵政担当等ホールセラーを通じて密着型の肌理細やかな活動・研修を実施し、郵政専用サポートデスクにて日本郵政グループ各社からの照会にお答えすることで、保険販売、適正なコンプライアンス対応等の推進に努めております。

環境認識

前提となる事項

- 高齢化社会の伸展
- 低金利環境の継続
- お客さまニーズの多様化、変化の加速
- 金融機関代理店における顧客本位の業務運営の推進

課題

- 資産を次世代へ遺す「相続」ニーズや、公的年金を補完する「資産形成」ニーズに適う商品の提供
- 低金利環境でもお客様ニーズにお応えできる商品ラインアップの拡充
- お客さまニーズを捉えた機動的な商品開発態勢の構築
- お客さまへのわかりやすい情報提供等を通じた顧客本位の業務運営推進に向けた支援

平成30年度の取組み

平成30年度は、全国の金融機関等代理店において商品ラインアップの拡充を図るべく、米ドルや豪ドルによる資産形成が可能な5年ごと利差配当付指定通貨建終身保険(一時払い)「ふるはーとJロードグローバル」を販売しております。引き続きお客さまの多様なニーズにお応えすべく、機動的な商品の開発に取り組んでまいります。

5年ごと利差配当付指定通貨建終身保険(一時払い)
「ふるはーとJロードグローバル」

また、申込手続きの効率化および利便性の向上を目的とした新契約ペーパレス申込手続きシステムの導入を推進してまいります。さらに、お客さまにとってわかりやすい情報提供を行うべく、募集資料のわかりやすさの向上や、ダイレクトサービスの拡充に努めて参ります。

加えて、当社では全国に金融機関等を担当するホールセラーを配置し、相続や生前贈与等を含めた様々な研修を通じて代理店をサポートする体制を構築しております。

定期的なコンプライアンス教材の提供や研修講師の派遣等を通じ、引き続き法令等遵守の注意喚起を行ってまいります。

今後も多様化するお客さまのニーズに適切に対応していくために、教育・研修体制の一層の充実に努めてまいります。

代理店研修体系

導入研修	業務委託説明会	● 代理店業務の概要 ● 住友生命の会社概要　等
	登録前・後研修	● 商品概要 ● 販売契約実務研修 ● コンプライアンス研修　等
スキルアップ研修	生命保険研修	● 商品研修 ● 事例研究 ● コンプライアンス研修　等

金融機関等代理店・保険ショップ

メディケア生命

当社100%子会社であるメディケア生命保険(株)は、平成22年4月に開業し、「自分にあった商品を主体的に選択したい」という意向を持ったお客さまに対し、シンプルでわかりやすい保険商品を機動的に提供しています。平成28年6月には今後の事業拡大に備え、財務基盤の一層の強化を図ることを目的に250億円の株主割当増資(割当先:当社)を行いました。

メディケア生命保険(株)では、保険ショップ、インターネット保険サイトや金融機関などの募集代理店を通じて提供している「メディフィットA(エース)」「メディフィットRe(リリーフ)」「メディフィット収入保障」「メディフィットリターン」「メディフィットPlus」を中心に多くのお客さまに支持された結果、開業から7年11ヶ月で保有契約件数が60万件を突破いたしました。

今後も当社のグループ会社である強みを活かし、お客さまに選ばれる保険商品やサービスの提供に取り組んでまいります。

メディケア生命
住友生命グループ

©MCL/ADK

お電話でのお問合わせ・ご相談
0120-315056
受付時間 [平日 午前9時～午後7時／土・日 午前9時～午後5時]
(祝日および年末年始を除く)

公式ホームページ メディケア生命 検索
http://www.medicarelife.com/

保険ショップ事業への取組み

当社100%子会社であるいずみライフデザイナーズ(株)において、保険ショップ「ほけん百花」を運営しています。平成30年3月末現在、首都圏・関西圏を中心に71店舗を展開しており、ショッピングセンターや駅至近の商店街に出店し、お客さまに気軽に立ち寄っていただける店舗を目指しております。同店舗は乗合代理店として、当社の商品だけでなく、27社(平成30年3月末)の生損保商品を品揃えすることにより、お客さまの多様化するニーズに幅広くお応えできる店舗となっております。

また、平成29年7月には(株)保険デザインを子会社化いたしました。(株)保険デザインは、関西エリアに保険ショップ「保険デザイン」を運営しており、平成30年3月末現在、19店舗を展開しています。

引き続き、保険ショップによる保険販売事業を通じ、より多くのお客さまとそのご家族に最適な保障を提供していくとともに、お客さまの動向や商品ニーズを的確に捉え、お客さまサービスのより一層の向上に努めてまいります。

わかる! みつかる! あなたの保険。ほけん百花

公式ホームページ ほけん百花 検索
https://www.hokenhyakka.com/

保険デザイン

公式ホームページ 保険デザイン 検索
http://www.hokendesign.co.jp/

幅広い販売チャネル・サービスの展開

インターネットを通じた保険販売

当社では、ホームページからご希望の商品の資料をご請求いただき、コンサルティングのご希望を承っております。

平成30年7月24日から新発売の健康増進型保険“住友生命「Vitality」”の資料請求が開始されます。ホームページなどをきっかけに住友生命「Vitality」にご関心をお持ちいただき、営業職員を通じてお客さまにふさわしい保険をご提案してまいります。

また、対面による保険提案を受ける機会が少ないお客さまにも当社商品をご検討いただけるよう、郵送による保険提案や申込手続きで、こども保険等にご加入いただけるダイレクト販売も行っており、さまざまなお客さまからのニーズに応えられるような取組みを今後も進めてまいります。

「保険をお考えのお客さま」ページ

WELL'S（ウェルズ）

ウェルズは生命保険業に携わる者に共通する「お客さまに生命保険の大切さを伝えたい」という思いを具現化するために、理想の生命保険営業スタイルの確立を目指している営業組織です。

当社がこれまで培ってきた営業手法に加え、諸外国あるいは外資系生保等の手法を積極的に取り入れ、実践を重ねていく中でノウハウの構築に取り組んでいます。

ウェルズから発信されるノウハウによって、スミセイに生命保険販売の原点である「ニードセールス」を中核としたコンサルティングを拡め、最適な保障のご提供とご加入後のフォローを進めていくことで、お客さまからより一層信頼される生命保険会社でありたいと考えています。

『Your dream、 Your future』
夢・未来、そして信頼を形に

WELL'S

資産運用

お客さまの資産形成などのニーズに適った保険商品を
安定的に提供し、将来の保険金などを確実にお支払いするために、
適切なリスクコントロールのもとで
資産運用の高度化に取り組んでまいります。

平成29年度の振返り

運用方針

契約期間が長期にわたる生命保険契約の負債特性に応じて資産を管理するALM(資産負債の総合的な管理)の推進を基本方針として、長期の公社債や貸付金などの円金利資産を中心に投資を行うことにより、安定的な収益確保と確実な保険金などのお支払いの実現を図ります。さらに、許容されるリスクの範囲内で株式や外国債券などへの投資による収益の向上を目指します。

こうした基本方針のもと、低金利環境の長期化に対応すべく、平成28年度より資産運用のポートフォリオを2つに区分し、それぞれの運用目的に応じた収益向上とリスクコントロールの強化に取り組んでおります。

国内金利が低位で推移

「収益向上」と「リスクコントロールの強化」

資産運用のポートフォリオを2つに区分し、それぞれの運用目的に応じた運用を一層推進

2つのポートフォリオ	【ALM運用ポートフォリオ】円金利資産中心	【バランス運用ポートフォリオ】リスク性資産中心
運用目的	保険金などの確実な支払いに資すること	企業価値(EV)の持続的向上に資すること
運用手法	長期保有前提の投資	市場見通しに応じた機動的な運用
主な対象資産	日本国債、内外社債などのクレジット資産、為替ヘッジ付外国債券	株式、オープン外国債券 為替ヘッジ付外国債券

運用環境

平成29年度の日本経済は、堅調な海外経済を背景に年度を通じて輸出が高い伸びを示すとともに、企業収益や業況感が改善する中、雇用・所得環境の着実な改善のもと個人消費も底堅く推移し、緩やかな回復を継続しました。

平成29年度の金融市場は、国内は日本銀行の金融緩和策が継続し金利は低位横ばいで推移する中、堅調な企業業績を背景に株式は大幅高となりました。米国では税制改革法案が可決したことやインフレ期待が上昇したことで、1月以降に米金利は大幅に上昇しました。一方、ドル円は米金利上昇を背景に市場のリスク回避の動きが強まったことや、米国の保護主義的な政策などを受け、年度末にかけ円高ドル安となりました。

	平成29年3月末	平成30年3月末
日本10年国債	0.065%	0.040%
日経平均	18,909円	21,454円
TOPIX	1512.60pt	1716.30pt
米国10年国債	2.387%	2.739%
ドル／円	112.19円	106.24円
ユーロ／円	119.79円	130.52円

運用状況

運用資産の大半を占める保険金などの確実な支払いに資することを目的としたALM運用ポートフォリオでは、国内金利変動リスクを適切にコントロールしながら、日本国債対比で超過収益が獲得できるクレジット資産や為替リスクを抑制した為替ヘッジ付外国債券への投資を拡大しました。また、不動産、インフラファンドなどの超長期の運用を念頭に置いた高い利回りが期待できる資産への投資を進めることで、収益向上を図りました。

企業価値(EV)の持続的向上に資することを目的としたバランス運用ポートフォリオでは、株式や外国債券などの流動性の高い資産について市場見通しに応じて機動的な売買を行い、収益の上乗せを図りました。また、株式では、責任ある機関投資家として、投資先企業の株式価値向上に向けて、対話に重点を置いたスチュワードシップ活動にも取り組みました。

環境認識

環境認識

- 低金利環境の長期化による運用利回りの低下の可能性
- お客さまニーズの多様化
- 機関投資家としての責務

課題

- 資産運用の高度化と適切なリスクテイクによる収益力向上
- 外貨建保険商品など、お客さまニーズに適う商品提供を支える資産運用の多様化
- スチュワードシップ活動を通じた投資先企業の中長期的な株式価値向上
- これらを支える資産運用収益力向上に資する体制強化

平成30年度の取組み

低金利環境が長期化する見通しのもと、引き続き、ポートフォリオを2つに区分した運営を推進し、資産運用の高度化と適切なリスクテイクによる資産運用収益力の向上を図ります。

ALM運用ポートフォリオ

国内金利は、日本銀行の金融緩和政策の継続により、引き続き低位で推移することが見込まれるため、より収益の獲得が期待できる国内外のクレジット資産を中心に投資を行います。

円貨建クレジット資産では、劣後債やプロジェクトファイナンス融資などへの投資の拡大を進めます。外貨建クレジット資産では、信用リスクをとってスプレッドを獲得するため、米国子会社のシメトラとのシナジー効果を発揮し、米ドル建ての事業債を中心に投資の拡大を進めます。

また、不動産、インフラファンドなどの超長期の運用を念頭に置いた高い利回りが期待できる資産に、リスクをコントロールしつつ、引き続き段階的な投資に取り組みます。

バランス運用ポートフォリオ

欧米の金融緩和政策からの転換が進むことが見込まれるため、市場見通しに応じた意思決定を通じて、株式やオープン外国債券などの資産間の配分変更を機動的に行うことにより、収益の上乗せを図ります。

また、株式では、引き続き投資先企業との対話や適切な議決権行使を通じたスチュワードシップ活動に注力し、株式ポートフォリオの収益力向上を図ります。

ポートフォリオ	ALM運用ポートフォリオ（円金利資産中心）	バランス運用ポートフォリオ（リスク性資産中心）
収益向上の取組み	● 国内外のクレジット資産への投資拡大 ● 不動産、インフラファンドなどの超長期保有資産への投資拡大	● 資産間※での機動的な配分変更 ※株式、オープン外国債券、為替ヘッジ付外国債券 ● スチュワードシップ活動の推進 対話および適切な議決権行使による投資先企業の株式価値向上を通じた収益の拡大
体制強化	● 専門人材の育成：収益力向上に資する投資判断力の強化 ● 外部委託の活用：運用収益力・運用効率性の向上、投資ノウハウの獲得 ● ITの活用：ITを活用した業務効率化	

スチュワードシップ活動への取組み

当社は、中長期的に株式価値の向上が見込めると判断した企業の株式に投資を行っており、株式価値向上を促すべく、持続的な利益成長戦略、株主への利益還元方針、コーポレート・ガバナンス体制、環境や社会問題への取組み等、さまざまな観点から投資先企業への積極的な対話に努めております。
また、議決権行使に際しては対話の内容等を踏まえて中長期的な視点から判断を行っております。
当社のこうした取組みは、「『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》」の、対話等を通じて投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促すという趣旨と合致するものであり、当社は積極的にスチュワードシップ活動に取り組んでいます。

対話活動について

投資先企業との対話を重視し、株式価値向上を尊重した経営を投資先企業に促すための対話を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに問題の改善を働きかけています。

企業が抱える課題やそれに対する解決策は規模、成長ステージ等により様々であることから、対話に際しては、個別の企業分析に基づき、以下のテーマを中心に課題の背景や今後の取組み方針等を確認しながら、必要に応じて投資家としての問題意識を伝えることを基本スタンスとしています。

株式価値向上のための対話の視点

テーマ	対話の視点の具体例
ROE	● 中長期的な成長戦略（中期経営計画等） ● 重視している経営指標と重視する理由 ● ROEの経営目標への組入れに対する考え方 ● 資本効率向上に向けた取組み（利益率改善、資本構成改善等）　等
株主還元	● 手元資金の活用方法（設備投資、研究開発投資、M&A資金等） ● 配当性向や総還元性向の目標 ● 内部留保と株主還元のバランス　等
ESG （環境・社会・ガバナンス）	ガバナンス… ● 社外役員の選任に関する方針（独立性・専門性・多様性等） ● 社外役員の活動状況、社外役員へのサポート体制 ● 役員報酬制度の考え方（適切なインセンティブのあり方等） 環境…… ● 本業における環境負荷低減への取組み 社会…… ● 従業員の労働時間適正化に向けた取組み　等

議決権行使の実施

対話の内容や問題への取組み状況等を踏まえた上で個別に議案を検討する中で、対話を行っても問題が改善されない場合、株式価値毀損のおそれが高いと判断される場合等には、不賛同の意思表明を行っています。

住友生命のスチュワードシップ活動の状況（対話・議決権行使の実施状況）および「議決権行使ガイドライン」の考え方については、当社ホームページに掲載しております。

- 「『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》」への対応について
- 住友生命のスチュワードシップ活動（対話・議決権行使）に関する考え方および活動状況報告
- 投資先企業ごと、議案ごとの議決権行使結果

▶ http://www.sumitomolife.co.jp/about/csr/group/investment.html

利益相反管理態勢強化と透明性向上に向けた取組み

「お客さま本位の業務運営方針」に基づく取組みの一環として、議決権行使を含めたスチュワードシップ活動に関する利益相反管理態勢強化と透明性向上を目的に、「スチュワードシップ活動に関する第三者委員会」を設立し、議決権の行使結果を個別に開示しています。

スチュワードシップ活動に関する第三者委員会

スチュワードシップ活動において生じうる利益相反を防止する態勢を強化等するために、社外の視点から議決権行使判断のチェック等を行う「スチュワードシップ活動に関する第三者委員会」を設立しています。

当該委員会において、個別議決権行使の判断に関し、一定の条件に該当する議案について、事前に審議・意見具申のプロセスを踏むことで議決権行使に関するガバナンス体制を強化しました。

また、議決権行使に係る審議に限らず、スチュワードシップ活動結果や取組み状況の自己評価を踏まえた活動方針の策定、並びに議決権行使ガイドライン及び関連する規定の改廃に関する事項等についても審議・意見具申のプロセスを踏むことにより、当社のスチュワードシップ活動をより充実させていきます。

スチュワードシップ活動に関する第三者委員会の概要

役割	以下の事項の審議と意見具申を行う。 ● 個別議決権行使の判断に関する事項※ ● 議決権行使ガイドライン、関連する規定の改廃に関する事項 ● その他当社のスチュワードシップ活動に関する事項
構成	社外委員を過半とする構成とする。 ● 社外委員:複数名(社外有識者) ● 社内委員:1名(コンプライアンス統括部担当執行役)
開催頻度	原則年3回

※利益相反が生じる可能性がある議案等

議決権行使結果の個別開示

当社ではホームページ上の「スチュワードシップ活動(対話・議決権行使)に関する考え方および活動状況報告」において、当社の議決権行使の状況を分かりやすくご理解いただける内容となるよう努めています。

また、「お客さま本位の業務運営方針」に基づき、投資先企業と質の高い対話を実践していくとともに、議決権行使の透明性をより高め、十分な説明力を確保していくことで、保有株式の更なる価値向上を図るべく、議決行使結果を個別企業および議案ごとに開示(個別開示)しています。

海外事業

国内を上回る成長が期待されるアジアの生命保険市場の成長および
先進国の生命保険市場の安定的な収益性を取り込むことにより、
国内市場における成長戦略に加えて、中長期的に当社グループの収益基盤の
多様化、企業価値の持続的成長に資することを目的として取り組んでまいります。

平成29年度の振返り

当社は、海外事業を成長戦略の一つとして位置づけ、平成17年の中国における現地パートナーとの合弁会社の設立以降、平成25年にはベトナム、平成26年にはインドネシアの生命保険市場へ順次進出してまいりました。さらに、平成28年には米国の生命保険グループであるシメトラ・フィナンシャル・コーポレーションを完全子会社化することで、世界最大の保険市場である米国市場への進出を果たしました。

出資先企業に対しては、経営管理およびリスク管理体制を強化するとともに、当社が百年を超える歴史の中で蓄積してきた生命保険事業の各種ノウハウの提供や人材面での支援、ならびに、会社間の人材交流や様々な会議でのコミュニケーション等を通じて、企業価値の向上を図っております。また一方で、技術援助および先進国を含むグローバル市場での本格展開を担う海外人材の育成に取り組んでおります。

こうした取組みを通じて、海外事業の規模および利益は順調に拡大しております。

シメトラ幹部の来日時の当社本社での集合写真

シメトラ本社での両社部門ミーティング

PICC生命での両社部門ミーティング

海外進出先［平成30年3月現在］

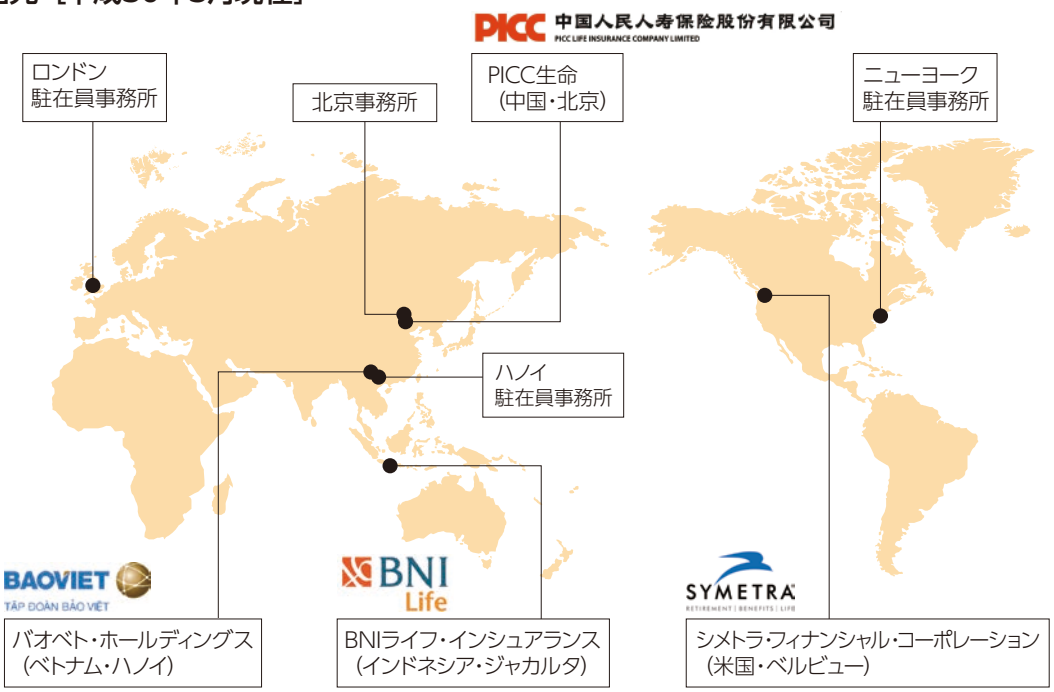

環境認識（海外事業の考え方）

相互会社として住友生命本体の基礎利益の向上を通じた契約者配当余力の確保に注力するとともに、中長期的には収益基盤の多様化を図ることで、グループ企業価値の向上に資する事業として展開を図ります。

平成30年度の取組み

今般、完全子会社化を果たしたシメトラに対するガバナンス態勢の高度化を進め、収益基盤の強化、リスク分散、米国市場の成長性の享受等を通じて、長期的なご契約者利益の向上を目指してまいります。同時に、アジアの既存投資先への技術援助による企業価値の向上や海外人材の育成にも引き続き注力してまいります。

すなわち、アジアを中心とする新興国市場において、中長期的に安定した収益を確保すべく、高い成長性を享受し事業拡大に取り組むとともに、米国を中心とする先進国市場において、足下の収益性を確保すべく、安定成長を目指した事業経営に取り組むことを通じて、地域分散を図るとともに、成長性と足下の収益性の両方を兼ね備えた海外事業ポートフォリオを実現し、海外展開を進めてまいります。

また、新規事業につきましても、さらなる展開を引き続き検討してまいります。

◆シメトラの安定収益とアジア事業の企業価値向上の実現に向けた取組事項

シナジーの発揮（シメトラ）
- 資産運用分野における連携
- 各分野の専門部署間コミュニケーションおよびトレーニーの派遣を通じたノウハウ吸収

グループガバナンスの高度化
- 出資先の経営状況の的確な把握（モニタリング）および経営目標達成に向けた監督（ガバナンス）を推進

海外人材育成
- 海外派遣候補者の計画的な人材育成
- 各専門部署の海外業務遂行力の強化

出資先企業の紹介

米国市場

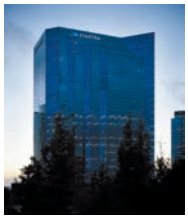

平成28年2月、米国の上場生命保険グループであるシメトラ・フィナンシャル・コーポレーション(英文名:Symetra Financial Corporation、以下「シメトラ」)を完全子会社化いたしました。

シメトラは、1957年に設立され、主要子会社であるSymetra Life Insurance Company等を傘下に持ち、3つのビジネスライン(個人保険、個人年金、従業員福利厚生)を通じたバランスの取れた事業ポートフォリオによる安定した収益性、業界経験豊富な経営陣の卓越したリーダーシップによる高い成長性、保守的な資産運用方針等に基づく高い健全性を有する米国の中堅生命保険グループです。

当社は、同社へ取締役を含む役職員を派遣し、各部門の業務遂行状況の確認を行うとともに、経営上の重要課題について定期的に協議をする等、積極的に同社の経営に参画しております。

マーガレットCEOと
橋本社長

中国市場

平成17年11月、中国最大手損害保険会社を傘下に持つ、中国人民保険集団股份有限公司(英文名:The People's Insurance Company (Group) of China Limited)とともに、中国人民人寿保険股份有限公司(英文名:PICC Life Insurance Company Limited 、以下「PICC生命」)を設立いたしました。

PICC生命は、36万人を超える保険代理人(営業職員)や銀行窓販などによるマルチチャネル戦略を進めて順調に業容を拡大しており、平成29年の収入保険料は、同国の生命保険会社84社中第8位となっております。

当社は、同社へ取締役を派遣し、積極的に経営に参画しております。

記念セレモニー

ベトナム市場

平成25年3月、ベトナム最大手の保険・金融グループであるバオベト・ホールディングス(英文名:Baoviet Holdings)の発行済株式18%を取得し、ベトナム政府に次ぐ民間筆頭株主となりました。

バオベト・ホールディングスは、傘下に、生命保険、損害保険のほか、証券会社、アセット・マネジメント会社等を保有し、平成29年の収入保険料は、損害保険、生命保険ともに第1位となっております。

当社は、同社へ取締役を含む役職員を派遣し、商品開発などの技術援助を提供するとともに積極的に経営に参画しております。

提携調印式

インドネシア市場

平成26年5月、インドネシアの大手国営商業銀行であるバンク・ネガラ・インドネシア(英文名:PT Bank Negara Indonesia (Persero) Tbk)の生命保険子会社であるBNIライフ・インシュアランス(英文名:PT BNI Life Insurance、以下「BNIライフ」)が発行する新株の引受けにより、発行済株式の約40%を取得いたしました。

BNIライフは、バンク・ネガラ・インドネシアの1,800を超える支店網を活用した銀行窓販をはじめ、営業職員、従業員福利厚生およびシャリア(イスラム法に基づく保険商品の販売)の各販売チャネルを通じて、個人および団体向け保険を提供しております。

当社は、同社へ取締役・監査役を含む役職員を派遣し、銀行窓販、団体保険、リスク管理、システム開発などの技術援助を提供するとともに積極的に経営に参画しております。

提携調印式

平成29年度の業績

グループの実績 52
ご契約の概況 53
収益の状況 54
ストック・健全性の状況 55
主要な業務の状況を示す指標 60

グループの実績

住友生命グループの実績

■保有契約年換算保険料

2兆7,832億円

保有契約年換算保険料は、国内・海外事業ともに増加し前年度末比1.6%の増加となりました。

(単位:億円)

区　分	平成28年度末	平成29年度末	前年度末比
グループ※	27,394	**27,832**	1.6%
国内事業			
住友生命	23,253	**23,299**	0.2%
メディケア生命	270	**335**	24.0%
海外事業(シメトラ)	3,870	**4,197**	8.4%

※住友生命、メディケア生命、シメトラの合算

■新契約年換算保険料

2,150億円

新契約年換算保険料は、国内事業において、貯蓄性商品の前年の販売実績が高水準であった影響等により、前年度比32.0%減少しました。

海外事業は32.8%増加しており、グループへの寄与度合も増加しています。

(単位:億円)

区　分	平成28年度	平成29年度	前年度比
グループ※	3,164	**2,150**	△32.0%
国内事業			
住友生命	2,529	**1,313**	△48.1%
メディケア生命	62	**77**	23.7%
海外事業(シメトラ)	572	**759**	32.8%

※住友生命、メディケア生命、シメトラの合算
シメトラの実績は、完全子会社化後の実績を反映(H28年度実績対象期間:H28年2月～12月)

■保険料等収入

2兆6,887億円

貯蓄性商品の販売減少等により、前年度比22.3%の減少となりました。

(単位:億円)

区　分	平成28年度	平成29年度	前年度比
グループ※	34,588	**26,887**	△22.3%
国内事業			
住友生命	33,154	**25,085**	△24.3%
メディケア生命	240	**293**	22.0%
海外事業(シメトラ)	1,195	**1,510**	26.3%

※連結保険料等収入
シメトラの実績は、完全子会社化後の実績を反映(H28年度実績対象期間:H28年2月～12月)

■基礎利益

3,636億円

外国債券の投資拡大による運用収支の向上等により前年度比増加となりました。

(単位:億円)

区　分	平成28年度	平成29年度	前年度比
グループ※	3,330	**3,636**	9.2%
国内事業			
住友生命	3,376	**3,525**	4.4%
メディケア生命	△86	**△114**	−
海外事業(シメトラ他)	264	**307**	16.4%

※住友生命とメディケア生命の基礎利益およびシメトラ、バオベトHD、BNIライフ、PICC生命の税引前利益(住友生命の持分相当額)を合算し、一部の内部取引等を調整して算出。
シメトラの実績は、完全子会社化後の実績を反映(H28年度実績対象期間:H28年2月～12月)

■連結ソルベンシー・マージン比率

881.7%

(単位:%)

	平成28年度末	平成29年度末	前年度末比
連結ソルベンシー・マージン比率	813.2	**881.7**	68.5ポイント

ご契約の概況

個人マーケット分野の状況（個人保険+個人年金保険）

▶ P198

■保有契約年換算保険料

2兆3,299億円

平成29年度末の個人保険+個人年金保険合計の保有契約年換算保険料は、2兆3,299億円（前年度末比0.2%の増加）となりました。

なお、生前給付保障+医療保障等は、5,467億円（前年度末比2.6%の増加）と着実に増加しています。

保有契約年換算保険料

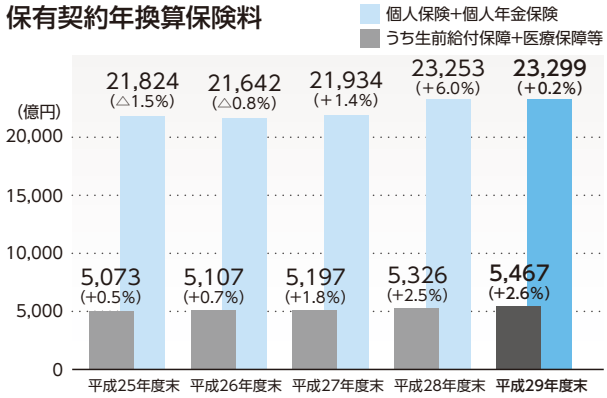

▶ P198

■新契約（新契約+転換純増）年換算保険料

1,313億円

平成29年度の個人保険+個人年金保険合計の新契約年換算保険料は、平準払貯蓄性商品の前年の販売実績が高水準であった影響等により1,313億円（前年度比48.1%の減少）となりました。

うち、生前給付保障+医療保障等は、452億円（前年度比6.7%の増加）となりました。

新契約年換算保険料

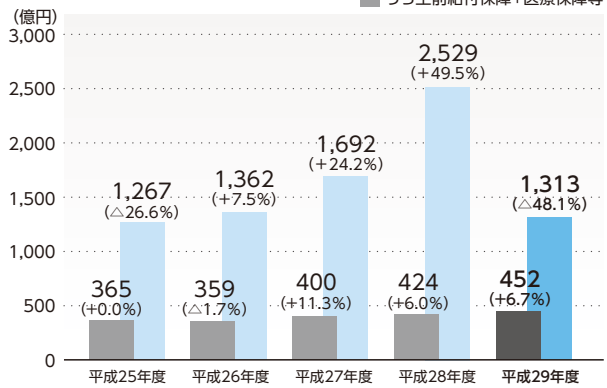

■解約+失効契約年換算保険料

694億円

平成29年度の解約+失効契約年換算保険料は、保有契約が増加した影響等により694億円（前年度比1.0%の増加）となりましたが、年始率（年始保有契約に対する解約+失効契約の割合）は前年度比改善しています。

解約+失効契約年換算保険料

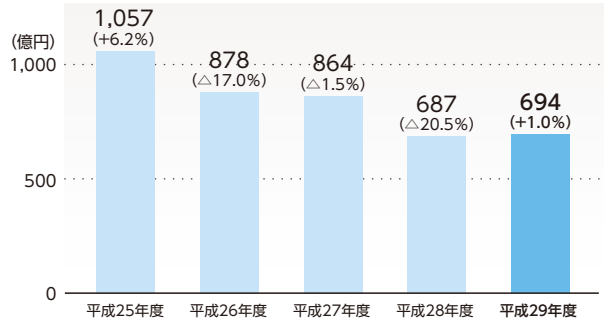

お役に立った保険金・給付金

▶ P188〜191

■保険金・年金・給付金支払実績

488万件 1兆4,989億円

平成29年度にお支払いした保険金・給付金等は右図に記載のとおりです。

収益の状況／ストック・健全性の状況

基礎利益

▶P160

3,525億円

平成29年度の基礎利益は3,525億円、変額年金保険に係る標準責任準備金の影響等を除いた実質的な基礎利益は3,507億円となりました。

基礎利益・実質的な基礎利益のいずれにおいても、外国債券の投資拡大による運用収支の向上等により前年度比増加しており、グラフのとおり堅調に推移しています。

基礎利益等の推移

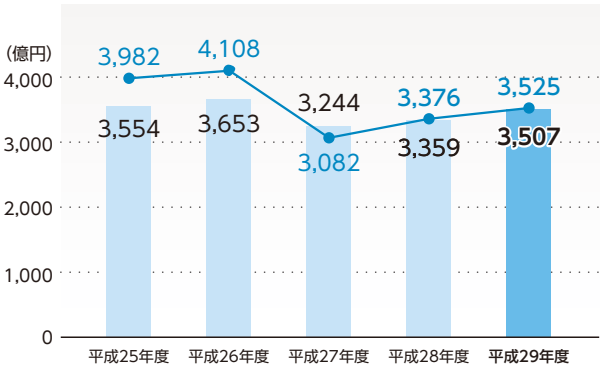

※折線グラフは基礎利益を表しています。
※棒グラフは、変額年金保険に係る標準責任準備金の繰入額等・戻入額等を除いた実質的な収益水準を表しています。
※平成26年度決算より、個人年金保険の年金開始後契約の一部および第三分野保険の一部について、前年度以前に追加して積み立てた責任準備金からの戻入額を基礎利益に含めています。
※平成29年度は、基礎利益から、マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金変動の影響額及び外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額を除いています。この変更により、平成29年度の基礎利益は104億円減少し、キャピタル損益は104億円増加しております。

経常利益等の状況(基礎利益の状況)

(単位:億円)

区　分	平成28年度	平成29年度
基礎利益（A）	3,376	3,525
うち保険料等収入	33,154	25,085
利息及び配当金等収入	5,888	6,134
うち保険金等支払金	19,992	19,723
変額年金保険に係る標準責任準備金繰入等（△は戻入等）	△17	△18
事業費	3,468	3,285
キャピタル損益（B）	△492	△463
臨時損益（C）	△596	△762
経常利益（D＝A＋B＋C）	2,287	2,299
特別利益 } (E)	170	176
特別損失 }	△1,566	△1,799
税引前当期純剰余	891	676
法人税及び住民税 } (F)	479	604
法人税等調整額 }	△449	△581
当期純剰余（G＝D＋E－F）	862	654

(ご参考)基礎利益の内訳(三利源)

(単位:億円)

区　分	平成28年度	平成29年度
基礎利益	3,376	3,525
保険関係差益	2,809	2,883
うち死差益	3,128	3,045
うち費差益	347	637
順ざや額	567	642

経常利益

▶P160

2,299億円

基礎利益(A)にキャピタル損益(B)、臨時損益(C)を加えた経常利益(D)は2,299億円となりました。

当期純剰余

▶P148

654億円

経常利益(D)に、特別利益・特別損失(E)を加え、法人税及び住民税・法人税等調整額(F)を控除した当期純剰余(G)は654億円となりました。

平成29年度決算に基づく社員配当金について

▶P142

ご契約者さまへの社員配当金については、単年度および将来の収益状況や内部留保の水準等を踏まえ安定的に還元を行うこと、内部留保によるリスク対応力強化とご契約者さまへの還元の充実についてのバランスをとること等を基本的な考え方としています。

この考え方に基づき、平成29年度決算に基づく社員配当率は以下のとおりとしています。

個人保険、個人年金保険

死差益配当及び災害・疾病特約配当（一部特約等の長期継続配当を含みます。）について増配としました。
長期継続配当について契約後経過10年超の契約も支払対象としました。
その他の配当については据置きとしました。

団体保険

配当率は据置きとしました。

団体年金保険

＜新企業年金保険、厚生年金基金保険及び確定給付企業年金保険(02)等＞

配当率は、予定利率0.75%又は1.25%(解約控除あり)に対する責任準備金に対して0.10%としました。

＜拠出型企業年金保険(02)＞

配当率は、予定利率1.25%に対する責任準備金に対して0.14%としました。
(注) 新単位口別利率設定特約部分の責任準備金は含みません。

格付の状況

当社では、お客さまをはじめとするステークホルダーの皆さまに、財務の健全性等を客観的に判断いただく材料の一つとして、格付会社から格付を取得しております。今後も格付の維持・更なる向上を目指してまいります。

格付取得状況（平成30年6月末現在）

格付投資情報センター（R&I）	日本格付研究所（JCR）	ムーディーズ（Moody's）	スタンダード&プアーズ（S&P）
保険金支払能力格付	保険金支払能力格付	保険財務格付	保険財務力格付
A+	A+	A1	A
【Aの定義】保険金支払能力は高く、部分的に優れた要素がある。	【Aの定義】債務履行の確実性は高い。	【Aの定義】中級の上位と判断され、信用リスクが低い債務に対する格付。	【Aの定義】保険会社が保険契約債務を履行する能力は高いが、上位2つの格付に比べ、事業環境が悪化した場合、その影響をやや受けやすい。

※格付は独立した第三者である格付会社が、保険会社の保険金支払に関する確実性をアルファベットと記号などで表したものです。
会社の財務・収支情報、営業・経営戦略などさまざまな情報に基づき決定されます。
なお、格付は格付会社の意見であり、保険金の支払などについて格付会社が保証するものではありません。
※格付は経済環境等の変化により、将来変化する可能性があります。
※上記格付は、当社が依頼して取得したものです。
※上記格付の定義は各格付会社が公表しているものです。
※同一等級内での相対的な位置付けを示すため、格付の後に「+」または「−」の記号が付加されることがあります
（ムーディーズは格付に、「1」「2」「3」という数字記号を付加しています。「1」が最上位、「3」が最下位を示します）。

ストック・健全性の状況

ソルベンシー・マージン比率の状況

▶P178

平成29年度末のソルベンシー・マージン比率は873.6%と引き続き健全とされる200%を十分に上回りました。

873.6%

【ご参考】実質資産負債差額の状況

ソルベンシー・マージン比率のほかに、監督当局が生命保険会社の健全性を判断する指標として実質資産負債差額があります。当社の場合、実質資産負債差額は、6兆18億円と十分な水準を確保しています。

※ソルベンシー・マージン比率は経営の健全性を示す一つの指標ですが、この比率だけをとらえて経営の健全性の全てを判断することは適当ではありません。資産運用の状況や業績の推移等の経営情報などから総合的に判断する必要があります。
※ソルベンシー・マージン比率が200%を下回った場合、監督当局によって「早期是正措置」が発動されます。「早期是正措置」は、監督当局がソルベンシー・マージン比率等を用いて必要な措置命令を発動することで、早期に経営改善への取組みを促していくことを目的としたものです。

ソルベンシー・マージン比率の推移

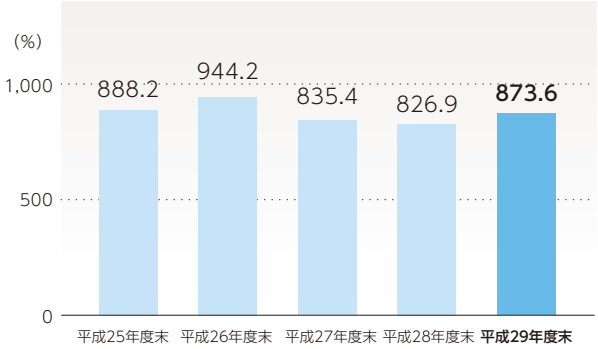

区　分	ソルベンシー・マージン比率	命令内容
非対象区分	200%以上	なし
第1区分	100%以上 200%未満	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令
第2区分	0%以上 100%未満	次の保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令 ①保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 ②配当の禁止またはその額の抑制 ③新規に締結しようとする保険契約に係る保険料の計算の方法の変更 等
第3区分	0%未満	期限を付した業務の全部または一部の停止の命令

内部留保

平成29年度末においては、内部留保を1,859億円積み増し、残高は1兆8,029億円となりました。

1兆8,029億円

内部留保の推移

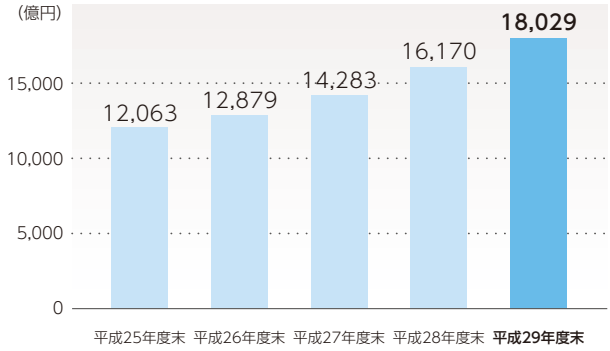

内部留保の状況

(単位:億円)

区　分	平成28年度末	平成29年度末	前年度末比
内部留保	16,170	**18,029**	1,859
(負債の部)			
危険準備金	3,337	**3,494**	157
価格変動準備金	5,023	**6,569**	1,546
(純資産の部)			
価格変動積立金	1,650	**1,650**	−
基金償却準備金＋基金償却積立金	6,160	**6,316**	156

※純資産の部は剰余金処分後の金額を表示しています。

責任準備金

▶P183

25兆8,005億円

当社では、将来の保険金等のお支払いに備えて、法令の定めに基づき、標準責任準備金の対象契約については標準責任準備金、それ以外の契約については平準純保険料式の責任準備金を積み立てており、その額は平成29年度末で25兆8,005億円(前年度末比2.3%増)となりました。なお、健全性の一層の向上を図る観点から、平成18年度から新たに年金支払いを開始した個人年金保険契約について、原則として年金支払開始時点での標準基礎率を適用し、責任準備金を追加して積み立てています。

総資産

▶P147

31兆5,369億円

平成29年度末の総資産は、当年度中に1兆5,099億円増加し、31兆5,369億円となりました。

有価証券残高(一般勘定)

▶P167

24兆9,028億円

国内金利が低位で推移する中、日本国債対比で超過収益が獲得できるクレジット資産や為替リスクを抑制した為替ヘッジ付外国債券への投資拡大を進めるなど、資産運用収益の向上に努めました。

有価証券残高の内訳(一般勘定)

(単位:億円、%)

区　分	平成28年度末		平成29年度末	
	金　額	比　率	金　額	比　率
公社債	129,618	54.9	**130,433**	**52.4**
株式	17,006	7.2	**19,339**	**7.8**
外国証券	88,093	37.3	**98,647**	**39.6**
公社債	78,392	33.2	**88,009**	**35.3**
うち外貨建	61,810	26.2	**71,937**	**28.9**
株式等	9,701	4.1	**10,637**	**4.3**
その他の証券	1,426	0.6	**607**	**0.2**
合計	236,145	100.0	**249,028**	**100.0**

基金の総額

▶P187

6,390億円

当社は財務基盤の一層の充実を図るため、これまで継続的に基金を募集してまいりました。平成29年度末現在の基金の総額(基金+基金償却積立金)は6,390億円となっています。

また、将来の基金償却に備えて、当社は毎年の剰余金処分でP187に掲載のように基金償却準備金を計画的に積み立て、基金償却時に基金償却積立金に振り替えるようにしています。

基金の総額の推移

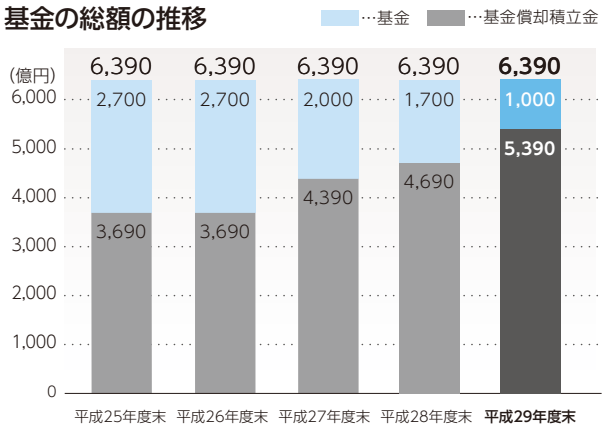

ストック・健全性の状況

エンベディッド・バリュー

平成29年度末の住友生命グループ(住友生命・メディケア生命・シメトラ)のエンベディッド・バリューは、平成28年度末から2,550億円増加し、3兆7,789億円となりました。

3兆7,789億円

[住友生命(単体)のエンベディッド・バリュー：3兆9,681億円]

エンベディッド・バリューとは

エンベディッド・バリューは、計算基準日の修正純資産に、保有契約が将来生み出す収益の現在価値(保有契約価値)を加えることにより計算されます。

現行の法定会計では契約締結時に初期コストを認識し、その後の契約期間を通じて徐々に収益の認識を行います。このような期間損益構造によって、販売業績が好調だった場合に、その期間の損益が悪化するといったことが生じます。そのため、会計上の業績から保険会社の実態評価を行うことは必ずしも容易であるとはいえません。

生命保険契約の損益構造(イメージ図)

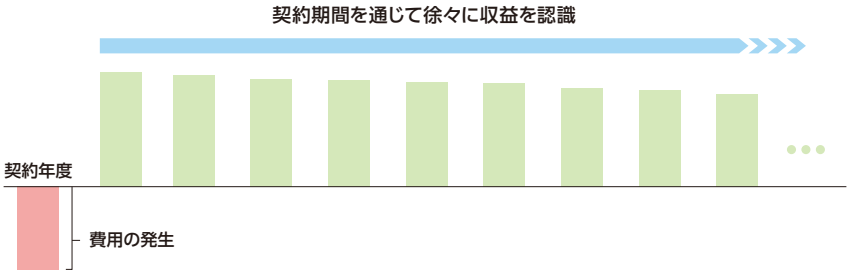

一方、エンベディッド・バリューは過去の収益の実績に加え、保有契約が将来生み出す収益も評価に加えるため、上記のような法定会計で不足する情報を補うことができる一つの指標となり得ます。

また、エンベディッド・バリューは、会社の財務の健全性や成長性などを表す指標の一つとして重要な役割を果たし、ご契約者の皆さまをはじめとして、さまざまなステークホルダーの方々に有益な情報をもたらすものと考えています。

なお、当社のエンベディッド・バリューは、欧州の大手保険会社のCFO(Chief Financial Officer:最高財務責任者)から構成されるCFOフォーラムが制定したヨーロピアン・エンベディッド・バリュー(以下「EEV」)原則に準拠したEEVです。

エンベディッド・バリュー(保有契約価値・修正純資産)のイメージ図

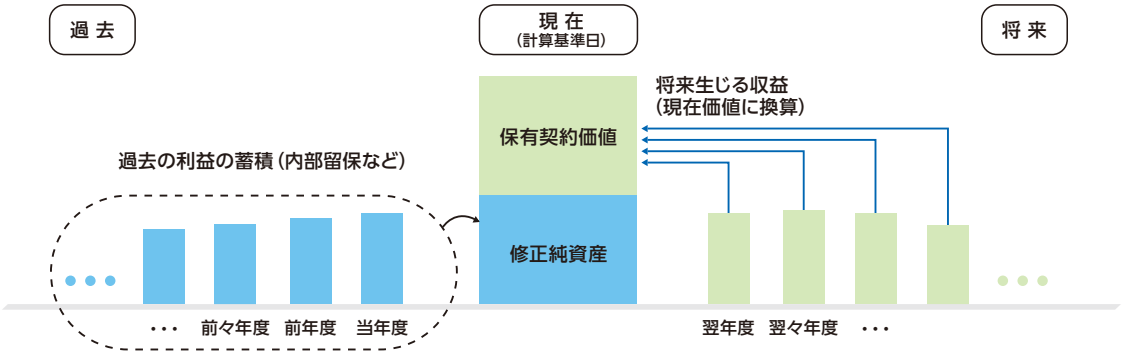

修正純資産

計算基準日における純資産価値を表す尺度であり、保有している資産を時価評価し純資産を計算した上で、負債のうち内部留保的性格をもつ項目(危険準備金、価格変動準備金など)を加える調整などを行い計算されます。

保有契約価値

保有契約から将来生じる収益を、計算基準日における現在価値に換算したものです。

エンベディッド・バリューの推移

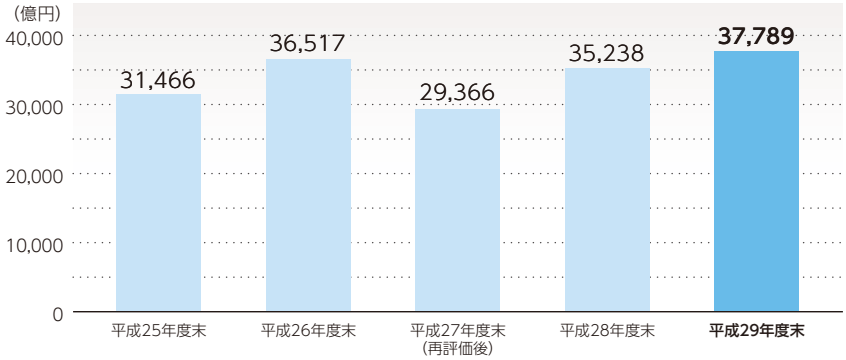

平成29年度末の住友生命グループのEEVと新契約価値

(単位:億円)

	平成29年度末
EEV	37,789
保有契約価値	△74
修正純資産	37,863

	平成29年度
新契約価値	1,533

新契約価値
当年度の新契約から将来生じる収益の現在価値です。

(※1)住友生命グループのEEVは、住友生命のEEVにメディケア生命およびシメトラのEEVのうち住友生命の出資比率に基づく持ち分を加え、住友生命が保有するメディケア生命およびシメトラの株式の簿価を控除することにより算出しています。なお、シメトラは平成27年度末から、住友生命グループのEEVに含めています。
(※2)住友生命グループの新契約価値は、住友生命、メディケア生命およびシメトラの合算値です。
(※3)平成28年度より超長期の年限の金利の設定について、終局金利を用いた方法へと見直しを行っており、平成27年度末についても同様の方法により再評価を行っています。
(※4)エンベディッド・バリューの計算方法等詳細につきましては、当社ホームページに掲載の「平成29年度末ヨーロピアン・エンベディッド・バリューの開示」をご参照ください。

主要な前提条件

エンベディッド・バリュー計算上の主要な前提条件は次のとおりです。

経済前提

確実性等価将来収益現価の計算においては、当社の保有資産および市場の流動性を考慮し、リスク・フリー・レートとして計算基準日時点の国債利回りを使用しています。

非経済前提

保険料、事業費、保険金・給付金、解約返戻金、税金などのキャッシュ・フローは、直近までの経験値および期待される将来の実績を勘案した前提を用いて予測しています。

独立した第三者機関によるレビュー

エンベディッド・バリューの適正性・妥当性を確保するため、当社は独立した第三者機関にレビューを委託し、計算方法および計算前提がEEV原則に準拠したものである旨の意見書を受領しています。

前提条件を変更した場合の影響(感応度)

前提条件を変更した場合の住友生命グループのエンベディッド・バリューへの影響額は次のとおりです。

(単位:億円)

前提条件	EEV	変化額
平成29年度末EEV	37,789	–
感応度 1:リスク・フリー・レート50bp上昇	42,196	4,407
感応度 2:リスク・フリー・レート50bp低下	33,852	△3,936
感応度 3:株式・不動産価値10%下落	35,835	△1,953
感応度 4:事業費率(維持費)10%減少	38,894	1,105
感応度 5:解約失効率10%減少	39,116	1,327
感応度 6:保険事故発生率(死亡保険)5%低下	40,326	2,537
感応度 7:保険事故発生率(年金保険)5%低下	37,691	△97
感応度 8:必要資本を法定最低水準に変更	38,694	905
感応度 9:株式・不動産のインプライド・ボラティリティ25%上昇	37,784	△4
感応度10:金利スワップションのインプライド・ボラティリティ25%上昇	37,385	△403

【ご参考】資産・負債の対応を考慮したエンベディッド・バリューの内訳について

保有契約価値は、将来の運用利回りの前提として、計算基準日における国債利回りを用いて計算されます。そのため金利が低下した場合、将来見込まれる運用収益が減少することに伴い、保有契約価値は減少します。

当社では、契約期間が長期にわたる生命保険契約の負債特性に応じて資産を管理するALM推進の観点から、長期の公社債や貸付金などの円金利資産等を中心に投資を行っており、過去に投入した相対的に利回りの高い長期の債券等を保有しています。

そのため、保有契約価値計算上の将来の運用利回り前提となる国債利回りが低下しても、実際には、これらの資産から将来得られる運用収益は減少しません。国債利回り低下時には、これに対応して、保有している資産の含み損益およびそれを含む修正純資産は増加し、保有契約価値の減少を補います。

このように、保有契約が将来生み出す収益を把握するにあたっては、保有契約価値に加えて、円金利資産等の含み損益を合わせて見る必要があります。

低金利の影響により、平成29年度末の保有契約価値はマイナスの値となっていますが、保有契約価値と円金利資産等の含み損益を合わせて見ると、1兆7,167億円とプラスの値となっています。

(単位:億円)

			平成29年度末
EEV			37,789
	純資産の部合計+負債中の内部留保等		11,992
	保有契約価値+円金利資産等の含み損益		17,167
		保有契約価値	△74
		円金利資産等の含み損益	17,241
	円金利資産等以外の含み損益等		8,629

主要な業務の状況を示す指標

（単位：百万円）

項　　目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
経常収益	3,431,588	3,551,475	3,695,250	4,153,242	**3,400,872**
経常利益	243,684	226,520	237,503	228,793	**229,933**
基礎利益（注1）	398,215	410,839	308,248	337,697	**352,581**
当期純剰余	128,960	135,206	83,387	86,264	**65,422**
基金の総額（注2）	639,000	639,000	639,000	639,000	**639,000**
総資産	26,477,337	27,361,019	27,641,583	30,026,983	**31,536,934**
うち特別勘定資産	2,732,872	2,367,255	1,702,853	1,243,010	**986,044**
責任準備金残高	23,215,973	23,548,322	23,932,169	25,217,893	**25,800,570**
貸付金残高	2,465,539	2,322,696	2,196,475	2,972,689	**2,781,305**
有価証券残高	22,034,382	23,204,047	23,632,461	24,732,137	**25,819,731**
ソルベンシー・マージン比率	888.2%	944.2%	835.4%	826.9%	**873.6%**
剰余金処分対象額に占める社員配当準備金等の積立割合（注3）	99.8%	100.0%	100.1%	99.5%	**99.8%**
従業員数	42,109名	42,115名	42,245名	42,835名	**42,848名**
社員数（契約者数）（注4）	6,762,239名	6,750,225名	6,796,638名	7,002,539名	**7,029,691名**
保有契約高（注5）	138,268,742	134,347,826	129,574,986	125,032,140	**119,261,881**
個人保険	92,969,607	89,060,403	84,019,391	77,544,178	**71,751,231**
個人年金保険	13,408,868	13,555,033	13,996,452	16,002,519	**15,621,584**
団体保険	31,890,267	31,732,389	31,559,143	31,485,442	**31,889,064**
団体年金保険保有契約高（注6）	2,657,738	2,673,014	2,555,584	2,565,431	**2,624,858**

（注1）平成26年度決算より、個人年金保険の年金開始後契約の一部および第三分野保険の一部について、前年度以前に追加して積み立てた責任準備金からの戻入額を基礎利益に含めています。
平成29年度は、基礎利益から、マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金変動の影響額及び外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額を除いています。この変更により、平成29年度の基礎利益は104億円減少し、キャピタル損益は104億円増加しております。

（注2）基金の総額には、基金償却積立金を含んでいます。

（注3）剰余金処分対象額に占める社員配当準備金等の積立割合とは、保険業法施行規則第30条の4の規定により計算した金額に占める社員配当準備金及び社員配当平衡積立金に積み立てる金額の合計額の割合です。

（注4）相互会社における社員とは、保険契約者のことです（剰余金の分配のない保険にのみご加入の契約者を除く）。

（注5）保有契約高とは、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払い開始後契約の責任準備金を合計したものです。

（注6）団体年金保険保有契約高については、責任準備金の金額です。

ステークホルダーに対する取組み

お客さま満足の向上 …… 62
ビジネスパートナーとの共生 …… 74
従業員の働きがい …… 76
豊かな社会づくり …… 80
地球環境の保護 …… 84

お客さま満足の向上

当社の仕事の原点は「お客さまの人生を守ること」にあります。人生の不安を解消し、
未来に「安心」をお届けする―当社は、その使命感を持って、お客さまニーズに合った最適な
保障のご提案、真にお客さまのお役に立つ商品開発、迅速で誠実なお客さま対応などの取組みを進めています。

「お客さまの声」を経営に活かす取組み態勢

当社では職員一人ひとりがより一層のお客さま志向のもと「お客さまの声」を真摯に受け止め、その声を活かして商品・サービスの開発や業務の改善を行うとともに、お客さまと接する際、より一層信頼・満足いただけるよう努めています。そうした取組みの積み重ねによってお客さま満足の向上を目指しています。

当社に寄せられる苦情を含めた広範な「お客さまの声」については、本社担当部で集約したうえで、関連する業務を所管する部門との間で情報連携および共有化を行い、対応策・改善策を検討しています。

特に苦情については、「お客さま本位推進部」で一元管理し、その分析に基づく改善を推進しています。そのうち部門横断的・全社的な課題については、社長を委員長とする「CS向上委員会」において改善策の検討を行う等、必要な対策を講じています。

この「CS向上委員会」の諮問機関として、平成20年3月から消費者問題に詳しい有識者（消費者問題専門家、弁護士等）を社外委員とする「CS向上アドバイザー会議」を設置しており、よりお客さまの視点に立った施策を策定・実行しています。

また、当社は、事業者団体、消費者団体、消費者庁を始めとする行政によって構成される消費者志向経営推進組織が実施する「消費者志向自主宣言・フォローアップ活動」に参加しています。当社の「消費者志向自主宣言」はホームページに掲載しております。

http://www.sumitomolife.co.jp/about/csr/satisfaction/pdf/jisyusengen.pdf
※CS=Customer Satisfaction:顧客満足

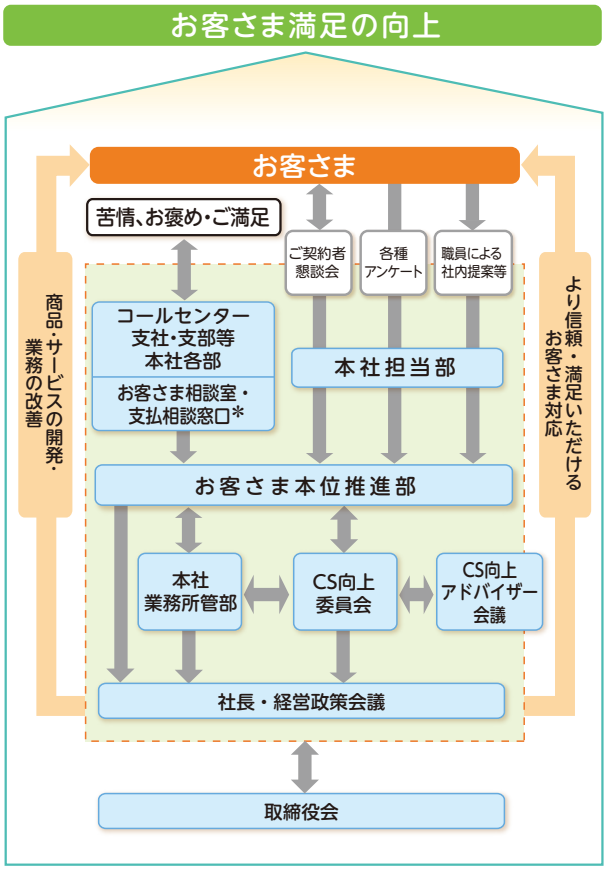

*保険金等のお支払いに関する相談の専用窓口です。

CS向上アドバイザー会議

お客さま満足の一層の向上を図るため、消費者問題に詳しい有識者（消費者問題専門家、弁護士等）を社外委員とする「CS向上アドバイザー会議」にて、当社のお客さま満足の向上に関する諸施策等に関して意見をいただいています。

社外有識者の助言を積極的に取り入れ、お客さまの視点に立った商品・サービスの開発を継続していくことでお客さま満足の向上を目指してまいります。

社外委員（敬称略）
- 江口文子（弁護士）
- 佐藤洋子（日本消費者協会相談室相談員）
- 長田三紀（全国地域婦人団体連絡協議会事務局長）
- 森俊彦（特定非営利活動法人日本動産鑑定会長）

<CS向上アドバイザー会議での意見を取り入れ、これまで改善した主な取組み事例>

■ご契約内容を継続してご確認いただくための取組み

◆総合通知「スミセイ安心だより」の改訂◆

・見やすさ、わかりやすさ向上のために情報量やデザイン・構成を見直し、「ご請求チェックシート」の作成・同封を実施。

◆ご契約者向け契約内容説明資料の改訂◆

・ご契約内容をお客さまにご理解いただくために使用する「ご契約内容のお知らせ～しあわせレポート～」のレイアウトを、わかりやすさの視点から大幅に見直し。

■よりわかりやすい手続き実現のための取組み

◆給付金等の請求書類の改訂◆

・請求書類の説明文の見直し、記入いただく箇所のカラー化、記入見本の改訂等を実施。

■給付金・保険金お支払い手続き時の対応品質を向上するための取組み

◆給付金・保険金手続きに関する社内教材の新規作成◆

・いざというときにお客さまの心情面に配慮した誠実・迅速・正確なお客さま対応を行うため、給付金・保険金手続き時に配慮すべき事項等を記載した社内教材を作成。

■コールセンターでの対応品質を向上するための取組み

◆コールセンターの音声ガイダンスの改訂◆

・コールセンターの1次応対者に接続する前の自動音声ガイダンスについて、お客さまがより円滑に手続きできるよう見直しを実施。

■ご高齢の方や障がいのある方の特性に配慮した取組み

◆ご高齢の方や障がいのある方の特性に配慮したお客さま対応に関する社内教材の作成◆

・高齢化社会の到来、平均寿命の伸展、法令等の施行によりご高齢の方や障がいのある方の特性に配慮したお客さま対応の重要性が高まる中で、各場面において適切でわかりやすい応対を実現するための社内教材を作成。

◆「ご家族登録サービス」の開始◆

・ご高齢などの理由からご契約者自身が問い合わせできなくなったとき等に備え、あらかじめ登録したご家族も保険契約の内容等について問い合わせできるサービスを開始。(ご家族による代理のお手続きはできません。)

「お客さまの声」を把握する取組み

「お客さまの声」を経営に活かすうえで、「お客さまの声」をうかがい、お客さまが何を求めているのか把握することが重要と考え、様々な方法・ルートで「お客さまの声」の把握に努めています。

お客さまから寄せられる声(苦情、お褒め・ご満足)

●お客さまの声(苦情)

日々の業務の中では、お客さまから苦情を頂戴することもありますが、苦情を真摯に受け止め、解決に向けた対応を行うとともに、これらを社内のデータベース上に集約して、一元管理し、経営改善や業務改善に役立てています。

平成29年度お客さまの声(苦情)受付状況

	苦情件数(件)	構成比(%)
新契約関係	6,397	10.5
収納関係(保険料等)	3,906	6.4
保全関係(契約内容変更等)	20,199	33.3
保険金・給付金関係	15,098	24.9
上記以外	15,071	24.8
合計	60,671	100.0

※上記お客さまの声(苦情)の定義は「当社の業務全般に関しお客さまからの不満足の表明があったもの」です。

●お客さまの声(お褒め・ご満足)

お客さまは、どのようなことに満足を感じられているのかを把握し、共有化するために、「お褒め・ご満足の声」についても把握しています。満足いただけた事例を模範とし、より一層お客さまの立場に立った対応に努めてまいります。

お客さまの声(お褒め・ご満足)の事例

商品および給付金の支払いについて	思いがけないケガで全身麻痺となり家族もうろたえていましたが、保険の内容を聞いて金銭的には安心できました。就労不能や介護状態への備えの大切さを実感しています。担当の方はいつもお見舞いにきていただき、今後もよろしくお願いしたいと思っています。
職員の対応・サービスについて	ライフステージギフトの案内をいただきました。担当の方はいつも家族の節目節目を覚えていてくれ、寄り添ってくれてありがたいです。子供たちの成長を一番知ってくれていると思います。これからも私たちの家族を見守っていてほしいです。

お客さま満足の向上

お客さま満足度アンケート

お客さまの満足度をうかがうとともに、ご意見・ご要望を把握することを目的として、1年に1度、アンケートを実施しています。

(平成29年度　調査概要)

◇実施時期	平成29年8～9月
◇対 象 者	全国のご契約者より無作為抽出
◇送 付 数	17,500名
◇回 答 数	2,488名
◇内　　容	「加入時から保険金等の支払いまでの各プロセスにおける満足度」等計55問

住友生命に対する総合的満足度
平成29年度アンケート結果（%）

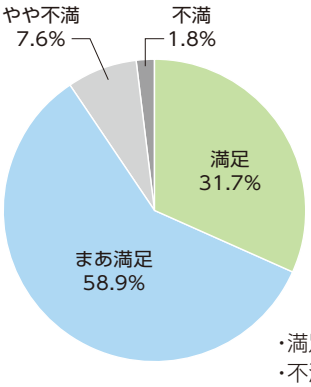

満足層　90.6%
不満層　9.4%

・満足層・・・「満足」「まあ満足」の合計
・不満層・・・「不満」「やや不満」の合計

ご契約者懇談会でのご意見・ご要望

ご契約者に生命保険および当社に関する情報を提供し、当社の経営状況等についてより深くご理解いただくとともに、ご契約者のご意見・ご要望等を直接うかがい、それを経営に反映させることを目的に、毎年全国の支社等でご契約者懇談会を開催しています。
(詳細についてはP88～89をご覧ください)

社内提案制度

お客さまから直接寄せられる声の他に、一人ひとりの職員がお客さまと接する中で、お客さまの視点で改善できる点がないかを考えており、それらの気づきを本社所管部に提案する制度を設けています。平成29年度には、1,006件の提案が行われ、うち315件が採用されています。

いただいた「お客さまの声」をもとにした改善事例

様々な方法・ルートで把握した「お客さまの声」をもとに、商品・サービスの開発や業務の見直しを多岐にわたって進めています。具体的な改善事例は次のとおりです。

商品・サービスの開発、業務の改善

実施した主な取組みをご報告します。

1. 商品の開発

	お客さまの声	具体的な取組み内容
「プライムフィット」の発売	終身の死亡保障や貯蓄は別途準備しているので、働けなくなった場合に備えた保障に特化した保険に入りたい。	「就労不能・介護保障」「死亡保障」「医療保障」をニーズに合わせて組み合わせてご準備いただける新商品「プライムフィット」を発売いたしました。これにより、死亡保障や老後保障などを別途ご準備されている方でも、働けなくなったときの保障を、保障の重複なくご準備いただけるようになり、これまで以上にお客さまのニーズに合理的に応えられるようになりました。(平成29年4月販売開始しています。)

	お客さまの声	具体的な取組み内容
法人向け商品「ホスピタA」の発売	従業員の「治療と仕事の両立」を支援したい。	3大疾病（がん・脳卒中・急性心筋梗塞）を保障する全員加入型団体保険の新商品「ホスピタA」を発売しました。これにより、「治療と仕事の両立支援」や「健康経営」という経営者さまのニーズに応えられるようになりました。（平成30年3月販売開始しています。）

2. 支払に関する改善事例

	お客さまの声	具体的な取組み内容
健康祝金請求書の見直し	・手続きの流れがわかりにくい。 ・請求書の文字が小さくて読みづらい。	限定告知型終身保険の「千客万頼」にご加入のお客さまが健康祝金を請求される際、高齢の方もスムーズにお手続きいただけるよう、お手続きの流れがわかりやすいような記載に変更し、請求書に記載の文字を大きくする改訂を行いました。

3. ご契約中のお手続きに関する改善事例

	お客さまの声	具体的な取組み内容
ご契約者さまの意思能力がないと判断された場合の住所変更手続きの見直し	契約者に意思能力がない場合の住所変更の手続きを簡素化してほしい。	昨今の高齢化に伴い、ご契約者さまの意思能力がないと判断され、ご本人による手続きが困難なケースが増加している背景を踏まえ、住所変更手続きの見直しを行いました。 成年後見人や便宜後見人によるお手続きに加え、ご家族よりご提出いただいた住民票住所への変更を可能とする取扱いを可能にしました。

生命保険業務に関する指定紛争解決（ADR）機関について

「一般社団法人生命保険協会」は、保険業法に基づき「生命保険業務に関する紛争解決業務を行う者」の指定を受けた紛争解決（ADR注）機関です。当社は、一般社団法人生命保険協会との間で紛争解決等業務に関する生命保険会社の義務等を定めた契約を締結しております。

①一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関する様々な相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

②ご利用にあたっては所定の手続きが必要となります。詳細については、右記の一般社団法人生命保険協会ホームページをご覧ください。

【指定紛争解決機関のご連絡先】
一般社団法人生命保険協会　生命保険相談所
電話 **03-3286-2648**
所在地 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階
受付時間 午前9時～午後5時（土・日曜、祝日、年末年始を除く）
ホームページアドレス
http://www.seiho.or.jp/contact/index.html

注：ADR（裁判外紛争解決手続）とは、身の回りで起こるトラブルを裁判ではなく、中立・公正な第三者に関わってもらいながら柔軟な解決を図る手続きです。
※当社の取り扱った損害保険につきましては、「一般社団法人日本損害保険協会」（そんぽADRセンター）を利用し、苦情および紛争の解決を図ることができます。詳細につきましては、下記のホームページをご覧ください。
［ホームページアドレス］　http://www.sonpo.or.jp/pr/adr
※当社の取り扱った投資信託につきましては、特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター」（FINMAC）を利用し、苦情および紛争の解決を図ることができます。詳細につきましては、下記のホームページをご覧ください。
［ホームページアドレス］　http://www.finmac.or.jp

適切な支払管理態勢への取組み

保険金等支払管理態勢について

ご請求手続き案内について

保険金等のご請求手続きにあたり、病気やケガの内容から、お客さまがご加入いただいているご契約の保障内容を確認し、関連する各種給付金等について幅広くご案内できる可能性がないかを検索する「案内システム」を活用して請求案内を行っています。

また、請求可能な給付種類をお客さま自身に確認いただくチェックリスト形式の帳票を契約内容通知とあわせて送付しています。

支払担当者および営業職員等への教育について

保険金等支払管理部門に所属している職員全員が、一般社団法人生命保険協会主催の「生命保険支払専門士」の試験を受験し、資格取得を目指しています。さらに、体系的な支払担当者の教育体制を構築し、支払査定能力の更なる向上を図っています。

また、営業職員、拠点事務担当者等を対象に、お客さまのご要望に応じた適切な保険金等の請求案内について研修を実施しています。

保険金サポートデスクについて

お客さまのご請求に正確かつ迅速に対応するために、支部長・拠点事務担当者からの照会窓口として、保険金サポートデスクを設置しています。

給付金の支払システムについて

給付金の支払査定事務で活用している「給付金支払審査システム」では、支払査定事務の更なる精度向上・迅速化を図るために、診断書の入力情報を精緻化し、キーワード検索を行う等により、支払査定判断をシステム的にサポートする対応を行っています。

また、診断書の入力情報を利用して、一部機械査定を実施し、支払査定の迅速化を図っています。

保険金の支払システムについて

死亡保険金の支払査定事務においては、「保険金支払査定システム」を活用して支払査定を行っています。

保険金等のお支払いについての点検・請求勧奨について

日常的な支払事務において支払漏れを防止するために、「支払検証システム」による点検を行っています。

また、ご請求時に提出していただいた診断書に書かれている内容を全てデータ化し、他の保険金・給付金の支払事由に該当する可能性がないかを検索する「請求勧奨システム」を活用し、さらにお支払いの可能性のあるものについて、請求勧奨を行っています。

保険金等のお支払いに関する「相談窓口」「社外弁護士による無料相談制度」について

保険金・給付金をお支払いできなかったお客さまを対象に、よりわかりやすく丁寧なご説明を行うために、専用の相談窓口を開設し、専任の担当者が直接お客さまからのご相談を受け付けています。

さらに、そのご説明でもご納得いただけない場合は、社外弁護士へご相談いただける制度をご用意しています。

保険金等の支払状況等に係る経営陣への報告および検討について

保険金等の支払・支払非該当件数（理由別内訳を含む）等について、取締役会等に報告しています。

苦情対応状況等に係る経営陣への報告および検討について

保険金等の苦情の状況について、定期的にCS向上委員会で審議し、取締役会等に報告しています。

外部専門家の委員で構成する「保険金等支払審議会」での審議について

お支払いサービスを一層向上させるため、外部専門家からの助言を得て、それを活かす仕組みとして「保険金等支払審議会」を設置しています。

また、保険金などの支払査定の判断、妥当性の検証、見直し・改善、お客さまのご請求手続きの見直しの方向性等を定期的に報告し、審議いただいています。

内部監査部による監査について

支払部門が実施した保険金等の支払査定、請求勧奨等の適切性について内部監査を実施し、監査結果を定期的に取締役会等に報告しています。

平成29年度 保険金等のお支払状況について

【保険金等のお支払件数】

区分	保険金	給付金	合　計
お支払件数	172,484件	1,992,260件	2,164,744件

(注) 保険金には満期保険金を含み、給付金には生存給付金や団体年金の一時金を含みます。

【保険金等のお支払非該当件数】

事由＼区分	保険金	給付金	合　計
支払事由に非該当	2,547件	37,015件	39,562件
免責事由に該当	163件	625件	788件
告知義務違反による解除	75件	338件	413件
詐欺による取消 詐欺による無効	0件	0件	0件
不法取得目的による無効	0件	0件	0件
重大事由による解除	3件	17件	20件
その他	0件	0件	0件
合計	2,788件	37,995件	40,783件

(注) 1. 一般社団法人生命保険協会にて策定した基準に則ってお支払件数、お支払非該当件数を計上しており、当社における従来の計上基準による件数とは異なります。
2. お支払件数、お支払非該当件数は個人保険および団体保険の合計です。なお、団体保険は、当社が支払査定をしている件数となります。
3. 上表におけるお支払非該当理由の説明は下表のとおりです。

事由	概要
支払事由に非該当	約款では、保険金・給付金ごとにお支払いする事由を定めております。ご請求いただいた内容がこの事由に該当しない場合、保険金・給付金のお支払いはできません。 例) 高度障害状態の原因となった事故や疾病が、ご契約の責任開始期前のものであったとき
免責事由に該当	約款では、保険金・給付金ごとにお支払いできない事由を定めております。ご請求いただいた内容がこの事由に該当する場合、保険金・給付金のお支払いはできません。 例) 責任開始の日から起算して3年以内の被保険者の自殺、または保険契約者・受取人の故意により、被保険者が死亡し、死亡保険金を請求されたとき
告知義務違反による解除	ご契約の際に、被保険者の故意または重大な過失によって告知いただいた内容が事実と異なる場合、ご契約を解除することがあります。この場合は、解約返戻金を保険契約者にお返しいたします。
詐欺による取消 詐欺による無効	ご契約の際に、保険契約者または被保険者の詐欺行為があった場合、保険契約は取消(無効)となります。この場合は、払い込まれた保険料は払い戻しいたしません。
不法取得目的による無効	保険金・給付金を不法に取得する目的で保険契約にご加入された場合、保険契約は無効となります。この場合、払い込まれた保険料は払い戻しいたしません。
重大事由による解除	保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こした場合などは、ご契約を解除することがあります。

適切な支払管理態勢への取組み

保険金等のお支払いに関する「相談窓口」について

【平成29年度「相談窓口」ご利用状況】

	合計	保険金	給付金
利用件数(利用率)	128件(1.1%)	51件	77件
フリーダイヤル案内件数	11,497件	2,083件	9,414件

※対象となるお客さま:保険金、給付金をお支払いできなかったお客さま

【支払非該当理由ごとの相談件数】

支払事由非該当		**108件**
支払事由非該当内訳	入院給付金・手術給付金・通院給付金	36件
	運動器損傷給付金	11件
	高度障害保険金	10件
	特定疾病保険金	10件
	介護保険金	9件
	重度慢性疾患保険金	6件
	がん長期サポート保険金	5件
	障害給付金	5件
	顔面損傷給付金	3件
	就労不能・介護保障充実給付金	3件
	保険料払込免除	3件
	就労不能・介護年金	2件
	早期ケア給付金	2件
	災害保険金	1件
	特定重度生活習慣病保険金	1件
	特定障害給付金	1件
告知義務違反による解除		**16件**
免責事由該当		**4件**

社外弁護士による無料相談制度について

【平成29年度ご利用状況】

ご利用件数	11件

【平成29年度の相談事例から】

事由	請求内容	事案概要
支払事由に非該当	高度障害保険金	約款に定める高度障害状態に該当しないため、高度障害保険金支払非該当となった事案
告知義務違反による解除	入院・手術給付金	契約前5年以内の疾病の受診歴について告知がなかったため、告知義務違反により契約解除となった事案
支払事由に非該当	重度慢性疾患保険金	約款に定める重度慢性保険金の支払対象となる糖尿病に該当しないため支払非該当となった事案

生命保険の知識と制度

生命保険をご理解いただくための知識・制度等をご説明します。

ご契約の責任開始期

お申し込みいただいたご契約を当社がお引き受けすることに決定した場合、健康状態などの告知および第1回保険料のお払込みの両方が完了した時から、保険金支払等の保険契約上の保障を開始(責任開始)します。

ご契約申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

申込者またはご契約者は、保険契約の申込日または「注意喚起情報」の交付日*のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面により契約のお申込みの撤回または契約の解除をすることができます。ただし、当社の指定した医師の診査を受けられた場合や申込者等が法人の場合などは、お申込みの撤回等はできません。

*募集代理店にてお申し込みいただいた場合は、お申込時にお渡ししております「契約概要/注意喚起情報」の交付日となります。

*お申込時にご契約のしおり(一定款)・約款冊子を希望された場合は、その冊子の交付日となります。

保険料のお払込み方法(経路)

保険料のお払込み方法には、口座振替扱い、勤務先などにおける団体扱い、振替用紙による送金扱い等の方法(経路)があります。

告知義務

ご契約者や被保険者には健康状態などについて告知していただく義務があります。

生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事している方などが無条件に契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障害状態、現在の職業など当社がおたずねすることについてありのままを正しくお知らせ(告知)ください。故意または重大な過失によって事実を告知されなかった場合や、事実と違うことを告知された場合には、ご契約を解除することがあります。

※生命保険募集人・生命保険面接士に口頭でお話されただけでは告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

保険金(給付金)などをお支払いできない場合

次のような場合には、保険金などをお支払いできないことがあります。

- 責任開始期前の傷害または疾病を原因とする場合(ただし、責任開始期前の「疾病」を原因とする入院や手術等を行った場合に、正確かつ十分な告知を行っていたときや、病院への受診歴などがなく発病した認識や自覚がなかったときはお支払いします。なお、「傷害」を原因とする場合は告知の有無にかかわらずお支払いできません。)
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除された場合
- 保険金などを詐取する目的で事故を起こしたときやご契約者、被保険者または死亡保険金受取人が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められたときなどの重大事由によりご契約が解除された場合
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合
- 保険契約について詐欺によりご契約が取り消された場合や、保険金などの不法取得目的があってご契約が無効になった場合(なお、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。)
- 保険金などの免責事由に該当した場合(例:責任開始日または復活日から起算して3年以内の自殺によるとき、受取人の故意または重大な過失によるときなど)

ご契約の失効

猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は猶予期間満了の日の翌日から効力がなくなり、保険金・給付金等のお支払いができなくなりますので、ご注意ください。なお、お払込みがないまま猶予期間が過ぎた場合でも、以下の取扱いをいたします。

(1) 保険料の立替制度を適用できる場合

解約返戻金が保険料相当額以上あるときは、あらかじめ反対のお申し出がない限り、当社が自動的に保険料のお立替えをします。この場合、お立替金には所定の利率で利息をいただきます(複利計算)。

(2) ライブワン・Qパックの場合

主契約の解約返戻金が保険料相当額以上あるとき*は、あらかじめ反対のお申し出がない限り、自動的に主契約の積立金(保険ファンド)から保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

*保険ファンド〔01〕では「保険料相当額を上回るとき」となります。

ご契約の復活

万一ご契約の効力がなくなった場合でも、失効後3年以内*であれば、ご契約の復活を請求いただけます。

この場合、告知(または診査)と、延滞した保険料(およびその利息)のお払込みが必要となります。ただし、健康状態などによっては復活をお断りすることがあります。

*医療保障保険(個人型)・5年ごと利差配当付限定告知型終身保険は3ヵ月以内、5年ごと利差配当付医療定期保険・5年ごと利差配当付医療終身保険は1年以内となります。

解約返戻金

お払い込みいただいた保険料は、預貯金とは異なり、一部は保険金などのお支払いや生命保険事業の運営に充てられますので、ご契約を途中で解約されますと、多くの場合、解約返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額になります。

解約返戻金は、保険の種類・ご契約時の年齢・性別・経過年数などによって異なりますが、特にご契約後短期間で解約されますと、解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。また、災害・疾病関係特約等には、解約返戻金はありません(一部例外があります)。

なお、解約返戻金の一定の範囲内で資金をご用立てしたり(ご契約者貸付)、一時的に保険料を立て替える(保険料のお立替え)制度をご利用の場合、解約のときにその元利合計額を解約返戻金から差し引かせていただきます。

<ライブワン・Qパックの主契約について>

ご契約後3年未満で解約されますと、積立金の一定割合(当社所定の控除率)を控除するため、主契約の解約返戻金は積立金よりも少なくなり、払込保険料を下回ることがあります。

ご契約者貸付

ご契約の解約返戻金の一定範囲内で、必要資金を貸し付けいたします。この場合、ご契約者貸付金には所定の利率(金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります)で利息をいただきます(複利計算)。

生命保険料控除について

●生命保険料控除は税法上の所得控除の1つで、払込保険料の一定額が所得税と住民税の対象となる所得から控除され、税負担が軽減されます。

<控除の種類について>

お払い込みになる保険料は、主契約と特約のそれぞれについて、次のとおり、控除の種類が異なります。

控除の種類	対象となる保険料
一般生命保険料控除	生存または死亡を原因として一定額の保険金等をお支払いする主契約・特約の保険料
介護医療保険料控除	入院・通院等に伴う給付金等をお支払いする主契約・特約の保険料
個人年金保険料控除	個人年金保険料税制適格特約の付加された個人年金保険契約等に係る保険料

※傷害のみを原因として保険金等をお支払いする特約(災害割増特約、傷害特約)の保険料は生命保険料控除の対象とはなりません。

<所得税の控除額について>

各種類(一般生命・介護医療・個人年金)の保険料控除について、次のとおり控除されます。

年間払込保険料	控除される金額
20,000円以下のとき	支払保険料等の全額
20,000円をこえ、40,000円以下のとき	支払保険料等×1/2+10,000円
40,000円をこえ、80,000円以下のとき	支払保険料等×1/4+20,000円
80,000円をこえるとき	一律40,000円

※各種類の保険料控除の金額を合計して、120,000円が限度です。

<住民税の控除額について>

各種類(一般生命・介護医療・個人年金)の保険料控除について、次のとおり控除されます。

年間払込保険料	控除される金額
12,000円以下のとき	支払保険料等の全額
12,000円をこえ、32,000円以下のとき	支払保険料等×1/2+6,000円
32,000円をこえ、56,000円以下のとき	支払保険料等×1/4+14,000円
56,000円をこえるとき	一律28,000円

※各種類の保険料控除の金額を合計して、70,000円が限度です。

平成23年12月31日以前に締結したご契約にご加入の場合

・平成24年1月1日以降に締結した保険契約から「生命保険料控除制度」が改正されました。
・平成23年12月31日以前に締結したご契約については、原則として税制改正前の制度となるため、対象となる保険料や生命保険料控除額が、上記の内容とは異なります。
・平成24年1月1日以降に、更新および保障の見直し(転換・所定の特約の中途付加)を行った場合は、その時点から上記の改正後の制度となります。

※詳しくは「ご契約のしおり(一定款)・約款」をご覧ください。

お客さま向け情報提供

ご契約締結までの各種情報提供～申込手続き

ご契約に際しまして、お客さまのニーズに最もふさわしい商品をお選びいただくため、未来診断をはじめ、各種パンフレットによる情報提供を行い、お客さまのご意向を伺ったうえで、「設計書（契約概要）」によるご提案を行っています。ご契約内容の見直しに際しては、「保障内容見直しのご提案書」を用いた説明を行っています。

あわせてご契約の前には「意向確認書」によるニーズ・意向確認を行ったうえで、「注意喚起情報」、「ご契約のしおり（一定款）・約款」を必ずお渡しし、ご契約に必要な保険知識・重要事項をご理解いただけるよう努めています。

- ●各種パンフレット
- ●設計書（契約概要）
- ●保障内容見直しのご提案書
- ●意向確認書
- ●注意喚起情報
- ●ご契約のしおり（一定款）・約款
- ●申込内容控（兼解約返戻金額表）
- ●生命保険の契約にあたっての手引

商品の魅力とあわせた「留意事項」の情報提供

当社では、生命保険に加入される方が、その商品、制度などを知らなかったために、デメリット（不利益）を被ることのないよう、お客さまへの商品説明の際、「留意事項」の情報提供を徹底しています。この「留意事項」については、契約お申込みの際に配布している「商品パンフレット」、「設計書（契約概要）」、「注意喚起情報」、「ご契約のしおり（一定款）・約款」に明示しているほか、「ご契約締結後の各種情報提供」の項目で記載している各種通知などにも記載しています。

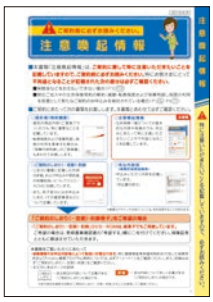

注意喚起情報

ご契約締結後の各種情報提供

【お客さまへのお知らせの一例】　※いずれも重要な内容ですので、必ずご確認いただきますようお願いいたします。

ご契約の現況について	○スミセイ安心だより ○ご契約内容現況のお知らせ
保険料のお払込みについて	○保険料お立替えのお知らせ ○保険料お立替金残高のお知らせ ○ご契約失効のお知らせ ○保険料払込期間満了のお知らせ
	<口座振替扱契約> ○口座振替開始のご案内（月払） ○今期保険料お払込みのご案内（年・半年、年1（2）回払） ○口座振替中止のお知らせ
	<勤務先の団体扱契約> ○保険料変更のお知らせ
配当金・契約者貸付について	○スミセイ安心だより ○契約者貸付金利息のお払込案内 ○契約者貸付金残高のお知らせ
保障内容の見直しについて	○更新時期到来のお知らせ ○特別保障期間満了のお知らせと今後の保障内容のご案内 ○保険料払込み終了と今後の保障内容のご案内
保険金・給付金などのお支払いについて	○満期のお知らせ （満期保険金・満期時育英資金・満期時生存給付金・満期祝金請求書兼据置申込書） ○積立金額のお知らせ（育英資金・生存給付金・学資祝金） ○年金のご案内（年金請求書）
	○死亡保険金・入院給付金などの手続きとお支払いガイドブック※ ※申込手続時にもお渡しいたします。 ○団体保険における死亡保険金・入院給付金などの手続きとお支払いガイド ○死亡保険金ご請求のしおり
その他	○生命保険料控除証明書

積極的なディスクロージャー

お客さまに、当社の経営内容へのご理解を一層深めていただくために、ディスクロージャーを充実させることが重要であると認識しており、積極的なディスクロージャーに努めております。

今後とも、多様な方法で積極的なディスクロージャーを展開してまいります。

名　称	内　容
REPORT SUMISEI 2018 住友生命2018年度 ディスクロージャー誌 [統合報告書]	保険業法第111条に基づいて、平成29年度の決算報告、事業内容、活動状況等を記載した資料で、ホームページ上に掲載しています。
アニュアルレポート(英文)	業績・決算内容等を海外向けに解説した資料です。(ホームページ上に掲載しています)
VOICE from SUMISEI 平成29年度決算特集号	決算発表後タイムリーにお届けするチラシです。

REPORT SUMISEI 2018
住友生命2018年度
ディスクロージャー誌
[統合報告書]

VOICE from SUMISEI
平成29年度決算特集号

情報開示に関する基本方針

当社は、生命保険会社としての社会的責任と公共的使命を十分に認識し、以下の方針に基づき企業情報を開示することで、経営の健全性および透明性の向上に努めてまいります。

- ●適時・適切に情報開示を行います
- ●情報開示を適切に実行するために社内体制の整備・ 充実を図ります
- ●自主的かつ積極的でわかりやすい情報開示を行います

公式ホームページによる情報提供

公式ホームページでは、商品・サービスなどのご紹介、各種お手続きのご案内、決算などの財務情報はもちろんのこと、企業理念やブランドビジョンなど、さまざまな情報をご提供しております。公式ホームページからスミセイダイレクトサービスにログインすることで、入出金取引、契約内容のご確認、各種お手続きなどがご利用いただけます。(詳細は背表紙でご確認ください)また、Vitality会員ポータルにログインすることで、Vitalityポイントの反映・獲得ポイントの照会などがご利用いただけます。

公式ホームページ

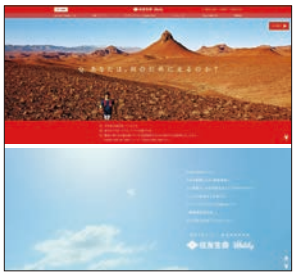
住友生命「Vitality」スペシャルサイト
営承E186

ソーシャルメディアも積極的に活用し、Facebook、Instagram、Twitter、YouTubeでも情報提供を行っています。Facebook、Instagram、Twitterの公式アカウントでは、“住友生命「Vitality」”を中心とした、新CMやキャンペーンについての最新情報や健康増進に関連する情報など、住友生命を身近に感じていただけるよう日々情報を配信しております。YouTube公式チャンネルでは“住友生命「Vitality」”TVCMシリーズのスペシャル動画や浅田真央さんのオリジナル動画などを公開しています。

世相を反映した「創作四字熟語」

「創作四字熟語」は、1年の世相を漢字四文字で振り返る「ことば遊び」です。平成29年で28回目を迎え、全国から累計24万編を超えるユーモアやオリジナリティに富んだ作品が寄せられました。毎年年末に優秀作品10編と入選作品40編を発表しており、多くの方に楽しんでいただいております。「創作四字熟語」が漢字に親しむきっかけとなれば幸いです。

ビジネスパートナーとの共生
（総合生活保障サービスのご提供）

お客さまに安心と満足を提供していくためには、ビジネスパートナーとの信頼と支持を礎とした強力なパートナーシップを確立していくことが必要不可欠だと考えています。
当社はビジネスパートナーとともに社会的な責任を果たしていくために、継続的なコミュニケーションを通じた協力体制の構築を行っています。

エヌエヌ生命との業務提携～法人向け商品の充実～

平成28年10月に基本合意した業務提携を受けて、平成29年4月から当社の約3万名の営業職員チャネルにおいて、エヌエヌ生命の法人向け定期保険「生活障害保障型定期保険」および「定期保険/低解約返戻金型 逓増定期特約Ⅱ」をそれぞれ「エンブレムN 生活障害定期」、「エンブレムN 逓増定期」の名称で発売しております。

平成30年4月2日からエヌエヌ生命の法人向け保険「重大疾病保障保険」を「エンブレムN 重大疾病」の名称で新たに取扱いを開始いたしました。経営者や従業員が悪性新生物（ガン）・急性心筋梗塞・脳卒中となった場合に対する保障を準備できる「エンブレムN 重大疾病」の取扱開始により、住友生命は事業保険分野においてより一層の競争力向上を図ってまいります。

エヌエヌ生命の重大疾病保障保険
エンブレムN
重大疾病

当社とエヌエヌ生命は、業務提携のメリットを最大限活かし、今後も引き続きより良い商品・サービスの提供、拡大を検討していくことでお客さまの様々なニーズにお応えしてまいります。

損害保険事業への取組み～「総合生活保障サービス」のご提供～

「住友生命ブランドビジョン」に掲げる、お客さまの「未来を強くする」ための4つの「先進の価値」の実現に加え、あらゆるリスクをカバーする「総合生活保障」の観点から、遺族保障・生前給付保障とともに、損害保険販売にも積極的に取り組んでおり、高度なリスクコンサルティング力・最大規模の損害サービスネットワークを有する三井住友海上火災保険株式会社の代理店として、同社の高品質な商品・サービスを提供しています。

同社の個人向け商品GKシリーズ（自動車・火災・傷害保険）をはじめ、法人のお客さま向けにも充実した商品を提供し、お客さまのニーズにお応えしています。

今後も当社は営業職員を通じ、生保・損保一体となった「総合生活保障サービス」をお届けし、お客さまに最適な保障を提供してまいります。

立ちどまらない保険。
MS&AD 三井住友海上
三井住友海上の安心
GK
クルマの保険　すまいの保険　ケガの保険

三井住友海上本店ビル

■損害保険年換算保険料

678億円

平成29年度の損害保険年換算保険料は678億円（前年比3.9%の増加）となりました。

損害保険年換算保険料・販売件数

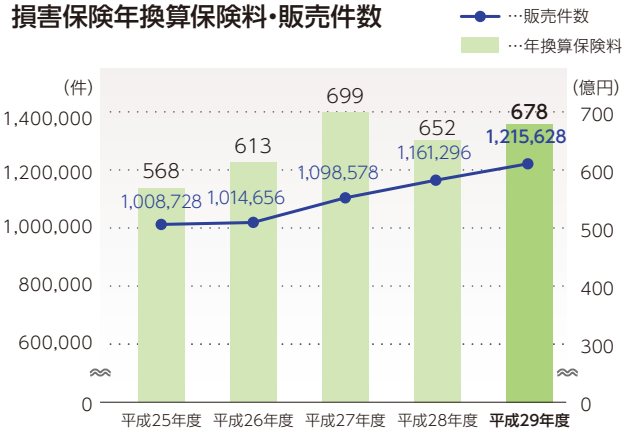

■新規損害保険年換算保険料・新規販売件数

新規年換算保険料

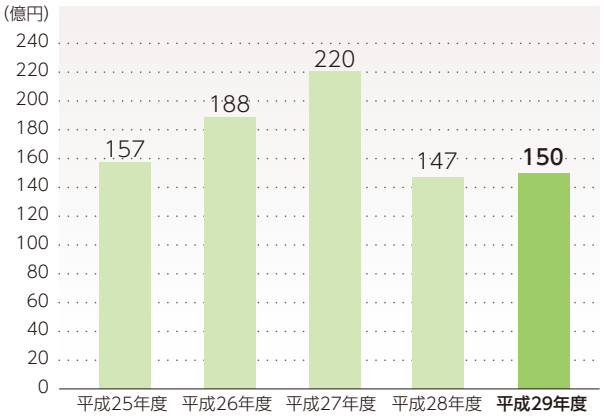

新規販売件数

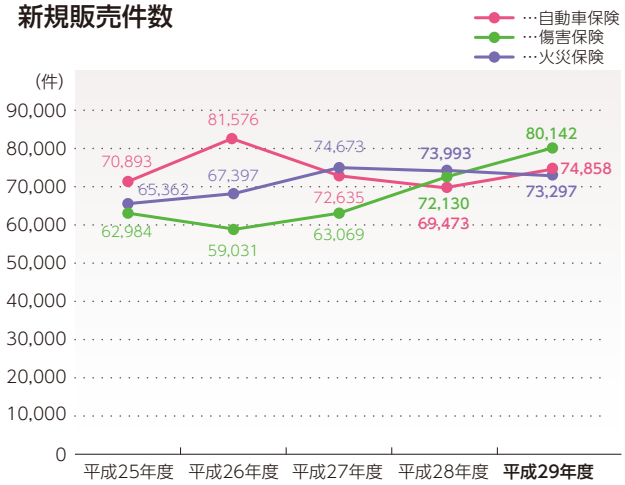

三井住友海上の契約者向けサービス

(平成30年5月時点)

自動車保険

おクルマQQ隊

ロードサービス費用特約をセットしたお客さまにご提供するサービスです。

【おクルマQQ隊の主なサービス内容】

レッカーQQ手配サービス

事故または故障等により自力走行不能となった場合に、レッカー業者を手配します。レッカーけん引料金や落輪時の引上げ費用等は、車両保険またはロードサービス費用特約で補償します。

故障トラブル・ガス欠QQサービス

故障やトラブル、ガス欠により自力走行不能となった場合に、現場で応急修理・軽作業を行います。

※バッテリー上がり時のジャンピングとガス欠は、保険期間中それぞれ1回(保険期間が1年超のご契約の場合は、1保険年度につきそれぞれ1回)のご利用に限ります。

移動サポートQQサービス・宿泊サポートQQサービス※

お車がレッカーされた後、ご自宅や目的地までの移動や宿泊をサポートします。ただし、レッカーQQ手配サービスのご利用を条件とします。

※臨時帰宅・移動費用および臨時宿泊費用はロードサービス費用特約で補償します。

「GK 見守るクルマの保険」には安全運転をサポートし、見守る家族等にも安心をお届けするサービスが提供されます。

火災保険

暮らしのQQ隊

「GK すまいの保険(6つの補償プラン、4つの補償+破損汚損プラン)」「リビングFIT」をご契約のお客さまにご提供するサービスです。専門スタッフが年中無休24時間受付で対応し、以下のサービスについて、30分程度の応急修理に要する作業料、出張料を無料で提供します(部品代および30分程度の応急修理を超える作業料は、お客さまのご負担となります)。

水まわりQQサービス

給排水管やトイレの詰まり等が生じた場合、専門の業者を手配し、専門の業者が直接応急修理を行います。

カギあけQQサービス

外出時にカギを紛失してしまった場合等に専門の業者を手配し、その業者が直接カギあけを行います。

「GK すまいの保険 グランド」にはグランドセレクトサービス(「暮らしのQQ隊グランド」を含む)が提供されます。

ご契約内容の変更

スミセイデスク

住友生命を通じてご加入いただいたお客さまの利便性向上のために設置したご契約内容変更デスクです。

従業員の働きがい

「働き方変革」に向けた取組み　～ワーク・パフォーマンス・イノベーション～

新インフラの導入や既存業務の見直し等により、職員一人ひとりが「お客さま本位・マーケット目線の仕事」に集中して取り組む風土へ転換するとともに、長時間労働の抑制や柔軟な働き方を認める勤務制度の導入等により、職員にとって「健康でいきいきと働く」職場を実現し、一層の生産性（パフォーマンス）向上を目指しています。

新インフラ導入による顧客満足度向上と業務効率化

2018年7月から営業用携帯端末を刷新し、コンサルティング・提案・新契約手続き等を端末で完結する営業スタイルに進化します。顧客満足度向上に繋がるとともに、より効率的な営業活動が可能となります。また、事務用端末にはマイクロソフト社のクラウドサービス「Office365」を導入し活用することでコミュニケーションの効率化を図っています。

お客さま本位の仕事へのシフト

「社内向け資料の簡素化」「会議の運営効率化」等、従来の延長線上で実施されていた既存業務の見直しを進め、より「お客さま本位の仕事」「お客さま・マーケットに価値を提供する仕事」への転換・集中を図っています。

健康でいきいきと働く職場の実現

全ての職員が遅くとも19時30分までに業務を終了する「19時30分退館」運営や四半期に2日以上（年間8日）の休暇取得を推進しています。また、働く「時間」「場所」を柔軟化する勤務制度として在宅勤務やスライド勤務を導入いたします。こうして業務効率化や早帰り等で生み出された時間を、職員一人ひとりが自己啓発や社外人脈作り、健康増進活動に有効に活用することで「健康でいきいきと働く職場の実現」を目指します。

ワーク・ライフ・バランス

全ての職員が子育て期、中高年期といったライフステージに応じた多様な働き方を実現し、互いを尊重しながら協力して働く、健康でいきいきと働く職場を目指し、制度整備をはじめとした環境づくりに取り組んでいます。

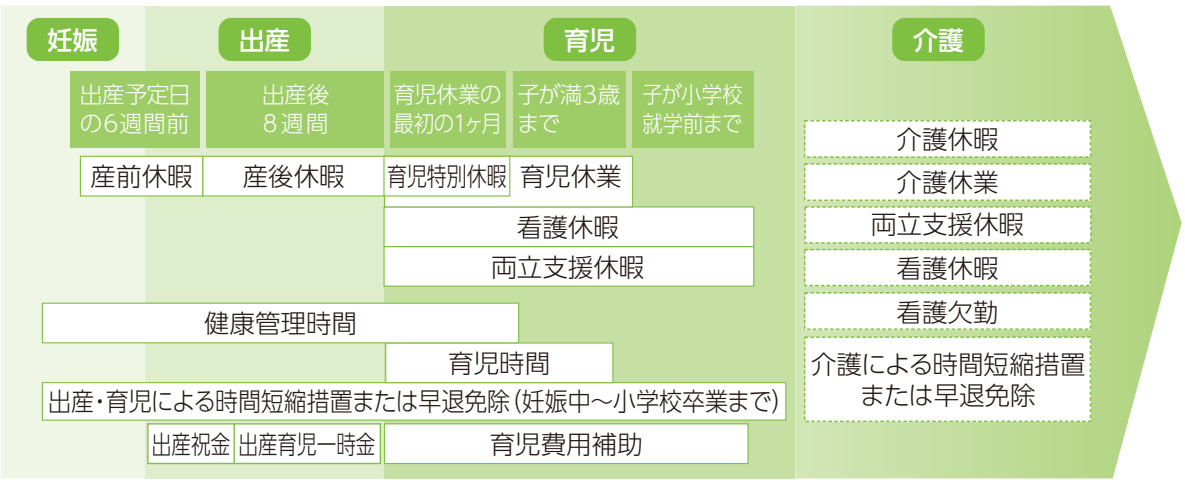

ファミリーサポート転勤制度

結婚や配偶者の転勤、家族の介護など、家庭の事情により転居の必要が生じた場合、希望により転居先の勤務地に転勤することができる制度です。

※原則勤続1年以上の業務職員・一般職員が対象となります。

職種変更

育児・教育などの事情により転居が困難な総合職員を対象に、計画的なキャリア形成のために安心して仕事と子育てを両立していけるよう、総合職員から業務職員*に職種変更をすることができます。

＊業務職員…転居を伴う転勤のない総合職員

当社のワーク・ライフ・バランス制度やその取組みが評価され、これまで様々な賞を受賞しております。

◆日本経済新聞社主催
「2010年にっけい子育て支援大賞」を受賞
保険業界初の受賞!

◆厚生労働省主催
2010年度・2014年度　均等・両立推進企業表彰
ファミリー・フレンドリー企業部門、均等推進企業部門の両部門で「厚生労働大臣優良賞」を受賞
2014年度　イクメン企業アワード2014「特別奨励賞」を受賞

◆公益財団法人 日本生産性本部主催
2013年度ワーク・ライフ・バランス大賞「優秀賞」を受賞

平成27年9月「プラチナくるみん」認定

仕事と子育ての両立支援制度の導入や利用が進み、高い水準の取組みを行っている「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣から「プラチナくるみん」の認定を受けました。

女性活躍推進のための取組み（スミセイなでしこ計画）

当社は、女性職員が全職員の約9割を占めており、女性の役割が大きい会社です。今後も、女性にとって一層働きやすく、また働きがいのある環境整備に取り組み、職員一人ひとりが自己の持てる意欲・能力を最大限に発揮することで、お客さまからみて『薦めたい』会社を目指してまいります。

女性管理職の登用

2020年度末における女性管理職割合の目標を以下のとおり設定し、目標の達成に向け取り組んでまいります。

《女性管理職割合の目標》

区分	2018年4月時点	2020年度末目標
内部管理職制	20%	21%以上
営業管理職制	47%	42%以上
合計	36%	33%以上

区分	役職名
内部管理職制	本部長、本社部長、本社次長、本社室長、本社担当室長、支社長、支社総務部長、営業部長、支社推進部長、グループマネージャー、海外駐在員事務所長 等
営業管理職制	特区営業部長、特別営業部長、支部長 等

女性管理職の育成

女性が働きやすい環境を整えるとともに、キャリア形成を目的とした一般職員から業務職員への職種変更等の制度活用や、ローテーションによる業務の幅拡大、各種研修等を通じて女性管理職候補者の育成を進めます。

当社は、女性の活躍が会社の発展に大きく寄与するとの認識のもと、特に保険営業を担う営業管理職制において既に多くの女性を管理職として登用しておりますが、引き続き、内部管理職制も含め積極的に登用してまいります。

<内部管理職制>

管理職を目指すための職種別階層別（総合職員、業務職員、一般職員）集合研修を順次実施いたします。

<営業管理職制>

各支社や本社等でキャリアに応じたきめ細やかな研修を実施すること等により、引き続き、当社の強みである営業管理職制での管理職登用と育成に取り組んでまいります。

従業員の働きがい

働きがいのある職場づくり～キャリア形成サポート～

各種研修制度・自己啓発支援制度によるキャリア形成に加え、個人の多様性に応じ、当社独自のサポート制度を設けています。また業務の改善を行うことで効率を高め、お客さまによりご満足いただけるサービスがご提供できるようワーク・パフォーマンス・イノベーションを進めています。職員一人ひとりの改革参画に対する意識、実行力を高め、全職員がやりがいを持っていきいきと働ける職場環境を築くとともに、お客さまにとってより一層お役に立つ体制へと進化させてまいります。

職種変更制度	経験豊富な女性人材のさらなる意欲振起、能力発揮の促進をはかるため、一般職員から業務職員へ職種変更をすることができる制度です。
キャリアアップ支援制度	期間限定で他所属の業務を経験することができる制度です。業務知識を拡大し、幅広い視野を身に付ける等キャリアづくりを支援します。 ※一般職員・業務職員対象
職務チャレンジ制度	職員が公募という形で新たな部署・職務にチャレンジできる制度です。 ※総合職員対象

経営層への提言制度・業務改善提案制度

全職員の知恵・アイデアを集め、それを実施していくための提言・提案制度があります。自分の考えをダイレクトに経営層に伝えることが出来る機会であり、優秀な提言は各部門で採用・実施に向けて検討されます。

◆厚生労働省主催
2010年度「均等・両立推進企業表彰」
均等推進企業部門「厚生労働大臣優良賞」を受賞
女性の活躍を推進する組織を設置し、女性の活躍推進関連の情報提供等を積極的に行うことにより、女性のキャリアアップを支援する取組みが評価され、受賞となりました。

◆経済産業省主催
2013年度「ダイバーシティ経営企業100選」を受賞
当社のダイバーシティ経営への積極的な取組みが評価され、受賞となりました。

◆日経WOMAN（2018年6月号）「女性が活躍する会社BEST100」において「総合2位」にランクインしました。特に残業削減施策、育児・介護支援制度の内容や利用状況などに基づくワークライフバランス度の高さが評価のポイントとなったと考えられます。

障がい者雇用～スミセイハーモニー～

地域・社会貢献の観点から、全国に展開する支社において障がい者雇用に積極的に取り組んでいます。平成13年に設立した特例子会社－株式会社スミセイハーモニーでは、重度の障がい者を中心に153名*の職員が、当社のご契約の保全業務の一端を担い、明るくいきいきと働いています。また、障がい者雇用に関する積極的な取組みを評価され、平成22年3月1日付で、厚生労働省の障害者雇用優良企業の認証を取得しました。

＊平成30年5月時点

スミセイハーモニーオフィスの様子

健康経営への取組み

当社では、健康長寿社会の実現を目指して「Japan Vitality Project」を核とする「お客さま」「社会」「会社・職員」が共有できる「新たな価値づくり」に取組んでいます。その出発点は、やはり、職員一人ひとりの健康に対する「意識」と「行動」です。

このような認識のもと、住友生命グループは、職員やその家族が積極的に健康維持・増進に取組むことをサポートし、健康寿命の伸長という社会課題の解決に貢献してまいります。

平成29年度より職員の活力や生産性向上のほか、「CSVプロジェクト」の一環としてブランド向上を図っていくこと等を目的に、「住友生命グループ健康経営宣言」を当社ホームページにて公表し、その上で「健康管理」「健康リスク」「健康維持・増進」といった項目で健康経営に取組んでいます。平成29年度はその取組みが認められ、経済産業省の健康経営優良法人認定制度において「健康優良法人2018（ホワイト500）」に認定されました。

やりがいと誇りを持って挑戦し続けるために。
住友生命では、一人ひとりがやりがいを持って働けるよう、職員の能力開発およびキャリア形成に、積極的に取り組んでいます。ここでは、職種ごとに用意された、それらの研修制度をご紹介します。

総合職の教育・研修制度

住友生命では、社内の変革を推進でき、高度な専門性とマネジメント力を備えたいわゆる「プロフェッショナル人材」を早期にかつ多数育成するための教育制度を整備しています。また、職員の自立的な能力開発を支援するため、多様な能力開発プログラムを提示しています。

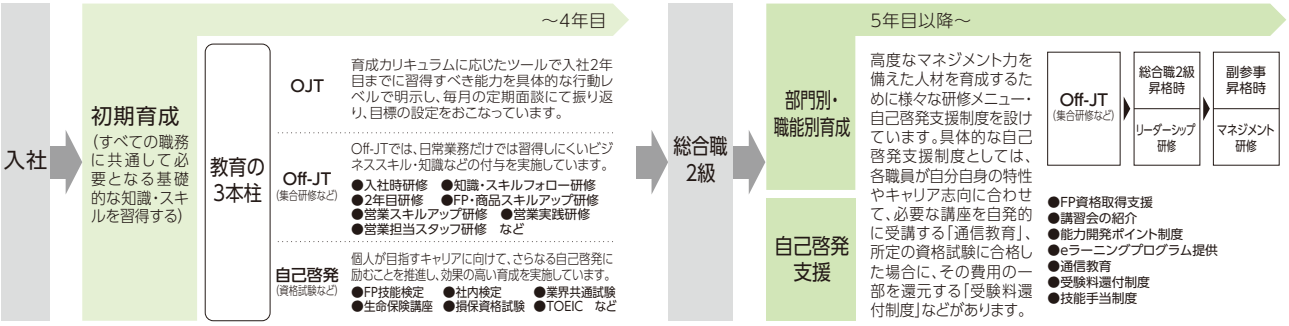

一般職の教育・研修制度

一般職は、お客さま本位の仕事と組織貢献を目指して、担当職務の事務責任者として効率的な業務遂行・対人対応力をはじめさまざまなスキルが求められます。その能力開発に対する支援をはじめ、OJTを補完する実務研修、キャリア開発という視点での階層別研修を実施しております。

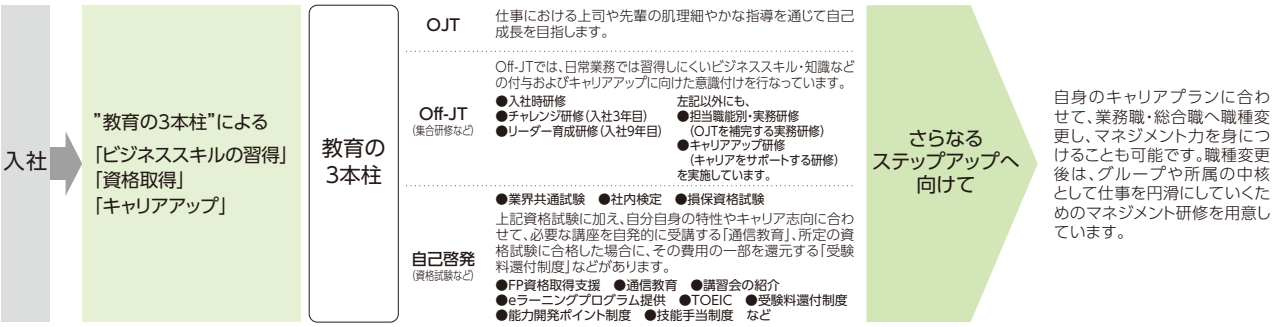

キャリアをサポートする制度　―業務職・総合職への職種変更

一般職員として入社後、業務職や総合職に職種変更をすることで、より幅広いフィールドで活躍することができます。実際に職種変更を通じて業務遂行力を高め、仕事をマネジメントする立場に就く職員も多数。すでに、一般職から業務職・総合職への職種変更者は300名を超え、さまざまな部署で管理職を含む中核として活躍しています。

スミセイライフデザイナーの教育制度

個人の成長ステップに応じたきめ細やかな研修を実施しております。特に、入社後の初期教育は保険の社会的意義・商品知識・事務手続き等の習得に加え、お客さまの立場に立った質の高いコンサルティングを提供できるよう3ヵ月に亘る集合研修を実施し、質量ともに充実した研修を行っております。

その後も充実した教育システムの中で、生活設計・企業福祉・税務・相続・金融商品といった幅広い知識をマスターし、豊富な知識とスキルを兼ね備えた人材の育成を目指しております。

「いつも、いつまでも続く先進のコンサルティング&サービス」を提供するために、生命保険だけではなく金融商品・社会保障制度等に関する豊富な知識を有する「FP技能士(厚生労働省所管国家資格)」資格の取得・活用を推進しております。

平成30年4月時点で33,317名がFP資格を取得しております。(総合職員・一般職員等を含む)

豊かな社会づくり

住友生命では、保険事業の健全な運営とその発展を通じて、豊かで明るい長寿社会の実現に貢献したいとの想いから、「健康増進」「子育て支援」のテーマを重点分野として、社会貢献活動に積極的に取り組んでいます。また、これらの活動のベースとして職員ボランティア「スミセイ・ヒューマニー活動」を実施し、職員の社会貢献意識の醸成を図っております。

健康増進

住友生命創業110周年記念社会貢献事業スミセイ“Vitality Action”

住友生命は、おかげさまで平成29年度に創業110周年を迎えました。110周年の感謝の気持ちを込めて健康増進をテーマにした新たな社会貢献事業「スミセイ“Vitality Action”」を実施しています。

たいせつな人とカラダを動かそう!

本事業のコンセプトは、大切な人と一緒に運動することで、健康に、そして幸せになっていただきたいという想いを込めたプロジェクトです。

健康増進のためには、適度な運動を継続することが大切です。運動を継続いただくために「大切な人と一緒に運動する」ことを推進したいと考えています。

運動を始めていただくきっかけづくりのために

平成29年度は様々な種目のトップアスリートによる「親子スポーツイベント」等を全国18箇所および「大規模ランイベント」を2箇所で実施し、毎回好評をいただきました。今年度も「親子スポーツイベント」は更に実施回数を増やし、全国様々な会場での開催を予定しております。親子一緒に運動することで、健康増進を図るとともに、家族の絆も深めていただくきっかけとしていただければと考えています。イベント開催情報については、ホームページにて順次お知らせいたします。

スミセイバイタリティアクション Presentsプレミアム“カラダ”フライデーRUN

スミセイバイタリティアクション Presents北九州スマイルFUNRUN!

営承M325

健康に関する理解を深めていただくために

一般財団法人住友生命福祉文化財団や、公益財団法人住友生命健康財団と連携し、“健康”をテーマとした講演会を全国で開催します。従来は“学ぶ”内容が中心でしたが今年度より講師およびアスリートを招聘し“学び、実践する”内容へと進化させております。また、開催回数も増やし“健康増進”を更に強化した内容としております。合わせて、啓発冊子の配布等も実施しています。

- スミセイウエルネスセミナー
  （一般財団法人　住友生命福祉文化財団）
- スミセイライフフォーラム
  （公益財団法人　住友生命健康財団）

運動する機会を充実していただくために

公益財団法人住友生命健康財団による、地域のスポーツ団体への助成を行っております。心身の障がいや長期療養などにより社会参加に困難を抱える人々の団体を対象としたものと、地域の暮らしの中で一人ひとりの健康問題の解決につながる事を目的とした団体を対象としたものがあります。

- スミセイコミュニティスポーツ推進助成プログラム
  （公益財団法人　住友生命健康財団）

がんに関する取組み

・がん患者団体等への支援を通じて、早期発見・早期治療そして患者さんとその家族に支援を実施しております。(公益財団法人日本対がん協会、特定非営利活動法人がんサポートコミュニティー)

・「闘わないがん治療:粒子線セミナー」を医学博士 菱川良夫先生を講師にむかえ「最先端のがん治療・粒子線治療」の啓発活動を行っています。

・国立研究開発法人国立がん研究センター監修のもと「知っておきたいがんのこと」「がん予防サポーター」等のツールを作成し、全国のみなさんにお届けしています。

・乳がんの早期発見・早期診断・早期治療の大切さを伝える活動として、ピンクリボン運動を応援しています。

営承P654

認知症に関する取組み

・認知症ケアに取り組む団体への支援を実施しています。(公益社団法人認知症の人と家族の会、公益社団法人日本認知症グループホーム協会)

・所定の研修を通じて、認知症サポーターを養成しております。

その他健康に関する取組み

・一般財団法人住友生命福祉文化財団による住友生命総合健診システム(人間ドック)の実施。

・一般財団法人住友生命福祉文化財団にて「地域医療貢献奨励賞」の懸賞をしています。

子育て支援

子育て支援活動の全体像

当社では、子どもたちの健やかな育ちと社会全体での子育てを応援するため「子どもたちの居場所」にスポットをあて、出産前から学童期にわたる切れ目のない支援を行っています。

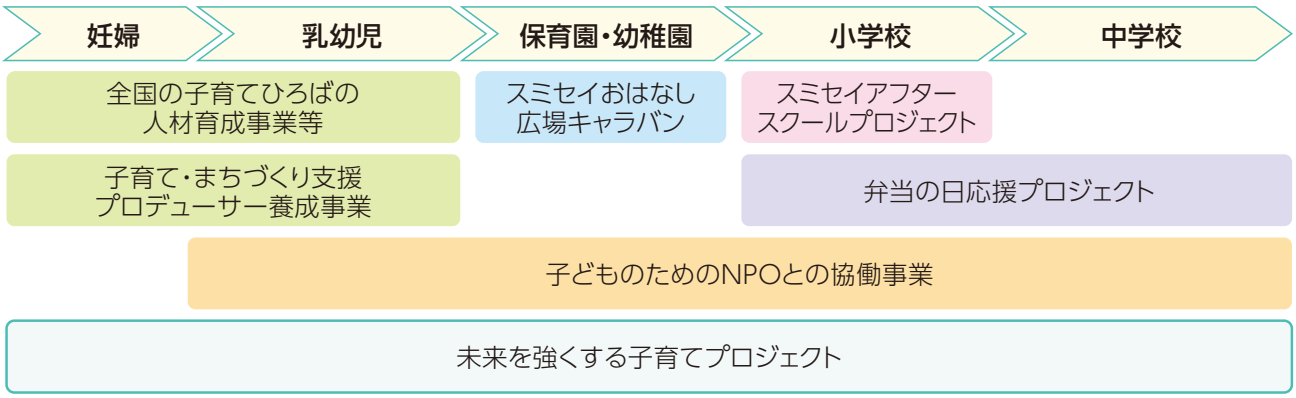

未来を強くする子育てプロジェクト

未来を強くする子育てプロジェクト

●子育て支援活動の表彰

子どもたちの成長を、地域みんなの力で応援するため、住友生命では、子育て支援に取り組む団体や個人を表彰し、その貴重な活動をサポートしています。

●スミセイ女性研究者奨励賞

女性研究者の研究と子育ての両立を支援するための助成金制度を設けて支援を行っています。

受賞者コメント（2009年度受賞　共立女子大学　田中淑江教授）

本プロジェクトの助成を受けたのは、私が博士課程に所属し、子どもがまだ小学生と幼稚園の頃でした。子育てまっただ中で、家族の協力以外に地域のファミリーサポートも利用していました。助成を活用し大変な時期を乗り越え、現在では母校で教授として教鞭を執っております。子どもの成長を励みに、夢や目標を常にぶれることなく持ち続けることで、道が開けたのだと思います。

スミセイアフタースクールプロジェクト　GOOD DESIGN

小学生の放課後の時間を豊かなものとするとともに、子育て世代が安心して働くことのできる環境整備を目指し、全国の学童保育等にて「いのち」「健康」「未来」をテーマとした出張授業を開始しています。その他ホームページにてペーパークラフト類の無償提供等を行っています。

本取組みは、「2017年グッドデザイン賞」を受賞しております。

こども絵画コンクール

未来を担うこどもたちの夢を育み、心豊かな成長をお手伝いしたいという思いのもとスタートした「こども絵画コンクール」は今年で42回目を迎えました。全国各地および海外からご参加いただき、開始からの応募総数が1,120万点を超えるコンクールへと成長しました。

平成12年度からはフランス国立ルーヴル美術館の後援を受け、毎年同美術館にて優秀作品の展示をしています。また、絵画コンクールを通じて日本ユニセフ協会の活動を応援しており、「お渡しした画用紙1枚につき1円、応募作品1点につき10円」を寄付しています。

第41回
文部科学大臣賞
「自分で作った兜」
佐藤直道さん

職員ボランティア

スミセイ・ヒューマニー活動

スミセイ・ヒューマニー活動は、「人間味あふれ(ヒューマン)、地域社会と調和を図れる(ハーモニー)企業でありたい」そんな想いから「ヒューマニー(ヒューマン&ハーモニー)」を合言葉に平成4年にスタートした職員参加型のボランティア活動です。

地域社会・国際社会に貢献するために、清掃活動や施設訪問、チャリティーバザー、海外の子どもたちに絵本を届ける運動など多岐にわたる活動を展開しております。

財団の紹介

住友生命福祉文化財団、住友生命健康財団の二財団にて「社会福祉」「健康増進」などの分野の社会的課題に取り組んでいます。また当社が設立メンバーである住友財団では、基礎科学、環境、芸術・文化、国際交流等の各分野で、研究や事業に対して助成を行っています。

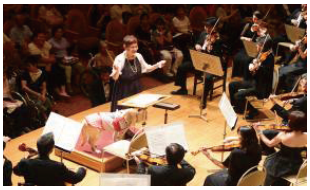

その他の活動

24時間テレビ“愛は地球を救う”協賛

平成18年度から24時間テレビ“愛は地球を救う”に協賛し、全国で募金活動を実施しています。当社独自の取組みとして使用済み切手の回収用ボックスを作成し、当社内のみならず各企業さまにもご協力いただき、回収活動を実施しています。

全国縦断チャリティコンサート

全国各地へ国内外の一流アーティストによるクラシック音楽をお届けしようと、平成30年度で32回目を迎えました。

これまでに会場でご協力いただいたチャリティ募金は3億円を超え、各地の福祉事業などへの寄付や、タイやベトナムの学校校舎の建設、東日本大震災・熊本地震の被災地への義援金・支援金に役立てております。

音楽の力による心のケア

音楽の力で勇気付けるために、世界的指揮者である大野和士氏が病院等で行う「こころふれあいコンサート」に協賛し、東北を始め全国様々な所で実施しています。

地球環境の保護

住友生命では従来より健康な暮らしを支えるため、事業活動において常に地球環境への影響を配慮した様々な活動を行ってまいりました。今後も時代の変化に合わせ、積極的な活動に取り組みます。

スミセイ環境方針

住友生命は地球環境の維持・保全が我々が目指す「豊かで明るい長寿社会の実現」に必要不可欠であると考えています。

当社事業の公共性や社会への責任を踏まえ「健康な暮らしを支えるため、事業活動において常に地球環境への影響に配慮し、その保護に積極的に取り組む」ことをCSR経営方針に定め、日々の活動において以下の方針に従い、着実かつ持続可能な地球環境保護活動へ取り組みます。

1.地球環境の大切さ、および事業活動の環境への負担を十分に認識し、事業活動を通じた地球環境保護を推進します。
2.オフィスの省エネルギー・省資源・廃棄物のリサイクル、ならびに消耗品・什器・備品等のグリーン購入を推進します。
3.役職員一人ひとりの環境啓発に努め、その地球環境保護活動を支援するとともに、環境面での社会貢献に積極的に取り組みます。

サンゴ礁保全プロジェクト

人間に豊かな恵みをもたらし、生物多様性の観点からも重要な役割を担っているサンゴ礁ですが、地球温暖化、海洋汚染、開発、自然災害などを原因として消失が進んでいます。

当社は、サンゴ礁の保全と持続可能な地域づくりのために、平成20年から「サンゴ礁保全プロジェクト」として、石垣島の白保の海のアオサンゴ礁環境の保全と持続的な地域づくりに取り組む活動を公益財団法人世界自然保護基金ジャパン(WWFジャパン)を通じて支援しています。

©WWFジャパン

省エネ、省資源への取組み

事業活動を通じた取組み

全社的に省エネ・省資源への取組みを行っています。具体的には、当社事業活動において環境負荷の大きい紙使用量の削減および電気使用量の削減について、各所属が主体となって取り組んでいます。

また、今後、新契約電子化を予定しており更なる紙使用量の削減が見込まれます。

印刷物への環境配慮

お客さま向けカレンダーや商品パンフレット、社内向け教材等様々な印刷物に、再生紙・植物油インキを使用するなど環境にやさしい取組みを行っています。

当社独自の環境シンボルマークを設定し、環境に配慮した印刷物に記載する等、職員の環境意識を高めながら、全社的な取組みを行ってまいります。

環境に配慮した不動産運用

当社が全国に所有する約100棟のテナントビルについては、省エネ型設備の導入や冷暖房設備のきめ細やかな温度設定などを通じて省エネ推進に取り組んでいます。

経営体制

コーポレートガバナンス 86
取締役・執行役・執行役員 96
内部統制システムの整備 99
コンプライアンスへの取組み 100
個人情報保護への取組み 102
リスク管理体制 104
ご契約者保護に関する制度 110

相互会社のしくみ

生命保険は、大勢の人が保険料を負担しあい、それを財源として死亡したときや病気になったときに保険金や給付金を受け取るという「助け合い」「相互扶助」の仕組みによって成り立っている公共性の高い事業です。

保険会社の組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は「相互会社」です（相互会社は保険業法によって保険会社に認められた組織形態です）。

相互会社では、株式会社と異なり株主が存在せず、保険契約者お一人おひとりが会社の構成員すなわち「社員」となります（ただし、剰余金の分配のない保険のみにご加入のご契約者については、当社定款の規定により社員とはなりません）。

当社は、透明性が高い相互会社組織の実現を通じて、お客さまの声を大切にしていく会社を目指してまいります。

【相互会社のしくみ】

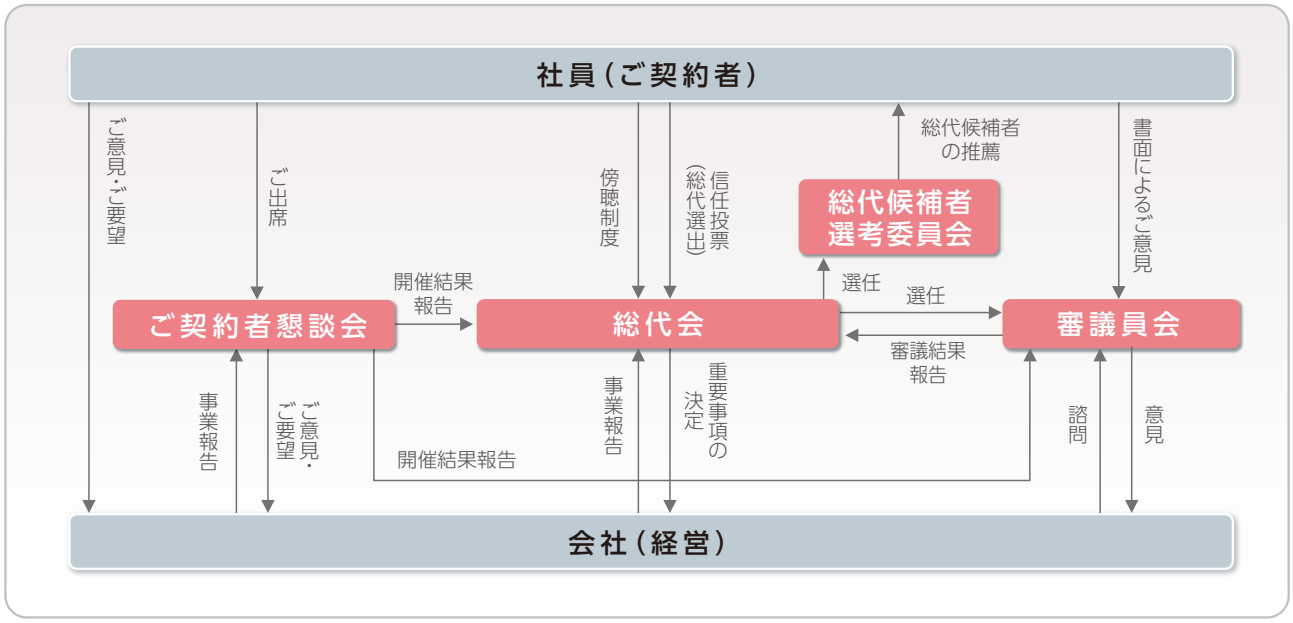

総代会制度について

当社は、定款の規定により、社員総会に代わるべき機関として総代会を設置し、総代会において、剰余金の処分、定款の変更、取締役の選任等を決議しています。

総代会には社員の中から選出された総代にご出席いただきます。

総代会の傍聴制度について

当社では、社員の皆さまに会社経営に対する理解を深めていただくために「総代会傍聴制度」を設けており、社員の皆さまは事前に申し込むことにより総代会を傍聴することができます。

申込方法等については、総代会開催前の一定期間、本社や全国の支社・支部等の店頭に掲示するとともに当社ホームページにてお知らせします。

総代の数および選出方法（選考手続、選考基準）について

総代の数

当社定款の規定により、総代の定数は180名、任期は4年（重任限度2期8年）となっています。

総代の定数については、総代会において社員の意思が適切に反映され、かつ総代会が十分な審議を行ったうえで決議を行う意思決定機関として機能するといった観点から、適正な数と考えています。

総代の選出方法

総代の選出方法には、社員の直接選挙による方法と総代候補者選考委員会*が推薦した候補者に対して全社員による信任投票を行うことによって選出する方法があります。

当社では、全国の多数の社員の中から偏りのない適切な総代選出を行うという点や実効性のある選出手段という点などから、いずれの方法が適当かということを勘案したうえで、信任投票制度を採っています（立候補の制度は採用していません）。

総代の選出は、2年ごとに定数の半数について行います。

総代候補者選考委員会では、総代会に社員各層の意思が適正にかつ幅広く反映されるよう、「総代候補者選考基準」を制定しており、改選の都度、この選考基準に従い、定数の割当てと職業別・年齢別・性別の構成比率等の選考方針を定めたうえで、これに沿った具体的候補者の選考を行います。

総代候補者選考委員会は、総代候補者を選考した後、当社のホームページにおいて推薦に関する公告を行います。同時に、社員の皆さまに就任の可否を伺う信任投票の用紙を郵送でお届けします。

不信任の投票数が全社員の10分の1に満たない場合、候補者は総代として信任されます。

＊総代候補者選考委員会…総代会において社員の中から選任された10名以内の委員で構成されます。なお、総代選出過程における公正の確保、および総代候補者選考委員会の独立性確保の観点から、総代候補者選考委員会の事務局長については、社外人材を任用することとしています。

＜総代候補者選考基準＞

1. 総代候補者の資格基準

a.当会社の社員である人
b.総代としての重任期間が2期を超えない人
c.他の生命保険会社の総代に就任していない人
d.当会社の現職役員または従業員でない人

2. 総代候補者に求められる要件

a.生命保険事業に認識と関心を有し、総代たるにふさわしい見識を有する人
b.総代会への出席等、総代としての十分な活動が可能である人
c.当会社社員全体の利益の増進を図る観点から、総代会等の場で公正な判断を行うことが可能である人
d.以下の観点から当会社の事業や経営をチェックし、有意義な提言等を行うことが可能である人
(1)保険契約者の観点から提言等を行うことが可能である人
(2)専門的な観点から提言等を行うことが可能である人
(3)会社経営（マネジメント）の観点から提言等を行うことが可能である人

3. 総代の地域別定数割当基準

総代の地域別定数は、社員の地域別割合に比例するように定め、かつ地域別割合が1に満たない場合はこれを1とする。ただし、定数の一部については地域および社員数に関係なく定めることができる。

4. 総代の構成基準

年齢、職業、性別等のバランスに配慮し、幅広い層から選出を行う。

※総代、総代候補者選考委員、審議員の名簿および総代の構成については、P114～116に掲載しています。

ご契約者懇談会について

ご契約者の皆さまに当社の経営状況をご説明し、ご理解いただくとともに、ご意見等を幅広く吸収し、経営に反映していくために、毎年、全国の支社等でご契約者懇談会を開催しています。なお、ご契約者懇談会は、総代会に先立って1月～3月に開催し、総代会との連携を図っています。

また、総代の選考方法の多様化を図る観点から、ご契約者懇談会の出席者の中から一定数の総代を選出することとしています。

参加申込方法等については、ご契約者懇談会開催前の一定期間、全国の支社・支部等の店頭に掲示してお知らせします。

審議員会について

会社からの諮問事項や経営の重要事項について審議する機関として、社員または学識経験者の中から総代会の決議により選任された方で構成される審議員会を設けています。審議員会では、社員から書面により提出された経営に関するご意見も必要に応じ審議します。

審議員の員数は定款の規定により25名以内となっています。

なお、平成29年度の開催状況は表のとおりです。

【平成29年度審議員会開催状況】

	議　題
第1回 平成29年5月開催	・平成28年度事業概況および決算案について ・中期経営計画について ・お客さま本位の業務運営について
第2回 平成29年11月開催	・平成29年度上半期事業概況等について

平成30年ご契約者懇談会の開催状況

平成30年は全国で89回開催し、1,766名のご契約者の方々にご出席いただきました。

ご契約者懇談会席上でのご意見・ご要望等につきましては、実行に移せるものは直ちに経営に取り入れるとともに、その傾向を分析して、ご契約者の皆さまの意向を反映した経営を進めていく一助とさせていただいています。

具体的なご意見・ご要望等の例

死亡保障よりも医療や介護、就労不能の保障が必要なので1UPに魅力を感じている。

「1UP(生活障害収入保障特約)」は、従来の「生命保険」から“働けなくなるリスク”に備える「生活保険」への進化をコンセプトとして開発し、平成27年9月に発売した商品です。

本商品は、これまでの「介護保障」をより幅広い「働けない状態の保障」へと進化させるとともに、公的制度に連動した基準を設けることでお支払い対象をわかりやすくしました。具体的には、「公的年金制度の障害年金1・2級に認定」または「公的介護保険制度の要介護2以上に認定」された時などに、毎年一定額の年金をお支払いして、ご自身とご家族の生活をサポートいたします。また、これまで一体で提供していた生前保障と死亡保障を分離させることにより、「働けなくなったとき」「死亡したとき」それぞれのリスクで異なる必要保障額に合わせて、合理的に保障額を設定できるようになり、若年層も含めた幅広いお客さまにご好評いただいております。

さらに、平成29年3月に、働けない状態や医療等の保障をお客さまが必要に応じて柔軟に組み合わせることができる商品「プライムフィット」を発売し、これまで以上にお客さまのニーズに合理的にお応えできるようになりました。

今後もより多くのお客さまに“生活保険”をお届けすることを通じて、もしもの場合の経済的損失の補填という従来の生命保険の発想を超えて、お客さまとそのご家族の“生活”をより一層力強くサポートしてまいります。

父が他界した時、保険金が必要額に足りなかった。保険を勧める際は根拠を示していくら必要かアドバイスしてほしい。

ご指摘のとおり、お客さまお一人おひとりに必要な保険金額を十分にご理解いただいたうえで加入いただくことは、「お客さまへの安心と満足の提供」という観点から重要なことと認識しております。

そのため、営業職員による活動は対面での対応を基本としており、お客さまのニーズをしっかりと把握することに努めております。

こうした中、必要な保険金額については、営業用携帯端末「Sumisei Lief(スミセイリーフ)」を活用して、家族構成等に応じた必要保障額のシミュレーションができる「未来診断」を実施するなど、わかりやすく納得感のあるコンサルティングをすることで、ご認識いただけるよう取り組んでおります。

ご加入いただいた後も、毎年の定期訪問活動である「スミセイ未来応援活動」を通じてご契約内容を説明してご確認いただき、環境の変化やライフステージに応じた必要保障額の見直しや、必要なお手続きがないかの確認を行っております。

今後もお客さまに安心と満足を提供できるよう、コンサルティングとサービスの一層の充実に努めてまいります。

高齢になると保険料が高くなり、病気で加入できなくなることもある。若くて健康な時期に積極的に保険を勧めてもらいたい。

ご指摘のとおり、年齢を重ねるにつれて一般的には様々な病気を発症する可能性が高くなり、生命保険への加入が困難になったり保険料が高額になったりすることも考えられます。一方で、若くて健康な方ほど保障の必要性を自ら感じていただくことが難しい傾向にあります。

こうした認識の下、社会保障制度やライフプランニングに関するセミナーを職場単位で開催するなどお客さまとの接点機会の拡大に努めるとともに、若年層のニーズが高い個人年金保険、終身保険などの貯蓄性商品へのご加入をきっかけに、継続的にお客さまとコンタクトをとる中で様々なリスクとそれに対応できる保険の情報等をご提供することを通じて、ライフステージに応じた保障をご提案しております。このような取組み等により、“働けなくなるリスク”に備える「1UP」は、若年層や生活責任層など働き盛りの世代の方々から大変ご好評いただいております。

また、住友生命「Vitality」は、従来のようなリスクに備えるという機能だけでなく、健康増進のための活動を促し「リスク自体を減らす」という機能を併せ持つ商品であり、幅広い層の方々にご案内する中で若年層にも積極的にお勧めしてまいりたいと考えております。

働き方改革について住友生命ではどのような取組みを行っているか。また、営業という仕事には働き方改革が馴染みにくい面があるのではないかと思うが、何か対策を行っているか。

社会的な課題となっている働き方改革について、当社では「働き方変革」として、経営計画における全社重点取組項目に位置づけ、職種を問わず、業務削減や休暇取得推進等を通じた総労働時間の削減を図っております。さらに、平成30年度からは、全社で「WPI(ワーク・パフォーマンス・イノベーション)プロジェクト」として、お客さま本位の生産性向上に取り組んでおります。

具体的には、営業用携帯端末「Sumisei Lief(スミセイリーフ)」を活用してお客さまの面前で手続きを完結することで不備を減らすなど、営業職員等が効率的に活動できる態勢を整えております。さらに、本端末を平成30年7月に刷新し、平成31年1月には新契約申込みの電子化を導入することによって、お客さまの利便性向上とともに営業職員等の活動の更なる効率化を図ってまいります。また、お客さま対応のために休日出勤した場合には振替休日を取得するなど、健康面に配慮した適切な勤惰管理も実施しております。

管理部門の職員においては、新グループウェア「Office365」を導入し、Web会議やチャット等を利用したコミュニケーションの効率化を図るとともに、より柔軟で効率的な働き方ができるよう、平成30年7月に「テレワーク」を導入いたします。

こうした取組みを通じて生み出された時間を職員一人ひとりが自己研鑽や健康増進活動に活用することで、健康でいきいきと働き続けられる会社の実現を目指してまいります。

開催回数と出席者数

	平成29年	**平成30年**
開催回数	90回	**89回**
出席者数 (1回平均)	1,791名 (19.9名)	**1,766名 (19.8名)**

ご意見・ご要望等の内訳

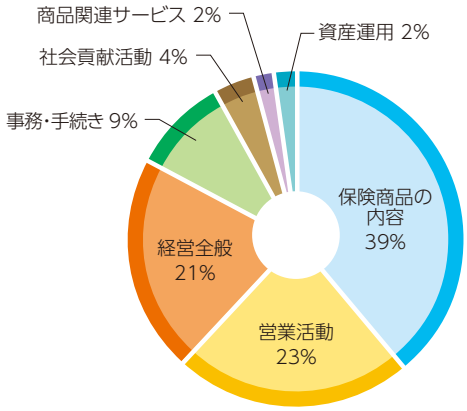

平成30年定時総代会開催結果のお知らせ

平成30年7月3日(火)、大阪市において、定時総代会が開催されました。報告事項、決議事項については以下のとおりです。

【総代会の報告事項、決議事項】

報告事項	1. 平成29年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書、連結計算書類ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 審議員会審議事項報告の件
決議事項	第1号議案　平成29年度剰余金処分案承認の件 第2号議案　社員配当金割当ての件 第3号議案　取締役11名選任の件

平成30年定時総代会

総代会の議事録および質疑応答の要旨は、ホームページ(http://www.sumitomolife.co.jp)に掲載しています。

平成30年定時総代会の質疑応答について

事前に寄せられた質問および席上でなされた質問について、議長(社長)または議長が指名する担当執行役から回答しました。以下に質疑応答の一部をご紹介します。

営業職員および代理店チャネルの取組みについて

当期末の店舗数等を見ると、支部数1,432店、営業職員数31,894名、代理店数502店となっています。

人員等構成割合を見ると、営業職員中心の販売形態となっているようですが、販売件数、収納保険料の額等はどのような構成割合になっており、現状をどのようにお考えでしょうか。

また、営業職員及び代理店への教育、研修は具体的にどのように実施していますか。

回　答

●チャネル別の平成29年度の販売件数および新契約年換算保険料について、代理店のほうが、1件あたりの保険料が高くなっておりますが、これは代理店チャネルでは資産形成や相続対策ニーズにお応えするために、相対的に保険料が高い貯蓄性商品の販売件数が多くなっていることによります。

●代理店の販売件数等の割合は年々増加傾向にあり、中期経営計画においては、マルチチャネル戦略として、従来からの営業職員チャネルとともに、代理店チャネルを重点取組事業と位置付けております。

●両チャネルに注力し、お客さま志向の多様化に的確に対応することにより、収益基盤を拡大し、成長を図ってまいりたいと考えております。

●また、両チャネルとも教育・研修は、お客さま本位の業務運営を推進するためにも重要であると考えております。

●営業職員の教育・研修は、個人の成長ステップに応じたきめ細やかな研修を実施しております。具体的には、入社後3ヵ月間を重点教育期間と位置付け、一定レベル以上のコンサルティングを行えるよう研修を行っているほか、その後の2年間にわたり基礎的な事項の研修を実施しております。また、その次の3年間には、ステップアップのための研修を実施しており、入社後5年間にわたり所定の研修を受講する教育体系となっております。また、その後の期間にも、テーマ別や層別の研修を定期的に実施しております。

●代理店への教育・研修は、全国に金融機関等を担当するホールセラーを配置し、相続や生前贈与等を含めた様々な研修を行うとともに、定期的なコンプライアンス教材の提供や研修講師の派遣等を通じて代理店をサポートする体制を構築しております。

チャネル別の販売実績(平成29年度)

	販売件数	新契約 年換算保険料
営業職員	70.4万件	632億円
代理店	17.0万件	680億円
全　体	87.5万件	1313億円

保険金請求時における高齢者への配慮について

保険金の請求手続きにおいて、受取人に対し請求書の全項目の自署を求める取扱いについて、受取人が高齢者の場合は自署が困難なケースもあるので、もっと配慮すべきではないかとの意見が契約者から寄せられている。

請求手続きにおける高齢者への配慮について、住友生命ではどのように考えているか詳しく説明してほしい。

回　答

●ご高齢のお客さまへの配慮という点については、高齢化社会の進展、平均寿命の伸長等を背景として、各業界・各企業において種々の取組みがなされておりますが、当社においても、経営上の大きな課題と認識しており、従来から様々な取組みを実施してまいりました。

●特に、ご請求手続きにおいては、お手続きいただく方がご高齢であることも多いという点を踏まえ、ご高齢でもスムーズにお手続きがいただけるようなお取扱いをご用意しております。

●例えば、ご高齢によりご自身で文字が書けない場合には、ご家族等による代筆でお手続きいただけるお取扱いや、ご本人が寝たきりなどで意思表示が困難な場合に、簡易な方法で代理人によるお手続きが可能となる「便宜後見制度」等を導入しております。

●また、ご高齢のお客さまの中には、ご本人によるお問合せが困難、あるいは介護施設への転居などによりご登録いただいている住所へ連絡が取れなくなるという方もいらっしゃいます。そのような場合に備え、あらかじめ登録いただいたご家族に契約内容や契約の管理に必要な情報をご案内する「ご家族登録サービス」を創設し、平成29年10月より登録の受付を開始しております。

●このようなお取扱いについては、ご高齢のお客さまに配慮した応対をまとめた社内教材を作成し、全職員に徹底を図るよう努めております。しかしながら、全職員一人ひとりへの徹底という点においてはまだまだ至らぬところもあり、お手続きの中で不十分な説明をしてしまうことや、配慮が行き届かないといったことでお申し出をいただくこともあります。

●また、ホームページ等を通じたお客さまあての情報発信についても、例えばこの6月にもご高齢のお客さま向けのご請求手続きに関するご案内を掲載する等、掲載内容の拡大に努めておりますが、未だ十分とはいえない点もあり、よりわかりやすく見直すようにとご意見を賜わることもあります。当社としては、このようなご意見、お申し出を真摯に受け止め、業務の改善やより一層のお客さまサービス向上に注力してまいる所存です。

●ご高齢のお客さまへの対応は、社会の情勢を踏まえながら常に進化させ続けていくべき重要な課題と認識しております。いざご請求いただく際において、ご高齢のお客さまを含むすべてのお客さまからスムーズにお手続きいただけるよう、引き続き実効性の高い方策を講じてまいります。

長期的経営ビジョンについて

日本国内人口減少が進み、今後20年30年先を見据えた経営である長期ビジョンには「①会社の規模の縮小」「②規模の維持」「③拡大」の何れを考えているのでしょうか？

②③の場合は海外進出を更に進める事に成ると思うが、今後の進出先が有れば教えて下さい。

また海外進出以外に計画が有れば教えてください。

回　答

●今後も国内人口は減少し、死亡保障マーケットの規模は減少するものと考えられます。

●こうした潮流の中においても、収益基盤の拡大・多様化を通じて、ご契約者へのサービスや保険金等の支払余力を向上させることにより、将来にわたるグループ企業価値の持続的向上を図ってまいりたいと考えております。例えば、人口減少が進むものの介護・医療・貯蓄といった生前保障マーケットについては今なお拡大トレンドとなっているため、こうした環境変化を的確に捉えた戦略を展開してまいります。

●「スミセイ中期経営計画2019」も人口構造の変化を含めた、想定される長期的な環境変化も分析しながら策定しており、「スミセイライフデザイナー（営業職員）」「金融機関等代理店・保険ショップ」「資産運用」「海外事業」の4つの事業分野を重点取組事業と位置づけたうえで将来を見据えた戦略的な投資を行うこととしております。こうした取組みを進めることを通じて、事業全体の収益基盤の拡大・多様化を図っていく考えです。

●海外事業について、進出先地域の人口構造や保険普及率の状況、また、投資先企業の戦略等を踏まえると、今後も成長が期待できるものと考えております。

●また、M&A等の経営統合による拡大については、顧客基盤の拡大、販売チャネルや商品・サービスの一層の強化・レベルアップ、重複した機能の整理等による合理化・効率化をもたらし、ご契約者の利益向上に資するのであれば

取り組んでいきたいと考えております。海外進出、および国内についても、現時点で確定したものはありませんが、引き続き幅広くM&Aの機会について研究を進めてまいる所存です。

働き方変革における具体的な取組みについて

昨今、働き方改革に関して多くの企業が取り組んでいると思います。しかしながらその実態は、労働時間の強制的な短縮であったり、勤務時間の締め付けといった内容が多いと聞いております。報告事項で説明のあった御社の働き方変革における、真の生産性の向上につながるような施策に関して、少し具体的にご教示いただければと思います。

回　答

●平成29年度から働き方変革に取り組んでおりますが、当初は業務削減や休暇取得推進によって総労働時間を削減することに重きを置いていた面があります。平成30年度はこれを一歩進めて、時間削減に留まらず、お客さま本位の視点で生産性向上を図り、お客さま・マーケットに新たな価値を提供できるようにという考えのもと、取組みを進めております。

●インフラ面では、営業用携帯端末「Sumisei Lief」を刷新し、新契約手続きの電子化等を行い、お客さまの利便性向上を図りつつ当社の業務の効率化も図ってまいります。

●また、事務用端末については、「Office 365」を導入して社内コミュニケーションの活性化・効率化に努めております。加えて、これにより可能となる在宅勤務制度、スライド勤務制度の導入も決定しており、場所と時間にとらわれない柔軟な働き方でトータルとしての生産性向上を図ってまいります。

●「19時30分最終退館」、「四半期に2日の休暇取得」「週1回の早帰り」も継続しておりますが、これは、単なる長時間労働の抑制に留まらず、こうした時間を社外の方との交流や自己研鑽に充ててもらいたいと強く望んでおります。その結果として、業務に新しいアイデアを与えたり、業務の一層の効率化につながるものだと訴えております。

●平成30年7月からは「カジュアルフライデー」を導入し、毎週金曜日の「ビジネスカジュアル」を推奨しますが、これも、単に服装をカジュアルにするということだけではなく、これをきっかけに世間のトレンドに関心を持ち、柔軟な発想を生む職場風土の醸成や、普段から心身の健康増進に取り組む習慣を作ることを目指すものです。

●一方で、業務効率化の面では、お客さま本位の視点による生産性向上の原点は、受け手の仕事がスムーズに進むような業務に努めることであるという考えのもと、全社をあげた改善に取り組んでおります。

●この面では、受け手目線の取組みの浸透について意見を求めるため、「メール意見箱」を設置し、「改善された点」や「一層の改善を要する点」などを「意見箱」に集約するようにしております。かなりの数の意見が集まっておりますが、集まった意見は定期的に役員に回覧するとともに、担当部門の運営に生かすよう取り組んでおります。

●これらの取組みに加えて、更なるレベルアップを図るため、社外の知見を活用することを目的としてコンサルティング会社の活用にも平成30年から着手しました。

●今後も、「お客さま」「職員」「社会」から必要とされるよう、お客さま本位の視点での生産性向上に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

経営管理体制

当社は、監督と執行を制度的に分離して、取締役会による監督機能を強化するとともに、業務執行の決定を大幅に執行役に委任することを通じた意思決定の迅速化を図る観点から、指名委員会等設置会社の形態を採用しております。

また、取締役会決議により「社外取締役の独立性に関する基準」を制定しており、社外取締役候補者の選定にあたっては、独立性に関する基準を満たすことを確認しております。

取締役会決議事項のうち、一部の事項については、指名委員会、監査委員会または報酬委員会への諮問を行うこととしております。

さらに、全社外取締役を構成員とする「社外取締役経営協議会」を設置し、中長期的な経営戦略や事業展開等、経営上の重要事項について社外取締役同士、あるいは、社外取締役と経営トップにより意見交換等を行うこととしております。

このような取組みを通じて、社外の知見を積極的に経営に反映していく態勢としております。

実効的なコーポレートガバナンスの実践が会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるとの認識のもと、今後もコーポレートガバナンスの実効性確保に向けた取組みを行ってまいります。

【経営管理体制】

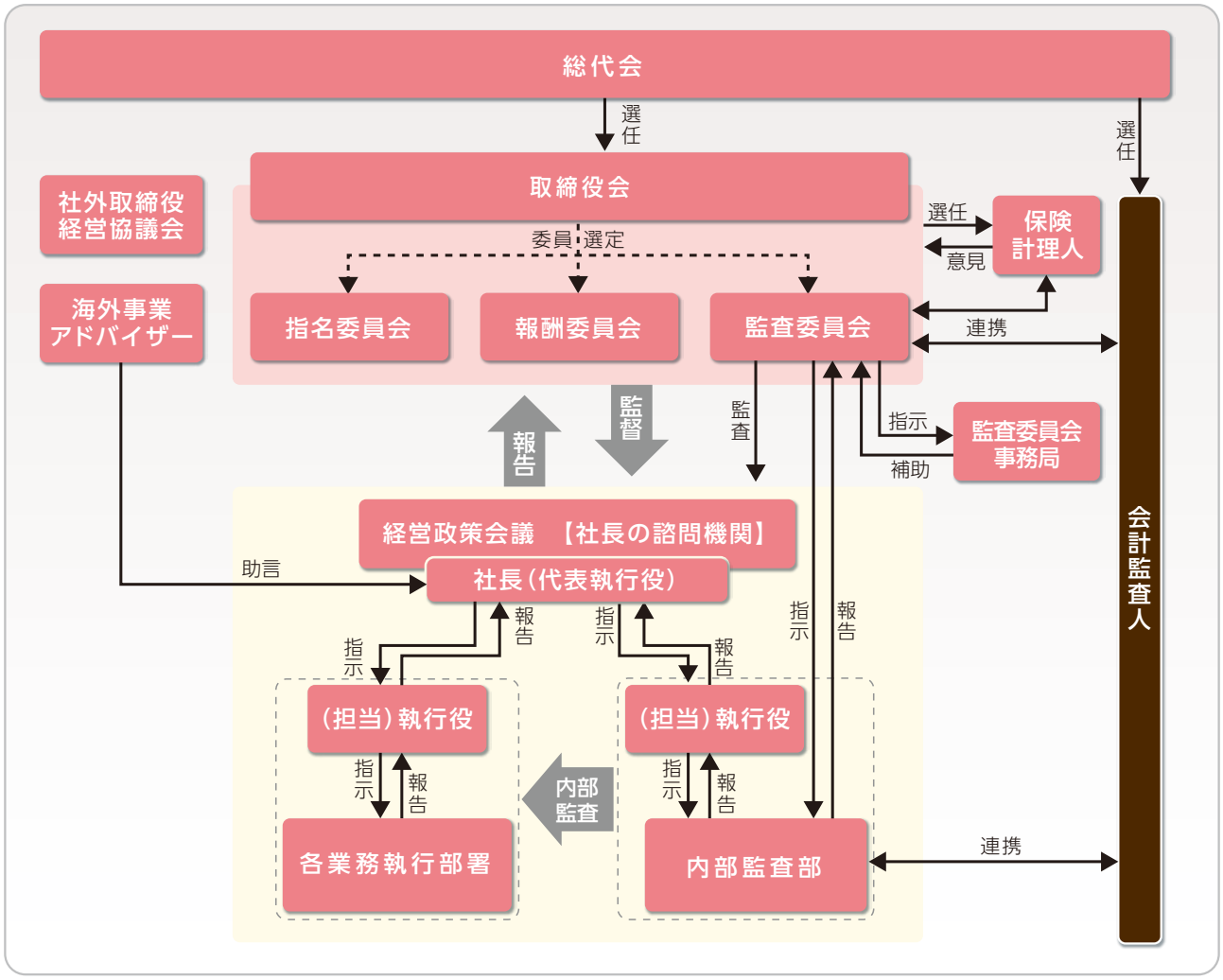

主な機関の役割

取締役会

取締役会は、法令において取締役会の専決事項とされている経営の基本方針や内部統制システムの整備に関する事項等を決定するほか、執行役および取締役の職務の執行を監督することを主な役割としております。

社外の知見の積極的な経営への反映および取締役の多様性の観点も踏まえ、11名の取締役のうち6名を社外取締役としており、社外取締役が過半数を占める構成としております。

監査委員会

監査委員会は、執行役および取締役の職務の執行の監査および監査報告の作成を行うとともに、総代会に提出する会計監査人の選解任または不再任に関する議案の内容を決定します。また、内部統制システムの整備に関する事項について取締役会からの諮問を受けて審議を行い、取締役会に答申することとしております。

構成員は、社外取締役3名、社内取締役1名の合計4名となっており、委員長は社外取締役としております。なお、社内取締役である監査委員を「常勤の監査委員」としております。

社外取締役経営協議会

中長期の経営戦略や事業展開、その他経営上の重要事項等に関し、社外取締役同士、あるいは、社外取締役と代表執行役による自由闊達な意見交換を促進し、社外取締役の知見を経営に反映していく観点から、全社外取締役を構成員とする社外取締役経営協議会を設置しております。

指名委員会

指名委員会は、「取締役候補者の選定の方針」を策定し、取締役の選解任に関する総代会の議案の内容を決定するほか、執行役の選解任に関する事項等について取締役会からの諮問を受けて審議を行い、取締役会に答申することとしております。

構成員は、社外取締役3名、社内取締役2名の合計5名となっており、委員長は社外取締役としております。

報酬委員会

報酬委員会は、執行役および取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を策定し、執行役および取締役の個人別の報酬等の内容を決定するほか、職員の報酬等の基本方針に関する事項等について取締役会からの諮問を受けて審議を行い、取締役会に答申することとしております。

構成員は、社外取締役3名、社内取締役2名の合計5名となっており、委員長は社外取締役としております。

経営政策会議

会社業務を統理執行する社長の諮問機関として、経営政策会議を設置しております。

経営政策会議は、原則として、社長および担当を定められた執行役により構成され、週1回開催することとしております。

取締役会で決定した経営の基本方針に従い、業務執行に関する重要事項について審議を行います。

コーポレートガバナンス・コードへの対応について

当社は相互会社のため、東京証券取引所が定める「コーポレートガバナンス・コード」については、直接適用されるものではありませんが、コーポレート・ガバナンスは会社形態に関わらず共通のものであるとの認識のもと、任意で対応することとしております。

「コーポレートガバナンス・コード」への対応状況の開示・説明として、任意で「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」を作成し、「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」も行うこととしております。

「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」等は当社ホームページに掲載しております。

【ホームページに掲載している事項】

- コーポレート・ガバナンスに関する報告書
- 社外取締役の独立性に関する基準
- 監査委員の選定の方針
- 執行役および取締役の報酬等の内容の決定に関する方針
- 「取締役会等の実効性評価」結果の概要
- コーポレートガバナンス・ガイドライン
- 取締役候補者の選定の方針
- 執行役の選任の方針
- 執行役の選任理由

http://www.sumitomolife.co.jp/about/csr/group/governance.html

内部監査体制

当社では、取締役会で決議された「内部監査方針」において、実効性のある内部監査態勢を整備・確立することを定めています。同方針では、内部監査の目的を「当社の経営目標を実現するにあたり、業務の健全性・適切性を確保し、効果的な目標達成に寄与すること」とし、内部監査を受ける各組織等から独立した内部監査部が、内部管理態勢等の適切性・有効性を検証・評価し、課題・問題点の改善提言・フォローアップを行っています。

内部監査は、国内および海外の住友生命グループ会社、本社各組織、支社等のすべての業務を対象としています。内部監査計画は、社内外の環境変化等を踏まえたリスク認識に応じて、社外取締役が過半数を占める監査委員会の同意を得た上で策定しています。内部監査結果は、取締役会・監査委員会、代表執行役社長に定期的に報告を行う体制としています。そして、内部監査で明らかとなった課題や問題点について、関係部門に対し改善勧告や提言を行っています。

また、内部監査部は、監査委員会から直接、調査指示を受けるなど、監査委員会と緊密な連携を保持して、一体的・効率的な運営を行っています。

本社部門に対する内部監査では、各部門の業務の遂行状況およびリスク管理状況等についての検証に加えて、複数組織に関係する部門横断的な課題や政策的課題について、全社的に検証する内部監査を実施しています。また、内部統制基本方針に基づく、法令等の遵守体制、情報の保存・管理体制などの各体制における、内部統制システムの構築・運用状況について検証を行っています。

保険営業・保険事務の拠点である支社ならびに保険募集代理店に対しては、保険営業面でのコンプライアンスの状況、お客さま対応の状況および保険事務の適切性等の検証を目的とした内部監査を実施しています。

このほか、コンプライアンス統括部やリスク管理部門等との定期的な情報交換、各組織からの情報連携や各種会議への参加等を通じてリスクの変化を継続的にオフサイト・モニタリングしています。

会計監査人との連携においては、双方の監査結果やリスク認識を共有して、内部監査の実効性を確保しています。

また、内部管理体制の充実・強化に向け、内部監査業務の自律的かつ継続的な改善のために内部監査品質プログラムを策定しています。

取締役

（平成30年7月3日現在）

取締役会長 代表執行役

佐藤義雄（昭和24年8月25日生）

昭和48年 4月　住友生命入社
平成12年 7月　取締役
平成14年 4月　常務取締役嘱常務執行役員
平成19年 7月　取締役社長嘱代表執行役員
平成26年 4月　代表取締役会長
平成27年 7月　取締役会長 代表執行役

取締役 代表執行役社長

橋本雅博（昭和31年2月21日生）

昭和54年 4月　住友生命入社
平成18年 4月　執行役員
平成19年 7月　常務取締役嘱常務執行役員
平成24年 4月　代表取締役　専務執行役員
平成26年 4月　代表取締役社長 社長執行役員
平成27年 7月　取締役 代表執行役社長

取締役

本城正哉（昭和32年11月5日生）

昭和56年 4月　住友生命入社
平成19年 4月　執行役員
平成21年 4月　常務執行役員
平成21年 7月　常務取締役嘱常務執行役員
平成26年 4月　取締役　専務執行役員
平成27年 4月　代表取締役 専務執行役員
平成27年 7月　取締役 代表執行役専務
平成29年 7月　取締役

取締役 代表執行役専務

篠原秀典（昭和33年12月3日生）

昭和56年 4月　住友生命入社
平成20年 4月　執行役員
平成22年 4月　常務執行役員
平成24年 7月　取締役　常務執行役員
平成27年 4月　取締役　専務執行役員
平成27年 7月　執行役専務
平成29年 7月　取締役 代表執行役専務

取締役 代表執行役専務

藤戸方人（昭和34年4月10日生）

昭和58年 4月　住友生命入社
平成23年 4月　執行役員
平成26年 4月　常務執行役員
平成27年 7月　執行役常務
平成29年 4月　執行役専務
平成30年 7月　取締役 代表執行役専務

取締役会議長：佐藤義雄（取締役会長）
指名委員会：山下徹（委員長）、矢吹公敏、片山登志子、佐藤義雄、橋本雅博
監査委員会：釜和明（委員長）、森公高、岡正晶、本城正哉
報酬委員会：山下徹（委員長）、矢吹公敏、片山登志子、佐藤義雄、橋本雅博

取締役（社外取締役）

山下　徹（昭和22年10月9日生）

昭和46年 4月　日本電信電話公社入社
平成11年 6月　株式会社エヌ・ティ・ティ・データ取締役
平成19年 6月　同社　代表取締役社長
平成24年 6月　同社　取締役相談役
平成26年 6月　同社　相談役
平成27年 7月　住友生命社外取締役
平成30年 6月　株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
シニアアドバイザー

取締役（社外取締役）

矢吹公敏（昭和31年8月22日生）

昭和62年 4月　弁護士登録
昭和62年 4月　長島・大野法律事務所入所
平成 3年 9月　コヴィントン・バーリング法律事務所入所
平成 8年 5月　矢吹法律事務所入所
平成22年 4月　一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
平成27年 7月　住友生命社外取締役

取締役（社外取締役）

釜　和明（昭和23年12月26日生）

昭和46年 7月　石川島播磨重工業株式会社（現株式会社ＩＨＩ）入社
平成16年 6月　同社　執行役員
平成19年 4月　同社　代表取締役社長（兼）最高経営執行責任者
平成24年 4月　同社　代表取締役会長
平成28年 4月　同社　取締役
平成28年 6月　同社　相談役
平成28年 7月　住友生命社外取締役

取締役（社外取締役）

森　公高（昭和32年6月30日生）

昭和55年 4月　新和監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入社
昭和58年 8月　公認会計士登録
平成12年 6月　朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）代表社員
平成16年 6月　あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）金融本部長
平成18年 6月　同監査法人本部理事
平成23年 7月　有限責任あずさ監査法人KPMG
ファイナンシャルサービス・ジャパン チェアマン
平成25年 6月　有限責任あずさ監査法人　退社
平成25年 7月　森公認会計士事務所所長
平成25年 7月　日本公認会計士協会会長
平成28年 7月　日本公認会計士協会相談役
平成29年 7月　住友生命社外取締役

取締役（社外取締役）

片山登志子（昭和28年6月3日生）

昭和63年 4月　弁護士登録
平成 5年 4月　片山登志子法律事務所開設
平成17年 7月　片山・黒木・平泉法律事務所
（現 片山・平泉法律事務所）開設
平成17年 12月　特定非営利活動法人消費者支援機構関西
副理事長
平成30年 7月　住友生命社外取締役

取締役（社外取締役）

岡　正晶（昭和31年2月2日生）

昭和57年 4月　弁護士登録
昭和57年 4月　梶谷法律事務所（現 梶谷綜合法律事務所）入所
平成24年 1月　梶谷綜合法律事務所代表
平成27年 4月　第一東京弁護士会会長
平成27年 4月　日本弁護士連合会副会長
平成30年 7月　住友生命社外取締役

社外取締役の選任理由について

取締役
山下　徹
選任理由
ITシステムの提供を展開する株式会社エヌ・ティ・ティ・データの代表取締役社長経験者としての豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役に選任しております。同氏は他の企業での社外取締役としての経験も有しており、その経歴を通じて十分な知識、経験および高い見識を有すると認められるため、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

取締役
矢吹　公敏
選任理由
法律の専門家としての豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役に選任しております。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、企業法務や社外取締役または社外監査役としての活動を通じて会社経営に長年にわたり携わっており、その経歴を通じて十分な知識、経験および高い見識を有すると認められるため、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

取締役
釜　和明
選任理由
総合重機メーカーである株式会社IHIの代表取締役社長経験者としての豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役に選任しております。同氏は他の企業での社外取締役としての経験も有しており、その経歴を通じて十分な知識、経験および高い見識を有すると認められるため、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

取締役
森　公高
選任理由
企業会計分野における豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役に選任しております。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、大手監査法人の代表社員として企業会計の職務に携わるなど、その経歴を通じて専門家として十分な知識、経験および高い見識を有すると認められるため、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

取締役
片山　登志子
選任理由
消費者問題の専門家としての豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役に選任しております。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として長年にわたり消費者問題や法律に関する職務に携わるなど、その経歴を通じて専門家として十分な知識、経験および高い見識を有すると認められるため、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

取締役
岡　正晶
選任理由
法律の専門家としての豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役に選任しております。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として長年にわたり企業法務に関する職務に携わるなど、その経歴を通じて専門家として十分な知識、経験および高い見識を有すると認められるため、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

執行役

（平成30年7月3日現在）

執行役専務
荒木登志松（昭和35年6月11日生）
昭和58年 4月　住友生命入社
平成21年 4月　執行役員
平成26年 4月　常務執行役員
平成27年 7月　執行役常務
平成30年 4月　執行役専務

執行役常務
長瀧研一（昭和36年5月7日生）
昭和59年 4月　住友生命入社
平成26年 4月　執行役員
平成27年 4月　上席執行役員
平成27年12月　執行役常務

執行役常務
栄森剛志（昭和39年5月26日生）
昭和62年 4月　住友生命入社
平成28年 4月　執行役員
平成29年 4月　上席執行役員
平成29年 7月　執行役常務

執行役常務
古河久人（昭和34年1月14日生）
昭和56年 4月　住友生命入社
平成21年 4月　執行役員
平成25年 4月　常務執行役員
平成27年 7月　執行役常務

執行役常務
角　英幸（昭和38年1月15日生）
昭和62年 4月　住友生命入社
平成24年 4月　執行役員
平成26年 4月　上席執行役員
平成28年 4月　執行役常務

執行役常務
松本　巌（昭和38年10月11日生）
昭和62年 4月　住友生命入社
平成28年 4月　執行役員
平成29年 4月　上席執行役員
平成30年 7月　執行役常務

執行役常務
河野伸三（昭和35年4月13日生）
昭和58年 4月　住友生命入社
平成23年 4月　執行役員
平成26年 4月　常務執行役員
平成27年 7月　執行役常務

執行役常務
藤山勝伸（昭和37年2月4日生）
昭和59年 4月　住友生命入社
平成25年 4月　執行役員
平成26年 4月　上席執行役員
平成29年 4月　執行役常務

執行役常務
松本英晴（昭和35年2月1日生）
昭和58年 4月　住友生命入社
平成24年 4月　執行役員
平成26年 4月　上席執行役員
平成27年 4月　常務執行役員
平成27年 7月　執行役常務

執行役常務
酒井真史（昭和35年7月11日生）
昭和59年 4月　住友生命入社
平成26年 4月　執行役員
平成28年 4月　上席執行役員
平成29年 4月　執行役常務

取締役及び執行役人数
男性20名　女性1名
取締役及び執行役のうち女性の比率　4.7%

執行役員

（平成30年7月3日現在）

常務執行役員
村主一徳（昭和34年9月2日生）
昭和58年 4月　住友生命入社
平成27年 4月　執行役員 兼 （本社）総合法人本部法人営業部長
平成27年 7月　執行役員 兼 （本社）総合法人部長
平成28年 3月　執行役員
平成28年 4月　常務執行役員

執行役員 兼 契約審査部長
松本敬子（昭和34年1月1日生）
平成13年 7月　住友生命入社
平成27年 4月　執行役員 兼 契約審査部長

執行役員 兼 勤労部長
松本　誠（昭和39年5月19日生）
昭和63年 4月　住友生命入社
平成30年 4月　執行役員 兼 勤労部長

常務執行役員 兼 金融総合法人部長
米林　裕（昭和35年2月5日生）
昭和58年 4月　住友生命入社
平成27年 4月　執行役員 兼 金融法人部長
平成27年 7月　執行役員 兼 金融総合法人部長
平成29年 4月　上席執行役員 兼 金融総合法人部長
平成30年 4月　常務執行役員 兼 金融総合法人部長

執行役員 兼 青森支社長
小林泰雄（昭和36年5月10日生）
昭和60年 4月　住友生命入社
平成29年 4月　執行役員 兼 青森支社長

執行役員 兼 東京中央支社長
川合一龍（昭和39年7月15日生）
昭和63年 4月　住友生命入社
平成30年 4月　執行役員 兼 東京中央支社長

常務執行役員
北越浩和（昭和36年11月13日生）
昭和60年 4月　住友生命入社
平成27年 4月　執行役員 兼 営業総括部長
平成29年 3月　執行役員
平成29年 4月　上席執行役員
平成30年 4月　常務執行役員

執行役員 兼 営業総括部長
小松史彦（昭和37年10月29日生）
昭和61年 4月　住友生命入社
平成29年 4月　執行役員 兼 営業総括部長

執行役員 兼 情報システム部長
汐満　達（昭和39年8月23日生）
昭和63年 4月　住友生命入社
平成30年 4月　執行役員 兼 情報システム部長

常務執行役員
平井克典（昭和37年12月20日生）
昭和60年 4月　住友生命入社
平成27年 4月　執行役員 兼 営業人事部長
平成28年 3月　執行役員 兼 都心営業総局長
平成29年 3月　執行役員 兼 首都圏本部長
平成29年 4月　上席執行役員 兼 首都圏本部長
平成30年 3月　上席執行役員
平成30年 4月　常務執行役員

執行役員 兼 内部監査部長
百合達哉（昭和39年6月18日生）
昭和63年 4月　住友生命入社
平成29年 4月　執行役員 兼 内部監査部長

執行役員 兼 首都圏本部長
堀江喜義（昭和40年8月28日生）
昭和63年 4月　住友生命入社
平成30年 4月　執行役員 兼 首都圏本部長

上席執行役員 兼 中部本部長
小山英樹（昭和37年8月19日生）
昭和61年 4月　住友生命入社
平成28年 4月　執行役員 兼 中部総合法人部長
平成29年 3月　執行役員 兼 中部本部長
平成30年 4月　上席執行役員 兼 中部本部長

執行役員 兼 近畿北陸本部長
藤　秀壮（昭和39年5月23日生）
昭和63年 4月　住友生命入社
平成29年 7月　執行役員 兼 仙台支社長
平成29年 7月　執行役員 兼 近畿北陸本部長

執行役員 兼 代理店事業部長
岩井豊城（昭和40年9月7日生）
平成 元年 4月　住友生命入社
平成30年 4月　執行役員 兼 代理店事業部長

上席執行役員 兼 商品部長
日下和彦（昭和38年2月26日生）
昭和61年 4月　住友生命入社
平成28年 4月　執行役員 兼 商品部長
平成30年 4月　上席執行役員 兼 商品部長

執行役員
荒井和彦（昭和37年11月4日生）
昭和60年 4月　住友生命入社
平成29年 9月　執行役員

上席執行役員
高田幸徳（昭和39年9月3日生）
昭和63年 4月　住友生命入社
平成29年 4月　執行役員 兼 企画部長
平成30年 3月　執行役員
平成30年 4月　上席執行役員

執行役員 兼 岐阜支社長
中野祥宏（昭和39年12月10日生）
昭和62年 4月　住友生命入社
平成30年 4月　執行役員 兼 岐阜支社長

内部統制システムの整備

当社は、経営の健全性・適切性を確保する観点から、「内部管理態勢の強化」に取り組んでいます。取締役会において、保険業法第53条の30第1項第1号の規定に基づき「内部統制基本方針」を定め、この方針に基づいて、リスク管理態勢、コンプライアンス態勢および内部監査機能の充実を図るとともに、監査委員会の監査が実効的に行われるための体制整備など、内部統制システムが有効に機能するような取組みを行っています。

※内部統制システムの運用状況の概要はP139をご参照ください。

内部統制基本方針の概要

（前文）

当社は、経営の根本精神を表した企業理念である「経営の要旨」を頂点とし、「経営の要旨」に示された当社の普遍的な使命をCSRの視点から再整理した「CSR経営方針」、および中長期的に実現すべき顧客視点から見た会社のめざすべき姿を示す「住友生命ブランドビジョン」を経営方針としている。

これらによって構成される経営方針に則り、業務の健全性および適切性の確保に向けた内部統制システムの整備に係る基本方針として、保険業法第53条の30第1項第1号ロおよびホの規定に基づき取締役会が本方針を定め、役職員に対して周知徹底を図るとともに法令に基づく開示を行う。

当社は、本方針に則って内部統制システムを整備するとともに、取締役会においてその実効性を検証し、必要な改善を図ることとするほか、内部統制システムの運用状況の概要の開示を行う。

上記の前文とともに、以下の各項目について方針を定めています。

1. 監査委員会の職務の執行のための体制

①監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項
②監査委員会への報告に関する体制
③監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
④その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

2. 業務の適正を確保するための体制

①執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
②執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
④執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
⑤相互会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
⑥顧客保護が図られることを確保するための体制
⑦内部監査の実効性を確保するための体制

コンプライアンスへの取組み

コンプライアンスの基本認識

当社では、お客さまの信頼にお応えし続けていくという経営の基本をより強固なものとしていくため、コンプライアンスを重要な経営課題と捉え、以下のコンプライアンス推進体制を構築しています。

コンプライアンスに関する基本方針・規程

当社では、生命保険事業を通じて社会公共の福祉に貢献するという使命を果たすべく、経営の基本理念である「経営の要旨」ならびに住友生命グループ各社および役職員一人ひとりが実践していく指針を定めた「住友生命グループ行動憲章」に則り誠実に業務を遂行しています。

さらに、コンプライアンスに関する基本方針を明確化するため、その推進に関する基本的事項を定めた「法令等遵守方針」および「保険募集管理方針」を制定し、これに基づきコンプライアンス推進体制を整備しています。

コンプライアンスを重視した企業風土の醸成

コンプライアンスを重視した企業風土の醸成とその徹底を図るべく、コンプライアンスに関する基本的な考え方や個々の業務に関し特に留意すべき事項等をまとめた「コンプライアンス・マニュアル」および「保険募集コンプライアンス・マニュアル」を策定し、全役職員への徹底を図っています。

コンプライアンスに関する研修を幅広く実施しているほか、社内LAN等を活用したコンプライアンス教育も定期的・継続的に行っています。

コンプライアンス推進体制

当社では、全社のコンプライアンスを推進するため、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しています。コンプライアンス委員会は、下部組織であるモニタリング連絡会議を通じて、個別課題等のモニタリング・分析状況等について報告を受け課題解決に向け審議しています。

また全社のコンプライアンスを統括する組織としてコンプライアンス統括部を設置しています。コンプライアンス統括部では、上記個別課題への取組みに加え、会社全体の法令等遵守状況を取締役会等へ報告し、業務運営に必要な指示を受けています。

このような取組みを機能させるため、本社各部門および各支社はコンプライアンス取組計画を策定し、年度計画を通じたコンプライアンス推進に努めています。また、各支社においては、支社コンプライアンス委員会を中心とした自律機能の発揮にも力を入れています。

当社では、このように経営主導の下、全社一丸となったコンプライアンスに対する取組みを行っています。

※当社では法令・規定に違反する行為の早期発見と是正を図るため内部通報相談窓口を設置しています。内部通報制度の実効性を高める観点から、通報者が通報を理由として不利益な取扱いを受けないことを明確に定め、電話やWeb等で受け付ける通報・相談窓口に加え、社外弁護士窓口を設置するなど、安心して通報できる環境の整備に取り組んでいます。

【当社のコンプライアンス推進体制】

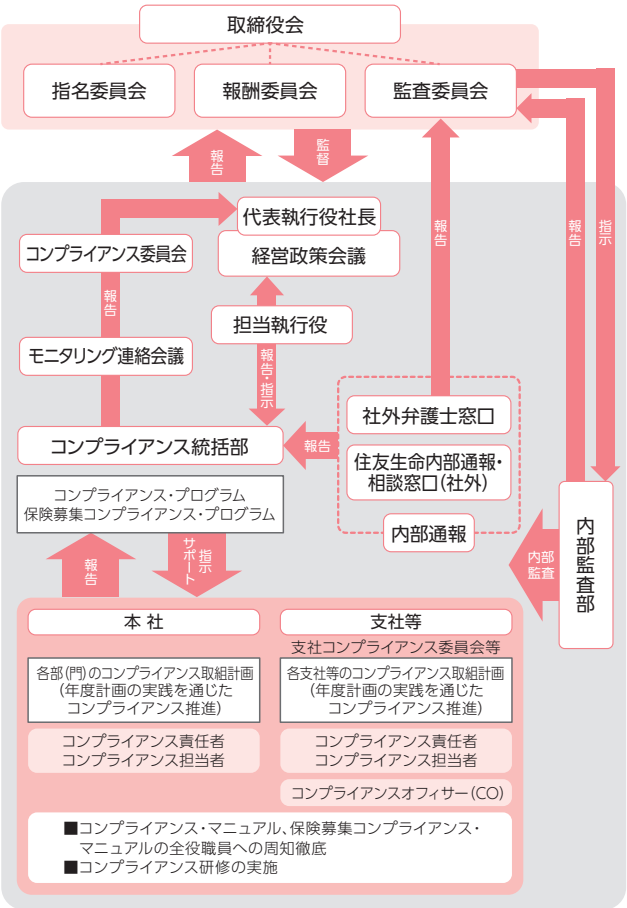

<勧誘方針>

「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、お客さまへ商品をお勧めするに際して配慮すべき事項をまとめた「勧誘方針」を策定し、全国の支社・支部等に掲示しているほか、当社ホームページにも掲載しています。
http://www.sumitomolife.co.jp/promise/

スミセイの勧誘方針

当社は、各種法令や社会のルールなどを遵守し、反社会的勢力への対応や未成年者を対象とする保険加入の適切性確保など、モラルリスクの排除に留意しつつ、次の方針に基づき、適正な勧誘を行います。

1. 重要事項の説明とコンサルティング
   お客さまに商品内容を正しくご理解いただくために「契約概要」、「注意喚起情報」、「ご契約のしおり－定款・約款」などにより、重要事項について正確で分かりやすい説明を行い、「意向確認書面」などを用いて、お客さまのご意向に沿った商品をお客さまと一緒に考え、ご提案いたします。
   特に、市場リスクのある商品のご提案に際しては、お客さまの年齢・知識・投資経験・財産の状況および契約締結目的などに十分配慮して、各種リスク、手数料などを説明いたします。
2. 訪問などでの心がけ
   お客さまへの訪問・連絡などに際しては、時間帯・場所・方法などに関し、お客さまのご都合に十分に配慮いたします。
3. 教育・研鑽
   お客さまからの様々なご要望・ご相談に適切にお応えできるよう、専門知識はもとより、法令に関する知識やマナーなどを向上させていきます。
4. お客さま情報の保護
   お客さまに関する情報につきましては、法令や社内規定などに則り、安全・適切に管理するための措置を講じます。
5. お客さまの声への対応
   お客さまからのお問合せなどには、迅速・適切・丁寧に対応いたします。また、お客さまからお寄せいただいたご意見・ご要望は真摯に受け止め、お客さまの声を大切にする会社を目指してまいります。

反社会的勢力への対応

反社会的勢力に対する基本方針

当社では、「住友生命グループ行動憲章」、「内部統制基本方針」および「反社会的勢力対応方針」において、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して断固たる態度で組織的に対応し、同勢力との関係を遮断し排除すること」を反社会的勢力対応の基本方針として定めています。また、その細目として「反社会的勢力対策規程」を制定しています。

反社会的勢力への対応

当社では、「反社会的勢力対応方針」において、総務部を反社会的勢力対応の全社的な統括部門と定め、具体策の策定・実行、役職員への教育・啓発等を行っています。また、総務部が反社会的勢力に関する情報を一元的に管理し、その情報を活用して、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携のうえ、同勢力との関係遮断および排除に取り組んでいます。

反社会的勢力から不当要求など何らかの接触があった場合には、統括部門である総務部に迅速かつ適切に報告・相談が行われ、また、経営陣の適切な指示・関与のもと対応を行っています。

個人情報保護への取組み

個人情報保護に関する考え方

当社は、お客さまの個人情報は、当社が業務上必要な範囲でお預かりしたお客さまの大切な財産であると認識しており、「個人情報の保護に関する法律」等を遵守して、適正に取り扱っています。

個人情報保護に関する基本方針

当社では、まず、「住友生命グループ行動憲章」においてお客さま情報を厳正に管理することをすべての役職員の行動指針とし、その上で、個人情報の管理体制や適切な取扱いについて「顧客情報等管理方針」「セキュリティポリシー」等に明確に定めています。

また、個人情報を適正に収集させていただくことや、当社における個人情報の利用目的を特定し、この利用目的を達成するために必要な範囲に限って個人情報を取り扱うことを徹底するなど、「個人情報の保護に関する法律」等にも確実に対応しています。

これらの個人情報保護に関する方針や取組みは、「個人情報保護に関する基本方針」としてまとめ、当社ホームページ等で公表しています。

個人情報のセキュリティの徹底

当社は、コンプライアンス統括部を顧客情報等管理部門と定め、社内規定において役職員の守秘義務を明確にしたうえで、定期的に教育する等により周知・徹底しています。

また、個人情報にアクセスできる者を業務上必要最小限の範囲に限定し、個人情報の漏えい等を防止するために各種のセキュリティ対策を講じています。

例えば、営業職員が使用する営業用携帯端末「SumiseiLief」や個人情報を管理するオンラインシステム等について、ID・パスワード等による本人識別・認証を確実に実施するとともに、アクセスできる個人情報の範囲についても、業務に応じて適切なコントロールを実施する等、アクセスの厳正管理を実施しています。

また、外部からの不正アクセス等を防止するための各種の安全管理措置も講じています。

このように、個人情報を安全に管理するため、必要かつ適正なセキュリティ対策を講じています。

適切かつ迅速なお客さま対応

当社は、個人情報の取扱いに関するお客さまからのご照会、ご意見・ご要望には適切かつ迅速に対応いたします。

個人情報保護に関する基本方針

当社は、個人情報の保護が個人の生命・身体・財産の安全に関わる重要な問題であることを深く認識し、個人の権利・利益の保護およびお客さまの信頼を第一に考え、「個人情報の保護に関する法律（以下、『個人情報保護法』）」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下『番号法』）」、その他の法令・ガイドラインや一般社団法人生命保険協会の指針を遵守して、機密性・正確性を保持する等、個人情報を適正に取り扱ってまいります。

1. 個人情報の利用目的

a. 当社は、個人情報を以下の目的を達成するために必要な範囲にのみ利用させていただき、それ以外の目的には利用いたしません。

・各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供（※）、ご契約の維持管理
・当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
・その他保険に関連・付随する業務

ただし、マイナンバー（個人番号）につきましては、以下の目的の範囲内で利用させていただきます。

・保険取引に関する支払調書作成事務
・報酬、料金等の支払調書作成事務
・不動産の使用料等の支払調書作成事務
・その他、当社が法令に基づいて行う個人番号関係事務等

b. 利用目的が法令により限定されている場合について

個人信用情報機関より提供を受けた個人信用情報については、保険業法施行規則に基づき、返済能力の調査に利用目的が限定されています。

また、保健医療等の「機微（センシティブ）情報」については、保険業法施行規則に基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

2. 個人情報の収集方法

当社は、上記の利用目的を達成するために必要な範囲で、お客さまの住所・氏名・生年月日・性別・職業・健康状態等の個人情報を、申込書・請求書・アンケート等の適正な手段で収集させていただきます。

3. 個人データの提供

当社は、個人データを機密情報として厳正に管理し、次の場合を除き、直接・間接を問わず、第三者に提供いたしません。

a. あらかじめ本人の同意を得た場合

b. 個人情報保護法、番号法、その他の法令に基づく場合

c. 個人情報保護法に従ってお客さまの個人情報の共同利用を行う場合

・生命保険協会等との個人データの共同利用のお取扱いについて

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払が正しく確実に行なわれるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、「医療保障保険契約内容登録制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

当社は、業務の健全かつ適切な運営および保険募集の公正を確保し、保険契約者等の利益の保護および生命保険事業の健全な発達に資するよう、「募集人登録情報照会制度」、「合格情報照会制度」、「廃業等募集人情報登録制度及び代理店廃止等情報制度」、「変額保険販売資格者登録制度」に基づき、募集人等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

・当社子会社との共同利用について

当社は、メディケア生命保険株式会社、その他事業報告書等に記載されている当社の子会社との間で、個人データを共同利用します。

d. 適切な安全管理に基づいて、上記の利用目的を達成するために必要な範囲で、生命保険に関わる確認業務、情報システムの保守、運送、印刷等の各種業務において、個人情報の取扱いの一部または全部を外部委託する場合があります。外部委託を行う場合、外部委託先における個人情報の安全管理について適切に監督します。

e. その他個人情報保護法に基づきお客さまの個人情報を提供することが認められている場合

お客さまの個人番号については、番号法で認められた場合を除き、第三者に提供いたしません。

4. 個人データの安全管理措置

a. 当社は、漏えい・滅失・き損・不正アクセスの防止その他の個人データの安全管理のために、適正な情報セキュリティを確立し、必要かつ適切な措置を講じてまいります。

b. 当社は、個人データの安全管理に関し、取得・利用・保管・送付・廃棄等、管理段階ごとに社内規定を整備のうえ、定期的に教育する等により、従業者に周知徹底いたします。

c. 当社は、個人データの取扱いを委託する場合には、適切な委託先を選定するとともに、委託先の義務と責任を契約により明確にする等、委託先において個人情報が安全に管理されるよう適切に監督いたします。

d. 個人データの安全管理措置は、定期的に見直し、改善してまいります。

5. 個人情報の取扱いに関するご照会およびご意見・ご要望の窓口

当社は、個人情報の取扱いに関するご照会およびご意見・ご要望に適切かつ迅速に対応いたします。

下記の<お問い合わせ先>までお申し出ください。

6. 個人情報保護法に基づく保有個人データの開示等に関するご請求

個人情報保護法に基づく保有個人データの利用目的の通知、開示、訂正または利用停止等に関するご請求については、下記の<お問い合わせ先>までお申し出ください。なお、利用目的の通知、開示請求については別途ご案内する所定の手数料をいただきます。

<お問い合わせ先>

スミセイコールセンター
電話番号 0120-307506
受付時間 月～金曜日　午前9時～午後6時
土曜日　午前9時～午後5時
〔日・祝日・年末年始(12/31～1/3)を除く〕

金融機関等代理店・保険ショップを通じてご加入のお客さまは、下記の番号をご利用ください。
電話番号 0120-506154

郵便局、ゆうちょ銀行、かんぽ生命を通じてご加入のお客さまは、下記の番号をご利用ください。
電話番号 0120-506873

「外貨建商品」「たのしみYOUプラス」にご加入のお客さまは、下記の番号をご利用ください。
電話番号 0120-506081

7. 当社が対象事業者となっている認定個人情報保護団体について

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<認定個人情報保護団体のお問い合わせ先>

一般社団法人生命保険協会　生命保険相談所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1　新国際ビル3階
電話番号　03-3286-2648
受付時間　午前9時～午後5時
(土・日・祝日などの生命保険協会休業日を除く)
ホームページアドレス http://www.seiho.or.jp

本方針は個人情報保護法、その他関係法令、ガイドライン等に基づき当社ホームページで継続して公表しております。

本方針は今後の安全管理上の技術向上などを反映し適宜変更する場合があります。変更内容はホームページ上で公表いたします。

※「関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供」、「お客さま種類ごとの利用目的の例示」、「従業員等の個人情報の利用目的」、「再保険を行う場合の個人データのお取扱い」ならびに「当社の企業保険商品にご加入のお客さまへのご案内」等、本方針の詳細は当社ホームページをご覧ください。

リスク管理体制

基本認識

当社では、健全な財務基盤を確保し、ご契約いただいたお客さまに保険金等を確実かつ適切にお支払いするため、経営を取り巻くさまざまなリスクを把握・分析し、適切なリスクコントロールを行っています。具体的には、「保険引受リスク」「流動性リスク」「資産運用リスク」「オペレーショナル・リスク」等、それぞれのリスク特性に応じたリスクコントロールを行っており、リスク管理態勢の整備・高度化にも取り組んでいます。

また、通常のリスク管理では対応困難な大規模災害等の危機については、危機管理規程を定め、危機予防および危機発生時の対応体制の整備に取り組んでいます。

リスク管理に関する方針、規程等

取締役会にて決議した「統合的リスク管理方針」において、統合的なリスク管理態勢や経営の基盤となる普遍的なリスクに対する姿勢等を定めています。さらに、「統合的リスク管理方針」に基づいて定めた「保険引受リスク管理方針」等の各リスク・カテゴリーの管理方針の中で、それぞれの管理態勢を定めています。また、これらの方針に基づく「統合的リスク管理規程」および各リスク管理規程において具体的なリスク管理の手法について定めるとともに、定量的なリスク管理の前提となるリスク計測モデルの重要性に鑑み、これを適切に管理するために「リスク計測モデル管理規程」を定めています。

リスク管理体制

取締役会、経営政策会議は、統合的リスク管理方針等に基づき、リスク状況について報告を受け、統合的リスク管理態勢の実効性の評価、問題点等の検証を行っています。

リスク管理統括部と各リスク管理部門は、統合的リスク管理方針等に基づき、適切に連携し、本社、支社、子会社等および外部委託先の各リスクを管理する態勢としています。

また、ERM*委員会は、リスク状況を適切にモニタリングし、リスク管理に関する部門横断的な課題対応やERMの経営への活用等について審議を行っています。

さらに、リスク管理について内部監査や外部監査による検証を受けることで一層の適切性・有効性の確保を図っております。

*Enterprise Risk Managementの略

【リスク管理体制図】

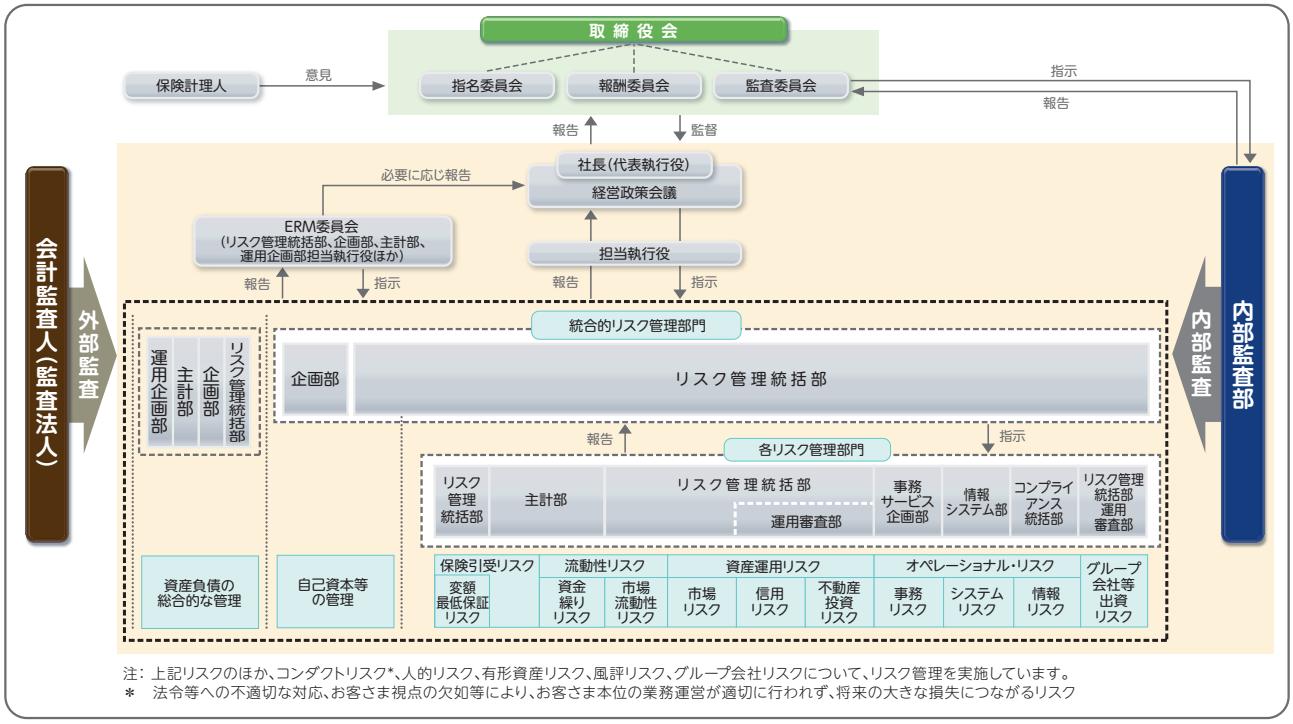

注：上記リスクのほか、コンダクトリスク*、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク、グループ会社リスクについて、リスク管理を実施しています。
＊　法令等への不適切な対応、お客さま視点の欠如等により、お客さま本位の業務運営が適切に行われず、将来の大きな損失につながるリスク

統合的リスク管理

当社では、将来にわたり確実な保険金等のお支払いを行うため、経営環境が変化する中で生じるさまざまなリスクを全社的な観点から統合的に評価し、自己資本等と比較すること等を通じて、事業全体としてリスクをコントロールする統合的リスク管理・運営を行っています。

当社では、経済価値ベースで統合的リスク管理を行っており、当社のリスク選好や各リスクの特性および当社の自己資本等（リスクバッファー）の状況を勘案して設定した各リスク・カテゴリーのリスクリミットや会社全体のリスク許容度と、各リスク・カテゴリーのリスク量や会社全体の統合リスク量を比較するなど、リスク状況を適時適切にモニタリングすること等を通じて、リスクをコントロールしています。

ERM経営の推進

当社では、リターン・リスク・資本についてより一体的な管理を進め、リスクを適正にコントロールし、財務の健全性を確保することで保険金等の確実なお支払いを実現するとともに、資本を有効活用し効率的にリターン（企業価値）の向上を図ることでお客さまの利益に貢献する「ERM経営の推進」※1に取り組んでいます。

ERMに関するリスク管理の取組みとして、「資本を有効活用して、どのようなリスクをどの程度のリスク量まで取ってリターンを獲得するのか」という経営上のリスク選好（定性面・定量面）を明確化し、リターンとのバランスに配慮しつつ、リスクを適切にコントロールしています。

また、「リスクアペタイト・ステートメント」を社内で周知することなどを通じて、リスク文化※2の醸成に努めています。

統合的リスク管理やERM経営推進の取組み状況は、ORSA※3レポートとして体系的に取りまとめ、統合的リスク管理の高度化やERM経営のさらなる推進に活用しています。

※1　詳細はP28（経営基本方針「ERM経営の推進」）参照。
※2　「収益の源泉として取るべきリスクを明確化し、どの程度のリスクを取って、どの程度リターンを獲得するのか」を検討していく風土。
※3　Own Risk and Solvency Assessmentの略

ストレス・テストの実施

当社では、統合的リスク管理におけるリスク計測モデルでは把握が困難な事象として、大規模な自然災害や金融市場の大きな混乱といった最悪のシナリオを想定したストレス・テストを実施し、当社の健全性に与える影響を分析しています。

ストレス・テストの結果は、取締役会等に報告され、経営戦略上の対応や財務基盤の強化等の検討に役立てています。

ALM体制

ALMとは、資産（Asset）と負債（Liability）を総合的に管理（Management）することをいいます。生命保険会社における負債の大半は、将来の保険金等をお支払いするために積み立てている責任準備金であり、市場環境等の悪化時にも保険金等のお支払いを確実に行うため、資産と負債を適切に管理することが重要となります。

当社では、ERM委員会において、負債特性を踏まえた資産運用戦略や金利リスクの状況等のALMに関する重要事項について審議を行い、リスクを適切にコントロールしつつ、収益の向上を図っています。

リスク管理体制

保険引受リスク

リスクの定義

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスクをいいます。

保険引受リスク管理の取組み

保険引受リスク管理部門は、保険商品の開発に際して、保険事故発生率の不確実性や経済環境の変化による負債特性の変化等、内在するリスクの分析・評価をするとともに、保険料等の価格設定においては、基礎データの信頼度を考慮した計算基礎率の設定等により、将来の保険金等のお支払いが確実に履行できるよう十分配慮しています。

また、被保険者の健康状態等に応じて、どのような条件でご契約を締結するかを決める引受基準の設定にあたり、保険事故の予定発生率に対する実際発生率の比較・検証等により、保険商品の基礎率等に応じて適切に設定されていることを確認しています。

さらに、保険商品の発売後においては、収支状況、保険事故発生率の状況および負債特性の状況等についての把握・分析、将来収支予測およびリスク量の計測等により、リスク状況のモニタリングを定期的に行っています。

保険料設定時の予測に反して、保険事故発生率の悪化等、リスクに変化がある場合には、必要に応じて「引受基準」「保険商品の販売方針」「保険料率」の変更等の措置を講じています。

再保険に係る方針

■再保険を付す際の方針

当社では、保有する保険引受リスクの内容、規模、集中度等を踏まえ、リスクの分散または収益の安定化等が必要な場合に、再保険の活用により、保険事業経営の安定化を図ることとしています。

■再保険を引き受ける際の方針

再保険の引受けに関しては、保険引受リスクが経営に影響を与えない範囲内で、リスクの特性および収益性等を踏まえ行うこととしています。

流動性リスク

リスクの定義

流動性リスクは、資金繰りリスクと市場流動性リスクに大別できます。

資金繰りリスクとは、財務内容の悪化等による新契約の減少に伴う保険料収入の減少、大量ないし大口解約に伴う解約返戻金支出の増加、巨大災害での資金流出により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での取引等を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

市場流動性リスクとは、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

流動性リスク管理の取組み

資金繰りリスクについては、日々の資金繰りの管理運営を行う資金繰り管理部門において、保険料収入・保険金支払等保険契約に関わる資金移動や資産運用関係の資金移動等、会社全体のキャッシュフローを一元的に把握するとともに、将来のキャッシュフロー予測に基づき確実に資金準備を行うこととしています。

流動性リスク管理部門は資金繰りの状況報告を受けるとともに、資金繰りの逼迫度に応じてとるべき対応策を定め、流動性危機時等における対応体制を構築しています。

市場流動性リスクについては、資産ごとの市場規模等に基づき、一定期間内におけるキャッシュ化可能額を推計し、不測の事態に対処できるよう努めています。

資産運用リスク

リスクの定義

資産運用リスクとは、保有する資産・負債(オフ・バランスを含む)の価値が変動し、損失を被るリスクをいい、次の3つからなります。

①市場リスク・・・金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債(オフ・バランスを含む)の価値が変動し損失を被るリスク

②信用リスク・・・信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む)の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク

③不動産投資リスク・・・賃貸料等の変動等を要因として、不動産に係る収益が減少するリスク、および市況の変化等を要因として不動産価格が下落し損失を被るリスク、ならびに不動産に関する事故の発生等により損失を被るリスク

資産運用リスク管理の取組み

当社では、資産運用リスクについて、資産と負債の総合的な管理(ALM)を適切に遂行し、削減するリスクと、負債コストに対する超過収益の源泉として増加を許容するリスクを明確にしたうえで、適切にコントロールすることとしています。

当社では、資産運用ポートフォリオ全体、および運用目的に応じて区分した各ポートフォリオについて、リスク量としてVaR*を計測し、それぞれに設定したリスクリミットと比較することで、リスク状況をモニタリングしています。

また、資産運用リスクを構成する市場リスク、信用リスクおよび不動産投資リスクについても、リスク量(VaR*)とリスクリミットを比較することなどにより、リスクの把握・管理に努めています。

資産運用リスクの管理部門は、投融資の執行部門とは独立しており、組織面においても内部牽制機能を発揮できるものとしています。また、リスク管理の枠組みから具体的なリスク管理手法までを規程・細則として細かく定義し、各執行部門に遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っています。

＊ VaR(バリュー・アット・リスク):過去の株価や金利などの変動率をリスクの大きさと捉え、現在保有する資産・負債ポートフォリオに過去の変動率を当てはめて理論的に算出した、一定の確率の下で生じる最大損失金額。

(1)市場リスク

市場リスクを有する主な資産は、公社債、株式、外国証券等の有価証券や貸付金です。これらの資産および負債の価値が、マーケットの変化によりどの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、株価や金利などのマーケットの変動性などから、市場リスクを有する資産・負債全体のリスク量としてVaRを計測しています。

(2)信用リスク

信用リスクを有する主な資産は、貸付金、公社債等です。個別投融資先に対し信用力に応じた社内格付*1を付与するとともに、定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しています。さらに、社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率や、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーション*2により、信用リスクを有する資産全体のリスク量としてVaRを計測しています。

＊1 社内格付(制度):投融資先のキャッシュフロー生成能力、財務体力等を総合的に評価した信用力に応じて10ランクに区分し、投融資判断の基準およびポートフォリオ全体の信用リスク状況を把握・分析するための基準として利用している。

＊2 モンテカルロ・シミュレーション:乱数を用いて統合的な損益額の分布を生成し、リスク量を計測する手法。

(3)不動産投資リスク

不動産への投資においては、投資利回りおよび収益予測の検証を行い、投資対象を選別するとともに、保有物件の立地、用途等の観点から不動産ポートフォリオの分散を図っています。また、空室の解消や計画的・効果的な営繕工事等を通じて物件価値向上のための取組みを行っています。

また、保有する不動産の経年劣化等に起因する事故の発生等を未然に防止する観点から、建物調査や営繕工事の状況についても、定期的にモニタリングを行っています。

さらに、不動産価格の変動性などから、ポートフォリオ全体のリスク量としてVaRを計測しています。

リスク管理体制

オペレーショナル・リスク　―事務リスク

リスクの定義

事務リスクとは、正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

事務リスク管理の取組み

事務リスク管理においては、業務の健全かつ適切な運営を図るため、事務リスク管理方針に基づいて事務リスクの極小化に取り組んでいます。具体的には、本社、支社、海外駐在員事務所等の各組織が、社内規定等に則って事務を執行し、それに伴うリスクを自律的に管理するとともに、内部監査部による確認もあわせて行っています。

また、事務リスク管理部門は、PDCAサイクル*の継続的実践による全社的な事務リスク管理に努め、各組織は、事務リスクの未然防止に取り組むとともに、誤った事務処理等が発生した場合には、お客さま対応、原因分析、再発防止策の策定を、的確かつ速やかに行うよう努めています。

＊PDCAサイクル：Plan（計画）、Do（実施・実行）、Check（点検・評価）、Action（処置・改善）のサイクルを繰り返すことで継続的な業務改善を行う仕組み。

オペレーショナル・リスク　―システムリスク

リスクの定義

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンもしくは誤作動等のシステム不備等、またはコンピュータの不正使用等により損失を被るリスクをいいます。

システムリスク管理の取組み

システムリスク管理においては、当社の業務・サービスを根幹で支え、大切なお客さまの情報を管理しているコンピュータシステムの安定的かつ安全な稼動を確保するために、セキュリティポリシーおよびシステムリスク管理方針に基づいた各種対策の実施とシステムの運行管理に努めています。具体的には、故障・障害等の発生に備えたバックアップの仕組みやシステム開発保守態勢の整備のほか、大規模災害等不測の事態の発生時にも、お客さまへのサービスの継続的なご提供と迅速な対応が行えるよう、メインのコンピュータセンターを関西に、バックアップセンターを関東に設置して、体制の維持・確保に取り組んでいます。

また、サイバーセキュリティ対策においては、インターネットサービスをお客さまに安心してご利用いただけるよう、お客さま情報の漏えいやシステムへの不正アクセス防止対策など多層的な防御策の実施に努めるとともに、防御だけでなく、サイバー攻撃を受けた場合の早期検知・対応・復旧も重視した、態勢構築に取り組んでいます。

オペレーショナル・リスク　―情報リスク

リスクの定義

情報リスクとは、顧客情報等の漏えい、滅失、き損等により損失を被るリスクをいいます。

情報リスク管理の取組み

情報リスク管理においては、顧客情報等が漏えいし、お客さまの大切な権利・利益や当社の健全な業務運営が損なわれることがないよう、セキュリティポリシーおよび顧客情報等管理方針に基づいて、顧客情報等を適切に管理しています。具体的には、保管・送付・廃棄等の各段階における顧客情報等の適切な取扱いを社内規定として明確化し、これらのルールを社内報や社内研修等の機会を通じて役職員に周知徹底するとともに、各組織の情報管理状況を把握し、必要な対策を講じています。さらに、情報リスクの状況や課題についての全社横断的な審議機関として、「お客さま情報等保護小委員会」をERM委員会傘下に設置し、安全管理を推進しています。

また、顧客情報等の取扱いの一部を外部に委託する場合、顧客情報等の安全管理が図られるよう、適切な委託先を選定するとともに、委託先の義務と責任を明確に規定した契約書を締結する等、適切に監督しています。このような顧客情報等の安全管理状況については、内部監査部が実施する内部監査でも適宜確認しており、確認結果に基づき安全管理措置の充実・強化に取り組んでいます。

新たなリスク管理の取組み

平成30年度より、オペレーショナル・リスクの1つとして、コンダクトリスク※の管理を実施しています。
社内研修等を通じて、リスク管理の観点からも、お客さま本位の業務遂行を全職員に徹底しています。

※コンダクトリスク：法令等への不適切な対応、お客さま視点の欠如等により、お客さま本位の業務運営が適切に行われず、将来の大きな損失につながるリスク。

大規模災害等への対策について

当社では、大規模な災害や深刻な風評被害の発生など、通常のリスク管理だけでは対処できない危機が発生した場合の対応体制を「危機管理規程」に定めています。この規程に基づいて、大地震をはじめとする大規模な災害等に対する対応内容を「大規模災害等対策マニュアル」に定め、被災下で会社の意思決定・事務遂行能力を維持するための体制や、被災時の保険手続きに関する事務体制・復旧手順等を規定しています。加えて、万一の際にこれらの対応内容が有効に機能するよう訓練を実施するとともに、訓練結果等を踏まえて随時マニュアルの見直し・改定を行うなど、平時より体制の維持・向上に努めています。東日本大震災や平成28年熊本地震においても、このマニュアルに基づいて地震発生直後に危機対策本部を立ち上げ、対策本部の意思決定のもと、保険金等のお支払いをはじめとするお客さまへの対応を迅速に行ってまいりました。

また、当社では本社ビルやシステムセンター等の本社機能が停止する場合を想定し、保険金等支払などの重要業務を継続するための対応を「業務継続計画（BCP）」に定めています。この計画に基づき、災害やテロ、新型インフルエンザ発生時等の対応の詳細を「業務継続マニュアル」として策定するなど、お客さまの信頼に十分にお応えするために迅速かつ適切な対応が行えるよう体制を整備しています。

ご契約者保護に関する制度

「生命保険契約者保護機構」について

当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

・保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

・保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。

・保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定※1に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約※2を除き、責任準備金等※3の90%とすることが、保険業法等で定められています(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。※4)。

・なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります)。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(注1)を超えていた契約を指します(注2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率 ＝ 90%－{(過去5年間における各年の予定利率－基準利率)の総和÷2}

(注1)基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率は、3%となっております。

(注2)一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

【仕組みの概略図】

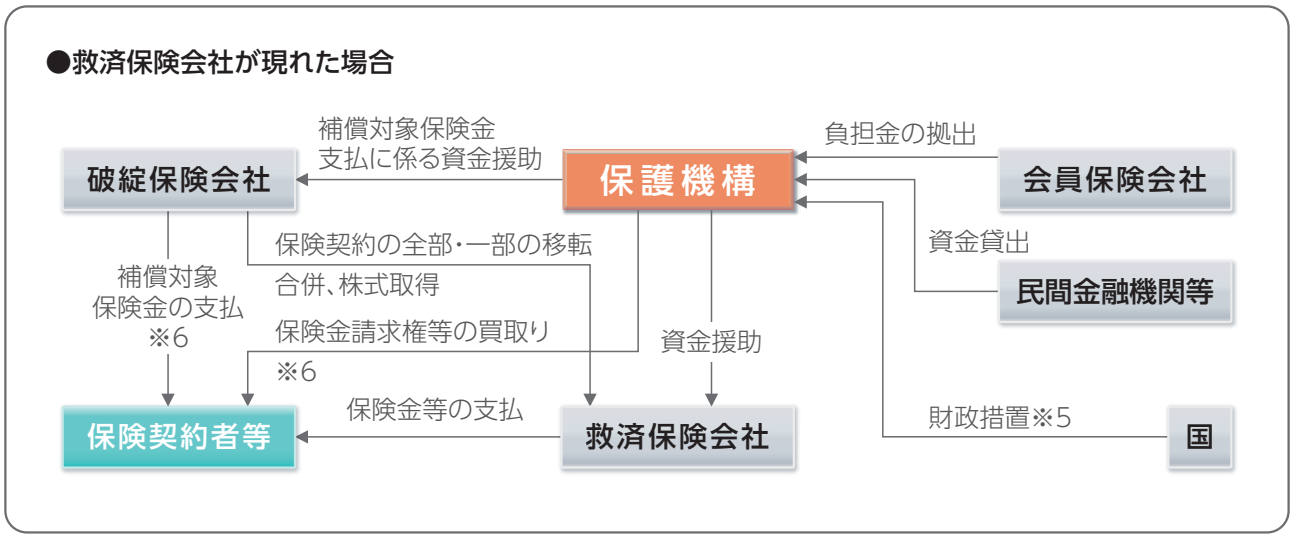

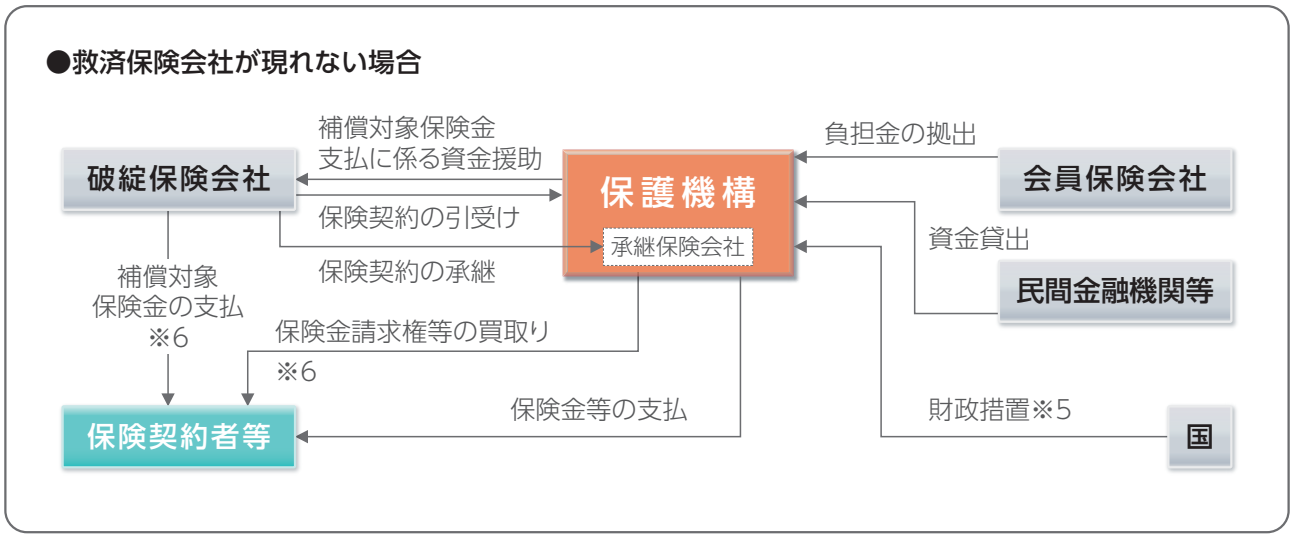

※5 上記の「財政措置」は、平成34年(2022年)3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。
※6 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、前ページの※2に記載の率となります。)

補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問合わせ先

生命保険契約者保護機構
TEL 03-3286-2820
月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)　午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス　http://www.seihohogo.jp

あなたの未来を強くする

住友生命

REPORT SUMISEI

2018 住友生命 [統合報告書]

SUMITOMO LIFE INSURANCE COMPANY **DISCLOSURE**

2018年度 ディスクロージャー誌

組　織　の　概　要

114　総代・総代候補者選考委員・審議員
117　組織図
118　沿革
120　組織の概況
120　住友生命サービス網
123　商品一覧
125　主要な事業の内容及び組織の構成
126　子会社等に関する事項

会社の目的

当社は次の業務を行うことを目的としています。

①生命保険業
②他の保険会社（外国保険業者を含む。）その他金融業を行う者の業務の代理または事務の代行、債務の保証その他の前号の業務に付随する業務
③国債、地方債または政府保証債の売買、地方債または社債その他の債券の募集または管理の受託その他の保険業法により行うことのできる業務および保険業法以外の法律により生命保険会社が行うことのできる業務
④その他前各号に掲げる業務に付帯または関連する事項

業務の概要

生命保険業

当社が実施している業務の概要は次のとおりです。

①生命保険業免許に基づく保険の引受け
　＜主に取り扱う保険＞
　（ア）個人保険
　（イ）個人年金保険
　（ウ）団体保険
　（エ）団体年金保険
②資産の運用
　保険料として収受した金銭その他の運用は、次のような方法で行っております。
　（ア）有価証券の取得
　（イ）不動産の取得
　（ウ）金銭債権の取得
　（エ）金銭の貸付（コールローンを含む）
　（オ）有価証券の貸付
　（カ）預貯金
　（キ）金銭、金銭債権、有価証券または不動産等の信託
　（ク）デリバティブ取引

付随業務・その他の業務

①他の保険会社その他金融業を行う者の業務の代理または事務の代行
②投資信託の販売
③確定拠出年金制度における運営管理業務

◆総代〈都道府県別五十音順、敬称略　平成30年7月3日現在〉

都道府県	氏　名	職　業
北海道	井深七七子	医療法人北翔会岩見沢居宅介護支援事業所 勤務
同	小森　正伸	帯広信用金庫 専務理事
同	齊藤　勝	株式会社北海道銀行 常務執行役員
同	田中　薫	医療法人社団田中医院 理事
同	豊島　佳郎	株式会社ナカジマ薬局 勤務
同	平野みちよ	日本マーキング株式会社 取締役
同	福地　章子	株式会社福地工業 取締役
青森県	白崎　理喜	たかしクリニック耳鼻咽喉科 副院長
同	原　真紀子	医療法人アンド・アイ 理事
岩手県	加藤　裕一	一般財団法人岩手経済研究所 副理事長
宮城県	五十嵐　信	株式会社七十七銀行 代表取締役専務
同	横山　亜衣	株式会社スマイルプロデュース 代表取締役
秋田県	西村　幸彦	株式会社山二 代表取締役社長
山形県	長谷川吉茂	株式会社山形銀行 取締役頭取
福島県	竹内　誠司	株式会社東邦銀行 専務取締役(代表取締役)
茨城県	久保田智子	株式会社久工 代表取締役
同	須田　恵美	村上工業株式会社 専務取締役
同	千葉　良和	税理士
同	矢口美都世	中央学院高等学校 教諭
栃木県	市川　大士	宇都宮アイフルホーム株式会社 常務取締役
同	伊原　修	株式会社大高商事 代表取締役社長
同	佐橋　智美	TCB観光株式会社 取締役副社長
同	前田　尚美	三菱電機ビルテクノサービス株式会社 勤務
群馬県	木部　和雄	株式会社群馬銀行 代表取締役会長
埼玉県	青木　博昭	弁理士
同	小笠原伸恭	株式会社ゲートオンロジスティクス 代表取締役
同	小泉　恭子	クリナップ株式会社 勤務
同	中村　元信	日東商事株式会社 代表取締役社長
同	丸山　仁未	埼玉太平洋生コン株式会社 勤務
同	村田小百合	社会保険労務士
千葉県	大山　智子	株式会社アサツー ディ・ケイ 勤務
同	徳竹　文子	株式会社日産クリエイティブサービス 勤務
同	花島　恭一	ちばぎん証券株式会社 取締役社長(代表取締役)
同	山本　和貫	千葉大学アカデミック・リンク・センター 准教授
同	吉野　圭子	ケイジー物流株式会社 勤務
東京都	浅井　弘章	弁護士
同	飯森　範親	指揮者
同	池亀　美紀	三井住友建設株式会社 勤務
同	遠藤　信博	日本電気株式会社 代表取締役 会長
同	大久保　淳	株式会社竹中工務店 勤務
同	大場　丈司	株式会社ブリヂストン 勤務
同	久保　健	三井住友カード株式会社 取締役会長
同	塩月　燈子	株式会社サイバーエージェント 取締役(常勤監査等委員)
同	德永　浩雄	首都大学東京大学院理学研究科 教授
同	德本　穰	九州大学大学院法学研究院 教授
同	友野　宏	新日鐵住金株式会社 相談役
同	原田　毅	不動産鑑定士・株式会社ティーマックス 代表取締役
同	福田　千穂	株式会社守矢武夫商店 勤務
同	福田　有子	福田一弘税理士事務所 勤務
同	渕邉　博子	医療メガネ専門店 経営
同	三田　昌弘	キーウェアソリューションズ株式会社 代表取締役社長
同	村上　透	元ソニー株式会社勤務
同	森本　雄司	株式会社ルミネ 代表取締役社長
同	矢代　隆義	一般社団法人日本自動車連盟 会長
同	横尾　健司	株式会社ヨコオ 取締役兼執行役員常務
同	横塚　昌子	主婦
同	鷲北　秀樹	一般財団法人町田市文化・国際交流財団 理事長
神奈川県	浅井　宏行	住友金属鉱山株式会社 取締役常務執行役員
同	上野　元	上野興産株式会社 代表取締役社長
同	宇山　知成	株式会社タウンニュース社 代表取締役社長
同	梶本　繁昌	株式会社アイネット 取締役相談役
同	木住野　薫	カルチャー日吉 勤務
同	木村ゑみ子	株式会社ライフ・コア横浜 取締役

都道府県	氏　名	職　業
神奈川県	栗原　博	富士ゼロックス株式会社 特別顧問
同	桑田　洋	アンリツ株式会社 勤務
同	河野　力	株式会社東急コミュニティー 勤務
同	高野　健吾	浜銀TT証券株式会社 代表取締役社長
同	中島　泉	アマノ株式会社 代表取締役会長
同	東野　正嗣	日本アイ・ビー・エム株式会社 勤務
同	前川　達哉	蝶理株式会社 勤務
同	山崎　行雄	元株式会社テレビ神奈川代表取締役社長
同	渡部　祐子	株式会社明電舎 勤務
新潟県	小原　清文	株式会社第四銀行 常務取締役
同	新貝広太郎	新貝工業株式会社 代表取締役社長
富山県	入部　由美	大協紙商事株式会社 代表取締役
石川県	濱崎　英明	株式会社北國銀行 専務取締役
福井県	吉田　真士	株式会社福井新聞社 代表取締役社長
山梨県	根津　宏次	株式会社やさしい手甲府 代表取締役社長
長野県	清水　秋雄	株式会社長野銀行 常務取締役
同	宮澤さと子	宮澤木材産業株式会社 取締役
岐阜県	井上慎一郎	太陽電機工業株式会社 代表取締役社長
同	小野　泰代	株式会社ヤマ食 監査役
同	高井　珠希	関信用金庫 勤務
静岡県	青木　正亘	株式会社マルエ製作所 専務取締役
同	中田　卓也	ヤマハ株式会社 取締役兼代表執行役社長
同	長谷川智陽	有限会社長谷川農産 勤務
愛知県	太田　雅晴	中部鋼鈑株式会社 取締役相談役
同	岡田かよ子	株式会社刈谷ホーエー家電 取締役
同	梶本　一典	CKD株式会社 代表取締役社長
同	中根　重松	愛知産業大学 勤務
同	中村　昌弘	元株式会社名古屋銀行取締役頭取
同	宮澤　勝己	株式会社ジェイアール東海ホテルズ 代表取締役社長
同	宮地　孝典	株式会社グランドビル 代表取締役
同	山口真紀子	獣医師
三重県	伊藤　謙吉	伊藤商運有限会社 取締役会長
同	竹上亀代司	丸亀産業株式会社 代表取締役社長
同	種橋　潤治	株式会社三重銀行 取締役会長(代表取締役)
滋賀県	浅井　庄平	税理士
同	宮部　里美	医療法人恒仁会近江温泉病院 勤務
京都府	尾池　均	尾池工業株式会社 代表取締役社長
同	大森　剛	弁護士
同	白井　正和	同志社大学大学院法学研究科 教授
同	杉澤　晴湖	主婦
大阪府	荒川　善子	水三島紙工株式会社 勤務
同	大坪　文雄	パナソニック株式会社 特別顧問
同	岡野　幸男	レンゴー株式会社 取締役兼執行役員
同	岡本　啓子	主婦
同	尾崎　裕	大阪瓦斯株式会社 代表取締役会長
同	笠井　実	笠井産業株式会社 代表取締役社長
同	光村　公介	エア・ウォーター株式会社 常務取締役
同	小林　淳	山喜株式会社 取締役副社長
同	志賀　理	同志社大学商学部 教授
同	重田　朋代	株式会社エムアイティージャパン 代表取締役社長
同	重村　桜子	株式会社宇治園 専務取締役
同	近澤　佳之	三協塗装工業株式会社 代表取締役社長
同	手代木　功	塩野義製薬株式会社 代表取締役社長
同	十河　政則	ダイキン工業株式会社 代表取締役社長兼CEO
同	中川　和幸	南海電気鉄道株式会社 勤務
同	中西　竜雄	中西金属工業株式会社 代表取締役社長
同	新原　聡子	西日本旅客鉄道株式会社 勤務
同	橋本　直子	主婦
同	馬場　良一	元日本ペイントホールディングス株式会社代表取締役副社長
同	山岡あかね	医療法人山岡歯科医院 勤務
同	山川　悦子	トランスコスモス株式会社 勤務
同	山平　恵子	サンヨーホームズコミュニティ株式会社 代表取締役会長
同	和田林道宜	近畿日本鉄道株式会社 代表取締役社長

都道府県	氏　名	職　業
兵庫県	片野　弓子	住友三井オートサービス株式会社 勤務
同	島川　博光	立命館大学情報理工学部情報理工学科 教授
同	中川　丈久	神戸大学大学院法学研究科 教授
同	松本　倫長	フジプレアム株式会社 代表取締役社長
同	村上　健治	元大和ハウス工業株式会社代表取締役社長
同	山本　啓史	株式会社日建設計 勤務
奈良県	蔦田　守弘	株式会社鴻池組 代表取締役社長
同	橋本　隆史	株式会社南都銀行 取締役頭取(代表取締役)
同	吉川　謙一	京都大学大学院理学研究科 教授
和歌山県	瀧川　嘉彦	株式会社瀧川建築デザイン事務所 代表取締役
鳥取県	坂口　吉平	株式会社山陰放送 代表取締役社長
同	佐々木さゆり	有限会社SKプラン 代表取締役社長
島根県	田中裕一郎	李白酒造有限会社 代表取締役社長
岡山県	金澤　右	国立大学法人岡山大学理事・岡山大学病院長
同	佐藤　哲子	さとうファミリークリニック 勤務
同	長野　智恵	医療法人行堂会 理事
広島県	近藤　信幸	株式会社パンジー 代表取締役社長
同	中本　直美	株式会社本多 取締役
同	森本真由美	株式会社福々庵 代表取締役社長
同	山口　徹	株式会社東洋シート 代表取締役社長
同	山本　裕美	株式会社仁保自動車 取締役
山口県	青木　淑子	株式会社扇屋 取締役
同	篠田　義仁	株式会社しのだ住研 代表取締役社長
徳島県	上原　英二	税理士
同	漆原　完次	四国放送株式会社 代表取締役会長
香川県	生駒　学	税理士

都道府県	氏　名	職　業
香川県	山口　芳美	日本興業株式会社 取締役
愛媛県	瀬川　君子	社会保険労務士
同	羽牟　正一	株式会社テレビ愛媛 代表取締役社長
同	藤田小百合	有限会社愛光不動産 専務取締役
同	本田　元広	株式会社愛媛銀行 代表取締役会長
高知県	稲田　良吉	弁護士
同	斉藤　嘉一	有限会社高知事務機 代表取締役
福岡県	荒牧　智之	株式会社電気ビル 代表取締役社長
同	小原　知之	九州大学大学院医学研究院 講師
同	久米　大輔	株式会社キューリン 代表取締役
同	佐々木　夢	住友林業株式会社 勤務
同	能美由希子	株式会社大東 代表取締役
同	本多　裕二	株式会社梅の花 取締役 専務執行役
同	吉戒　孝	株式会社福岡銀行 取締役副頭取(代表取締役)
同	渡邉　剛	渡辺鉄工株式会社 代表取締役社長
佐賀県	杉町　慶治	株式会社佐電工 代表取締役社長
長崎県	位寄　雅雄	株式会社長崎国際テレビ 代表取締役社長
同	岡村　康司	税理士
熊本県	上田　裕子	株式会社AZUMA 代表取締役社長
同	宮本　律夫	税理士
大分県	下田　憲雄	大分大学経済学部教授・大分大学副学長
同	山本　輝彦	株式会社西日本新聞広告社大分 代表取締役社長
宮崎県	平野　亘也	株式会社宮崎銀行 代表取締役頭取
鹿児島県	岡　恒憲	株式会社Misumi 代表取締役社長
沖縄県	玉城　義昭	株式会社沖縄銀行 取締役会長(代表取締役)

◆総代候補者選考委員〈五十音順、敬称略　平成30年7月3日現在〉

江口　忍　名古屋学院大学現代社会学部 教授
穀田　有一　税理士
田村　直樹　株式会社タムラ製作所 代表取締役社長
辻村　肇　ナカバヤシ株式会社 代表取締役会長
鶴田　直之　福岡大学工学部電子情報工学科 教授
中川由紀子　株式会社廣済堂 勤務
早瀬　昇　社会福祉法人大阪ボランティア協会 常務理事
水本　伸子　株式会社IHI 取締役常務執行役員
山川　敦子　野村證券株式会社 執行役員
渡辺　昭典　弁護士

◆審議員〈五十音順、敬称略　平成30年7月3日現在〉

安藤　隆春　元警察庁長官
泉本小夜子　公認会計士
岩沙　弘道　三井不動産株式会社 代表取締役会長
牛尾奈緒美　明治大学 副学長・情報コミュニケーション学部教授
梅村　充　元ヤマハ株式会社代表取締役社長
岡　素之　住友商事株式会社 名誉顧問
奥　正之　株式会社三井住友フィナンシャルグループ 名誉顧問
加藤　隆俊　公益財団法人国際金融情報センター 顧問
見城美枝子　青森大学 副学長・エッセイスト・ジャーナリスト
河野　栄子　元株式会社リクルート代表取締役社長・会長
十倉　雅和　住友化学株式会社 代表取締役社長 兼 社長執行役員
松澤　佑次　一般財団法人住友病院 院長
松下　正幸　パナソニック株式会社 取締役副会長
米山　高生　東京経済大学経営学部 教授

◆総代の構成（平成30年4月1日現在）

① 年齢別構成

年　齢	構成比率
～29（歳）	0.6（%）
30～39	4.0
40～49	26.0
50～59	33.3
60～69	33.3
70～	2.8

② 地域別構成

地　域	構成比率
北海道	4.0（%）
東　北	4.5
関　東	32.2
中　部	12.4
近　畿	23.7
中　国	7.3
四　国	5.6
九　州	10.2

③ 保険種類別構成（契約件数）

保険種類			構成比率
個人保険	死亡保険	終身保険	17.5（%）
		定期付終身保険	9.5
		利率変動型積立終身保険	25.1
		定期保険	0.8
		その他	3.4
	生死混合保険	養老保険	4.2
		定期付養老保険	0.0
		生存給付金付定期保険	2.6
		その他	4.2
	生存保険		0.0
個人年金保険			32.5

（注）剰余金の分配（社員配当金）のない保険契約を除いております。

④ 職業別構成

職　業	構成比率
会社員	18.1（%）
主婦	2.3
大学教授	5.6
言論界・ジャーナリスト	4.0
弁護士・医師	2.3
自営業者	24.9
会社役員	29.4
その他	13.6

（注）職業別の構成比率は金融庁あて報告基準に基づいて算出しております。

⑤ 社員資格取得時期別構成

社員資格取得時期	構成比率
～平成 9年度	36.2（%）
平成10年度～平成14年度	13.0
平成15年度～平成19年度	18.6
平成20年度～平成24年度	20.9
平成25年度～	11.3

◆審議員の構成（平成30年7月3日現在）

年齢別構成

年　齢	人　数
～59（歳）	1（名）
60～69	5
70～	8
合　計	14（名）

◆社員の構成（平成30年3月31日現在）

① 年齢別構成

年　齢	構成比率
～29（歳）	6.1（%）
30～39	11.9
40～49	21.1
50～59	21.6
60～69	19.9
70～	19.4

② 地域別構成

地　域	構成比率
北海道	3.0（%）
東　北	7.8
関　東	28.5
中　部	17.2
近　畿	22.0
中　国	6.4
四　国	4.5
九　州	10.6

③ 保険種類別構成（契約件数）

保険種類			構成比率
個人保険	死亡保険	終身保険	13.8（%）
		定期付終身保険	14.6
		利率変動型積立終身保険	25.9
		定期保険	0.8
		その他	6.3
	生死混合保険	養老保険	3.2
		定期付養老保険	0.4
		生存給付金付定期保険	1.4
		その他	2.2
	生存保険		0.1
個人年金保険			31.2

（注）剰余金の分配（社員配当金）のない保険契約を除いております。

※社員の職業別構成及び社員資格取得時期別構成に関するデータは保有していません。

◆組織図（平成30年7月3日現在）

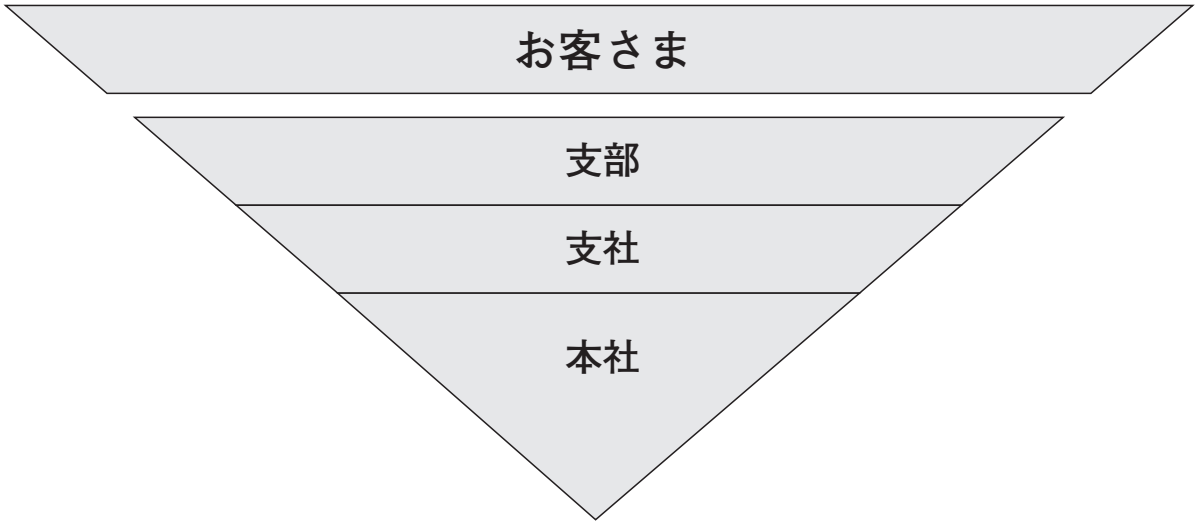

●経営組織

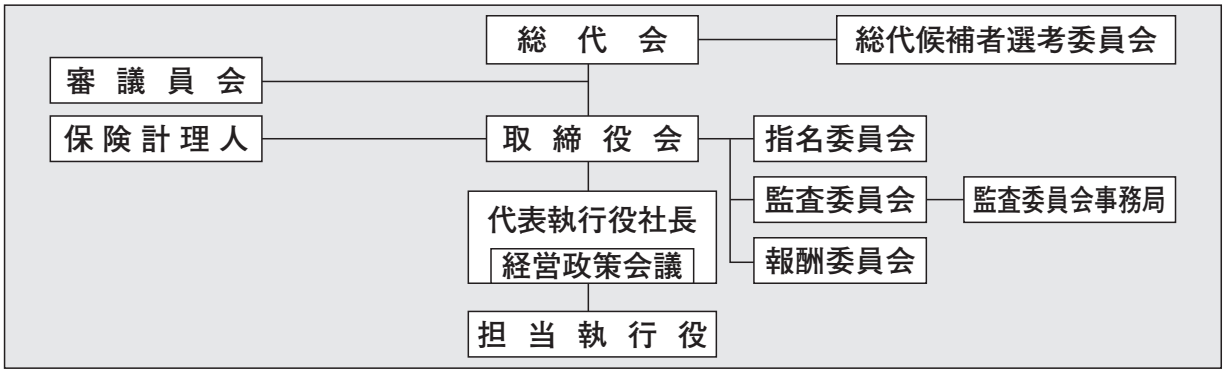

●本社

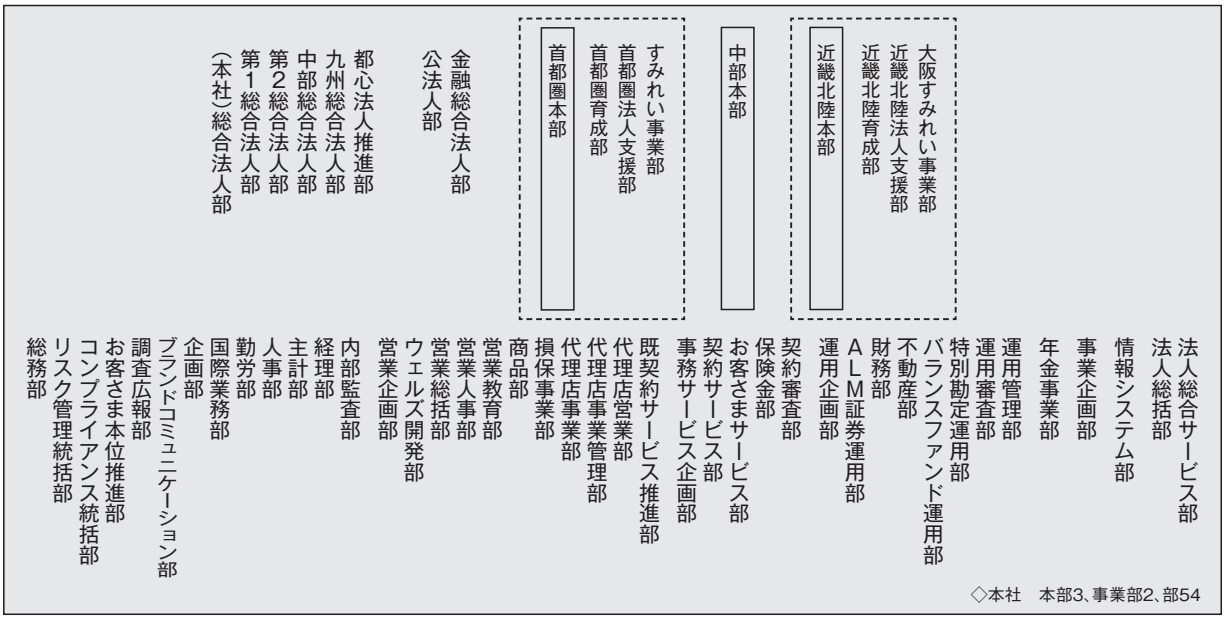

●支社・海外駐在員事務所

◇支社87

◇海外駐在員事務所4（ニューヨーク、ロンドン、ハノイ、北京）

住友生命グループのあゆみ（沿革）

「理想の会社を創ろう」。創業者岡本敏行のこの志に基づいて、当社は明治40年（1907年）5月に創業いたしました。

それから100年の時を超えて、当社はこれからも生命保険事業を通じて「豊かで明るい長寿社会の実現に貢献する」という社会的使命をしっかりと果たせるよう、研鑽努力を続けて「お客さまからみて『薦めたい』会社」、「職員からみて『いきいきと働ける』会社」、「社会からみて『なくてはならない』会社」の実現を目指してまいります。

日之出生命保険株式会社の創業（明治40年）

「理想の会社」を目指し岡本敏行が創業。当時優れた経営内容を「業界のダイヤモンド」と評される。

日之出生命本店社屋（東京市京橋区、大正2年12月完成）

住友生命保険株式会社の発足（大正15年）

社名を「住友生命保険株式会社」と改称し、社会公共の利益のために住友の生保事業がスタート。

住友ビルディング（大阪市東区北浜）

国民生命保険相互会社の設立（昭和22年）

戦後の財閥解体により新会社「国民生命保険相互会社」を設立し、「積極的健全経営」方針のもと出発。

国民生命本店（大阪市東区安土町）

「住友」への社名復帰（昭和27年）

「住友生命保険相互会社」の新社名のもとで再出発。現在の「経営の要旨」を制定。

ラジオ放送を通じ社名改称挨拶をする芦田社長

本社ビル竣工（平成13年）

大阪ビジネスパーク（OBP）に竣工。

本社（平成13年7月竣工）

「LIVE ONE」発売（平成13年）

保障部分と資産形成部分を分離しお客さまに利便性の高い「スミセイ総合生活口座LIVE ONE」を発売。

「ライブワン」パンフレット

明治40（1907）年	5月	**日之出生命保険株式会社設立**（当社の創業年月）
大正15（1926）年	5月	**住友生命保険株式会社に社名変更**
昭和22（1947）年	8月	**国民生命保険相互会社設立**
昭和27（1952）年	6月	**住友生命保険相互会社に社名変更**
昭和35（1960）年	10月	住友生命社会福祉事業団（現住友生命福祉文化財団）設立
昭和52（1977）年	12月	「スミセイ絵画コンクール」がスタート
昭和60（1985）年	6月	住友生命健康財団設立
昭和61（1986）年	2月	「スミセイ安心だより」送付開始
	4月	「全国縦断チャリティコンサート」がスタート
平成2（1990）年	4月	「いずみホール」をオープン
	12月	「創作四字熟語」スタート
平成11（1999）年	4月	介護保障商品の発売を開始
		「ご契約重要事項のお知らせ」作成
平成12（2000）年	9月	三井グループ・住友グループの金融各社による確定拠出年金の運営管理機関ジャパン・ペンション・ナビゲーター設立
	11月	住友海上（現三井住友海上）との全面提携
平成13（2001）年	4月	**「LIVE ONE」発売**
	7月	**本社ビル竣工**
	10月	生保8社による企業年金事務・システム受託会社ジャパン・ペンション・サービス（現日本企業年金サービス）設立
平成14（2002）年	10月	銀行等の窓口にて年金商品の販売開始
	12月	三井住友アセットマネジメント営業開始
平成15（2003）年	9月	「Qパック」発売
平成16（2004）年	10月	アリコジャパン（現メットライフ生命）との業務提携
平成17（2005）年	4月	「スミセイの千客万頼」発売
	11月	中国人民保険と合弁で中国人民人寿保険を設立
平成18（2006）年	4月	「指定代理請求特約」発売
	6月	外部専門家で構成する「保険金等支払審議会」設置
	9月	スミセイダイレクトサービス開始
	12月	保険金等の支払に関する「相談窓口」および「社外弁護士による無料相談制度」開設
平成19（2007）年	5月	創業100周年
	6月	「未来を築く子育てプロジェクト（現未来を強くする子育てプロジェクト）」開始
	11月	「がん長期サポート特約」発売

平成20（2008）年	3月	社外有識者で構成する「CS向上アドバイザー会議」設置
	10月	保険約款をCD-ROM化開始
平成21（2009）年	2月	「入院保障充実特約」発売
	10月	三井住友海上の個人向け・企業向け損保商品の全面販売開始 保険代理店子会社を合併し、いずみライフデザイナーズに改称
平成22（2010）年	4月	**生命保険子会社メディケア生命営業開始**
	10月	エンベディッド・バリューを開示
平成23（2011）年	3月	ブランド戦略の開始 **新コーポレートブランドスタート** **「Wステージ」発売** 「スミセイ未来応援活動」開始
平成24（2012）年	3月	「スミセイ未来応援サービス」開始
	12月	バオベトホールディングス（ベトナム）と戦略的業務提携を締結
平成25（2013）年	3月	「がんPLUS」「救Q隊GO」「ドクターGO」発売、「スミセイ・セカンドオピニオン・サービス」開始
	8月	「バリューケア」発売、「スミセイ　ケア・アドバイス・サービス」開始
	12月	バンク・ネガラ・インドネシア、BNIライフ・インシュアランスと戦略的業務提携を締結 「たのしみワンダフル」「たのしみ未来」発売
平成26（2014）年	3月	「スミセイアフタースクールプロジェクト」開始
	6月	先進医療給付金の医療機関あて直接支払いサービス開始 メディケア生命を完全子会社化
	9月	「スミセイ健康相談ダイヤル」開設 「YOUNG JAPAN ACTION 浅田真央×住友生命」がスタート
平成27（2015）年	7月	指名委員会等設置会社へ移行
	9月	**「1UP」発売**
平成28（2016）年	2月	**米国生命保険グループ「シメトラ」の買収手続き完了**
	7月	**「Japan Vitality Project」開始**
	10月	**エヌエヌ生命と業務提携を締結**
平成29（2017）年	3月	**「プライムフィット」発売**
	5月	住友生命創業110周年社会貢献事業「スミセイバイタリティアクション」がスタート
	7月	株式会社保険デザインを子会社化

メディケア生命設立（平成22年）

様々なお客さまニーズに的確に対応し、商品を機動的に提供していくことを目的として設立。

イメージキャラクター
「メディくん一家」

新コーポレートブランドの展開「Wステージ」発売（平成23年）

「あなたの未来を強くする」という新ブランドビジョンの下、10年ぶりに全面的にリニューアルした主力商品を発売。収入保障と老後生活への備えを合理的にご準備いただける新しい総合保障商品。

あなたの未来を強くする
住友生命

「ダブルステージ未来デザイン」
パンフレット

「1UP」発売（平成27年）

働けなくなるリスクに備える「生活保険」への進化をコンセプトに「就労不能保障」を兼ね備えた新発想の商品。

「未来デザイン1UP」
パンフレット

米国生命保険グループ「シメトラ」完全子会社化（平成28年）

収益基盤の強化やリスク分散、米国市場の成長性の享受等を通じ長期的な契約者利益の向上を目指し米国に進出。

マッラCEOと橋本社長

「Japan Vitality Project」開始（平成28年）

ソフトバンク株式会社と南アフリカの金融サービス会社ディスカバリーと提携し3社共同事業の取組みをスタート。

エヌエヌ生命保険と業務提携（平成28年）

多様化するお客さまのニーズに一層応えていくために、営業職員を通じてエヌエヌ生命保険の商品をお客さまへ提供。

NN
エヌエヌ生命

「プライムフィット」発売（平成29年）

各種特約による「就労不能・介護保障」「死亡保障」「医療保障」を組み合わせて契約する「1UP」の新しい選択肢。お客さまが、各種保障を必要に応じて組み合わせられる新主力商品。

スミセイの特約組立型保険

Prime Fit
プライムフィット

◆組織の概況

支社・支部・海外駐在員事務所の状況

区分	平成28年度末	平成29年度末
支社	87	87
支部	1,412	1,432
海外駐在員事務所	4	4
合計	1,503	1,523

従業員の在籍・採用状況

区分	平成28年度末在籍数	平成29年度末在籍数	平成28年度採用数	平成29年度採用数	平成29年度末	
					平均年齢	平均勤務年数
職　員	10,983名	10,954名	556名	680名	45歳 9ヶ月	15年 2ヶ月
（男　性）	4,261	4,256	135	160	45歳 9ヶ月	20年 1ヶ月
（女　性）	6,722	6,698	421	520	45歳 8ヶ月	12年 1ヶ月
（総合職員）	3,690	3,693	124	135	42歳10ヶ月	19年 6ヶ月
（一般職員）	4,523	4,510	213	291	44歳 5ヶ月	13年 2ヶ月
営業職員	31,852	31,894	5,417	5,485	48歳 6ヶ月	13年 0ヶ月
（男　性）	493	452	10	26	51歳10ヶ月	19年 6ヶ月
（女　性）	31,359	31,442	5,407	5,459	48歳 6ヶ月	12年 11ヶ月

平均給与（職員）

（単位：千円）

区分	平成29年3月	平成30年3月
職　員	345	347

（注）平均給与月額は、各年3月中税込定例給与であり、賞与及び時間外手当は含みません。

平均給与（営業職員）

（単位：千円）

区分	平成28年度	平成29年度
営業職員	254	259

（注）平均給与月額は、各年度の税込定例給与であり、賞与は含みません。

◆住友生命サービス網（平成30年7月3日現在）

本社・東京本社

	所在地		電話番号
本社	〒540-8512	大阪府大阪市中央区城見1-4-35	(06) 6937-1435
東京本社	〒104-8430	東京都中央区築地7-18-24	(03) 5550-1100

法人取引関係部門

	所在地		電話番号
（本社）総合法人部	〒540-8512	大阪府大阪市中央区城見1-4-35	(06) 6937-1851
第1総合法人部	〒104-8430	東京都中央区築地7-18-24	(03) 5550-4700
第2総合法人部	〒104-8430	東京都中央区築地7-18-24	(03) 5550-4700
中部総合法人部	〒461-0004	愛知県名古屋市東区葵3-15-31 千種ニュータワービル5階	(052) 936-1501
九州総合法人部	〒810-0001	福岡県福岡市中央区天神2-8-34 住友生命福岡ビル4階	(092) 721-5128
都心法人推進部	〒104-8430	東京都中央区築地7-18-24	(03) 5550-4700
公法人部	〒104-8430	東京都中央区築地7-18-24	(03) 5550-4701
金融総合法人部	〒104-8430	東京都中央区築地7-18-24	(03) 5550-6179
法人総括部	〒104-8430	東京都中央区築地7-18-24	(03) 5550-4690
法人総合サービス部	〒104-8430	東京都中央区築地7-18-24	(03) 5550-4701
年金事業部	〒104-8430	東京都中央区築地7-18-24	(03) 5550-4766
代理店事業部	〒104-8430	東京都中央区築地7-18-24	(03) 5550-4980
代理店営業部	〒104-8430	東京都中央区築地7-18-24	(03) 5550-5866

コールセンター

スミセイコールセンター	0120-307506

支社・ご来店サービスセンター(SC)・本部・すみれい事業部・海外駐在員事務所
(平成30年7月3日現在)

※ご加入の生命保険に関するお問合わせ、お手続きは120ページに記載のスミセイコールセンターまでお願いします。

支社・ご来店サービスセンター(SC)

名称	〒	所在地	電話番号
＊札幌支社	060-8528	札幌市中央区南2条東1-1-14 住友生命札幌中央ビル5F	(011) 222-3379
＊旭川支社	070-0033	旭川市三条通9-1704-1 TKフロンティアビル4F	(0166) 23-4778
＊釧路支社	085-0015	釧路市北大通10-1-4 北陸銀行住友生命ビル4F	(0154) 23-6382
＊北見支社	090-8722	北見市大通西4-4-1 住友生命北見ビル2F	(0157) 24-8032
＊青森支社	030-0823	青森市橋本1-9-22 SS青森ビル8F	(017) 723-1513
＊盛岡支社	020-0021	盛岡市中央通2-2-5 L.Biz盛岡4F	(019) 651-6713
＊仙台支社	980-6088	仙台市青葉区中央4-6-1 住友生命SS30ビル13F	(022) 222-3982
＊秋田支社	010-0001	秋田市中通2-2-32 山二ビル1F	(018) 833-4179
＊山形支社	990-0031	山形市十日町2-4-19 ハーモニー山形ビル4F	(023) 622-1444
＊福島支社	963-8513	郡山市清水台1-4-7 住友生命郡山清水台ビル4F	(024) 922-5802
＊栃木支社	320-0811	宇都宮市大通り1-4-24 MSCビル7F	(028) 622-6545
＊小山支社	323-0022	小山市駅東通り2-37-3 三共小山ビル4F	(0285) 25-9984
＊群馬支社	371-8539	前橋市本町2-2-12 前橋本町スクエアビル9F	(027) 289-8430
＊水戸支社	310-0021	水戸市南町3-4-10 水戸FFセンタービル4F	(029) 224-9113
＊新潟支社	950-8505	新潟市中央区東大通1-2-30 第3マルカビル8F	(025) 243-1143
＊長岡支社	940-8511	長岡市東坂之上町2-5-11 長岡STビル6F	(0258) 33-5518
＊東京ご来店SC	103-0025	中央区日本橋茅場町2-10-5 住友生命茅場町ビル6F	(03) 3527-2571
東京中央支社	103-0027	中央区日本橋2-1-10 柳屋ビル6F	(03) 3272-8022
東京東支社	101-0033	千代田区神田岩本町1 住友生命千代田ビル6F	(03) 5296-2052
新都心支社	160-0023	新宿区西新宿6-14-1 新宿グリーンタワービル17F	(03) 3348-6833
東京北支社	170-0013	豊島区東池袋3-4-3 NBF池袋イーストビル3F	(03) 5992-5670
東京南支社	108-0014	港区芝4-10-3 住友生命三田ビル5F	(03) 5232-1314
千住支社	120-0036	足立区千住仲町40-10 住友生命北千住ビル5F	(03) 3882-1072
＊東京西支社	190-0022	立川市錦町2-4-6 立川錦町SSビル3F	(042) 529-4505
武蔵野支社	180-0006	武蔵野市中町2-2-3 住友生命武蔵野ビル9F	(0422) 55-9677
＊山梨支社	400-0031	甲府市丸の内3-32-11 住友生命甲府丸の内ビル7F	(055) 224-4313
＊千葉支社	260-8621	千葉市中央区中央1-1-3 住生・りそな千葉ビル6F	(043) 227-3299
＊柏常総支社	277-8507	柏市柏2-5-7 住友生命柏ビル2F	(04) 7167-3533
＊埼玉中央支社	330-0845	さいたま市大宮区仲町3-13-1 住友生命大宮第2ビル4F	(048) 641-2223
熊谷支社	360-0044	熊谷市弥生2-44 日進熊谷ビル5F	(048) 521-4045
＊埼玉西支社	350-1193	川越市脇田本町23-1 住友生命川越ビル6F	(049) 247-0501
＊越谷支社	343-0816	越谷市弥生町14-22 住友生命越谷ビル5F	(048) 963-0703
＊横浜支社	220-8530	横浜市西区北幸1-11-15 横浜STビル13F	(045) 325-0012
川崎支社	210-8552	川崎市川崎区東田町11-28 リーガル川崎ビル3F	(044) 244-8473
南神奈川支社	247-0056	鎌倉市大船2-18-26 住友生命大船ビル2F	(0467) 38-5366
湘南支社	254-0035	平塚市宮の前1-13 甲南アセット平塚ビル4F	(0463) 21-1624
＊町田支社	194-0021	町田市中町1-25-14 武藤ビル3F	(042) 726-4314
＊長野支社	380-8557	長野市中御所岡田180-2 住友生命長野岡田町ビル5F	(026) 228-7194
＊松本支社	390-0811	松本市中央2-6-1 リーガル松本ビル4F	(0263) 32-0355
＊岐阜支社	500-8524	岐阜市金町5-24 G-frontⅡ4F	(058) 265-1423
＊静岡支社	420-0837	静岡市葵区日出町1-2 TOKAI日出町ビル2F	(054) 254-5496
＊浜松支社	430-0946	浜松市中区元城町115-1 浜松元城町ビル2F	(053) 454-4463
＊沼津支社	410-0801	沼津市大手町3-6-18 住友生命沼津ビル4F	(055) 962-7324
＊名古屋支社	450-8615	名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル18F	(052) 582-4863
愛知中央支社	460-0008	名古屋市中区栄4-15-32 日建・住生ビル2F	(052) 265-6541
＊愛知東支社	444-8517	岡崎市康生通南3-5 アドバンス・スクエア岡崎西館4F	(0564) 21-2143
＊三重支社	514-8566	津市栄町2-309 住友生命津ビル1F	(059) 227-0113
＊富山支社	930-8504	富山市桜橋通り1-18 北日本桜橋ビル2F	(076) 441-2373
＊金沢支社	920-0869	金沢市上堤町1-18 住友生命金沢上堤町ビル7F	(076) 231-1283
＊福井支社	910-0005	福井市大手3-4-7 住友生命福井ビル4F	(0776) 22-7469
＊滋賀支社	520-0051	大津市梅林1-3-10 滋賀ビル5F	(077) 522-5303
＊京都支社	600-8492	京都市下京区四条通新町東入 月鉾町62 住友生命京都ビル5F	(075) 221-1845
＊大阪ご来店SC	541-0041	大阪市中央区北浜4-1-21 住友生命淀屋橋ビル9F	(06) 4708-5586
大阪中央支社	541-0053	大阪市中央区本町4-4-24 住友生命本町第2ビル4F	(06) 6244-9066
大阪団体支社	542-0073	大阪市中央区日本橋2-9-16 日本橋センタービル3F	(06) 6632-3162
＊天王寺支社	545-0051	大阪市阿倍野区旭町1-1-17 サンビル阿倍野7F	(06) 6647-7733

＊にはお客さまサービスカウンターがございます。

名称	〒	所在地	電話番号
新大阪支社	564-0052	吹田市広芝町9-28 江坂三生ビル6F	(06) 6369-7930
＊茨木支社	567-0829	茨木市双葉町2-25 現代茨木ビル3F	(072) 633-1442
南大阪支社	583-0024	藤井寺市藤井寺1-5-26 住友生命藤井寺ビル4F	(072) 952-3660
京阪支社	573-0027	枚方市大垣内町1-4-5 住友生命枚方ビル3F	(072) 843-7807
＊堺支社	590-0076	堺市堺区北瓦町1-3-17 堺東センタービル7F	(072) 238-7062
＊岸和田支社	596-0053	岸和田市沼町35-22 住友生命岸和田ビル4F	(072) 423-4142
＊東大阪支社	577-0056	東大阪市長堂1-11-22 住友生命布施ビル3F	(06) 6787-0232
＊奈良支社	630-8543	奈良市油阪町出口1-14 住友生命奈良ビル2F	(0742) 26-5013
＊和歌山支社	640-8540	和歌山市本町4-61 住友生命和歌山ビル3F	(073) 431-3474
＊神戸支社	651-0185	神戸市中央区東町126 神戸シルクセンタービル7F	(078) 391-3229
＊姫路支社	670-8552	姫路市東延末1-1 姫路NKビル2F	(079) 224-1883
＊明石支社	673-0898	明石市樽屋町1-29 日工住友生命ビル8F	(078) 917-1495
＊鳥取支社	680-8510	鳥取市今町1-103 住友生命鳥取ビル4F	(0857) 23-1823
＊松江支社	690-0003	松江市朝日町484-16 甲南アセット松江ビル4F	(0852) 22-2257
＊岡山支社	700-0904	岡山市北区柳町1-1-1 住友生命岡山ビル12F	(086) 225-3210
＊広島支社	732-0827	広島市南区稲荷町4-1 広島稲荷町NKビル8F	(082) 261-5283
福山支社	720-0812	福山市霞町1-1-24 福山ビル8F	(084) 924-1168

名称	〒	所在地	電話番号
＊山口支社	750-8502	下関市細江町1-2-7 住友生命下関ビル5F	(083) 231-3445
＊徳島支社	770-0911	徳島市東船場町2-21-2 阿波銀住友生命ビル5F	(088) 654-1503
＊高松支社	760-8566	高松市番町1-6-1 高松NKビル7F	(087) 821-4443
＊松山支社	790-0003	松山市三番町4-11-1 住友生命松山三番町ビル6F	(089) 941-4423
＊新居浜支社	792-8575	新居浜市北新町9-16 住友生命新居浜ビル2F	(0897) 37-1133
＊高知支社	780-8559	高知市本町4-2-52 オカバ高知ビル8F	(088) 822-2103
＊福岡支社	810-8572	福岡市中央区天神2-8-34 住友生命福岡ビル6F	(092) 721-5123
久留米支社	830-8540	久留米市日吉町14-33 住友生命久留米ビル2F	(0942) 33-9582
＊北九州支社	802-8550	北九州市小倉北区堺町1-9-10 アースコート堺町BLDG 9F	(093) 531-2883
＊佐賀支社	840-0816	佐賀市駅南本町5-1 日進佐賀ビル7F	(0952) 24-2373
＊長崎支社	850-8518	長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル9F	(095) 826-3276
＊熊本支社	860-8587	熊本市中央区花畑町9-24 住友生命熊本ビル8F	(096) 355-2303
＊大分支社	870-0034	大分市都町1-1-23 TKフロンティアビル9F	(097) 535-1779
＊宮崎支社	880-8508	宮崎市高千穂通1-6-35 住友生命宮崎ビル4F	(0985) 26-1613
＊鹿児島支社	892-8546	鹿児島市山之口町3-31 住友生命鹿児島ビル5F	(099) 226-7268
＊沖縄支社	900-8513	那覇市久茂地2-9-7 住友生命那覇久茂地ビル4F	(098) 866-3023

＊にはお客さまサービスカウンターがございます。

本部

首都圏本部	160-0003	新宿区四谷本塩町4-41　住友生命四谷ビル8F	
中部本部	461-0004	名古屋市東区葵3-15-31 千種ニュータワービル5F	
近畿北陸本部	541-0041	大阪市中央区北浜4-1-21 住友生命淀屋橋ビル1F	

すみれい事業部

すみれい事業部	160-0023	新宿区西新宿6-14-1 新宿グリーンタワービル13F	(03) 3349-7762
大阪すみれい事業部	541-0053	大阪市中央区本町2-1-6 堺筋本町センタービル14F	(06) 6262-5345

海外駐在員事務所

ニューヨーク駐在員事務所	1350 Avenue of the Americas,Suite 1610,New York,NY 10019,U.S.A.	(212) 521-8340
ロンドン駐在員事務所	5th Floor,Salisbury House,London Wall,London EC2M 5QQ,U.K.	(20) 7256-7630
北京事務所	100004 中華人民共和国北京市朝陽区 東三環北路5号北京発展大厦1幢7階719室	(10) 6561-6120
ハノイ駐在員事務所	11th floor,Thu Do building,72 Tran Hung Dao,Hoan Kiem,Hanoi,Vietnam	(24) 3946-0444

◆商品一覧

保険種類一覧

（平成30年7月時点）

契約年齢範囲

ご契約の目的	保険種類	愛称・契約年齢範囲（0歳～80歳）
「就労不能・介護保障」「死亡保障」「医療保障」「資産形成・老後保障」の中から必要な保障を組み立てて準備されたい方に	利率変動型積立（終身）保険 特約組立型保険	[プライムフィット]未来デザイン(1UP) Vitality [18～65歳]*
		[プライムフィット]スクエアライン(1UP) Vitality [18～75歳]*
		[プライムフィット・ライブワン]未来デザイン(1UP) [15～65歳]
		[プライムフィット・ライブワン]スクエアライン(1UP) [15～75歳]
		[3～14歳]――[プライムフィット・ライブワン]わんぱっく*
最新の医療保障をお望みの方に	利率変動型積立（終身）保険	Qパック [3～75歳]
一生涯の保障をお望みの方に	終身保険	バラ色人生 [15～75歳]
		バリューケア [15～75歳]
		終身保険 [15～80歳]**
		ロングジャーニー [15～90歳]**
健康上の理由で保険加入をあきらめていた方に	限定告知型終身保険	スミセイの千客万頼 [20～85歳]
充実した医療保障・がん保障をお望みの方に	医療保険	ドクターGO（ジーオー） Vitality 定期タイプ [18～70歳]*
		ドクターGO（ジーオー）定期タイプ [0～70歳]
		ドクターGO（ジーオー） Vitality 終身タイプ [18～80歳]*
		ドクターGO（ジーオー）終身タイプ [15～80歳]
死亡保障をお望みの方に	定期保険	エンブレム [20～74歳]
		エンブレム新長期プラン [20～75歳]
		エンブレムGP [20～75歳]
		グランド　パスポート* [20～75歳]
教育・結婚・レジャー等の資金準備に加えて死亡保障もお望みの方に	生存給付金付定期保険	記念日宣言* [0～70歳]
積立ても保障もお望みの方に	養老保険	自由保険 [0～70歳]**
セカンドライフのための資金をお望みの方に	個人年金保険	たのしみワンダフル [0～75歳]
		新たのしみ年金 [15～80歳]**
お子さまの教育資金の準備をお望みの方に		[0～8歳]――たのしみキャンバス*
	こども保険	[0～9歳]――スミセイのこどもすくすく保険*
住宅資金、セカンドライフのための資金、お子さまの教育・結婚資金などの準備をお考えの勤労者の方に	財形貯蓄積立保険 財形年金積立保険 財形住宅貯蓄積立保険	財形貯蓄プラン* [15～80歳]
		財形年金*・財形住宅貯蓄* [15～54歳]

●金融機関の窓口でお取り扱いしている商品

一生涯の保障をお望みの方に	終身保険	ふるはーとJロードプラス** [15～90歳]
		ふるはーとSアドバンス** [15～90歳]
		ふるはーとWステップ** [15～90歳]
		ふるはーとL [15～75歳]
		ふるはーとF [15～80歳]
	終身保険（外貨建）	ふるはーとJロードグローバル** [40～90歳]
一生涯の介護保障をお望みの方に	介護保障終身保険	ふるはーとL<介護プラン> [15～75歳]
死亡保障をお望みの方に	定期保険	ふるはーとプレミアム [20～75歳]
セカンドライフのための資金準備をお望みの方に	個人年金保険	たのしみ未来 [0～75歳]
	個人年金保険（外貨建）	たのしみグローバル（指数連動プラン・定率増加プラン） [0～85歳]**
お子さまの教育・結婚資金の準備をお望みの方に	個人年金保険	[0～8歳]――たのしみ未来<学資積立プラン>*

※愛称・取扱商品は一部の金融機関で異なる場合があります。

●郵便局でお取り扱いしている商品

健康上の理由で保険加入をあきらめていた方に	限定告知型終身保険	たよれるYOUプラス [20～85歳]
死亡保障をお望みの方に	定期保険	エンブレムYOUプレミアム [20～75歳]

●かんぽ生命でお取り扱いしている商品

死亡保障をお望みの方に	定期保険	エンブレムYOUプレミアム [20～75歳]

●ゆうちょ銀行でお取り扱いしている商品

セカンドライフのための資金準備をお望みの方に	変額個人年金保険	たのしみYOUプラス** [0～75歳]

＊この表示のある商品は法人契約を取り扱っておりません。なお、エンブレム・エンブレム新長期プラン・エンブレムGP・ふるはーとプレミアムは法人契約のみのお取扱いとなります。法人向けには「住友の法人保険“繁栄”」の愛称を冠しています。

＊＊終身保険（一時払い）、ロングジャーニー、自由保険（一時払い）、新たのしみ年金、ふるはーとJロードプラス、ふるはーとSアドバンス、ふるはーとWステップ、ふるはーとJロードグローバル、たのしみグローバル（指数連動プラン・定率増加プラン）、たのしみYOUプラスについて、金利情勢によっては、新規ご契約のお取扱いができないこともあります。

生前給付特約

（平成30年7月時点）

特約名称	保険金・給付金・年金の名称	特約の内容
生活障害収入保障特約	就労不能・介護年金	「公的年金制度の障害年金1・2級に認定されたとき※」または「公的介護保険制度の要介護2以上に認定されたとき」または「当社所定の就労不能状態（目安として公的年金制度の障害年金1・2級）に該当したとき※」または「当社所定の要介護状態（目安として公的介護保険制度の要介護2以上）が180日以上継続したとき」にお支払いします。 ※精神障害を原因とした就労不能状態の場合は除きます。
	就労不能・介護保障充実給付金	当社所定の要介護状態（目安として公的介護保険制度の要介護2以上）が30日・60日・90日・120日・150日続いたとき等にお支払いします。
	特定障害給付金	「精神障害で公的年金制度の障害年金1・2級に認定されたとき」または「当社所定の精神障害で継続して180日以上入院されたとき」にお支払いします。契約年齢が14歳以下の場合、精神障害を原因としてお支払いする特定障害給付金はありません。
生活障害終身保険特約	死亡保険金	死亡されたときにお支払いします。
	就労不能・介護保険金	「公的年金制度の障害年金1・2級に認定されたとき※」または「公的介護保険制度の要介護2以上に認定されたとき」または「当社所定の就労不能状態（目安として公的年金制度の障害年金1・2級）に該当したとき※」または「当社所定の要介護状態（目安として公的介護保険制度の要介護2以上）が180日以上継続したとき」にお支払いします。 ※精神障害を原因とした就労不能状態の場合は除きます。
特定重度生活習慣病保障特約	特定重度生活習慣病保険金	9つの重度生活習慣病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中・重度の動脈疾患・重度の高血圧症・重度の糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性すい炎）に該当したときにお支払いします。
保険料払込免除特約(15)［総合型］	――	「生活障害収入保障特約の就労不能・介護年金のお支払理由」または「特定重度生活習慣病保障特約の特定重度生活習慣病保険金のお支払理由」に該当したときに、以後の保険料のお払込みは不要となります。
保険料払込免除特約(15)［生活障害・がん型］	――	「生活障害収入保障特約の就労不能・介護年金のお支払理由」または「がん」に該当したときに、以後の保険料のお払込みは不要となります。
保険料払込免除特約(15)［生活障害型］	――	「生活障害収入保障特約の就労不能・介護年金のお支払理由」に該当したときに、以後の保険料のお払込みは不要となります。
指定代理請求特約	――	被保険者が受取人となる給付金や保険金などを受取人が請求できない当社所定の事情がある場合、指定代理請求人が給付金や保険金などを請求することができます。
がん長期サポート特約	がん長期サポート保険金	がんになり、治癒も病状の好転も見込めない所定の状態に該当すると診断されたとき、死亡保険金の全部または一部を前払請求できます。
リビング・ニーズ特約	リビング・ニーズ保険金	余命6か月以内と判断されたときに、死亡保険金の全部または一部を前払請求できます。

災害疾病特約

（平成30年7月時点）

特約名称	保険金・給付金・年金の名称	特約の内容
総合医療特約	災害入院給付金	不慮の事故による傷害により1日（日帰り）以上入院されたときにお支払いします。
	疾病入院給付金	疾病により1日（日帰り）以上入院されたときにお支払いします。
	手術給付金	公的医療保険制度の対象となっている手術、骨髄移植を受けられたときにお支払いします。
	放射線治療給付金	公的医療保険制度の対象となっている放射線治療を受けられたときにお支払いします。
入院保障充実特約（09）	入院保障充実給付金	不慮の事故による傷害または疾病により1日（日帰り）以上入院されたときにお支払いします。
成人病入院特約（09）	成人病入院給付金	所定の成人病やがんにより1日（日帰り）以上入院されたときにお支払いします。
女性疾病入院特約（09）	女性疾病入院給付金	所定の女性特定疾病やがんにより1日（日帰り）以上入院されたときにお支払いします。
がん入院特約（09）	がん入院給付金	所定のがんにより1日（日帰り）以上入院されたときにお支払いします。
がん薬物治療特約	がん薬物治療給付金	がんにより、医師による薬物治療を受けられたときにお支払いします。
がん診断特約	がん診断保険金	生まれて初めてがんになったと診断確定されたときにお支払いします。
新先進医療特約	先進医療給付金	傷害または疾病により厚生労働大臣が定める先進医療による療養を受けられたときにお支払いします。
	先進医療保障充実給付金	
傷害損傷特約（04）	運動器損傷給付金	傷害または疾病を原因とする骨折に対して治療を受けられたとき、もしくは傷害により所定の腱・靱帯・半月板の断裂に対し、事故の日から180日以内に治療を受けられたときにお支払いします。
	顔面損傷給付金	不慮の事故による傷害により顔面部・頭部・頸部に損傷を受け、事故の日から180日以内に所定の顔面損傷状態になられたときにお支払いします。
災害割増特約	災害死亡保険金	不慮の事故による傷害を直接の原因として事故の日から180日以内に死亡されたとき、もしくは所定の感染症により死亡されたときにお支払いします。
	災害高度障害保険金	不慮の事故による傷害を直接の原因として事故の日から180日以内に所定の高度障害状態になられたとき、もしくは所定の感染症により所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。
傷害特約	災害保険金	不慮の事故による傷害を直接の原因として事故の日から180日以内に死亡されたとき、もしくは所定の感染症により死亡されたときにお支払いします。
	障害給付金	不慮の事故による傷害を直接の原因として事故の日から180日以内に所定の障害状態になられたときに、障害の等級に応じて災害保険金額の1～10割をお支払いします。

●保険金・給付金などのお支払理由・保険料お払込免除理由の詳細は約款に定められており、約款所定の条件・診断基準を満たすことが必要です。

●ご検討にあたっては、「設計書（契約概要）」「注意喚起情報」「ご契約のしおり－定款・約款」「ご契約重要事項のお知らせ（契約内容［および解約返戻金額表］）」を必ずご覧ください。

◆主要な事業の内容及び組織の構成

当社および子会社等において行っている主要な事業の内容および組織の構成は次のとおりです。

1. 主要な事業の内容

a.保険業および保険関連事業

保険業としては、当社およびメディケア生命保険株式会社ほか1社が生命保険業を行っております。国内の保険関連事業としては、いずみライフデザイナーズ株式会社ほか4社が保険募集業を、ほかに2社が確定拠出年金運営管理業・生保確認業を行っております。また、Symetra Financial Corporationほか1社が金融持株会社として、海外の保険関連事業を行っております。

b.資産運用関連事業

三井住友アセットマネジメント株式会社が投資運用業を、日本ビルファンドマネジメント株式会社が不動産投資運用業を行っております。

また、所有する不動産の維持管理業務を株式会社スミセイビルマネージメントほか1社が行っております。

c.総務関連事業等

スミセイビジネスサービス株式会社ほか3社が総務関連事業を、スミセイ情報システム株式会社が計算関連事業を行っております。

また、株式会社シーエスエスが収納代行業を行っております。

2. 事業系統図

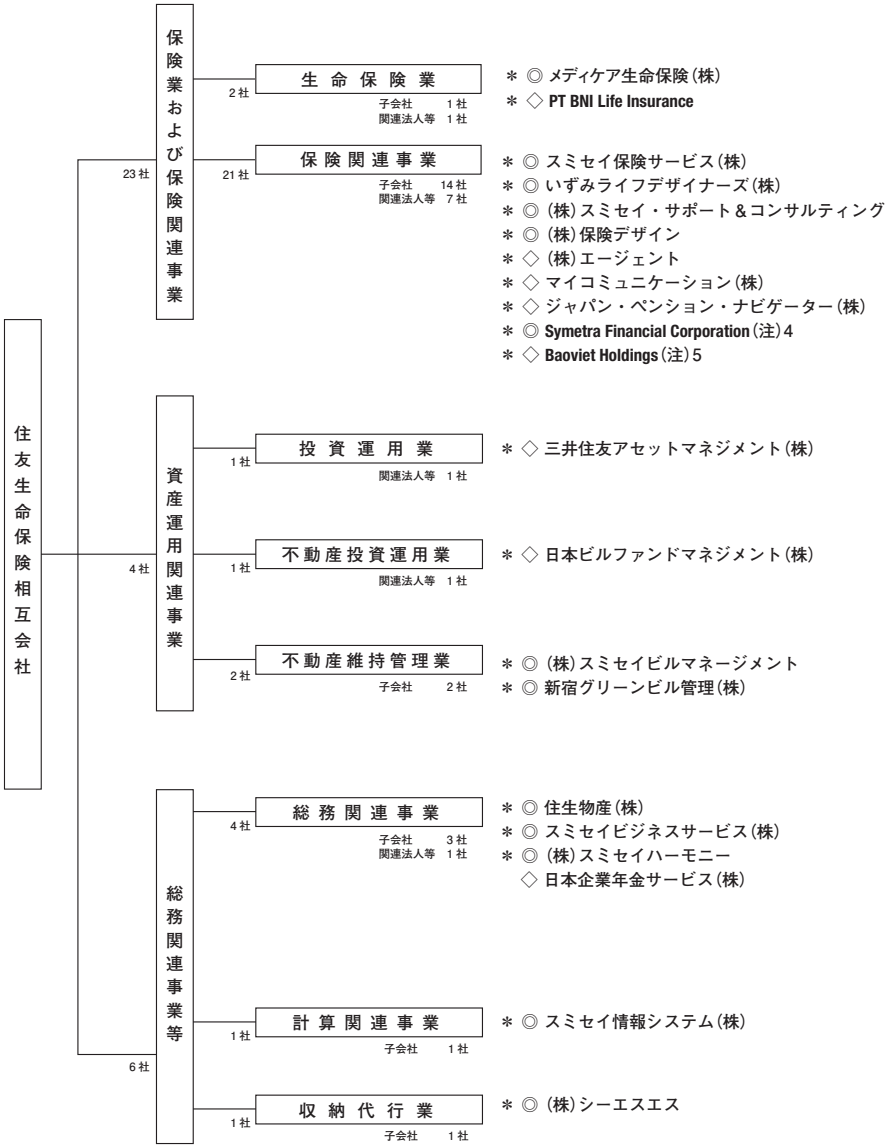

(注) 1. 本図は平成30年3月31日現在の状況です。
2. 「◎」を表示した会社は子会社(保険業法第2条第12項に規定する子会社)、
「◇」を表示した会社は関連法人等(保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等)です。
なお、子法人等(保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いた子法人等)はありません。
3. 「＊」を表示した会社は、平成30年3月期の連結子会社、持分法適用会社です。
4. Symetra Financial Corporationの子会社であるSymetra Life Insurance Companyなど9社も当社の子会社となります。
5. Baoviet Holdingsの子会社であるBaoviet Life Corporationなど3社も、当社の関連法人等となります。

◆子会社等に関する事項

【国内】

平成30年3月31日現在

会社名	主たる営業所又は事務所の所在地	資本金又は出資金の額（単位：百万円）	主な事業内容	設立年月日	総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める当社の保有議決権の割合(%)	総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める当社子会社等の保有議決権の割合(%)
メディケア生命保険（株）＊	東京都江東区深川1-11-12	40,000	生命保険業	H21.10. 1	100.00	—
（株）スミセイビルマネージメント＊	東京都中央区日本橋小網町14-1	100	不動産維持管理業	S42. 6. 1	100.00	—
住生物産（株）＊	大阪府大阪市西区九条南1-2-20	10	物品販売業	S44. 1.13	100.00	—
スミセイビジネスサービス（株）＊	大阪府大阪市中央区城見1-4-70	70	事務処理代行業	S60. 1. 4	100.00	—
新宿グリーンビル管理（株）＊	東京都新宿区西新宿6-14-1	20	不動産維持管理業	S60.10.30	3.52	61.17
（株）スミセイハーモニー＊	大阪府大阪市中央区城見1-4-35	50	事務受託業	H13. 2. 1	100.00	—
スミセイ情報システム（株）＊	大阪府大阪市淀川区宮原4-1-14	300	コンピューター関連業務	S46. 5.12	100.00	—
（株）シーエスエス＊	大阪府大阪市中央区備後町3-6-2	10	収納代行業	S51. 2.16	100.00	—
スミセイ保険サービス（株）＊	大阪府大阪市西区九条南1-2-20	15	生保確認業	S53. 5. 1	80.00	20.00
いずみライフデザイナーズ（株）＊	東京都港区赤坂3-3-5	100	保険募集業	S58. 1. 4	100.00	—
㈱スミセイ・サポート&コンサルティング＊	東京都新宿区西新宿6-14-1	100	保険募集業	H 7. 4. 3	100.00	—
(株)保険デザイン＊	大阪府大阪市西区靭本町1-4-17	20	保険募集業	H20. 7. 1	95.00	—
(株)エージェント＊	東京都港区芝4-10-1	109	保険募集業	H13. 6. 1	49.80	—
マイコミュニケーション(株)＊	愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12	76	保険募集業	H12. 5. 1	33.09	—
三井住友アセットマネジメント（株）＊	東京都港区愛宕2-5-1	2,000	投資運用業	S60. 7.15	20.00	—
日本企業年金サービス（株）	大阪府大阪市中央区城見1-4-70	2,000	企業年金事務代行業	S63. 4. 1	39.67	—
日本ビルファンドマネジメント（株）＊	東京都千代田区丸の内1-9-1	495	投資信託委託業および投資法人資産運用業	H12. 9.19	35.00	—
ジャパン・ペンション・ナビゲーター（株）＊	東京都中央区八重洲1-3-4	1,600	確定拠出年金運営管理業	H12. 9.21	15.95	—

（注）1.「＊」を表示した会社は、平成30年3月期の連結子会社・持分法適用会社です。

【海外】

平成30年3月31日現在

会社名	主たる営業所又は事務所の所在地	資本金又は出資金の額	主な事業内容	設立年月日	総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める当社の保有議決権の割合(%)	総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める当社子会社等の保有議決権の割合(%)
Symetra Financial Corporation＊	777 108th Avenue NE,Suite 1200,Bellevue,Washington,USA	1米ドル	金融持株会社	H16. 2.25	100.00	—
PT BNI Life Insurance ＊	Centennial Tower 9th Floor Jl. Jend. Gatot Subroto Kav 24-25 Jakarta Selatan 12930, Indonesia	300,699百万インドネシアルピア	生命保険業	H 8.11.28	39.99	—
Baoviet Holdings ＊	Thu Do Building, 72 Tran Hung Dao, Hoan Kiem, Hanoi, Vietnam	6,804,714百万ベトナムドン	金融持株会社	H19.10.15	18.00	—

（注）1.「＊」を表示した会社は、平成30年3月期の連結子会社・持分法適用会社です。
2. Symetra Financial Corporationの子会社であるSymetra Life Insurance Companyなど9社も、当社の子会社となります。
3. Baoviet Holdingsの子会社であるBaoviet Life Corporationなど3社も、当社の関連法人等となります。

データ編

129　直近事業年度における事業の概況
142　社員配当の状況
147　計算書類関係
161　有価証券等の時価情報（会社計）
166　資産関係
183　負債関係
187　資本関係
188　保険関係収支
192　資産運用関係収支
195　その他収支
197　保険契約高関係諸統計
204　特別勘定に関する指標等
209　経営諸指標
212　保険会社及びその子会社等の財産の状況
231　保険業法施行規則に基づく索引
232　生命保険協会統一開示項目索引
234　五十音索引

平成29年度決算の状況
データ編　目次

◆直近事業年度における事業の概況
平成29年度事業報告書 …… 129～141
社員配当の状況…… 142～146

◆計算書類関係
1 貸借対照表 …… 147
2 損益計算書 …… 148
3 基金等変動計算書 …… 149
4 剰余金処分に関する決議 …… 149
5 剰余金処分における社員配当準備金等の積立割合と資本基盤充実のための方策について …… 149
6 経常利益等の明細（基礎利益） …… 160
7 保険業法に基づく会計監査人の監査報告… 160

◆有価証券等の時価情報（会社計）
1 有価証券の時価情報（会社計）… 161～162
2 金銭の信託の時価情報（会社計） …… 163
3 デリバティブ取引の時価情報（会社計） …… 163～165

◆資産関係
1 ポートフォリオの推移（一般勘定） … 166
2 資産別運用利回り（一般勘定） …… 166
3 主要資産の平均残高（一般勘定） …… 167
4 商品有価証券明細表（一般勘定） …… 167
5 商品有価証券売買高（一般勘定） …… 167
6 有価証券明細表（一般勘定） …… 167
7 有価証券残存期間別残高（一般勘定）…… 168
8 地域別地方債保有内訳（一般勘定） … 168
9 保有公社債の期末残高利回り（一般勘定）… 168
10 業種別株式保有明細表（一般勘定） … 169
11 有価証券等の時価情報（一般勘定）… 170～174
12 貸付金明細表（一般勘定） …… 174
13 貸付金残存期間別残高（一般勘定） … 174
14 国内企業向け貸付金企業規模別内訳（一般勘定） …… 175
15 貸付金業種別内訳（一般勘定） …… 175
16 貸付金使途別内訳（一般勘定） …… 176
17 貸付金地域別内訳（一般勘定） …… 176
18 貸付金担保別内訳（一般勘定） …… 176
19 リスク管理債権の状況 …… 176
20 債務者区分による債権の状況 …… 177
21 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況 …… 177
22 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）… 178～179
23 有形固定資産明細表 …… 180
24 その他の資産明細表 …… 180
25 公共関係投融資の状況（一般勘定） … 181
26 海外投融資の状況（一般勘定）… 181～182

◆負債関係
1 支払備金明細表 …… 183
2 責任準備金明細表 …… 183
3 責任準備金残高の内訳 …… 183
4 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式・積立率・残高（契約年度別） …… 184
5 法第百二十一条第一項第一号の確認（第三分野保険に係るものに限る。）の合理性及び妥当性 …… 184
6 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数 …… 185
7 社員配当準備金明細表 …… 185
8 引当金明細表 …… 186
9 個別貸倒引当金の状況 …… 186
10 特定海外債権引当勘定の状況 …… 186
11 借入金等残存期間別残高 …… 186

◆資本関係
1 基金の状況 …… 187

◆保険関係収支
1 保険料明細表 …… 188
2 保険金明細表 …… 188～189
3 年金明細表 …… 189～190
4 給付金明細表 …… 190～191
5 解約返戻金明細表 …… 191

◆資産運用関係収支
1 資産運用収益明細表（一般勘定） …… 192
2 資産運用費用明細表（一般勘定） …… 192
3 利息及び配当金等収入明細表（一般勘定）… 192
4 利息及び配当金等収入の分析（一般勘定）… 192
5 有価証券売却益明細表（一般勘定） … 193
6 固定資産等処分益明細表（一般勘定）… 193
7 有価証券売却損明細表（一般勘定） … 193
8 有価証券評価損明細表（一般勘定） … 193
9 貸付金償却額（一般勘定） …… 193
10 賃貸用不動産等減価償却費明細表（一般勘定）… 194
11 固定資産等処分損明細表（一般勘定）… 194

◆その他収支
1 減価償却費明細表 …… 195
2 事業費明細表 …… 195
3 税金明細表 …… 196
4 リース取引 …… 196

◆保険契約高関係諸統計
1 保障機能別保有契約高 …… 197
2 年換算保険料 …… 198
3 保有契約高及び新契約高 …… 198
4 保有契約高の推移 …… 199～200
5 新契約高の推移（新契約+転換による増加） … 201～202
6 個人保険の異動状況の推移 …… 202
7 個人年金保険の異動状況の推移 …… 202
8 団体保険の異動状況の推移 …… 203
9 団体年金保険の異動状況の推移 …… 203

◆特別勘定に関する指標等
1 特別勘定資産残高の状況 …… 204
2 個人変額保険及び変額個人年金保険特別勘定の状況… 204～207
3 団体年金保険特別勘定の状況 …… 208

◆経営諸指標
1 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険） …… 209
2 新契約率（対年度始） …… 209
3 解約失効率（対年度始） …… 209
4 個人保険新契約年間平均保険料（月払契約）… 209
5 死亡率（個人保険主契約） …… 209
6 特約発生率（個人保険+個人年金保険）… 210
7 事業費率（対収入保険料） …… 210
8 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数 …… 210
9 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合… 210
10 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合 … 210
11 未だ収受していない再保険金の額 … 211
12 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合…… 211
13 各種ローン金利 …… 211

◆保険会社及びその子会社等の財産の状況
連結決算の状況
（直近事業年度における事業の概況）…… 212
1 連結貸借対照表 …… 213
2 連結損益計算書及び連結包括利益計算書… 213
3 連結基金等変動計算書 …… 214
4 連結キャッシュ・フロー計算書 …… 226
5 連結財務諸表の適正性を確保するための体制の評価 …… 227
6 連結財務諸表及び内部統制報告書についての監査人の監査報告 …… 227
7 保険業法に基づく連結計算書類についての会計監査人の監査報告 …… 228
8 連結財務諸表の適正性に関する確認書 228
9 連結リスク管理債権の状況 …… 229
10 保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況（連結ソルベンシー・マージン比率）… 229
11 子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率） …… 230
12 セグメント情報 …… 230

●数値はすべて単位未満切り捨てにしています。
●「0」は単位未満であることを示しています。

平成29年度〔平成29年4月　1日から 平成30年3月31日まで〕事業報告書

1．保険会社の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果等

＜経営環境＞

平成29年度のわが国経済は、海外経済の緩やかな回復や雇用・所得環境の着実な改善を背景に内外需要が増加するなど、緩やかな回復が続きました。国内金利は、日銀のマイナス金利政策が継続する中、長短金利操作付き量的・質的金融緩和により、年度を通して概ね低い水準で横ばいでの推移となりました。

＜事業の経過及び成果＞

こうした状況の中、平成29年度から新たな３ヵ年計画「スミセイ中期経営計画2019」をスタートさせ、ブランド戦略を基軸として、「スミセイライフデザイナー（営業職員）」「金融機関等代理店・保険ショップ」「資産運用」「海外事業」の４つの重点取組事業に注力するとともに、サービスや経営基盤の強化に取り組んでおります。また、平成29年5月、お客さまの最善の利益を追求する業務運営を推進するために「お客さま本位の業務運営方針」を策定・公表しました。本方針に基づく業務運営の一層の推進を図るため、「お客さま本位推進部」を新設するとともに、当社の関係役員および生命保険業等を行う国内子会社の社長を構成員とした「お客さま本位の業務運営」推進協議会を新設し、グループベースでの取組みを推進しております。

（サービス面・販売面の取組み）

個人保険分野では、多様なお客さまニーズにお応えできるよう、営業職員を通じたコンサルティングとサービスの提供を中心に、金融機関等代理店や保険ショップといったマルチチャネルでの取組みを進めております。

営業職員による保険販売については、入社後3ヵ月間の初期教育を充実させた四半期ごとの採用・育成体制のもと、担い手となる優秀人材の採用および継続教育に取り組んでおります。その一環として、「未来診断※1」の活用により、備えるべきリスクに必要な保障額を確認していただきながら最適な保険をご提供できるよう、コンサルティング力の向上に努めております。こうした取組みを通じて、病気やケガで働けなくなるリスクに備える「１ＵＰ（ワンアップ）※2」を中心とした商品を提供しております。また、平成30年度に健康増進型保険である住友生命「Vitality」の発売を予定する中、自治体との健康増進に関する協定締結を推進し自治体主導の事業と連携を図るとともに、各地でセミナーを開催するなど、幅広く社会と連携し、多くのお客さまに健康増進という生命保険の新たな価値を提供するため、販売・サービス体制の構築に取り組んでおります。

さらに、スピーディかつ効率的な商品ラインアップの拡充等を目的としたエヌエヌ生命保険株式会社との業務提携のもと、平成29年4月に、経営者さま向け商品「エンブレムN　生活障害定期」「エンブレムN　逓増定期」を、平成30年4月には、「エンブレムN　重大疾病」の販売を開始しました。

こうした生命保険商品の提供に加えて、あらゆるリスクに備える総合生活保障の観点から、三井住友海上火災保険株式会社の代理店として、自動車保険・火災保険等の損害保険商品の提供にも取り組んでおります。

※1：お客さまの現在の収入・支出や将来の収支計画等に応じた必要保障額を確認いただいたうえで必要保障額に基づいた合理的な保障内容を提案することができる、営業用携帯端末に搭載した販売ツールです。

※2：就労不能・要介護状態を保障する「生活障害収入保障特約」を付加した商品に付与する呼称です。

サービス面では、定期訪問等を通じて、お客さまにご加入内容の説明や必要な手続きの有無を確認するとともに、最新の情報をお届けする「スミセイ未来応援活動」に取り組んでおります。その中で、営業用携帯端末「SumiseiLief（スミセイリーフ）」を用いてお客さまの面前で出金や住所変更等の事務手続きを行うことができる「LiefDirect（リーフダイレクト）」の活用などにより、迅速・丁寧・誠実な対応に努めております。また、お客さま本位の業務運営の観点から、ご契約者本人による手続きが困難となる場合等に備え、事前に登録いただいたご家族に契約内容や契約の継続に必要な情報をご案内する「ご家族登録サービス」を新設し、平成29年10月に登録の受付を開始しました。

金融機関を通じた保険販売においては、終身保険・個人年金保険等の販売を推進しております。こうした中、平成29年4月に、米ドルや豪ドルによる資産形成が可能な外貨建一時払終身保険を発売し、同年7月以降、順次、取扱金融機関を拡大しております。また、日本郵政グループ各社を通じた保険販売においては、健康に不安のある方でも一生涯の死亡・医療保障を準備できる限定告知型商品等の販売を推進しております。

企業保険分野では、福利厚生制度の充実を図る商品の提供により総合的な企業福祉制度の実現をサポートしております。その中で、心と体の健康相談サービスを付帯した総合福祉団体定期保険を提供するとともに、「治療と仕事の両立支援」や「健康経営」というニーズにお応えするため、平成30年3月に、3大疾病を保障する全員加入型団体保険商品を発売しました。また、掛金の設定に柔軟性を持たせた確定拠出年金制度や、価格変動リスクを抑制して中長期の安定運用ニーズにお応えする団体年金保険商品の販売を推進しております。

マルチチャネル戦略のうち子会社等による取組みについては、保険ショップ・金融機関等を通じて商品提供を行っているメディケア生命保険株式会社において、医療保険を中心とした販売を推進しております。こうした中、平成29年5月に、医療終身保険にシンプルな保障内容でお手頃に加入できるプランを新設しました。また、お手続きの負担軽減を図るため、タブレット型端末等でお申込みができるペーパーレス手続きを導入しました。

保険ショップを通じた保険販売としては、いずみライフデザイナーズ株式会社において、お客さまの比較検討ニーズにお応えする的確なコンサルティングに努めております。

また、平成29年7月に、関西エリアで保険ショップを展開する株式会社保険デザインを子会社化し、平成30年1月には、損害保険販売のノウハウを有する乗合代理店の株式会社エージェント、首都圏・中部・関西エリアで保険ショップを展開するマイコミュニケーション株式会社を関連法人化しました。

（海外事業）

海外事業については、当社グループの収益基盤の多様化と企業価値の持続的成長を目的として取り組んでおります。こうした中、子会社である米国生命保険グループのシメトラにおいては、安定収益の実現に向けたガバナンス態勢の高度化や、資産運用・商品分野での人材派遣等を通じたシナジーの実現を図っております。また、アジア出資先については、企業価値向上に向けた技術援助に取り組んでおります。

こうした取組みの結果、平成29年度の業績の概況は次のとおりとなりました。

個人保険・個人年金保険の新契約の年換算保険料は、平準払貯蓄性商品の前年の販売実績が高水準であった影響等により前年度比48.1％減の1313億円となりました。解約・失効契約の年換算保険料は、前年度比1.0％増の694億円となりました。保有契約全体の年換算保険料は、前年度末比0.2％増の2兆3299億円となりました。また、お客さまの満足度をはかる指標として重視している保険契約の継続率※3については、13月目継続率で97.5％（前年度末比0.6ポイント増）、25月目継続率で93.8％（同0.6ポイント増）と順調に推移しております。

次に、団体保険の年度末の保有契約高は31兆8890億円（前年度末比1.3％増）、団体年金保険の年度末の保有契約高は2兆6248億円（同2.3％増）となりました。

※3：保険契約の継続率とは、対象期間内に募集した新契約の年換算保険料の合計のうち、契約後13月目（13月目継続率　募集対象年月：平成27年11月から平成28年10月まで）、25月目（25月目継続率　募集対象年月：平成26年11月から平成27年10月まで）に継続している契約の年換算保険料の割合です。

【個人保険および個人年金保険】

・年換算保険料

	平成29年度	前年度比
新契約	1313億円	48.1％減
うち生前給付保障＋医療保障等	452億円	6.7％増

	平成29年度末	前年度末比
保有契約	2兆3299億円	0.2％増
うち生前給付保障＋医療保障等	5467億円	2.6％増

（注）1. 年換算保険料は、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額等（一時払契約等は保険料を保険期間で除した金額等）を計上しております。
2. 生前給付保障の年換算保険料は、就労不能・介護給付、特定疾病給付、重度慢性疾患給付、特定重度生活習慣病給付および保険料の払込みを免除する特約の給付に該当する部分の合計額です。
3. 医療保障の年換算保険料は、入院給付、手術給付等に該当する部分の合計額です。

●新契約年換算保険料

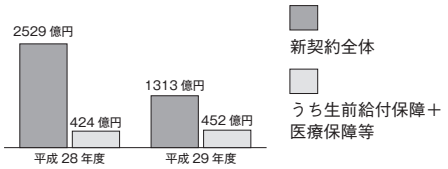

●保有契約年換算保険料

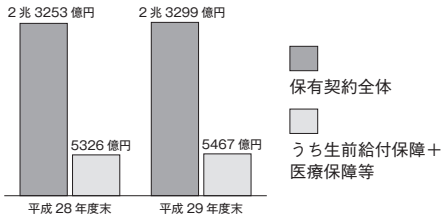

《ご参考》当社グループ年換算保険料

	平成29年度	前年度比
新契約（グループ全体）	2150億円	32.0％減

	平成29年度末	前年度末比
保有契約（グループ全体）	2兆7832億円	1.6％増

（注）1. 住友生命、メディケア生命、シメトラとの合計額です（住友生命、メディケア生命は、個人保険および個人年金保険）。
2. シメトラについては、完全子会社化後（平成28年2月以降）の実績です（決算日は12月31日）。

・保険金額

	平成29年度	前年度比
新契約高	7165億円	75.7％減
減少契約高	6兆8904億円	7.1％減

	平成29年度末	前年度末比
保有契約高	87兆3728億円	6.6％減

（注）1.新契約高には転換による純増加および保障一括見直しによる純増加を含みます。
2.減少契約高の主なものは、死亡、満期、保険金額の減少、解約、失効です。
3.個人保険の金額は、主たる保障額です。
4.個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金との合計額です。

●保有契約高

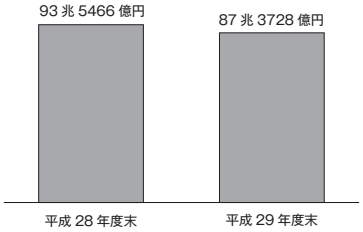

【団体保険および団体年金保険】

		平成29年度末	前年度末比
団体保険	保有契約高	31兆8890億円	1.3％増
団体年金保険	保有契約高	2兆6248億円	2.3％増

（注）1.団体保険の金額は、主たる保障額です。
2.団体年金保険の金額は、責任準備金です。

●団体保険保有契約高

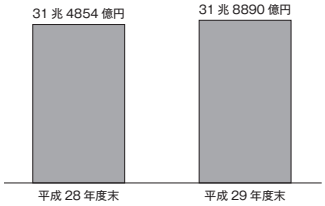

●団体年金保険保有契約高

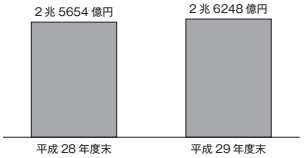

（資産運用面の取組み）

資産運用面では、「ＡＬＭ※4運用ポートフォリオ」と「バランス運用ポートフォリオ」の２つのポートフォリオ運営を推進し、それぞれの運用目的に応じた収益向上とリスクコントロールの強化に取り組んでおります。

「ＡＬＭ運用ポートフォリオ」では、保険金等の確実な支払いに資することを目的として、円金利資産を中心とした運用により保険契約の負債特性に応じたＡＬＭを推進するとともに、為替リスクを抑制した外貨建事業債を含む国内外のクレジット資産や、インフラファンド、不動産等の超長期の運用を念頭に置いた資産への投資拡大等による収益向上を図っております。一方、「バランス運用ポートフォリオ」では、企業価値の持続的向上を目的として、許容されるリスクの範囲内で、株式や米国債などの外国債券といった流動性の高い有価証券により、市場見通しに応じた機動的な運用による収益の上乗せを図っております。

また、責任ある機関投資家として、投資先企業の中長期的な株式価値向上を図るため、当該企業との質の高い対話を推進するなどスチュワードシップ活動にも取り組んでおり、「お客さま本位の業務運営方針」に基づく取組みの一環として、議決権行使を含むスチュワードシップ活動に関する利益相反管理態勢の強化と透明性向上を目的に、「スチュワードシップ活動に関する第三者委員会」を新設し、議決権行使結果の個別開示を実施しました。

※4：ＡＬＭ（Asset Liability Management）とは、リスクを適切にコントロールしつつ収益向上を図る観点から資産と負債を総合的に管理する手法です。

（資本政策面の取組み）

資本政策面では、平成23年度に募集した基金700億円を平成29年8月に償却する一方、財務基盤のより一層の強化を目的として、平成29年9月に米ドル建劣後特約付社債を発行し、13.4億米ドル（1454億円）を調達しました。

（経営管理面の取組み）

経営管理面では、リターン・リスク・資本についてより一体的な管理を進め、資本を有効活用し効率的にリターンの向上を図るなど、お客さまの利益に貢献することを目的として、ＥＲＭ※5の考え方に基づいた経営を推進しております。

また、一人ひとりが個々の能力を最大限に発揮するために、職員と家族の健康維持・増進活動をサポートする健康経営に取り組んでおります。こうした中、働き方変革の面においても、既存業務の見直しによる総労働時間の削減や休暇取得の推進等を通じて、職員の健康確保や生産性の向上を図っております。

※5：エンタープライズ・リスク・マネジメント（Enterprise Risk Management）の略称です。

（収支・資産等の概況）

平成29年度の収支・資産等の概況は次のとおりとなりました。

収支の概況について、収入面では、保険料等収入が2兆5085億円（前年度比24.3%減）、資産運用収益が7587億円（同2.0%増）、支出面では、保険金等支払金が1兆9723億円（同1.3%減）、資産運用費用が1755億円（同0.6%減）、事業費が3285億円（同5.3%減）となりました。こうした結果、経常利益は2299億円（同0.5%増）となりました。これに特別損益を加えた結果、当期純剰余は654億円（同24.2%減）となりました。

また、当期未処分剰余金は704億円（前年度比14.1%減）となりました。

基礎利益については3525億円（前年度比4.4%増）となりました。当社では、変額年金保険について、期末時点の株価や為替の水準が満期まで継続したとしても将来の年金を確実にお支払いできるよう、法令の定めに基づき標準責任準備金を積み立てておりますが、当年度末ではこの積立てのうち58億円が戻入となりました（前年度末は91億円の戻入）。この要因を除いた実質的な収益についても、外貨建資産への投資拡大による運用収支の向上などにより前年度比増加し、堅調に推移しております。この基礎利益等をもとに引き続き内部留保を積み増し、財務基盤の強化を図っております。

年度末の総資産については31兆5369億円（前年度末比5.0%増）となりました。

当社では、将来の保険金等のお支払いに備えて、法令の定めに基づき、標準責任準備金の対象契約については標準責任準備金を、それ以外の契約については平準純保険料式の責任準備金を積み立てており、その額は年度末で25兆8005億円（前年度末比2.3%増）となりました。なお、平成18年度から、新たに年金支払いを開始した個人年金保険契約について、原則として年金支払開始時点での標準基礎率を適用し、責任準備金を追加で積み立てております。

保険金等の支払余力を表すソルベンシー・マージン比率については、873.6%（前年度末比46.7ポイント増）と引き続き十分な水準を確保しております。

（《ご参考》当社グループの収支・資産等の概況）

平成29年度における当社グループの収支・資産等の概況は次のとおりです。

	平成29年度	前年度比
経常収益	3兆7471億円	15.5%減
経常利益	2178億円	14.8%増
親会社に帰属する当期純剰余	698億円	24.6%増

	平成29年度	前年度比
グループ基礎利益※	3636億円	9.2%増

※グループ基礎利益は、住友生命とメディケア生命の基礎利益、シメトラ、バオベト・ホールディングス、ＢＮＩライフ、ＰＩＣＣ生命の税引前利益（住友生命の持分相当額）を合算し、一部の内部取引調整等を行い算出しております。

	平成29年度末	前年度末比
総資産	36兆364億円	4.9%増

＜対処すべき課題＞

３ヵ年計画「スミセイ中期経営計画2019」の2年目にあたる平成30年度は、引き続き本計画の枠組みに沿った取組みを進めてまいります。

その中で、特に、住友生命「Vitality」の発売を契機として、健康増進という生命保険の新たな価値の提供に注力することにより、お客さまの健康状態の向上や健康長寿社会の実現に向けた取組みを進め、「お客さま」「社会」「会社・職員」が共有の価値を創造していく「ＣＳＶ※6プロジェクト」の取組みを加速してまいります。また、デジタル・イノベーションの重要性が増す中、蓄積された各種データをビッグデータとして活用することで、お客さまに新しい経験や価値を提供することができる新商品やサービスの開発につなげていくことも検討しております。こうしたFinTech※7の活用等を加速させる拠点として、平成30年1月に米国のシリコンバレーに職員を派遣し、同年4月に「スミセイ・デジタル・イノベーション・ラボ」を開設しました。東京・シリコンバレーを拠点として、当社グループ会社や本分野に強みを持つ企業と連携することにより、グローバルな推進体制でイノベーションの取組みを進めてまいります。

また、働き方変革を通じて、お客さま・マーケット目線の業務に一層注力していくために、継続的な既存業務の見直しや柔軟な働き方が可能な勤務制度への改正等により、お客さま本位での生産性の向上を図ってまいります。その一環として、平成30年度に営業用携帯端末を刷新し、新契約手続きの電子化を導入するなど、お手続きの効率化によるお客さまの利便性向上に努めてまいります。

さらに、収益基盤の多様化と企業価値の持続的成長を目指し、金融機関等との関係強化による販売ネットワークの拡大を通じて、金融機関等代理店・保険ショップチャネルにおけるプレゼンスの向上を図るとともに、シメトラの安定収益の実現およびアジア事業の企業価値向上に向けた海外事業の取組みを進めてまいります。また、資産運用面においては、引き続き２つのポートフォリオによる運用体制のもと、新たな運用手法の導入等、資産運用の高度化と適切なリスクテイクによる収益向上を図るとともに、持続可能な社会の実現に向けてＥＳＧ投融資※8方針の策定を検討してまいります。

※6：「ＣＳＶ(Creating Shared Value)」とは、企業による「社会的課題の解決」と「企業価値の向上(利益や競争力の向上)」を両立させる経営の概念です。

※7：「金融におけるＩＣＴ（情報通信技術）の活用」を意味する「Finance」と「Technology」を掛け合わせた造語です。

※8：ＥＳＧとは、環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）の頭文字をとったものです。ＥＳＧ投融資とは、ＥＳＧなどの非財務情報も考慮しつつ、投資先企業等を選別して行う投融資です。

こうした取組みを通じて、お客さま本位の業務運営をより一層推進し、「お客さまからみて『薦めたい』会社、職員からみて『いきいきと働ける』会社、社会からみて『なくてはならない』会社」の実現を目指してまいります。

(2)財産及び損益の状況の推移

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度(当期)
年度末契約高		兆 億円	兆 億円	兆 億円	兆 億円
	個人保険	89 0604	84 0193	77 5441	71 7512
	個人年金保険	13 5550	13 9964	16 0025	15 6215
	団体保険	31 7323	31 5591	31 4854	31 8890
	団体年金保険	2 6730	2 5555	2 5654	2 6248
	その他の保険	2228	2173	2129	2103
		兆 億 百万円	兆 億 百万円	兆 億 百万円	兆 億 百万円
保険料等収入		2 5795 17	3 0220 00	3 3154 80	2 5085 79
資産運用収益		8806 29	5851 54	7440 52	7587 32
保険金等支払金		2 3025 38	2 4775 69	1 9992 14	1 9723 30
経常利益		2265 20	2375 03	2287 93	2299 33
当期純剰余		1352 06	833 87	862 64	654 22
社員配当準備金繰入額		593 58	515 48	517 35	528 04
総資産		27 3610 19	27 6415 83	30 0269 83	31 5369 34

(注) 1. その他の保険には、財形保険、財形年金保険、医療保障保険が含まれております。
2. 各保険種類の年度末契約高は次によります。
a. 個人保険、団体保険の金額は、主たる保障額です。
b. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金との合計額です。
c. 団体年金保険の金額は、責任準備金です。

≪ご参考≫当社グループの財産及び損益の状況の推移

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度(当期)
	兆 億 百万円	兆 億 百万円	兆 億 百万円	兆 億 百万円
経常収益	3 5826 73	3 7335 84	4 4339 40	3 7471 35
経常利益	2171 78	2210 39	1897 56	2178 67
親会社に帰属する当期純剰余	1253 47	661 23	560 68	698 35
包括利益	6348 62	△ 1272 77	566 90	1674 68
純資産額	1 9002 96	1 6403 90	1 6129 83	1 6568 20
総資産	27 4907 04	31 7970 49	34 3528 70	36 0364 43

(3)支社等及び代理店の状況

区分	前期末	当期末	当期増減(△)
	店	店	店
支社	87	87	0
事業部	2	2	0
支部	1,412	1,432	20
海外駐在員事務所	4	4	0
計	1,505	1,525	20
代理店	499	502	3

(4)使用人の状況

区分	前期末	当期末	当期増減(△)	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
	名	名	名	歳	年	千円
内務職員	10,983	10,954	△29	45	15	346
営業職員	31,852	31,894	42	48		

(5)主要な借入先の状況
該当事項はありません。

(6)資金調達の状況
米ドル建劣後特約付社債の発行により、平成29年9月に13.4億米ドル(1454億円)を調達しました。
また、基金について、平成29年8月に700億円を償却しました。

(7)設備投資の状況
イ　設備投資の総額　(単位：百万円)

設備投資の総額	61,161

(注) 設備投資の総額は、有形固定資産及び無形固定資産に係るものです。

ロ　重要な設備の新設等
平成29年度は、国内不動産の取得・改修およびソフトウェアの取得等、ならびに国内不動産の売却等を実施しましたが、重要な設備の新設、拡充、改修、および重要な設備の処分、除却として特記する事項はありません。

（8）重要な子会社等の状況

a．子会社（保険業法第2条第12項に規定する子会社）

会　社　名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率
メディケア生命保険株式会社	東京都江東区	生命保険業	平成21年10月1日	40,000百万円	100％
スミセイ情報システム株式会社	大阪府大阪市	コンピューター関連業務	昭和46年5月12日	300百万円	100％
株式会社スミセイビルマネージメント	東京都中央区	不動産維持管理業	昭和42年6月1日	100百万円	100％
いずみライフデザイナーズ株式会社	東京都港区	保険募集業	昭和58年1月4日	100百万円	100％
株式会社スミセイ・サポート&コンサルティング	東京都新宿区	保険募集業	平成7年4月3日	100百万円	100％
スミセイビジネスサービス株式会社	大阪府大阪市	事務処理代行業	昭和60年1月4日	70百万円	100％
株式会社スミセイハーモニー	大阪府大阪市	事務受託業	平成13年2月1日	50百万円	100％
住生物産株式会社	大阪府大阪市	物品販売業	昭和44年1月13日	10百万円	100％
株式会社シーエスエス	大阪府大阪市	収納代行業	昭和51年2月16日	10百万円	100％
株式会社保険デザイン	大阪府大阪市	保険募集業	平成20年7月1日	20百万円	95％
スミセイ保険サービス株式会社	大阪府大阪市	生保確認業	昭和53年5月1日	15百万円	80％ (100%)
新宿グリーンビル管理株式会社	東京都新宿区	不動産維持管理業	昭和60年10月30日	20百万円	3.52％ (64.70%)
Symetra Financial Corporation	Bellevue, U.S.A.	金融持株会社	平成16年2月25日	1米ﾄﾞﾙ (106円)	100％

※Symetra Financial Corporationの資本金額（1米ドル）は、登録州での一般的な資本金額です。なお、同社傘下の子会社9社の資本金額合計は、13百万米ドルです。

b．関連法人等（保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等）

会　社　名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率
株式会社エージェント	東京都港区	保険募集業	平成13年6月1日	109百万円	49.80％
日本ビルファンドマネジメント株式会社	東京都千代田区	投資信託委託業および投資法人資産運用業	平成12年9月19日	495百万円	35％
マイコミュニケーション株式会社	愛知県名古屋市	保険募集業	平成12年5月1日	76百万円	33.09％
三井住友アセットマネジメント株式会社	東京都港区	投資運用業	昭和60年7月15日	2,000百万円	20％
ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社	東京都中央区	確定拠出年金運営管理業	平成12年9月21日	1,600百万円	15.95％
PT BNI Life Insurance	Jakarta, Indonesia	生命保険業	平成8年11月28日	300,699 百万インドネシアルピア (2,345百万円)	39.99％
Baoviet Holdings	Hanoi, Vietnam	金融持株会社	平成19年10月15日	6,804,714 百万ベトナムドン (31,720百万円)	18.00％

（注）1. 当社の連結される子会社及び子法人等、持分法適用の関連法人等のうち重要なものについて記載しております。なお、上記のほか、Symetra Financial Corporation傘下の生命保険業を営む会社等9社が子会社、Baoviet Holdings傘下の生命保険業を営む会社等3社が持分法適用の関連法人等となっておりますが、記載を省略しております。
2. 当社が有する子会社等の議決権比率の（　）内は、当社と当社の子会社が保有する議決権を合計した割合です。
3. 資本金の（　）内には、当事業年度の末日の為替相場により換算した円貨額を記載しております。

（9）事業の譲渡・譲受け等の状況

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況
平成29年7月21日	当社は、株式会社保険デザインの株式を取得しました。これにより同社は当社の子会社となりました。
平成30年1月9日	当社は、株式会社エージェントの株式を追加取得しました。これにより同社は当社の関連法人等となりました。
平成30年1月15日	当社は、マイコミュニケーション株式会社の株式を取得しました。これにより、同社は当社の関連法人等となりました。

2．会社役員に関する事項

（1）会社役員の状況

a．取締役

（年度末現在）

氏　名	地位及び担当		重要な兼職	その他
佐藤　義雄*	取締役会長	指名委員 報酬委員	・讀賣テレビ放送株式会社 社外取締役 ・パナソニック株式会社 社外監査役 ・サカタインクス株式会社 社外監査役	
橋本　雅博*	取締役	指名委員 報酬委員	・一般社団法人生命保険協会 会長	
野呂　幸雄*	取締役			
本城　正哉	取締役	監査委員		
篠原　秀典*	取締役			
本林　徹	取締役 （社外役員）	監査委員長	・松田綜合法律事務所 顧問	
大日向　雅美	取締役 （社外役員）	指名委員 報酬委員	・恵泉女学園大学 学長 ・特定非営利活動法人あい・ぽーとステーション 代表理事	
山下　徹	取締役 （社外役員）	指名委員長 報酬委員長	・株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 相談役 ・三井不動産株式会社 社外取締役 ・エーザイ株式会社 社外取締役	
矢吹　公敏	取締役 （社外役員）	指名委員 報酬委員	・矢吹法律事務所 パートナー ・ＳＣＳＫ株式会社 社外取締役	
釜　和明	取締役 （社外役員）	監査委員	・株式会社ＩＨＩ 相談役 ・極東貿易株式会社 社外取締役 ・コニカミノルタ株式会社 社外取締役 ・日本精工株式会社 社外取締役 ・公益財団法人財務会計基準機構 代表理事 理事長	
森　公高	取締役 （社外役員）	監査委員	・日本公認会計士協会 相談役 ・株式会社日本取引所グループ 社外取締役 ・三井物産株式会社 社外監査役 ・東日本旅客鉄道株式会社 社外監査役	公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

（注）1. *印を付した取締役は、執行役を兼務しております。
2. 監査委員会については内部監査部をはじめとした社内関連部門との十分な連携が必要であることを踏まえ、監査の実効性を確保する観点から、社内取締役である本城正哉を常勤の監査委員として選定しております。

b. 執行役

（年度末現在）

氏　名	地位及び担当		重要な兼職	その他
佐藤　　義雄*	代表執行役		・「a.　取締役」参照	
橋本　　雅博*	代表執行役社長		・「a.　取締役」参照	
野呂　　幸雄*	代表執行役専務	[事務サービス企画部、契約サービス部、お客さまサービス部、保険金部、契約審査部、法人総合サービス部]担当		
篠原　　秀典*	代表執行役専務	[企画部、勤労部、商品部、情報システム部]担当		
藤戸　　方人	執行役専務	[運用企画部、ＡＬＭ証券運用部、バランスファンド運用部、特別勘定運用部]担当		
古河　　久人	執行役常務	[調査広報部、ブランドコミュニケーション部]担当		
荒木　登志松	執行役常務	[年金事業部、法人総括部、第1総合法人部、都心法人推進部]担当		
河野　　伸三	執行役常務	[財務部、不動産部]担当		
松本　　英晴	執行役常務	[総務部、リスク管理統括部、コンプライアンス統括部、お客さま本位推進部、運用審査部]担当		
長瀧　　研一	執行役常務	[営業企画部、ウェルズ開発部、営業総括部、営業人事部、営業教育部、損保事業部、既契約サービス推進部、首都圏本部、中部本部、近畿北陸本部]担当		
角　　英幸	執行役常務	[主計部、経理部、運用管理部]担当	・公益社団法人日本アクチュアリー会 理事長	
藤山　　勝伸	執行役常務	[内部監査部]担当		
酒井　　真史	執行役常務	[代理店事業部、代理店事業管理部、代理店営業部]担当		
栄森　　剛志	執行役常務	[国際業務部、人事部、事業企画部]担当		

（注）1. *印を付した執行役は、取締役を兼務しております。
2. 平成30年4月1日付で、執行役常務荒木登志松は執行役専務に就任しました。

（2）会社役員に対する報酬等

（単位：百万円）

区　分	支給人数	報酬等
取締役	9	164
執行役	16	786
計	25	951

（注）1. 取締役と執行役の兼務者の支給人数および報酬等は、執行役の欄に記載しております。
2.「執行役および取締役の報酬等の内容の決定に関する方針」は以下のとおりです。

1．基本方針
取締役・執行役の報酬等に関しては、取締役・執行役の職務の内容および当社の状況等を勘案して決定するものとする。
具体的には、以下の通りとする。
a．契約者およびその他ステークホルダーに対する説明責任を果たしえる公正かつ合理性の高い報酬内容とする。
b．企業価値の増大に向けた役員のインセンティブを高める報酬内容とする。（経営の監督を担う非執行の取締役に対しては、本項目は適用しない）
c．報酬等の水準は、外部専門機関の調査結果等を活用し、他社水準等を勘案し、誠実な業務遂行等を通じて持続的・安定的に成長する会社を目指すという役員の役割と責任および業績に報いるに相応しいものとする。
d．優秀な人材を当社の取締役及び執行役として確保することができる報酬内容とする。

2．報酬体系
業務執行を行う執行役と、経営の監督を担う非執行の取締役の報酬体系は別体系とする。
a．取締役の報酬体系
取締役の職務は、経営の監督であり、その監督機能を十分に発揮できるよう、職務内容に応じた固定報酬とする。なお執行役を兼務する取締役については、取締役の報酬は支給しない。
b．執行役の報酬体系
執行役の報酬は「固定報酬」と「業績連動報酬」とで構成するものとする。なお使用人を兼務する執行役については、執行役の報酬のみとする。
具体的には、以下の通りとする。
（1）固定報酬
役位および職務内容に応じ決定する。
（2）業績連動報酬（単年度）
役位及び職務内容別に定め、会社業績に応じ、一定の範囲内で決定する。
全社業績連動指標は前年度のＥＶ事業収益の達成率（経営計画との対比）とし、その達成率を乗じて業績連動報酬を決定する。なお達成率は上下限を90％～120％とする。
業績連動報酬は財務の健全性や規制等を踏まえ、またこれまでの水準を考慮し、報酬総額の約3割（27.5％）とする。部門評価対象の執行役に関しては業績連動報酬のうち、上記全社業績連動指標が70％、部門評価対象は30％とする。
（3）業績連動報酬（中長期）
執行役には、中長期で顕著な業績貢献がある場合には、退任時に報酬委員会で決議の上、執行役在任期間のＥＶの倍率をベースに業績連動報酬を支給することができる。
なお執行役の責任による不祥事が発生した場合には、報酬委員会で決議の上、全額または一部を没収できることとする。
（注）取締役および執行役への退任慰労金は、年功要素が強いため、平成18年に廃止している。

3．報酬の水準
同業他社も含め、産業界で中上位の水準を志向する。そのため外部専門機関の調査結果等を入手し、報酬委員会にて適宜見直しを行うこととする。

（3）責任限定契約

氏　名	責任限定契約の内容の概要
本林　　徹 大日向　雅美 山下　　徹 矢吹　公敏 釜　　和明 森　　公高	保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第425条第1項第1号に掲げる額に限定する。

3．社外役員に関する事項

（1）社外役員の兼職その他の状況

a. 他の法人等の業務執行者との兼職その他の状況

氏　名	兼職その他の状況
大日向　雅美	恵泉女学園大学 学長 当社と学校法人恵泉女学園の間に特別な関係はありません。 特定非営利活動法人あい・ぽーとステーション 代表理事 当社は、特定非営利活動法人あい・ぽーとステーションに対し、子育て支援に関連した助成を行っております。
矢吹　公敏	矢吹法律事務所 パートナー 当社と矢吹法律事務所の間に特別な関係はありません。
釜　　和明	公益財団法人財務会計基準機構 代表理事 理事長 当社と公益財団法人財務会計基準機構の間に特別な関係はありません。

b. 他の法人等の社外役員との兼職その他の状況

氏　名	兼職その他の状況
山下　　徹	三井不動産株式会社 社外取締役 当社は、三井不動産株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有するとともに融資を行っております。 エーザイ株式会社 社外取締役 当社は、エーザイ株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式を保有するとともに融資を行っております。
矢吹　公敏	SCSK株式会社 社外取締役 当社は、SCSK株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式を保有しております。
釜　　和明	極東貿易株式会社 社外取締役 当社は、極東貿易株式会社の株式を保有しております。 コニカミノルタ株式会社 社外取締役 当社は、コニカミノルタ株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式を保有しております。 日本精工株式会社 社外取締役 当社は、日本精工株式会社の株式、債券を保有しております。
森　　公高	株式会社日本取引所グループ 社外取締役 当社は、株式会社日本取引所グループと保険の取引があります。また、同社の株式を保有しております。 三井物産株式会社 社外監査役 当社は、三井物産株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有するとともに融資を行っております。 東日本旅客鉄道株式会社 社外監査役 当社は、東日本旅客鉄道株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有するとともに融資を行っております。

c. 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く）との親族関係
該当事項はありません。

（2）社外役員の主な活動状況

氏　名	在任期間	取締役会および各委員会への出席状況	取締役会および各委員会における発言その他の活動状況
本林　　徹	平成20年7月1日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 監査委員会14回開催、うち14回出席	法律の専門家として、当社の経営について有益な発言を行っております。
大日向　雅美	平成21年7月2日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 指名委員会4回開催、うち4回出席 報酬委員会5回開催、うち4回出席	社会保障分野の専門家として、当社の経営について有益な発言を行っております。
山下　　徹	平成27年7月2日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 指名委員会4回開催、うち4回出席 報酬委員会5回開催、うち5回出席	ITシステム会社の代表取締役経験者として、当社の経営について有益な発言を行っております。
矢吹　公敏	平成27年7月2日就任	取締役会13回開催、うち12回出席 指名委員会4回開催、うち4回出席 報酬委員会5回開催、うち4回出席	法律の専門家として、当社の経営について有益な発言を行っております。
釜　　和明	平成28年7月5日就任	取締役会13回開催、うち11回出席 監査委員会14回開催、うち13回出席	総合重機メーカーの代表取締役経験者として、当社の経営について有益な発言を行っております。
森　　公高	平成29年7月4日就任	取締役会10回開催、うち10回出席 監査委員会10回開催、うち10回出席	企業会計の専門家として、当社の経営について有益な発言を行っております。

（注）1．本林徹および大日向雅美の在任期間については、監査役就任からの期間を記載しており、平成27年7月2日の指名委員会等設置会社移行と同時に、取締役に選任され就任しております。
2．森公高については、平成29年7月4日の取締役および監査委員就任以降、当事業年度に開催された取締役会および監査委員会への出席状況を記載しております。

(3)社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	7	109	−

4．基金に関する事項

(1)基金拠出額

100,000百万円

(2)当年度末基金拠出者数

4名

(3)基金拠出者

基金拠出者の氏名又は名称	当社への基金拠出状況	
	基金拠出額	基金拠出割合
	百万円	%
住友生命第5回基金流動化特定目的会社	50,000	50
株式会社三井住友銀行	31,000	31
三井住友信託銀行株式会社	16,000	16
三井住友海上火災保険株式会社	3,000	3

(注) 住友生命第5回基金流動化特定目的会社は、基金債権を裏付け資産とする特定社債を発行し、発行代わり金を基金債権の購入資金に充当しております。

5．会計監査人に関する事項

(1)会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ　の　他
有限責任あずさ監査法人 指定有限責任社員 小倉　加奈子 指定有限責任社員 橋本　克己 指定有限責任社員 鈴木　崇雄	238※ ※当社と会計監査人との間の監査契約において、保険業法に基づく監査と金融商品取引法に準じた監査の監査報酬の額を明確に区分できないため、その合計額を記載しております。	監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて確認した結果、会計監査人の報酬等について、同意を行っております。 また、当社は、会計監査人に対して、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務以外の業務である「財務・税務デューデリジェンス業務及び関連するアドバイザリー業務」等についての対価を支払っております。

(注) 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は390百万円です。

(2)責任限定契約

該当事項はありません。

(3)会計監査人に関するその他の事項

イ．会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

1．監査委員会は、保険業法第53条の9第1項に定める事由に該当すると認められる場合には、会計監査人の解任適否の検討を行います。監査委員会は、監査委員全員の同意により、解任することが妥当と判断する場合には、会計監査人を解任します。

2．監査委員会は、前項に定める事由に該当すると認められる場合のほか、会計監査人が職務を適正かつ適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任適否の検討を行います。監査委員会は、総代会決議により会計監査人を解任することが妥当と判断する場合には、総代会に提出する会計監査人の解任の議案の内容を決定します。

3．監査委員会は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制および独立性などが不適切と認められる場合には、会計監査人の不再任の検討を行います。監査委員会は、会計監査人を不再任とすることが妥当と判断する場合には、総代会に提出する会計監査人の不再任の議案の内容を決定します。

ロ．当社の重要な子法人等のうち、Symetra Financial Corporationは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

6．業務の適正を確保するための体制

当社は、経営の根本精神を表した企業理念である「経営の要旨」を頂点とし、「経営の要旨」に示された当社の普遍的な使命をＣＳＲの視点から再整理した「ＣＳＲ経営方針」、および中長期的に実現すべき顧客視点から見た会社のめざすべき姿を示す「住友生命ブランドビジョン」を経営方針としている。

これらによって構成される経営方針に則り、業務の健全性および適切性の確保に向けた内部統制システムの整備に係る基本方針として、保険業法第53条の30第1項第1号ロおよびホの規定に基づき取締役会が本方針を定め、役職員に対して周知徹底を図るとともに法令に基づく開示を行う。

当社は、本方針に則って内部統制システムを整備するとともに、取締役会においてその実効性を検証し、必要な改善を図ることとするほか、内部統制システムの運用状況の概要の開示を行う。

1．監査委員会の職務の執行のための体制

①監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

ａ．監査委員会の直属の組織である監査委員会事務局を置く。

ｂ．監査委員会事務局には、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の指示命令に基づき監査委員会を補助する監査委員会事務局長および職員（以下、あわせて「所属職員」という）を配置する。

ｃ．監査委員会事務局に関する以下の事項について、あらかじめ監査委員会の同意を得る。

（１）定員および予算

（２）所属職員の異動、給与、考課および賞罰

②監査委員会への報告に関する体制

ａ．次に掲げる方法により、監査委員会への報告体制を確保する。

（１）重要な会議への監査委員の出席

（２）当社およびグループ会社（「グループ会社経営管理方針」に定めるものをいう）の取締役、執行役、監査役、執行役員その他の使用人またはこれらの者から報告を受けた者からの監査委員会または監査委員会が選定する監査委員への報告

ｂ．監査委員会への報告を要する事項は次に掲げる事項とする。

（１）担当執行役（担当執行役員を含む。以下同じ。）以上の職位によって決裁された事項

（２）会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実（グループ会社における事実を含む）

（３）法令または定款に違反する重大な事実（グループ会社における事実を含む）

（４）内部通報制度における通報状況（国内の子会社における通報状況を含む）

（５）内部監査の実施状況およびその結果（グループ会社を対象とするものを含む）

（６）その他監査委員会が報告を求める事項

ｃ．ｂに掲げる報告を行った者に対して、不利な取扱いを行わない。

③監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員会は、その職務の遂行上必要と認める費用については、あらかじめ予算を計上する。また、緊急または臨時に支出した費用については、監査委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを負担する。

④その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ａ．監査委員会には常勤の監査委員を置き、原則として常勤の監査委員は社内取締役とする。

ｂ．内部監査部長の選任にあたっては、あらかじめ監査委員会の同意を得る。

ｃ．監査委員会または監査委員会が選定する監査委員は、監査職務を遂行するために必要があるときは、内部監査部長に対して必要な報告または調査を指示する。内部監査部長は、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の指示あるときは、当該指示に従い、必要な対応を講じる。

ｄ．前3項ならびに前記ａ、ｂおよびｃに定めるもののほか、「監査規則」にも留意し、監査委員会と代表執行役等との意思疎通・情報交換を行うための体制を整備するなど監査委員会の監査が実効的に行われるために必要な体制を確保する。

「監査委員会の職務の執行のための体制」の運用状況の概要

監査委員会の職務の執行に資するべく、①から④に記載の体制整備等を実施している。

2．業務の適正を確保するための体制

①執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ａ．経営方針および役職員の行動の基本原則を定めた「住友生命グループ行動憲章」によって、高い企業倫理に則った適正な事業活動の遂行を図る。

ｂ．法令等遵守に関する基本的な枠組みを定めた「法令等遵守方針」、保険募集の適正確保に向けた「保険募集管理方針」、および「内部監査方針」に基づき、以下のとおり法令等遵守を徹底する。

（１）コンプライアンス統括部が全社の法令等遵守に関する事項を一元的に管理する。

（２）内部通報制度を設けるとともに公益通報者の保護を図ることで、自浄機能を高める。

（３）コンプライアンス統括部担当執行役は、法令等遵守に関する重要事項を取締役会に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。

ｃ．執行役の選任にあたっては、候補者の知識経験および社会的信用等を適切に勘案する。

ｄ．市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応方針」に基づき、断固たる態度で組織的に対応することにより、同勢力との関係を遮断し排除する。

「執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」の運用状況の概要

規定、組織等を整備するとともに、管理方針等に即した運用を行っており、適切に機能している。 また、平成29年度においては、職場環境コンプライアンスの徹底、内部通報・相談窓口の認知度向上、および反社会的勢力への対応の効率化等の取組みを行っている。

②執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

保存すべき情報および保存期間を規定する「情報保存規程」に基づき情報の保存および管理を行い、保存期間内の情報を閲覧できるものとする。

「執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」の運用状況の概要

規定、組織等を整備するとともに、管理方針等に即した運用を行っており、適切に機能している。 また、平成29年度においては、文書量の削減および効率的な文書管理に向けた取組み等を実施している。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ａ．全社の統合的なリスク管理に関する基本的な枠組みを定めた「統合的リスク管理方針」、およびリスクの種類に応じた各リスク管理方針に基づき、以下のとおりリスク管理を行う。

（１）リスク管理統括部が全社の統合的なリスク管理を行うとともに、各リスク管理部門が各リスクを管理する。

（２）リスク管理統括部担当執行役は、リスク管理に関する重要事項を取締役会に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。

ｂ．通常のリスク管理だけでは対処できないような危機発生時の対応を定めた「危機管理規程」に基づき、危機対応を行う。また、危機発生により、業務の継続が通常の方法では困難となる場合は、「業務継続計画（ＢＣＰ）」に基づき、重要業務継続に向けた対応を行う。

「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」の運用状況の概要

規定、組織等を整備するとともに、管理方針等に即した運用を行っており、適切に機能している。
また、平成29年度においては、資産運用収益向上への取組みを踏まえた資産運用リスク管理面の対応等、統合的リスク管理の高度化に関する取組みを実施するとともに、大規模災害等対策訓練等の取組みを継続的に行っている。

④執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ａ．組織・事務分掌を定めた「組織規程」および決裁方法・職位を定めた「職務権限規程」等の社内規定に基づき、業務の適切かつ効率的な役割分担と相互牽制を図る。

ｂ．経営計画の枠組みを定めた「経営計画規程」に基づき経営計画を策定し業務を執行するとともに、定期的に振返りを行い必要な改善を図る。

「執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」の運用状況の概要

規定、組織等を整備するとともに、管理方針等に即した運用を行っており、適切に機能している。
また、平成29年度においては、コーポレートガバナンスの不断の改善に向けた取組みや、中期経営計画の下でのＰＤＣＡ機能の向上に向けた取組み、「働き方変革」による生産性向上のための取組み等を行っている。

⑤相互会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ａ．当社およびグループ会社それぞれが高い企業倫理に則り公正な事業活動を行うことで、企業集団の業務の適正が確保されるよう、「住友生命グループ行動憲章」を制定する。

ｂ．「グループ会社経営管理方針」および経営管理に関する契約に基づき、以下の事項を含むグループ会社の経営管理を行う。

（１）グループ会社の経営状況等に関する取締役会または経営政策会議への報告

（２）子会社におけるリスク管理に関する規程の整備およびグループ会社リスク管理計画の策定・定期的な振返り

（３）グループ会社経営管理計画および子会社における年度経営計画の策定・定期的な振返り

（４）子会社における法令等遵守に関する規程の整備およびコンプライアンス・プログラムの策定・定期的な振返り

ｃ．必要に応じて当社の役職員をグループ会社の監査役または取締役として派遣し、グループ会社の内部統制システムの有効性を確認する。

「相互会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要

規定、組織等を整備するとともに、管理方針等に即した運用を行っており、適切に機能している。
また、平成29年度においては、国内グループ会社における自律的なガバナンスの強化、経営管理における関係部門の一層の役割発揮、および海外グループ会社の経営管理の実効性向上等の取組みを行っている。

⑥顧客保護が図られることを確保するための体制

お客さまの保護および利便性の向上に向けた各管理方針に基づき、保険金等の支払をはじめとする保険契約にかかる業務の管理を行うとともに、お客さま情報の保護およびお客さまの利益が不当に害されることがないよう利益相反の管理等を行う。

「顧客保護が図られることを確保するための体制」の運用状況の概要

規定、組織等を整備するとともに、管理方針等に即した運用を行っており、適切に機能している。
また、平成29年度においては、「お客さま本位の業務運営方針」の策定、「お客さま本位推進部」の設置等を通じて、お客さま本位の業務運営を推進するとともに、顧客保護に資する取組みを引き続き実施している。

⑦内部監査の実効性を確保するための体制

内部監査の実効性が確保されるよう「内部監査方針」を定め、以下のとおり内部監査を行う。

ａ．内部監査を受ける各組織等から独立した内部監査部が内部管理態勢等の適切性・有効性を検証し、課題・問題点の発見、内部管理態勢等の評価、改善に向けた提言およびフォローアップを行う。

ｂ．内部監査部の担当執行役は、内部監査に関する重要事項を取締役会に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。

「内部監査の実効性を確保するための体制」の運用状況の概要

規定、組織等を整備するとともに、管理方針等に即した運用を行っており、適切に機能している。
また、平成29年度においては、内部監査部門の組織統合・新体制発足と同時に、内部監査中期計画の初年度として、同計画に定めた視点のうち、特に「内部監査プロセス・品質」に係る課題の改善に取り組み、内部監査の高度化・効率化および内部監査品質の向上が図られていると評価している。

7．その他

＜相互会社制度運営に関する事項＞

1．平成29年9月5日、大阪府において総代候補者選考委員会が開催され、平成31年総代改選についての候補者の選考方針等が決定されました。
2．当年度中の審議員会開催状況は次のとおりです。
　a．平成29年5月25日、東京都において審議員会を開催し、平成28年度事業概況および決算案等について報告しました。
　b．平成29年11月24日、東京都において審議員会を開催し、平成29年度上半期事業概況等について報告しました。
3．当年度中に全国各地の支社等において、合計89回ご契約者懇談会を開催し、1,766名のご契約者に出席いただきました。
4．当年度末現在の社員数は7,029,691名、総代数は177名です。

＜商品に関する事項＞

1．平成29年4月1日、団体信用生命保険がん保障特約および団体信用生命保険リビング・ニーズ特約を発売しました。団体信用生命保険がん保障特約は、被保険者が保険期間中に当社所定の悪性新生物（がん）に罹患したと診断確定された場合に、主契約保険金額と同額のがん保険金をお支払いします。団体信用生命保険リビング・ニーズ特約は、被保険者が保険期間中に余命6か月以内と判断された場合に、主契約保険金額と同額のリビング・ニーズ特約の特約保険金をお支払いします。
2．平成29年4月17日、5年ごと利差配当付指定通貨建終身保険（一時払い）「笑顔の約束」を発売しました。主な特徴は以下のとおりです。
　・契約後一定期間の死亡保険金額（指定通貨（米ドルまたは豪ドル）建）を抑えることで、一定期間経過後の死亡保険金額を高めております。
　・契約後一定期間の死亡保険金額について、一時払保険料の円換算額を最低保証する特約を付加できるほか、一定期間経過後、契約者からの申し出により、円建終身保険に変更することが可能です。
　・契約日から15年経過以後の解約返戻金額（指定通貨建）は、ご契約時に確定します。
3．平成30年3月23日、団体3大疾病保障保険「ホスピタＡ（エース）」を発売しました。主な特徴は以下のとおりです。
　・団体の役員・従業員（被保険者）が3大疾病（がん（悪性新生物）、急性心筋梗塞、脳卒中）に罹患し所定のお支払事由に該当した場合に、被保険者に3大疾病保険金をお支払いします（死亡・高度障害保障はありません）。
　・企業サポート特約を付加することにより、被保険者が3大疾病保険金のお支払い事由に該当した場合に、保険契約者である団体に特約3大疾病保険金をお支払いします。

＜社会・文化貢献活動に関する事項＞

1．住友生命創業110周年記念事業として、健康増進をテーマにした新たな社会貢献事業「スミセイバイタリティアクション」を開始し、トップアスリートによる「親子スポーツイベント」の開催、「ランニングイベント」への協賛、健康増進に関する啓発セミナー等を実施しました。その他、乳がんの早期発見、早期診断、早期治療の大切さを伝えるピンクリボン運動を応援しております。
2．子育て支援に関わる事業として、子育て団体の支援等を行う「未来を強くする子育てプロジェクト」、全国の学童保育等の運営を支援する「スミセイアフタースクールプロジェクト」、子どもの情操教育支援を目的とする「こども絵画コンクール」を実施しました。
3．職員の社会貢献意識の醸成を図るため、各地で職員がボランティア活動を行う「スミセイ・ヒューマニー活動」を推進しました。また、24時間テレビ“愛は地球を救う”に協賛し番組と連携した募金活動を実施しました。
4．環境保護活動の一環として、サンゴ礁の保全に取り組む団体への支援活動「サンゴ礁保全プロジェクト」を実施しました。
5．当年度中に「社会及び契約者福祉増進基金」から総額7億4572万1366円の助成を行いました。その内訳は、子育て支援・次世代応援事業に1億2617万7025円、健康増進事業に1億3289万6775円、地域社会関連事業に564万7566円、地球環境保全事業に1000万円、一般財団法人住友生命福祉文化財団に3億8500万円、公益財団法人住友生命健康財団に8600万円です。

◆社員配当の状況

社員配当金支払の状況

（単位：百万円、%）

社員配当金	平成28年度		平成29年度	
	金額	増加率	金額	増加率
	64,947	△2.8	62,177	△4.3

配当還元割合の状況

$$\text{配当還元割合} = \frac{\text{配当準備金繰入額［528億円］}}{\text{配当準備金繰入額＋内部留保への繰入額［1332億円］}^{(注)}} = 28\%$$

（注）危険準備金、価格変動準備金、価格変動積立金、基金償却準備金・基金償却積立金への繰入額。ただし、金利リスクコントロールに伴い一時的に生じた損益の一部に関する調整を行っております。

配当金のしくみ

ご契約者さまからお払込みいただく保険料は、予定した基礎率（予定利率・予定死亡率・予定事業費率）に基づき計算しております。

生命保険の配当金は、毎年度の決算において予定と実績との間に剰余が生じたとき、ご契約の種類・金額・経過期間などに応じて、ご契約者さまにお返しするものです。

したがって、決算状況によって変動（増減）いたします。

配当金のしくみについて、予定利率を例にご説明いたします。

保険料は、あらかじめ見込まれる運用益（予定利率部分）を差し引いて計算しており、その分が将来の保険金などのお支払いのために必要な金額に対し割安になっております。

そして、この見込まれる運用益よりも運用の実績が上回ったときに配当金をお支払いいたします。…【右図ケース1】

一方で運用の実績が下回ったときには、配当金をお支払いすることができません。ただし、この見込まれる運用益については当社が保証しておりますので、将来の保険金などのお支払いには影響ございません。…【右図ケース2】

配当金のしくみのイメージ
（予定利率部分のみの例）

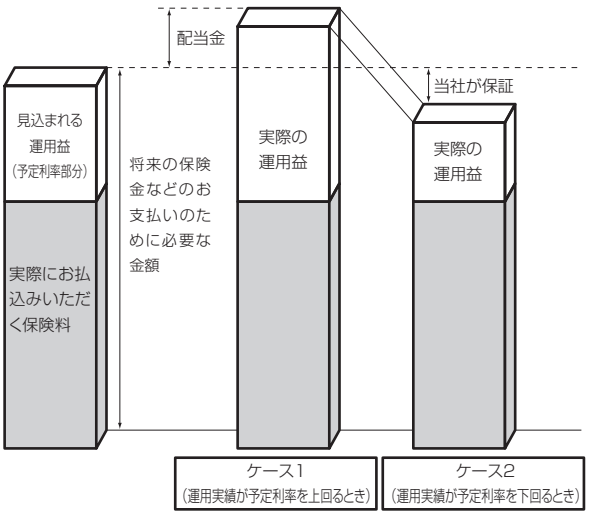

（注）資産運用環境の変化等の影響により、配当金は変動（増減）いたします。

平成29年度決算に基づく社員配当率〈個人保険および個人年金保険の配当〉
5年ごと利差配当タイプ[販売名称：Wステージ等]

配当金　(=①+②、この額がマイナスとなる場合はゼロとします)

①利差益配当

平成29年度決算に基づく単年度分について、据置き

各年度の責任準備金に以下の利差益配当率を乗じた額の合計を基準とした額

(例示)平成10年度契約(予定利率2.90%)の利差益配当率の推移

決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率((A)-(B))
平成25年度	1.30%	2.90%	△1.60%
平成26年度	1.35%		△1.55%
平成27年度	1.35%		△1.55%
平成28年度	1.15%		△1.75%
平成29年度	1.15%		△1.75%

(例示)平成15年度及び平成20年度契約(予定利率1.65%)の利差益配当率の推移

決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率((A)-(B))
平成25年度	1.75%	1.65%	0.10%
平成26年度	1.80%		0.15%
平成27年度	1.80%		0.15%
平成28年度	1.60%		△0.05%
平成29年度	1.60%		△0.05%

(例示)平成25年度契約(予定利率1.25%)の利差益配当率の推移

決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率((A)-(B))
平成25年度	1.75%	1.25%	0.50%
平成26年度	1.80%		0.55%
平成27年度	1.80%		0.55%
平成28年度	1.60%		0.35%
平成29年度	1.60%		0.35%

ただし、下記の契約については、以下のとおりとします。

対　象	利差益配当率	例　示
一時払養老保険	0%	予定利率1.00%の契約…0%
一時払個人年金保険	0%	予定利率1.00%の契約…0%
平成10年7月2日以降の一時払終身保険	0%	予定利率1.40%の契約…0%

②長期継続配当

定期保険特約等　一部増配

契約後経過10年以降(＊)の5年ごとの契約応当日に、その保険料(年換算)に年齢、性別及び保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額

(例示)男性の場合

保険種類			契約時の年齢 30歳	契約時の年齢 50歳
定期保険(特約)	平成19年4月2日以降契約	10年経過時	4.00%	10.00%
	平成19年4月1日以前契約	15年経過時	19.00%	37.50%
		20年経過時	33.50%	37.50%
新介護保障定期保険特約	平成19年4月2日以降契約	10年経過時	24.00%	28.00%
	平成19年4月1日以前契約	15年経過時	29.00%	45.50%
特定疾病保障定期保険(特約)	平成19年4月2日以降契約	10年経過時	2.00%	4.00%
	平成19年4月1日以前契約	15年経過時	9.50%	17.75%
		20年経過時	16.75%	17.75%
重度慢性疾患保障保険(特約)	平成19年4月2日以降契約	10年経過時	2.00%	4.00%

(＊)更新後の場合を含みません。

災害・疾病関係特約　一部増配

災害・疾病関係特約の一部については、契約後経過10年以降(＊)の5年ごとの契約応当日に、その入院給付日額等に年齢、性別及び保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額

(例示)日額1,000円あたり　30歳加入の場合

保険種類			男性	女性
災害入院特約(01)(本人型)	平成19年4月2日以降契約	10年経過時	1,260円	1,085円
	平成19年4月1日以前契約	15年経過時	665円	581円
疾病医療特約(01)(本人型)	平成19年4月2日以降契約	10年経過時	1,470円	0円
	平成19年4月1日以前契約	15年経過時	0円	0円
総合医療特約		10年経過時	1,043円	980円

(＊)更新後の場合を含みません。

3年ごと配当タイプ[販売名称：プライムフィット・ライブワン・Qパック]

配当金　(=①+②、この額がマイナスとなる場合はゼロとします)

①利差益配当

平成29年度決算に基づく単年度分について、据置き

各年度の責任準備金に以下の利差益配当率を乗じた額の合計を基準とした額(＊)

(例示)平成15年度契約、平成18年度契約、平成21年度契約及び平成24年度契約(予定利率1.65%)の利差益配当率の推移

決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率((A)-(B))
平成27年度	1.80%	1.65%	0.15%
平成28年度	1.60%		△0.05%
平成29年度	1.60%		△0.05%

(例示)平成27年度契約(予定利率1.25%)の利差益配当率の推移

決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率((A)-(B))
平成27年度	1.80%	1.25%	0.55%
平成28年度	1.60%		0.35%
平成29年度	1.60%		0.35%

(＊)主契約(保険ファンド)部分の責任準備金は含みません。

②長期継続配当

定期保険特約等　一部増配

契約後経過6年以降(＊)の3年ごとの契約応当日に、その保険料(年換算)に年齢、性別及び保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額

(例示)男性の場合

保険種類			契約時の年齢 30歳	契約時の年齢 50歳
定期保険特約	平成19年4月2日以降契約	6年経過時	4.00%	10.00%
		9年経過時	4.00%	10.00%
	平成19年4月1日以前契約	12年経過時	10.00%	21.00%
		15年経過時	13.00%	26.50%
新介護保障定期保険特約	平成19年4月2日以降契約	6年経過時	8.00%	12.00%
		9年経過時	20.00%	24.00%
	平成19年4月1日以前契約	12年経過時	14.00%	23.00%
		15年経過時	19.00%	30.50%
特定疾病保障定期保険特約	平成19年4月2日以降契約	6年経過時	2.00%	4.00%
		9年経過時	2.00%	4.00%
	平成19年4月1日以前契約	12年経過時	5.00%	9.50%
		15年経過時	6.50%	12.25%
重度慢性疾患保障保険特約	平成19年4月2日以降契約	6年経過時	2.00%	4.00%
		9年経過時	2.00%	4.00%
	平成19年4月1日以前契約	12年経過時	5.00%	9.50%

(＊)更新後の場合を含みません。

災害・疾病関係特約　一部増配

災害・疾病関係特約の一部については、契約後6年以降(＊)の3年ごとの契約応当日に、その入院給付日額等に年齢、性別及び保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額

(例示)日額1,000円あたり　30歳加入の場合

保険種類			男性	女性
災害入院特約(01)(本人型)	平成19年4月2日以降契約	9年経過時	720円	665円
	平成19年4月1日以前契約	12年経過時	252円	301円
		15年経過時	399円	385円
疾病医療特約(01)(本人型)	平成19年4月2日以降契約	9年経過時	840円	0円
	平成19年4月1日以前契約	12年経過時	294円	0円
		15年経過時	0円	0円
総合医療特約		6年経過時	483円	420円
		9年経過時	623円	560円

(＊)更新後の場合を含みません。

毎年配当タイプ

配当金　（=①+②+③+④、この額がマイナスとなる場合はゼロとします）

①利差益配当　据置き

責任準備金に次の利差益配当率を乗じた額

対　象	利差益配当率	例　示
予定利率1％未満の契約	1.20%-予定利率	予定利率0.55％の契約…　0.65％
予定利率1％以上2％以下の契約	1.60%-予定利率	予定利率1.50％の契約…　0.10％
予定利率2％超の契約	1.15%-予定利率	予定利率5.00％の契約…△3.85％

ただし、下記の契約については、上記にかかわらず以下のとおりとします。

対　象	利差益配当率	例　示
平成7年9月1日以降の一時払養老保険	0％	予定利率1.75％の契約…0％
平成10年7月2日以降の一時払個人年金保険	0％	予定利率1.50％の契約…0％
平成10年7月2日以降の一時払終身保険	0％	予定利率2.00％の契約…0％

（変額年金の年金開始後・年金繰下げ期間中の利差益配当は0円）

②死差益配当　増配

（例示）　昭和60年4月2日以降平成2年4月1日以前の終身保険
男性、50歳、危険保険金 100万円につき1,570円

③費差益配当　据置き

（例示）　保険料払込中の契約について
<配当回数2回目以降>
（1）基本部分
平成2年4月2日以降 平成5年4月1日以前の終身保険…保険金 100万円につき250円
<配当回数4回目以降>

保険金額に応じた上乗せ		保険金額100万円につき
（2）	総保険金額が3000万円以上5000万円未満の場合	50円
	総保険金額が5000万円以上の場合	100円
（3）	配当回数5回目毎（配当回数5回目、10回目、15回目…）に総保険金額が2000万円を超える部分	300円

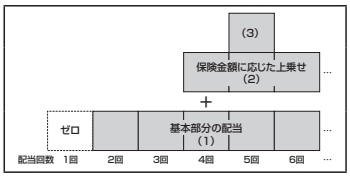

④災害・疾病特約配当　一部増配

（例示）　40歳、男性の場合

保険種類	入院給付日額1,000円につき
新疾病医療特約(87)（本人型）	580円
総合医療特約	170円

【社員配当金額の例示】

<例1> 最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険（新介護収入保障特約(10回タイプ)付加契約）

35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、年金年額240万円
総合医療特約 日額1万円、入院保障充実特約(09) 給付金額10万円

加入年度（経過年数）	保険料（年換算）	受取金額 継続中の契約［配当金］	受取金額 死亡契約［保険金+配当金］
3年ごと配当タイプ			
平成24年度（6年）	142,920円	(8,580) 12,652円	22,519,200円

<例2> 最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険（＊1）（新介護収入保障特約(20年タイプ)付加契約）

35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、年金年額240万円
災害入院特約(01)、疾病医療特約(01)、入院治療重点保障特約（＊2）日額1万円、入院保障充実特約（＊3）給付金額3万円

加入年度（経過年数）	保険料（年換算）	受取金額 継続中の契約［配当金］	受取金額 死亡契約［保険金+配当金］
3年ごと配当タイプ			
平成21年度（9年）	192,240円	(52,384) 54,813円	32,481,600円
平成18年度(12年)	190,764	(　85) 20,381	22,519,200
平成15年度(15年)	186,684	(　116) 39,983	22,519,200

（＊1）平成15年度契約および平成18年度契約はそれぞれ最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険とします。
（＊2）平成15年度契約は入院初期給付特約付加契約とします。
（＊3）平成15年度契約は通院特約付加契約、平成18年度契約は通院特約(04)付加契約とし、日額は3千円とします。

<例3> 最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険（新介護逓減定期保険特約(10年更新型)付加契約）

45歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、初年度保険金額2500万円
総合医療特約　日額1万円、入院保障充実特約(09) 給付金額10万円

加入年度（経過年数）	保険料（年換算）	受取金額 継続中の契約［配当金］	受取金額 死亡契約［保険金+配当金］
3年ごと配当タイプ			
平成24年度（6年）	223,440円	(11,125) 19,965円	18,333,334円

<例4> 最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険（新介護逓減定期保険特約(10年更新型)付加契約）

45歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、初年度保険金額2500万円
災害入院特約(01)、疾病医療特約(01)、入院治療重点保障特約 日額1万円、入院保障充実特約 給付金額3万円

加入年度（経過年数）	保険料（年換算）	受取金額 継続中の契約［配当金］	受取金額 死亡契約［保険金+配当金］
3年ごと配当タイプ			
平成21年度（9年）	213,240円	(40,025) 43,925円	15,000,000円

<例5> 定期付終身保険10倍型(10年更新型)

35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、死亡保険金2,000万円（うち終身部分200万円）
災害入院特約(01)、疾病医療特約(01) 日額1万円、通院特約 日額3千円

加入年度（経過年数）	保険料（＊）（年換算）	受取金額 継続中の契約［配当金］	受取金額 死亡契約［保険金+配当金］
毎年配当タイプ			
平成8年度　(22年)	358,296円	(14,136) 25,618円	20,000,000円

（＊）保険料は55歳時に更新した後の金額です。

<例6> 定期付終身保険10倍型(10年更新型)

35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、死亡保険金2,000万円（うち終身部分200万円）

加入年度（経過年数）	保険料（＊1）（年換算）	受取金額 継続中の契約［配当金（＊2）］	受取金額 死亡契約［保険金+配当金］
毎年配当タイプ			
昭和63年度（30年）	258,816円	(86,840) 115,722円	20,000,000円

（＊1）保険料は55歳時に更新した後の金額です。
（＊2）定期保険特約は保険期間満了時につき配当を2回分お支払いします。

<例7> 定期保険（10年更新型）

45歳加入、男性、口座振替料率、月払、死亡保険金1,000万円
災害入院特約(01)、疾病医療特約(01)、入院治療重点保障特約 日額1万円、通院特約(04) 日額3千円

加入年度（経過年数）	保険料（年換算）	受取金額 継続中の契約［配当金］	受取金額 死亡契約［保険金+配当金］
5年ごと利差配当タイプ			
平成20年度（10年）	126,420円	(42,576) 43,815円	10,000,000円

<例8> 養老保険

30歳加入、30年満期、男性、口座振替料率、月払、保険金100万円

加入年度（経過年数）	保険料（年換算）	受取金額 継続中の契約［配当金］	受取金額 満期・死亡契約［保険金+配当金］
5年ごと利差配当タイプ			
平成20年度（10年）	31,656円	(476)　476円	死亡　1,000,000円
平成15年度（15年）	31,656	(923)　923	死亡　1,000,000
平成10年度（20年）	27,720	(0)　0	死亡　1,000,000
毎年配当タイプ			
平成5年度　(25年)	22,344	(0)　0	死亡　1,000,000
昭和63年度（30年）	21,240	—　—	満期（1,000,000）1,000,000

（注）1.保険料、保険金額は保険ファンド部分を除いた金額です。
2.「死亡契約」、「満期・死亡契約」欄は、満期又は契約応当日以後死亡の場合の受取金額を示します。
<例1>および<例2>については、年金の現価相当額を示します。
<例3>および<例4>については、逓減後の保険金額を示します。
3.「受取金額」欄の( )内の数字は、前年度配当率に基づいて計算した場合を示します。

平成28年度決算に基づく社員配当率〈個人保険および個人年金保険の配当〉
5年ごと利差配当タイプ[販売名称：Wステージ等]

配当金　(=①+②、この額がマイナスとなる場合はゼロとします)

①利差益配当

平成28年度決算に基づく単年度分について、減配

各年度の責任準備金に以下の利差益配当率を乗じた額の合計を基準とした額

(例示)平成9年度契約(予定利率2.90%)の利差益配当率の推移

決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率 ((A)-(B))
平成24年度	1.30%	2.90%	△1.60%
平成25年度	1.30%		△1.60%
平成26年度	1.35%		△1.55%
平成27年度	1.35%		△1.55%
平成28年度	1.15%		△1.75%

(例示)平成14年度、平成19年度および平成24年度契約(予定利率1.65%)の利差益配当率の推移

決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率 ((A)-(B))
平成24年度	1.75%	1.65%	0.10%
平成25年度	1.75%		0.10%
平成26年度	1.80%		0.15%
平成27年度	1.80%		0.15%
平成28年度	1.60%		△0.05%

ただし、下記の契約については、上記にかかわらず以下のとおりとします。

対　象	利差益配当率	例　示
一時払養老保険	0%	予定利率1.00%の契約…0%
一時払個人年金保険	0%	予定利率1.00%の契約…0%
平成10年7月2日以降の一時払終身保険	0%	予定利率1.40%の契約…0%

②長期継続配当

定期保険特約等　一部増配

契約後10年経過時に、その保険料(年換算)に年齢、性別および保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額

(例示)長期継続配当率
男性、平成19年4月2日以降契約の場合

保険種類	契約時の年齢	
	30歳	50歳
定期保険(特約)	3.0%	4.0%
新介護保障定期保険特約	23.0%	23.0%

災害・疾病関係特約　据置き

災害・疾病関係特約の一部については、契約後10年経過時に、その入院給付日額等に年齢、性別および保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額

(例示)長期継続配当率
30歳加入、平成19年4月2日以降契約の場合　(入院給付日額1,000円につき)

保険種類	男性	女性
災害入院特約(01)(本人型)	1,260円	980円
疾病医療特約(01)(本人型)	1,470円	0円
総合医療特約	980円	980円

3年ごと配当タイプ[販売名称：ライブワン・Qパック]

配当金　(=①+②、この額がマイナスとなる場合はゼロとします)

①利差益配当

平成28年度決算に基づく単年度分について、減配

各年度の責任準備金に以下の利差益配当率を乗じた額の合計を基準とした額(＊)

(例示)平成14年度契約、平成17年度契約、平成20年度契約および平成23年度契約(予定利率1.65%)の利差益配当率の推移

決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率 ((A)-(B))
平成26年度	1.80%	1.65%	0.15%
平成27年度	1.80%		0.15%
平成28年度	1.60%		△0.05%

(例示)平成26年度契約(予定利率1.25%)の利差益配当率の推移

決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率 ((A)-(B))
平成26年度	1.80%	1.25%	0.55%
平成27年度	1.80%		0.55%
平成28年度	1.60%		0.35%

(＊)主契約(保険ファンド)部分の責任準備金は含みません。

②長期継続配当

定期保険特約等　一部増配

契約後6年経過時および9年経過時に、その保険料(年換算)に年齢、性別および保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額

(例示)長期継続配当率
男性、平成19年4月2日以降契約の場合

保険種類		契約時の年齢	
		30歳	50歳
定期保険特約	6年経過時	0.6%	0.8%
	9年経過時	2.4%	3.2%
新介護保障定期保険特約	6年経過時	4.6%	4.6%
	9年経過時	18.4%	18.4%

災害・疾病関係特約　据置き

災害・疾病関係特約の一部については、契約後6年経過時および9年経過時に、その入院給付日額等に年齢、性別および保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額

(例示)長期継続配当率
30歳加入、平成19年4月2日以降契約の場合　(入院給付日額1,000円につき)

保険種類		男性	女性
災害入院特約(01)(本人型)	6年経過時	540円	420円
	9年経過時	720円	560円
疾病医療特約(01)(本人型)	6年経過時	630円	0円
	9年経過時	840円	0円
総合医療特約	6年経過時	420円	420円
	9年経過時	560円	560円

毎年配当タイプ

配当金　(=①+②+③+④、この額がマイナスとなる場合はゼロとします)

①利差益配当　減配

責任準備金に次の利差益配当率を乗じた額

対　象	利差益配当率	例　示
予定利率2%以下の契約	1.60%-予定利率	予定利率1.50%の契約…　0.10%
予定利率2%超の契約	1.15%-予定利率	予定利率5.00%の契約…△3.85%

ただし、下記の契約については、上記にかかわらず以下のとおりとします。

対　象	利差益配当率	例　示
平成7年9月1日以降の一時払養老保険	0%	予定利率1.75%の契約…0%
平成10年7月2日以降の一時払個人年金保険	0%	予定利率1.50%の契約…0%
平成10年7月2日以降の一時払終身保険	0%	予定利率2.00%の契約…0%

(変額年金の年金開始後・年金繰下げ期間中の利差益配当は0円)

②死差益配当　増配

(例示)　昭和60年4月2日以降平成2年4月1日以前の終身保険
男性、50歳、危険保険金 100万円につき1,320円

③費差益配当　据置き

(例示)　保険料払込中の契約について
<配当回数2回目以降>
(1)基本部分
平成2年4月2日以降 平成5年4月1日以前の終身保険…保険金 100万円につき250円
<配当回数4回目以降>

保険金額に応じた上乗せ		保険金額100万円につき
(2)	総保険金額が3000万円以上5000万円未満の場合	50円
	総保険金額が5000万円以上の場合	100円
(3)	配当回数5回目毎(配当回数5回目、10回目、15回目…)に総保険金額が2000万円を超える部分	300円

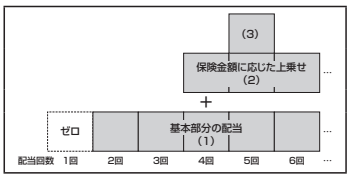

④災害・疾病特約配当　据置き

(例示)　40歳、男性の場合

保険種類	入院給付日額1,000円につき
新疾病医療特約(87) (本人型)	580円
総合医療特約	100円

【社員配当金額の例示】

<例1> 最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険
(新介護収入保障特約(10回タイプ)付加契約)
35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、年金年額240万円
総合医療特約 日額1万円、入院保障充実特約(09) 給付金額10万円

加入年度(経過年数)	保険料(*)(年換算)	受取金額	
		継続中の契約[配当金]	死亡契約[保険金(*)+配当金]
3年ごと配当タイプ			
平成23年度(6年)	142,920円	(8,194) 8,671円	22,519,200円

(*)保険料、保険金額は主契約(保険ファンド)部分を除いた金額です。

<例2> 最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険
(新介護収入保障特約(20年タイプ)付加契約)
35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、年金年額240万円
災害入院特約(01)、疾病医療特約(01)、入院治療重点保障特約 日額1万円
通院特約(04) 日額3千円

加入年度(経過年数)	保険料(*)(年換算)	受取金額	
		継続中の契約[配当金]	死亡契約[保険金(*)+配当金]
3年ごと配当タイプ			
平成20年度(9年)	192,240円	(54,416) 57,668円	32,481,600円

(*)保険料、保険金額は主契約(保険ファンド)部分を除いた金額です。

<例3> 最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険
(新介護逓減定期保険特約(10年更新型)付加契約)
45歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、初年度保険金額(*) 2,500万円
総合医療特約 日額1万円、入院保障充実特約(09) 給付金額10万円

加入年度(経過年数)	保険料(*)(年換算)	受取金額	
		継続中の契約[配当金]	死亡契約[保険金(*)+配当金]
3年ごと配当タイプ			
平成23年度(6年)	223,440円	(10,425) 11,225円	18,333,334円

(*)保険料、保険金額は主契約(保険ファンド)部分を除いた金額です。

<例4> 最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険
(新介護逓減定期保険特約(10年更新型)付加契約)
45歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、初年度保険金額(*) 2,500万円
災害入院特約(01)、疾病医療特約(01)、入院治療重点保障特約 日額1万円
通院特約(04) 日額3千円

加入年度(経過年数)	保険料(*)(年換算)	受取金額	
		継続中の契約[配当金]	死亡契約[保険金(*)+配当金]
3年ごと配当タイプ			
平成20年度(9年)	214,500円	(47,015) 50,540円	15,000,000円

(*)保険料、保険金額は主契約(保険ファンド)部分を除いた金額です。

<例5> 定期付終身保険10倍型(10年更新型)
35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、死亡保険金2,000万円(うち終身部分200万円)
災害入院特約(01)、疾病医療特約(01) 日額1万円、通院特約 日額3千円

加入年度(経過年数)	保険料(*)(年換算)	受取金額	
		継続中の契約[配当金]	死亡契約[保険金+配当金]
毎年配当タイプ			
平成7年度　(22年)	351,144円	(3,250) 10,238円	20,000,000円

(*)保険料は55歳時に更新した後の金額です。

<例6> 定期付終身保険10倍型(10年更新型)
35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、死亡保険金2,000万円(うち終身部分200万円)

加入年度(経過年数)	保険料(*1)(年換算)	受取金額	
		継続中の契約[配当金(*2)]	死亡契約[保険金+配当金]
毎年配当タイプ			
昭和62年度(30年)	258,816円	(66,416) 86,840円	20,000,000円

(*1)保険料は55歳時に更新した後の金額です。
(*2)定期保険特約は保険期間満了時につき配当を2回分お支払いします。

<例7> 定期保険(10年更新型)
45歳加入、男性、口座振替料率、月払、死亡保険金1,000万円
災害入院特約(01)、疾病医療特約(01)、入院治療重点保障特約 日額1万円
通院特約(04) 日額3千円

加入年度(経過年数)	保険料(年換算)	受取金額	
		継続中の契約[配当金]	死亡契約[保険金+配当金]
5年ごと利差配当タイプ			
平成19年度(10年)	126,420円	(40,170) 42,616円	10,000,000円

<例8> 養老保険
30歳加入、30年満期、男性、口座振替料率、月払、保険金100万円

加入年度(経過年数)	保険料(年換算)	受取金額	
		継続中の契約[配当金]	満期・死亡契約[保険金+配当金]
5年ごと利差配当タイプ			
平成19年度(10年)	31,656円	(1,397)　862円	死亡　1,000,000円
平成14年度(15年)	31,656	(2,392) 1,544	死亡　1,000,000
平成9年度　(20年)	27,720	(　0)　0	死亡　1,000,000
毎年配当タイプ			
平成4年度　(25年)	20,664	(　0)　0	死亡　1,000,000
昭和62年度(30年)	21,240	—　—	満期(1,000,000) 1,000,000

(注) 1.「死亡契約」、「満期・死亡契約」欄は、満期又は契約応当日以後死亡の場合の受取金額を示します。
<例1>および<例2>については、年金の現価相当額を示します。
<例3>および<例4>については、逓減後の保険金額を示します。
2.「受取金額」欄の(　)内の数字は、前年度配当率に基づいて計算した場合を示します。

◆計算書類関係

1 貸借対照表

（単位：百万円）

科　目	平成28年度末（平成29年3月31日現在）金額	平成29年度末（平成30年3月31日現在）金額
（資産の部）		
現金及び預貯金	878,754	1,301,620
現　金	184	173
預貯金	878,570	1,301,447
コールローン	203,345	187,361
買入金銭債権	230,518	283,252
有価証券	24,732,137	25,819,731
国　債	10,320,018	10,160,111
地方債	141,330	147,445
社　債	3,020,333	3,134,969
株　式	1,911,643	2,091,344
外国証券	9,070,061	10,118,472
その他の証券	268,750	167,387
貸付金	2,972,689	2,781,305
保険約款貸付	303,290	294,742
一般貸付	2,669,398	2,486,563
有形固定資産	583,856	576,228
土　地	370,032	359,040
建　物	207,876	200,987
リース資産	1,146	344
建設仮勘定	902	11,613
その他の有形固定資産	3,897	4,242
無形固定資産	28,160	36,885
ソフトウェア	15,983	16,845
その他の無形固定資産	12,176	20,039
代理店貸	0	1
再保険貸	235	163
その他資産	273,807	396,590
未収金	51,734	21,602
前払費用	6,855	3,497
未収収益	116,360	125,990
預託金	4,001	3,910
先物取引差入証拠金	337	186
金融派生商品	37,539	228,563
金融商品等差入担保金	48,810	—
仮払金	4,620	9,563
その他の資産	3,548	3,276
繰延税金資産	124,609	154,714
貸倒引当金	△1,132	△921
資産の部合計	30,026,983	31,536,934

科　目	平成28年度末（平成29年3月31日現在）金額	平成29年度末（平成30年3月31日現在）金額
（負債の部）		
保険契約準備金	25,604,632	26,147,799
支払備金	140,787	111,680
責任準備金	25,217,893	25,800,570
社員配当準備金	245,951	235,548
再保険借	145	158
社　債	354,480	499,924
その他負債	1,847,064	2,523,022
売現先勘定	556,909	860,119
債券貸借取引受入担保金	702,759	1,116,092
未払法人税等	12,114	28,742
未払金	61,514	130,976
未払費用	42,759	40,102
前受収益	1,504	1,351
預り金	62,260	65,141
預り保証金	29,971	29,777
金融派生商品	312,868	37,938
金融商品等受入担保金	3,175	147,588
リース債務	1,111	329
資産除去債務	1,734	1,756
仮受金	6,082	8,126
その他の負債	52,298	54,982
退職給付引当金	45,448	32,082
価格変動準備金	502,347	656,947
再評価に係る繰延税金負債	16,061	13,257
負債の部合計	28,370,180	29,873,192
（純資産の部）		
基　金	170,000	100,000
基金償却積立金	469,000	539,000
再評価積立金	2	2
剰余金	373,478	319,499
損失填補準備金	5,204	5,404
その他剰余金	368,274	314,095
基金償却準備金	119,600	77,000
価格変動積立金	165,000	165,000
社会及び契約者福祉増進基金	1,496	1,450
別途積立金	223	223
当期未処分剰余金	81,954	70,421
基金等合計	1,012,481	958,502
その他有価証券評価差額金	704,140	768,377
繰延ヘッジ損益	△358	573
土地再評価差額金	△59,460	△63,710
評価・換算差額等合計	644,321	705,239
純資産の部合計	1,656,802	1,663,742
負債及び純資産の部合計	30,026,983	31,536,934

2 損益計算書

（単位：百万円）

科　目	平成28年度（自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日）金額	平成29年度（自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日）金額
経常収益	4,153,242	3,400,872
保険料等収入	3,315,480	2,508,579
保険料	3,311,796	2,505,129
再保険収入	644	463
準備金受入金	3,039	2,986
資産運用収益	744,052	758,732
利息及び配当金等収入	588,852	613,474
預貯金利息	64	4,107
有価証券利息・配当金	505,535	530,326
貸付金利息	37,695	33,303
不動産賃貸料	38,997	36,112
その他利息配当金	6,559	9,625
売買目的有価証券運用益	108	401
有価証券売却益	88,036	78,714
有価証券償還益	16,578	5,065
為替差益	8,810	—
貸倒引当金戻入額	102	203
その他運用収益	522	2,104
特別勘定資産運用益	41,041	58,769
その他経常収益	93,708	133,560
年金特約取扱受入金	12,590	9,077
保険金据置受入金	54,027	62,126
支払備金戻入額	9,884	29,107
退職給付引当金戻入額	2,513	13,366
その他の経常収益	14,693	19,882
経常費用	3,924,448	3,170,939
保険金等支払金	1,999,214	1,972,330
保険金	519,829	589,860
年　金	703,740	634,251
給付金	288,931	274,834
解約返戻金	418,593	421,811
その他返戻金	67,285	50,654
再保険料	833	917
責任準備金等繰入額	1,285,845	582,716
責任準備金繰入額	1,285,724	582,677
社員配当金積立利息繰入額	121	39
資産運用費用	176,580	175,540
支払利息	7,698	18,507
有価証券売却損	39,074	43,629
有価証券評価損	6	276
金融派生商品費用	107,144	89,723
為替差損	—	2,286
賃貸用不動産等減価償却費	9,152	8,768
その他運用費用	13,504	12,349
事業費	346,894	328,569
その他経常費用	115,913	111,782
保険金据置支払金	63,989	60,876
税　金	28,078	24,232
減価償却費	13,337	13,433
その他の経常費用	10,508	13,239
経常利益	228,793	229,933
特別利益	17,033	17,632
固定資産等処分益	17,033	17,632
特別損失	156,646	179,938
固定資産等処分損	5,369	1,621
減損損失	341	6,369
価格変動準備金繰入額	150,200	154,600
不動産圧縮損	—	16,601
社会及び契約者福祉増進助成金	735	745
税引前当期純剰余	89,180	67,626
法人税及び住民税	47,908	60,403
法人税等調整額	△44,992	△58,199
法人税等合計	2,915	2,204
当期純剰余	86,264	65,422

3 基金等変動計算書

平成28年度(自　平成28年4月1日　至　平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	基金等											評価・換算差額等				純資産合計
				剰余金												
					その他剰余金											
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	損失塡補準備金	基金償却準備金	価格変動積立金	社会及び契約者福祉増進基金	別途積立金	当期未処分剰余金	剰余金合計	基金等合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	200,000	439,000	2	5,004	116,600	165,000	1,531	223	87,894	376,253	1,015,256	717,257	–	△64,505	652,752	1,668,008
当期変動額																
社員配当準備金の積立									△51,548	△51,548	△51,548					△51,548
損失塡補準備金の積立				200					△200	–	–					–
基金償却積立金の積立		30,000									30,000					30,000
基金利息の支払									△2,445	△2,445	△2,445					△2,445
当期純剰余									86,264	86,264	86,264					86,264
基金の償却	△30,000										△30,000					△30,000
基金償却準備金の積立					33,000				△33,000	–	–					–
基金償却準備金の取崩					△30,000					△30,000	△30,000					△30,000
社会及び契約者福祉増進基金の積立							700		△700	–	–					–
社会及び契約者福祉増進基金の取崩							△735		735	–	–					–
土地再評価差額金の取崩									△5,045	△5,045	△5,045					△5,045
基金等以外の項目の当期変動額(純額)												△13,117	△358	5,045	△8,430	△8,430
当期変動額合計	△30,000	30,000	–	200	3,000	–	△35	–	△5,939	△2,774	△2,774	△13,117	△358	5,045	△8,430	△11,205
当期末残高	170,000	469,000	2	5,204	119,600	165,000	1,496	223	81,954	373,478	1,012,481	704,140	△358	△59,460	644,321	1,656,802

平成29年度(自　平成29年4月1日　至　平成30年3月31日)

(単位：百万円)

	基金等											評価・換算差額等				純資産合計
				剰余金												
					その他剰余金											
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	損失塡補準備金	基金償却準備金	価格変動積立金	社会及び契約者福祉増進基金	別途積立金	当期未処分剰余金	剰余金合計	基金等合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	170,000	469,000	2	5,204	119,600	165,000	1,496	223	81,954	373,478	1,012,481	704,140	△358	△59,460	644,321	1,656,802
当期変動額																
社員配当準備金の積立									△51,735	△51,735	△51,735					△51,735
損失塡補準備金の積立				200					△200	–	–					–
基金償却積立金の積立		70,000									70,000					70,000
基金利息の支払									△1,918	△1,918	△1,918					△1,918
当期純剰余									65,422	65,422	65,422					65,422
基金の償却	△70,000										△70,000					△70,000
基金償却準備金の積立					27,400				△27,400	–	–					–
基金償却準備金の取崩					△70,000					△70,000	△70,000					△70,000
社会及び契約者福祉増進基金の積立							700		△700	–	–					–
社会及び契約者福祉増進基金の取崩							△745		745	–	–					–
土地再評価差額金の取崩									4,252	4,252	4,252					4,252
基金等以外の項目の当期変動額(純額)												64,236	931	△4,250	60,918	60,918
当期変動額合計	△70,000	70,000	–	200	△42,600	–	△45	–	△11,533	△53,979	△53,979	64,236	931	△4,250	60,918	6,939
当期末残高	100,000	539,000	2	5,404	77,000	165,000	1,450	223	70,421	319,499	958,502	768,377	573	△63,710	705,239	1,663,742

4 剰余金処分に関する決議

(単位：百万円)

科　目	平成28年度 (自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日)	平成29年度 (自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日)
当期未処分剰余金	81,954	70,421
剰余金処分額	81,954	70,421
社員配当準備金	51,735	52,804
差引純剰余金	30,218	17,616
損失塡補準備金	200	200
基金利息	1,918	1,116
任意積立金	28,100	16,300
基金償却準備金	27,400	15,600
社会及び契約者福祉増進基金	700	700

5 剰余金処分における社員配当準備金等の積立割合と資本基盤充実のための方策について

当社は、定款により、剰余金処分において社員配当準備金等に積み立てる金額を保険業法施行規則第30条の４で定める金額*の100分の20以上としています。平成29年度の剰余金処分においては、社員配当準備金に52,804百万円を繰り入れる一方で、基金償却準備金15,600百万円を積み立てており、剰余金処分における社員配当準備金等の積立割合は99.8％となりました。

当社はこれまで資本基盤充実への取組みとして、ご契約者への配当とのバランスに留意しながら基金償却準備金や価格変動積立金の積立てなどを行ってきており、今後とも資本基盤の充実に取り組んでまいります。

＊当期未処分剰余金から、任意積立金目的取崩額、基金利息の支払額、損失塡補準備金に積み立てる額および基金償却準備金に積み立てる額(一定の上限の範囲内)の合計額を控除した金額です。ただし、保険業法第55条第2項に規定する額を限度とします。

重要な会計方針

平成28年度（自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日）	平成29年度（自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日）
1. 有価証券等の評価基準及び評価方法 (1) 有価証券（預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会　業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第110条第2項に規定する子会社等が発行する株式）については原価法、その他有価証券のうち、時価のある株式については3月中の市場価格の平均に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のあるそれ以外のものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法によっております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (2) 個人保険・個人年金保険、企業年金保険等に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会　業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。 (3) デリバティブ取引の評価は時価法によっております。 2. 有形固定資産の減価償却の方法 有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。 建物 定額法によっております。 リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース期間に基づく定額法によっております。 その他の有形固定資産 定率法によっております。 3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。 4. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、38百万円です。	1. 有価証券等の評価基準及び評価方法 (1) 有価証券（預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会　業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第110条第2項に規定する子会社等が発行する株式）については原価法、その他有価証券のうち、時価のある株式については3月中の市場価格の平均に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のあるそれ以外のものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法によっております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (2) 個人保険・個人年金保険、企業年金保険等に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会　業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。 (3) デリバティブ取引の評価は時価法によっております。 2. 有形固定資産の減価償却の方法 有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。 建物 定額法によっております。 リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース期間に基づく定額法によっております。 その他の有形固定資産 定率法によっております。 3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。 4. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、36百万円です。

平成28年度（自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日）

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付に係る会計処理の方法は、次のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	翌期から　8年

退職給付に関する事項は、次のとおりです。

①採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

なお、退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。

②確定給付制度

イ. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	296,319百万円
勤務費用	12,864百万円
利息費用	4,364百万円
数理計算上の差異の当期発生額	2,699百万円
退職給付の支払額	△21,292百万円
期末における退職給付債務	294,955百万円

ロ. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	268,727百万円
期待運用収益	2,361百万円
数理計算上の差異の当期発生額	20,952百万円
事業主からの拠出額	10,211百万円
退職給付の支払額	△9,640百万円
期末における年金資産	292,612百万円

ハ. 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	294,955百万円
年金資産	△292,612百万円
	2,342百万円
未認識数理計算上の差異	43,105百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	45,448百万円
退職給付引当金	45,448百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	45,448百万円

ニ. 退職給付に関連する損益

勤務費用	12,864百万円
利息費用	4,364百万円
期待運用収益	△2,361百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	4,482百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	19,349百万円

ホ. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

株　式	42％
生命保険一般勘定	42％
投資信託	6％
債　券	5％
その他	5％
合　計	100％

年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が45％含まれています。

ヘ. 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

ト. 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりです。

割引率	1.473％
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	1.5％
退職給付信託	0.0％

③確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、892百万円です。

5. 価格変動準備金の計上基準

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。

平成29年度（自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日）

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付に係る会計処理の方法は、次のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	翌期から　8年
過去勤務費用の処理年数	3年

退職給付に関する事項は、次のとおりです。

①採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

なお、退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。

②確定給付制度

イ. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	294,955百万円
勤務費用	12,760百万円
利息費用	4,331百万円
数理計算上の差異の当期発生額	2,702百万円
退職給付の支払額	△18,501百万円
過去勤務費用の当期発生額	△11,385百万円
期末における退職給付債務	284,862百万円

ロ. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	292,612百万円
期待運用収益	4,816百万円
数理計算上の差異の当期発生額	11,019百万円
事業主からの拠出額	6,388百万円
退職給付の支払額	△7,218百万円
期末における年金資産	307,619百万円

ハ. 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	284,862百万円
年金資産	△307,619百万円
	△22,756百万円
未認識数理計算上の差異	43,769百万円
未認識過去勤務費用	11,069百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	32,082百万円
退職給付引当金	32,082百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	32,082百万円

ニ. 退職給付に関連する損益

勤務費用	12,760百万円
利息費用	4,331百万円
期待運用収益	△4,816百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△7,653百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△316百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	4,305百万円

ホ. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

株　式	43％
生命保険一般勘定	41％
投資信託	6％
債　券	5％
その他	5％
合　計	100％

年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が47％含まれています。

ヘ. 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

ト. 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりです。

割引率	1.473％
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	3.0％
退職給付信託	0.0％

③確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、930百万円です。

5. 価格変動準備金の計上基準

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。

平成28年度（自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日）	平成29年度（自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日）
6. ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、外貨建債券、外貨建社債（負債）等に対する為替リスクのヘッジとして時価ヘッジ、並びに為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っております。 なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。	6. ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、外貨建債券、外貨建社債（負債）等に対する為替リスクのヘッジとして時価ヘッジ、並びに為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っております。 なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。
7. 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。	7. 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
8. 責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。 (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号） (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式 なお、平成18年4月1日以降年金開始した個人年金保険契約（予定利率変動型無配当個人年金保険（一時払い）を除く）については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎（平成8年大蔵省告示第48号）を適用（ただし、平成18年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表2007（年金開始後用）を適用）して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。	8. 責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。 (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号） (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式 なお、平成18年4月1日以降年金開始した個人年金保険契約（予定利率変動型無配当個人年金保険（一時払い）を除く）については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎（平成8年大蔵省告示第48号）を適用（ただし、平成18年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表2007（年金開始後用）を適用）して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。
9. 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。	9. 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

追加情報

平成28年度（自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日）	平成29年度（自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日）
1. 連結納税制度の適用 当社及び一部の連結子会社は、平成28年12月に連結納税制度の承認申請を行い、翌期より連結納税制度が適用されることとなったため、当期より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）」（平成27年1月16日　企業会計基準委員会　実務対応報告第5号）、「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その2）」（平成27年1月16日　企業会計基準委員会　実務対応報告第7号）に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。	1. 連結納税制度の適用 当期より当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

注記事項（貸借対照表関係）

平成28年度（平成29年3月31日現在）	平成29年度（平成30年3月31日現在）
1. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、３カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、877百万円です。なお、それぞれの内訳は、以下のとおりです。 貸付金のうち、破綻先債権額はありません。延滞債権額は、877百万円です。 上記取立不能見込額の直接減額は、延滞債権額、24百万円です。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金で破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金、並びに資産の自己査定上の「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に対する貸付金で未収利息が発生しないものです。 貸付金のうち、３カ月以上延滞債権額は、0百万円です。 なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として３カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額はありません。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。	1. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、３カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、909百万円です。なお、それぞれの内訳は、以下のとおりです。 貸付金のうち、破綻先債権額はありません。延滞債権額は、909百万円です。 上記取立不能見込額の直接減額は、延滞債権額、22百万円です。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金で破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金、並びに資産の自己査定上の「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に対する貸付金で未収利息が発生しないものです。 貸付金のうち、３カ月以上延滞債権額はありません。 なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として３カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額はありません。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。
2. 有形固定資産の減価償却累計額は、414,720百万円です。	2. 有形固定資産の減価償却累計額は、417,823百万円です。
3. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、1,243,010百万円です。なお、負債の額も同額です。	3. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、986,044百万円です。なお、負債の額も同額です。
4. 子会社等に対する金銭債権の総額は、822百万円、金銭債務の総額は、8,159百万円です。	4. 子会社等に対する金銭債権の総額は、49,198百万円、金銭債務の総額は、11,554百万円です。
5. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。 当期首現在高　259,228百万円 前期剰余金よりの繰入額　51,548百万円 当期社員配当金支払額　64,947百万円 利息による増加等　121百万円 当期末現在高　245,951百万円	5. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。 当期首現在高　245,951百万円 前期剰余金よりの繰入額　51,735百万円 当期社員配当金支払額　62,177百万円 利息による増加等　39百万円 当期末現在高　235,548百万円
6. 子会社等の株式の総額は、638,081百万円です。	6. 子会社等の株式の総額は、645,489百万円です。
7. 担保に提供している資産の額は、有価証券1,148,005百万円です。	7. 担保に提供している資産の額は、有価証券1,473,833百万円です。
8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日　平成13年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法	8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日　平成13年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法
9. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、1,676,673百万円です。	9. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、2,962,410百万円です。
10. 消費貸借契約で借り入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有し、当期末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は80,949百万円であり、担保に差し入れているものはありません。	10. 消費貸借契約で借り入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有し、当期末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は157,703百万円であり、担保に差し入れているものはありません。
11. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は、703,784百万円です。	11. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は、768,952百万円です。
12. 基金30,000百万円の償却に伴い、同額の基金償却準備金を保険業法第56条の規定により基金償却積立金へ振り替えております。	12. 基金70,000百万円の償却に伴い、同額の基金償却準備金を保険業法第56条の規定により基金償却積立金へ振り替えております。
13. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、12,140百万円です。	13. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、10,149百万円です。
14. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び外貨建劣後特約付社債です。	14. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び外貨建劣後特約付社債です。
15. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当期末における当社の今後の負担見積額は、40,722百万円です。 なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。	15. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当期末における当社の今後の負担見積額は、39,400百万円です。 なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

平成28年度（平成29年3月31日現在）	平成29年度（平成30年3月31日現在）
16. 繰延税金資産の総額は、421,812百万円、繰延税金負債の総額は、284,849百万円です。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、12,353百万円です。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 182,721百万円、価格変動準備金 140,456百万円及び退職給付引当金 45,285百万円です。 繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額273,289百万円です。 当期における税効果会計適用後の法人税等の負担率は3.2％であり、法定実効税率28.20％との差異の主な内訳は、社員配当準備金繰入額△16.6％、受取配当等の益金不算入額△6.1％です。	16. 繰延税金資産の総額は、476,915百万円、繰延税金負債の総額は、310,008百万円です。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、12,191百万円です。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 195,372百万円、価格変動準備金 183,682百万円及び退職給付引当金 41,493百万円です。 繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額298,220百万円です。 当期における税効果会計適用後の法人税等の負担率は3.2％であり、法定実効税率28.20％との差異の主な内訳は、社員配当準備金繰入額△23.0％です。
17. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は、45百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は、112百万円です。	17. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は、12百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は、1,155百万円です。
18. 当社では、東京都その他の地域において、賃貸等不動産（賃貸用オフィスビル等（土地を含む））を有しており、当期末における当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額は402,828百万円、時価は443,679百万円です。 なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。 また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務1,360百万円を計上しております。	18. 当社では、東京都その他の地域において、賃貸等不動産（賃貸用オフィスビル等（土地を含む））を有しており、当期末における当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額は389,919百万円、時価は464,822百万円です。 なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。 また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務1,383百万円を計上しております。

注記事項（金融商品関係）

平成28年度（自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日）

金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりです。

(1)金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理（ALM）を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

当社の主な金融商品のうち、公社債（国債、地方債及び社債）については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク）及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式（外国証券の中に含まれる株式を含む）については、市場リスク（株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。
貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産及び外貨建負債の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション・通貨スワップ取引、主に株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・先渡・オプション取引、主に固定利付資産の市場金利の変動による価格変動リスクをヘッジする目的で行っている債券先物・オプション・金利スワップション取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。
為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、主に外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。
なお、会計基準等に基づき、為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っているもの、並びに金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理方針」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、「資産運用リスク管理規程」において、金融商品に関する資産運用リスクである「市場リスク」「信用リスク」のそれぞれについてリスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に方針及び諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。
市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミット（含み損益や売却損益を考慮）と比較することで管理しております。なお、資産・負債ポートフォリオの価値は日々変動するため、モニタリングは日次ベースで行っております。
信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

当期末における主な金融商品に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	878,754	878,754	—
うち、その他有価証券	609,980	609,980	—
コールローン	203,345	203,345	—
買入金銭債権	230,518	231,958	1,439
うち、その他有価証券	196,810	196,810	—
有価証券※1	23,750,503	26,082,142	2,331,638
売買目的有価証券	1,117,627	1,117,627	—
満期保有目的の債券	1,942,014	2,303,448	361,434
責任準備金対応債券	11,088,673	13,056,296	1,967,623
子会社株式及び関連会社株式	33,173	35,754	2,580
その他有価証券	9,569,013	9,569,013	—
貸付金	2,972,689		
貸倒引当金※2	△912		
	2,971,776	3,019,717	47,940
社債	354,480	366,595	12,115
売現先勘定	556,909	556,909	—
債券貸借取引受入担保金	702,759	702,759	—
デリバティブ取引※3	(275,329)	(275,329)	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	(19,407)	(19,407)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(255,922)	(255,922)	—

※1 非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては含めておりません。当該非上場株式等の当期末における貸借対照表計上額は981,634百万円です。
※2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

① 現金及び預貯金、コールローン
帳簿価額を時価としております。ただし、預貯金のうち「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取扱うものは、3月末日の市場価格等によっております。

② 買入金銭債権
3月末日の市場価格等によっております。

③ 有価証券
その他有価証券のうち時価のある株式については、3月中の市場価格の平均によっております。
それ以外の有価証券については、3月末日の市場価格等によっております。

④ 貸付金
保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。
一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。
破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、原則として直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

平成28年度（自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日）

負 債

① 社債
3月末日の市場価格等によっております。

② 売現先勘定、債券貸借取引受入担保金
時価が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引
3月末日の市場価格等によっております。
なお、為替予約及び通貨スワップの振当処理によるものはヘッジ対象とされている有価証券、貸付金及び社債と一体として処理されているため、その時価は当該有価証券、貸付金及び社債の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

（注２）有価証券（「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取扱うものを含む）に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

①満期保有目的の債券 （単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	435,999	467,721	31,722
	外国証券（公社債）	1,506,014	1,835,726	329,712
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	—	—	—
	外国証券（公社債）	—	—	—
合計		1,942,014	2,303,448	361,434

②責任準備金対応債券 （単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	10,370,228	12,390,054	2,019,825
	外国証券（公社債）	93,773	97,379	3,606
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	593,160	537,900	△55,260
	外国証券（公社債）	31,511	30,962	△548
合計		11,088,673	13,056,296	1,967,623

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③その他有価証券 （単位：百万円）

	種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	譲渡性預金	—	—	—
	買入金銭債権	128,437	134,786	6,349
	公社債	1,157,758	1,240,808	83,050
	株式	684,042	1,492,781	808,738
	外国証券	2,862,019	3,052,982	190,963
	公社債	2,825,383	3,015,533	190,150
	株式等	36,636	37,448	812
	その他の証券	102,526	116,596	14,070
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	譲渡性預金	610,000	609,980	△19
	買入金銭債権	62,499	62,024	△475
	公社債	326,363	321,695	△4,668
	株式	100,158	91,851	△8,307
	外国証券	3,347,280	3,228,069	△119,211
	公社債	3,311,499	3,192,385	△119,114
	株式等	35,781	35,684	△97
	その他の証券	24,895	24,229	△665
合計		9,405,982	10,375,805	969,822

（注３）金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、社債及びその他負債の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超５年以内	5年超10年以内	10年超
預貯金	878,589	—	—	—
コールローン	203,345	—	—	—
買入金銭債権	39,760	1,242	452	183,196
有価証券	624,666	2,226,308	5,125,845	12,250,045
満期保有目的の債券	20,342	238,908	635,931	1,044,531
責任準備金対応債券	217,218	529,041	1,334,051	8,950,657
その他有価証券	387,105	1,458,358	3,155,862	2,254,856
貸付金※	1,203,855	659,320	534,394	223,828
社債	—	—	—	354,480
売現先勘定	556,909	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	702,759	—	—	—

※ 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

平成29年度（自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日）

金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりです。

(1)金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理（ALM）を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

当社の主な金融商品のうち、公社債（国債、地方債及び社債）については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク）及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式（外国証券の中に含まれる株式を含む）については、市場リスク（株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。
貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産及び外貨建負債の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション・通貨スワップ取引、主に株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・先渡・オプション取引、主に固定利付資産の市場金利の変動による価格変動リスクをヘッジする目的で行っている債券先物・オプション・金利スワップション取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。
為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、主に外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。
なお、会計基準等に基づき、為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っているもの、並びに金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理方針」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、「資産運用リスク管理規程」において、金融商品に関する資産運用リスクである「市場リスク」「信用リスク」のそれぞれについてリスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に方針及び諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。
市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミット（含み損益や売却損益を考慮）と比較することで管理しております。
信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

当期末における主な金融商品に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	1,301,620	1,301,620	—
うち、その他有価証券	441,084	441,084	—
コールローン	187,361	187,361	—
買入金銭債権	283,252	284,696	1,444
うち、その他有価証券	209,492	209,492	—
有価証券※1	24,888,639	27,173,343	2,284,704
売買目的有価証券	917,228	917,228	—
満期保有目的の債券	1,888,273	2,202,331	314,058
責任準備金対応債券	11,206,795	13,156,647	1,949,852
子会社株式及び関連会社株式	33,173	53,967	20,793
その他有価証券	10,843,168	10,843,168	—
貸付金	2,781,305		
貸倒引当金※2	△719		
	2,780,585	2,821,076	40,490
社債	499,924	514,191	14,267
売現先勘定	860,119	860,119	—
債券貸借取引受入担保金	1,116,092	1,116,092	—
デリバティブ取引※3	190,625	190,625	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	9,851	9,851	—
ヘッジ会計が適用されているもの	180,774	180,774	—

※1 非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては含めておりません。当該非上場株式等の当期末における貸借対照表計上額は931,092百万円です。
※2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

① 現金及び預貯金、コールローン
帳簿価額を時価としております。ただし、預貯金のうち「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取扱うものは、3月末日の市場価格等によっております。

② 買入金銭債権
3月末日の市場価格等によっております。

③ 有価証券
その他有価証券のうち時価のある株式については、3月中の市場価格の平均によっております。
それ以外の有価証券については、3月末日の市場価格等によっております。

④ 貸付金
保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。
一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。
破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、原則として直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

平成29年度（自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日）

負 債

① 社債

3月末日の市場価格等によっております。

② 売現先勘定、債券貸借取引受入担保金

時価が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

3月末日の市場価格等によっております。

なお、為替予約及び通貨スワップの振当処理によるものはヘッジ対象とされている有価証券、貸付金及び社債と一体として処理されているため、その時価は当該有価証券、貸付金及び社債の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

（注２）有価証券（「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取扱うものを含む）に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

①満期保有目的の債券

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	394,228	423,565	29,336
	外国証券（公社債）	1,493,938	1,778,660	284,722
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	106	105	△0
	外国証券（公社債）	—	—	—
合計		1,888,273	2,202,331	314,058

②責任準備金対応債券

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	10,397,017	12,388,306	1,991,289
	外国証券（公社債）	87,797	91,618	3,820
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	537,536	497,343	△40,193
	外国証券（公社債）	184,442	179,379	△5,063
合計		11,206,795	13,156,647	1,949,852

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	譲渡性預金	—	—	—
	買入金銭債権	136,556	143,818	7,261
	公社債	1,145,648	1,228,359	82,711
	株式	737,091	1,723,815	986,723
	外国証券	3,284,045	3,421,553	137,507
	公社債	3,163,585	3,298,255	134,670
	株式等	120,460	123,297	2,837
	その他の証券	34,983	48,789	13,806
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	譲渡性預金	441,100	441,084	△15
	買入金銭債権	65,766	65,674	△92
	公社債	503,611	486,145	△17,466
	株式	101,508	88,848	△12,659
	外国証券	3,976,319	3,835,717	△140,601
	公社債	3,876,399	3,736,152	△140,246
	株式等	99,919	99,564	△355
	その他の証券	10,000	9,940	△60
合計		10,436,630	11,493,745	1,057,115

（注３）金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、社債及びその他負債の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超５年以内	5年超10年以内	10年超
預貯金	1,301,462	—	—	—
コールローン	187,361	—	—	—
買入金銭債権	49,629	751	269	225,416
有価証券	567,009	2,294,060	5,495,859	12,842,958
満期保有目的の債券	65,428	196,116	638,295	986,561
責任準備金対応債券	136,707	517,935	1,697,358	8,781,093
その他有価証券	364,874	1,580,008	3,160,206	3,075,302
貸付金※	1,029,722	629,709	514,079	273,052
社債	—	—	—	499,924
売現先勘定	860,119	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	1,116,092	—	—	—

※ 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

注記事項（損益計算書関係）

平成28年度（自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日）

1. 子会社等との取引による収益の総額は、24,516百万円、費用の総額は、18,089百万円です。

2. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券 82,941百万円、株式等 5,094百万円、外国証券 1百万円です。
有価証券売却損の内訳は、国債等債券 1,583百万円、株式等 2,351百万円、外国証券 35,139百万円です。
有価証券評価損の内訳は、株式等 6百万円です。

3. 支払備金戻入額の計算上、差し引かれた出再支払備金戻入額の金額は、0百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は、29百万円です。

4. 売買目的有価証券運用益の内訳は、利息及び配当金等収入 4百万円、売却益 104百万円です。

5. 金融派生商品費用には、評価損が 19,312百万円含まれております。

6. 固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。
なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。
(1) 資産をグルーピングした方法
保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で１つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに１つの資産グループとしております。
(2) 減損損失の認識に至った経緯
地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。
(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

主な用途	種類	減損損失
賃貸不動産等	土地及び建物等	226百万円
遊休不動産等	土地及び建物等	115百万円
	計	341百万円

(4) 回収可能価額の算定方法
回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。
なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。
また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0％で割り引いて算定しております。

平成29年度（自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日）

1. 子会社等との取引による収益の総額は、11,800百万円、費用の総額は、17,390百万円です。

2. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券 53,092百万円、株式等 17,937百万円、外国証券 7,683百万円です。
有価証券売却損の内訳は、国債等債券 138百万円、株式等 2,937百万円、外国証券 40,553百万円です。
有価証券評価損の内訳は、株式等 276百万円です。

3. 支払備金戻入額の計算上、差し引かれた出再支払備金戻入額の金額は、32百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は、1,042百万円です。

4. 売買目的有価証券運用益の内訳は、利息及び配当金等収入 18百万円、売却益 388百万円、評価損 5百万円です。

5. 金融派生商品費用には、評価益が 89,527百万円含まれております。

6. 固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。
なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。
(1) 資産をグルーピングした方法
保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で１つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに１つの資産グループとしております。
(2) 減損損失の認識に至った経緯
地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。
(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

主な用途	種類	減損損失
賃貸不動産等	土地及び建物等	5,711百万円
遊休不動産等	土地及び建物等	658百万円
	計	6,369百万円

(4) 回収可能価額の算定方法
回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。
なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。
また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0％で割り引いて算定しております。

6 経常利益等の明細（基礎利益）

（単位：百万円）

	平成28年度	平成29年度
基礎利益　A	337,697	352,581
キャピタル収益	96,955	89,534
売買目的有価証券運用益	108	401
有価証券売却益	88,036	78,714
為替差益	8,810	—
その他キャピタル収益	—	10,419
キャピタル費用	146,224	135,915
有価証券売却損	39,074	43,629
有価証券評価損	6	276
金融派生商品費用	107,144	89,723
為替差損	—	2,286
キャピタル損益　B	△49,269	△46,380
キャピタル損益含み基礎利益　A+B	288,427	306,201
臨時収益	—	10
個別貸倒引当金戻入額	—	10
臨時費用	59,634	76,277
危険準備金繰入額	11,100	15,700
個別貸倒引当金繰入額	4	—
その他臨時費用	48,529	60,577
臨時損益　C	△59,634	△76,267
経常利益　A+B+C	228,793	229,933

（注）平成29年度は、マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額及び外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額をキャピタル損益に含めています。

(参考) その他項目の内訳

		平成28年度	平成29年度
基礎利益	マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	—	△266
	外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	—	△10,153
その他キャピタル収益	マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	—	266
	外貨建て保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	—	10,153
その他臨時費用	個人年金保険の年金開始後契約の一部についての保険料積立金を追加して積み立てた額	48,529	60,577

7 保険業法に基づく会計監査人の監査報告

当社は、保険業法第54条の4第2項第1号の規定に基づき、平成29年度の計算書類及びその附属明細書について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

（注）なお、当誌では、監査対象となった計算書類等の内容をよりご理解いただけるよう、当社の判断に基づき、計算書類等の記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更しております。

◆有価証券等の時価情報(会社計)

1 有価証券の時価情報(会社計)

a. 売買目的有価証券の評価損益

(単位:百万円)

区　分	平成28年度末		平成29年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	1,117,627	△41,831	917,228	△24,463

(注) 本表では、「運用目的の金銭の信託」を通じて保有している有価証券も対象となっていますが、平成28年度末、平成29年度末ともに残高はありません。

b. 有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

(単位:百万円)

区　分	平成28年度末				
	帳簿価額	時価	差損益		
				差益	差損
満期保有目的の債券	1,942,014	2,303,448	361,434	361,434	—
責任準備金対応債券	11,088,673	13,056,296	1,967,623	2,023,431	△55,808
子会社・関連会社株式	33,173	35,754	2,580	2,580	—
その他有価証券	9,405,982	10,375,805	969,822	1,103,170	△133,348
公社債	1,484,122	1,562,503	78,381	83,050	△4,668
株式	784,201	1,584,632	800,430	808,738	△8,307
外国証券	6,209,300	6,281,051	71,751	190,963	△119,211
公社債	6,136,882	6,207,918	71,036	190,150	△119,114
株式等	72,417	73,132	714	812	△97
その他の証券	127,421	140,826	13,404	14,070	△665
買入金銭債権	190,936	196,810	5,874	6,349	△475
譲渡性預金	610,000	609,980	△19	—	△19
その他	—	—	—	—	—
合　　計	22,469,844	25,771,305	3,301,461	3,490,618	△189,156
公社債	12,883,510	14,958,180	2,074,669	2,134,598	△59,928
株式	784,201	1,584,632	800,430	808,738	△8,307
外国証券	7,873,773	8,280,876	407,102	526,862	△119,760
公社債	7,768,181	8,171,988	403,806	523,468	△119,662
株式等	105,591	108,887	3,295	3,393	△97
その他の証券	127,421	140,826	13,404	14,070	△665
買入金銭債権	190,936	196,810	5,874	6,349	△475
譲渡性預金	610,000	609,980	△19	—	△19
その他	—	—	—	—	—

区　分	平成29年度末				
	帳簿価額	時価	差損益		
				差益	差損
満期保有目的の債券	1,888,273	2,202,331	314,058	314,058	△0
責任準備金対応債券	11,206,795	13,156,647	1,949,852	1,995,109	△45,256
子会社・関連会社株式	33,173	53,967	20,793	20,793	—
その他有価証券	10,436,630	11,493,745	1,057,115	1,228,009	△170,894
公社債	1,649,259	1,714,504	65,245	82,711	△17,466
株式	838,599	1,812,663	974,063	986,723	△12,659
外国証券	7,260,364	7,257,270	△3,094	137,507	△140,601
公社債	7,039,984	7,034,408	△5,576	134,670	△140,246
株式等	220,380	222,862	2,482	2,837	△355
その他の証券	44,983	58,729	13,746	13,806	△60
買入金銭債権	202,323	209,492	7,169	7,261	△92
譲渡性預金	441,100	441,084	△15	—	△15
その他	—	—	—	—	—
合　　計	23,564,872	26,906,692	3,341,819	3,557,971	△216,152
公社債	12,978,148	15,023,825	2,045,676	2,103,337	△57,660
株式	838,599	1,812,663	974,063	986,723	△12,659
外国証券	9,059,717	9,360,895	301,178	446,843	△145,665
公社債	8,806,163	9,084,066	277,902	423,212	△145,309
株式等	253,554	276,829	23,275	23,631	△355
その他の証券	44,983	58,729	13,746	13,806	△60
買入金銭債権	202,323	209,492	7,169	7,261	△92
譲渡性預金	441,100	441,084	△15	—	△15
その他	—	—	—	—	—

(注)本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

●満期保有目的の債券

（単位：百万円）

		平成28年度末			平成29年度末		
	種類	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	435,999	467,721	31,722	394,228	423,565	29,336
	外国証券（公社債）	1,506,014	1,835,726	329,712	1,493,938	1,778,660	284,722
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	—	—	—	106	105	△0
	外国証券（公社債）	—	—	—	—	—	—
合計		1,942,014	2,303,448	361,434	1,888,273	2,202,331	314,058

●責任準備金対応債券

（単位：百万円）

		平成28年度末			平成29年度末		
	種類	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	10,370,228	12,390,054	2,019,825	10,397,017	12,388,306	1,991,289
	外国証券（公社債）	93,773	97,379	3,606	87,797	91,618	3,820
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	593,160	537,900	△55,260	537,536	497,343	△40,193
	外国証券（公社債）	31,511	30,962	△548	184,442	179,379	△5,063
合計		11,088,673	13,056,296	1,967,623	11,206,795	13,156,647	1,949,852

●その他有価証券

（単位：百万円）

		平成28年度末			平成29年度末		
	種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
	買入金銭債権	128,437	134,786	6,349	136,556	143,818	7,261
	公社債	1,157,758	1,240,808	83,050	1,145,648	1,228,359	82,711
	株式	684,042	1,492,781	808,738	737,091	1,723,815	986,723
	外国証券	2,862,019	3,052,982	190,963	3,284,045	3,421,553	137,507
	公社債	2,825,383	3,015,533	190,150	3,163,585	3,298,255	134,670
	株式等	36,636	37,448	812	120,460	123,297	2,837
	その他の証券	102,526	116,596	14,070	34,983	48,789	13,806
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	譲渡性預金	610,000	609,980	△19	441,100	441,084	△15
	買入金銭債権	62,499	62,024	△475	65,766	65,674	△92
	公社債	326,363	321,695	△4,668	503,611	486,145	△17,466
	株式	100,158	91,851	△8,307	101,508	88,848	△12,659
	外国証券	3,347,280	3,228,069	△119,211	3,976,319	3,835,717	△140,601
	公社債	3,311,499	3,192,385	△119,114	3,876,399	3,736,152	△140,246
	株式等	35,781	35,684	△97	99,919	99,564	△355
	その他の証券	24,895	24,229	△665	10,000	9,940	△60
合計		9,405,982	10,375,805	969,822	10,436,630	11,493,745	1,057,115

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

（単位：百万円）

区　分	平成28年度末	平成29年度末
満期保有目的の債券	—	—
非上場外国債券	—	—
その他	—	—
責任準備金対応債券	—	—
子会社・関連会社株式	604,907	612,315
その他有価証券	369,119	309,293
非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	15,701	13,620
非上場外国株式（店頭売買株式を除く）	351,558	293,558
非上場外国債券	—	—
その他	1,859	2,114
合　　計	974,026	921,609

2 金銭の信託の時価情報（会社計）

a. 運用目的の金銭の信託

平成28年度末、平成29年度末ともに残高がないため、記載していません。

b. 運用目的以外の金銭の信託

平成28年度末、平成29年度末ともに残高がないため、記載していません。

3 デリバティブ取引の時価情報（会社計）

a. 定性的情報

●取引の内容

当社では、資産運用方針および運用する資金特性に応じて、以下のデリバティブ取引を活用しています。

	取引所取引	店頭取引
金利派生商品	—	金利スワップ、 金利スワップション
為替派生商品	—	為替予約、通貨スワップ、 通貨オプション
株式派生商品	株価指数先物、 株価指数オプション	個別株オプション、 株価指数オプション、 株価指数先渡
債券派生商品	債券先物、 債券先物オプション	債券現物オプション

●取組方針

当社では、主に保有する資産または負債の価値が変動するリスクを回避する目的で、デリバティブ取引を活用しています。

また、運用する資金特性にそぐわないデリバティブ取引（例えば、原資産の価格変動に対する当該取引時価の変動率が大きいレバレッジの高い取引等）は行わないこととしています。

●利用目的

当社では、外貨建資産に係る為替リスク等の回避を目的としたヘッジ取引、もしくはリスクを一定範囲内に限定したデリバティブ取引を行っています。

なお、ヘッジ会計の適用要件を満たすヘッジ取引については、ヘッジ会計を適用しています。

●リスクの内容

当社が利用しているデリバティブ取引には、現物資産と同様に、市場リスクと信用リスクがあります。

① 市場リスク

金利、株価、為替等の市場の変動およびキャッシュフローの変動によって保有するポートフォリオやポジションの価値が変動するリスクをいいます。

② 信用リスク

与信先の信用状態の変化により保有するポートフォリオやポジションの価値が変動するリスクをいいます。（デリバティブ取引の取引相手先のデフォルト（債務不履行）により、保有するポジションから期待する経済効果を得られないリスクを含みます。）

●リスク管理体制

① リスク管理の基本方針

保有する資産または負債に対して効果的にデリバティブ取引が活用されているか、また、投資案件ごとに設定した運用方針、運用ルール、報告体制が遵守されているか等を定期的に確認することで、リスクの顕在化を未然に防止することをリスク管理の基本としています。

② リスク管理部署

収益部門から独立した資産運用リスク管理部署が、デリバティブ取引のリスク状況を株式、債券等原資産とあわせて管理しています。

③ リスク管理規定

「資産運用リスク管理方針」および「資産運用リスク管理規程」において、デリバティブ取引についての利用目的、取組対象、およびリスク管理体制等を規定しています。また、資産運用部門の細則等において、各部それぞれの役割に応じた具体的な取組みを規定しています。

④ リスク管理

ヘッジ取引を行う場合は、ヘッジ対象である原資産とヘッジ手段としてのデリバティブ取引をあわせてリスクを定量的に把握・分析・管理しています。

ヘッジ取引に該当しない取引を行う場合は、取引限度額、許容リスク量を設定するとともにロス・カット・ルールを策定し、ポジション状況、リスク状況および損益状況を管理しています。

●定量的情報に関する補足説明

① デリバティブ取引に関わる信用リスクの状況

債権債務の関係が法的に相殺可能である契約については、取引相手先が当社に対して有する与信額を考慮したネットベースのカレント・エクスポージャー方式で信用リスク相当額を算出しています。

② 差損益に関する補足説明

ヘッジ取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を明確にした上で取り組んでおり、ヘッジ手段としてのデリバティブ取引の損益を単独で認識するのではなく、ヘッジ対象としての資産・負債の損益と合算して認識する必要があります。

したがって、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体として管理することで、為替変動リスク、金利変動リスク等が減殺されている効果を確認しています。

デリバティブ取引に関わる信用リスクの状況

（単位：億円）

	契約金額・想定元本額		信用リスク相当額	
	平成29年3月末	平成30年3月末	平成29年3月末	平成30年3月末
金利スワップ 金利スワップション（買建）	2,188	803	6	6
為替予約	63,154	74,670	1,131	3,082
通貨スワップ 通貨オプション（買建）	3,080	4,129	440	518
株式オプション（買建） 株価指数先渡	—	—	—	—
合　計			530	2,939

（注）1. 契約金額・想定元本額は、取引を執行する際の計算基礎として位置付けられているものであり、リスク量を表す指標ではありません。
2. 取引種類別の信用リスク相当額は、取引相手先が当社に対して有する与信額を考慮しないグロスベースのカレント・エクスポージャー方式で算出しており、合計（ネットベースのカレント・エクスポージャー方式にて算出）とは一致しません。

b. 定量的情報

●差損益の内訳（ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳）

（単位：百万円）

区　分	平成28年度末						平成29年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	268	△254,479	—	—	—	△254,210	701	169,860	—	—	—	170,561
ヘッジ会計非適用分	△630	△21,230	1,421	—	—	△20,440	—	9,851	△0	—	—	9,851
合　計	△361	△275,710	1,421	—	—	△274,650	701	179,712	△0	—	—	180,413

（注）ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分、及びヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。
なお時価ヘッジ適用分の差損益は、平成28年度末通貨関連 △255,228百万円、平成29年度末通貨関連 180,238百万円となっています。

●金利関連

（ヘッジ会計が適用されていないもの）

（単位：百万円）

区分	種　類	平成28年度末				平成29年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	**金利スワップション**								
	買建								
	固定金利支払/変動金利受取	170,000 (635)	—	4	△630	— (—)	—	—	—
合　計					△630				—

（注）1.（　）内には、オプション料を記載しています。
2. 差損益欄には、オプション料と時価との差額を記載しています。

（ヘッジ会計が適用されているもの）

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	種　類	主なヘッジ対象	平成28年度末			平成29年度末		
			契約額等	うち1年超	時価	契約額等	うち1年超	時価
繰延ヘッジ	**金利スワップ** 固定金利受取／変動金利支払	貸付金	15,000	15,000	△119	15,000	15,000	△79
特例処理	**金利スワップ**	貸付金						
	固定金利受取／変動金利支払		33,828	17,520	388	17,520	14,236	119
	固定金利支払／変動金利受取		—	—	—	47,808	47,808	660
合　計					268			701

●通貨関連

（ヘッジ会計が適用されていないもの）

（単位：百万円）

区分	種　類	平成28年度末				平成29年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	**為替予約**								
	売建	298,747	818	△15,806	△15,806	333,609	—	13,762	13,762
	（豪ドル）	187,661	—	△14,281	△14,281	214,582	—	11,972	11,972
	（米ドル）	66,485	818	△1,977	△1,977	89,636	—	1,886	1,886
	（ユーロ）	40,713	—	438	438	21,527	—	△55	△55
	買建	533,720	—	△5,205	△5,205	276,116	—	△3,911	△3,911
	（米ドル）	532,305	—	△5,204	△5,204	171,648	—	△3,618	△3,618
	（ユーロ）	1,078	—	△1	△1	53,012	—	△325	△325
	（豪ドル）	149	—	149	0	51,245	—	32	32
	通貨オプション								
	買建								
	プット	54,750 (397)	—	177	△219	— (—)	—	—	—
	（米ドル）	54,750 (397)	—	177	△219	— (—)	—	—	—
合　計					△21,230				9,851

（注）1.（　）内には、オプション料を記載しています。
2. 差損益欄には、為替予約については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

（ヘッジ会計が適用されているもの）

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	種　類	主なヘッジ対象	平成28年度末 契約額等	平成28年度末 契約額等 うち1年超	平成28年度末 時価	平成29年度末 契約額等	平成29年度末 契約額等 うち1年超	平成29年度末 時価
時価ヘッジ	**為替予約 売建**	外貨建資産	5,424,477	320,453	△255,228	6,803,557	187,916	180,238
	（米ドル）		3,227,455	233,066	△140,801	3,704,596	127,932	141,139
	（ユーロ）		1,146,493	—	△6,205	1,821,424	—	9,954
	（豪ドル）		868,089	87,387	△101,535	981,860	59,984	23,450
繰延ヘッジ	**通貨スワップ**	外貨建資産	26,780	26,780	△574	26,780	26,780	615
	（米ドル）		24,326	24,326	△614	24,326	24,326	808
	（ユーロ）		2,454	2,454	40	2,454	2,454	△193
振当処理	**為替予約 売建**	外貨建資産	58,502	55,505	△20,963	53,778	—	△18,082
	（豪ドル）		55,505	55,505	△20,033	53,778	—	△18,082
	（米ドル）		2,996	—	△929	—	—	—
	通貨スワップ	外貨建資産	127,077	127,077	6,470	141,197	141,197	12,310
	（米ドル）		127,077	127,077	6,470	141,197	141,197	12,310
	通貨スワップ	外貨建負債	99,480	99,480	15,816	244,924	244,924	△5,221
	（米ドル）		99,480	99,480	15,816	244,924	244,924	△5,221
合　計					△254,479			169,860

●株式関連（ヘッジ会計が適用されていないもの）

（単位：百万円）

区分	種　類	平成28年度末 契約額等	平成28年度末 契約額等 うち1年超	平成28年度末 時価	平成28年度末 差損益	平成29年度末 契約額等	平成29年度末 契約額等 うち1年超	平成29年度末 時価	平成29年度末 差損益
取引所	**株価指数先物**								
	売建	100,015	—	1,763	1,763	9,758	—	△231	△231
	買建	23,952	—	△342	△342	10,903	—	231	231
合　計					1,421				△0

(注)差損益欄には、時価を記載しています。

（ヘッジ会計が適用されているもの）

平成28年度末、平成29年度末ともに残高がないため、記載していません。

●債券関連

（ヘッジ会計が適用されていないもの）

平成28年度末、平成29年度末ともに残高がないため、記載していません。

（ヘッジ会計が適用されているもの）

平成28年度末、平成29年度末ともに残高がないため、記載していません。

◆資産関係

1 ポートフォリオの推移(一般勘定)

a. 資産の構成

(単位：百万円、%)

区　分	平成28年度末		平成29年度末	
	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	1,007,015	3.5	1,443,490	4.7
買入金銭債権	230,518	0.8	283,252	0.9
有価証券	23,614,509	82.0	24,902,898	81.5
公社債	12,961,892	45.0	13,043,393	42.7
株式	1,700,608	5.9	1,933,967	6.3
外国証券	8,809,343	30.6	9,864,763	32.3
公社債	7,839,217	27.2	8,800,982	28.8
株式等	970,125	3.4	1,063,780	3.5
その他の証券	142,666	0.5	60,773	0.2
貸付金	2,972,689	10.3	2,781,305	9.1
保険約款貸付	303,290	1.1	294,742	1.0
一般貸付	2,669,398	9.3	2,486,563	8.1
不動産	578,811	2.0	571,641	1.9
うち投資用	401,966	1.4	388,745	1.3
繰延税金資産	124,609	0.4	154,714	0.5
その他	277,239	1.0	425,958	1.4
貸倒引当金	△1,132	△0.0	△921	△0.0
一般勘定計	28,804,261	100.0	30,562,340	100.0
うち外貨建資産	7,367,770	25.6	9,252,661	30.3

(注)「不動産」については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

b. 資産の増減

(単位：百万円)

区　分	平成28年度	平成29年度
	金額	金額
現預金・コールローン	558,154	436,474
買入金銭債権	24,216	52,733
有価証券	1,550,550	1,288,388
公社債	△20,932	81,501
株式	262,110	233,359
外国証券	1,209,055	1,055,420
公社債	1,161,506	961,764
株式等	47,549	93,655
その他の証券	100,316	△81,892
貸付金	776,213	△191,383
保険約款貸付	△11,363	△8,548
一般貸付	787,576	△182,834
不動産	△35,557	△7,169
うち投資用	△27,169	△13,220
繰延税金資産	49,287	30,104
その他	△73,779	148,718
貸倒引当金	370	211
一般勘定計	2,849,455	1,758,078
うち外貨建資産	1,641,964	1,884,891

(注)「不動産」については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

2 資産別運用利回り(一般勘定)

(単位：%)

区　分	平成28年度	平成29年度
現預金・コールローン	1.75	△3.18
買入金銭債権	1.74	1.24
有価証券	2.10	2.02
うち公社債	2.35	2.10
うち株式	2.04	3.92
うち外国証券	1.73	1.58
公社債	1.48	1.50
株式等	3.78	2.21
貸付金	1.64	1.04
うち一般貸付	1.23	0.69
不動産	2.84	2.98
うち投資用	4.06	4.31
一般勘定計	1.98	1.80
うち海外投融資	1.72	1.51

(注) 1. 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。
2. 当利回りの算出においては、デリバティブによる損益を分子に含めています。
3. 海外投融資とは、外貨建資産と円貨建資産の合計です。

3 主要資産の平均残高（一般勘定）

（単位：百万円）

区　分	平成28年度	平成29年度
現預金・コールローン	520,110	879,218
買入金銭債権	200,969	253,515
有価証券	22,252,131	23,437,082
うち公社債	12,988,282	12,981,196
うち株式	894,218	923,070
うち外国証券	8,299,759	9,438,824
公社債	7,390,901	8,441,886
株式等	908,857	996,937
貸付金	2,323,316	3,055,234
うち一般貸付	2,010,165	2,752,780
不動産	616,074	580,194
うち投資用	431,673	401,404
一般勘定計	26,557,749	29,081,309
うち海外投融資	8,781,305	10,477,811

4 商品有価証券明細表（一般勘定） 商品有価証券は、取り扱っていません。

5 商品有価証券売買高（一般勘定） 商品有価証券は、取り扱っていません。

6 有価証券明細表（一般勘定）

（単位：百万円、%）

区　分	平成28年度末		平成29年度末	
	金額	占率	金額	占率
国債	9,903,340	41.9	9,862,813	39.6
地方債	104,870	0.4	114,815	0.5
社債	2,953,682	12.5	3,065,764	12.3
うち公社・公団債	1,767,880	7.5	1,860,806	7.5
うち外貨建	348,744	1.5	470,359	1.9
株式	1,700,608	7.2	1,933,967	7.8
外国証券	8,809,343	37.3	9,864,763	39.6
公社債	7,839,217	33.2	8,800,982	35.3
うち外貨建	6,181,041	26.2	7,193,755	28.9
株式等	970,125	4.1	1,063,780	4.3
うち外貨建	649,857	2.8	760,731	3.1
その他の証券	142,666	0.6	60,773	0.2
合　計	23,614,509	100.0	24,902,898	100.0
うち外貨建	7,179,643	30.4	8,424,846	33.8

7 有価証券残存期間別残高（一般勘定）

（平成28年度末）

（単位：百万円）

区　分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
有価証券	635,300	1,063,020	1,263,507	1,351,573	3,804,468	12,428,073	3,068,565	23,614,509
国債	61,605	147,363	338,358	294,967	928,252	8,132,793	—	9,903,340
地方債	907	5,033	—	2,760	6,029	90,138	—	104,870
社債	141,269	152,939	133,890	219,351	551,635	1,497,262	257,332	2,953,682
株式							1,700,608	1,700,608
外国証券	431,518	757,683	791,132	834,494	2,318,400	2,707,878	968,234	8,809,343
公社債	431,498	755,860	791,132	834,494	2,318,352	2,707,878	—	7,839,217
株式等	19	1,823	—	—	47	—	968,234	970,125
その他の証券	—	—	125	—	151	—	142,389	142,666
買入金銭債権	38,989	—	—	—	—	157,821	—	196,810
譲渡性預金	609,980	—	—	—	—	—	—	609,980
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合　計	1,284,271	1,063,020	1,263,507	1,351,573	3,804,468	12,585,894	3,068,565	24,421,301

（平成29年度末）

（単位：百万円）

区　分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
有価証券	571,195	1,153,941	1,238,355	1,475,808	4,024,827	13,070,536	3,368,234	24,902,898
国債	73,552	209,487	413,259	201,868	1,232,610	7,732,035	—	9,862,813
地方債	999	4,018	—	8,800	—	100,996	—	114,815
社債	95,756	101,971	163,269	280,749	562,395	1,545,798	315,824	3,065,764
株式							1,933,967	1,933,967
外国証券	400,886	838,464	661,546	984,390	2,229,620	3,691,705	1,058,149	9,864,763
公社債	400,868	835,276	661,546	984,390	2,229,102	3,689,798	—	8,800,982
株式等	18	3,187	—	—	518	1,906	1,058,149	1,063,780
その他の証券	—	—	279	—	200	—	60,293	60,773
買入金銭債権	48,986	—	—	—	—	160,506	—	209,492
譲渡性預金	441,084	—	—	—	—	—	—	441,084
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合　計	1,061,266	1,153,941	1,238,355	1,475,808	4,024,827	13,231,042	3,368,234	25,553,476

（注）本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

8 地域別地方債保有内訳（一般勘定）

（単位：百万円）

区　分	平成28年度末	平成29年度末
北海道	—	—
東　北	—	—
関　東	53,422	58,621
中　部	22,822	25,485
近　畿	14,822	14,746
中　国	117	116
四　国	—	—
九　州	13,685	15,846
合　計	104,870	114,815

9 保有公社債の期末残高利回り（一般勘定）

（単位：%）

区　分	平成28年度末	平成29年度末
公社債	1.80	1.77
外国公社債	3.20	3.05

10 業種別株式保有明細表（一般勘定）

（単位：百万円、%）

区分		平成28年度末 金額	平成28年度末 占率	平成29年度末 金額	平成29年度末 占率
水産・農林業		302	0.0	308	0.0
鉱業		79	0.0	92	0.0
建設業		62,234	3.7	72,850	3.8
製造業	食料品	67,945	4.0	75,310	3.9
	繊維製品	9,311	0.5	11,749	0.6
	パルプ・紙	6,155	0.4	8,191	0.4
	化学	182,944	10.8	218,401	11.3
	医薬品	142,575	8.4	145,839	7.5
	石油・石炭製品	6,585	0.4	7,701	0.4
	ゴム製品	7,033	0.4	7,122	0.4
	ガラス・土石製品	22,145	1.3	25,171	1.3
	鉄鋼	25,425	1.5	23,762	1.2
	非鉄金属	44,924	2.6	46,562	2.4
	金属製品	10,221	0.6	11,161	0.6
	機械	126,281	7.4	141,436	7.3
	電気機器	205,226	12.1	249,618	12.9
	輸送用機器	50,511	3.0	58,865	3.0
	精密機器	8,558	0.5	12,785	0.7
	その他製品	39,815	2.3	53,876	2.8
電気・ガス業		31,689	1.9	31,505	1.6
運輸・情報通信業	陸運業	141,161	8.3	174,378	9.0
	海運業	4,066	0.2	3,439	0.2
	空運業	4,266	0.3	5,127	0.3
	倉庫・運輸関連業	8,385	0.5	8,905	0.5
	情報・通信業	14,197	0.8	19,328	1.0
商業	卸売業	95,117	5.6	114,684	5.9
	小売業	26,204	1.5	32,031	1.7
金融・保険業	銀行業	181,968	10.7	179,268	9.3
	証券、商品先物取引業	7,117	0.4	6,823	0.4
	保険業	105,388	6.2	109,985	5.7
	その他金融業	3,459	0.2	4,554	0.2
不動産業		18,326	1.1	25,639	1.3
サービス業		40,978	2.4	47,485	2.5
合計		1,700,608	100.0	1,933,967	100.0

（注）業種区分は、「証券コード協議会」の「業種別分類項目」に準拠しています。

11 有価証券等の時価情報（一般勘定）

a. 売買目的有価証券の評価損益

（単位：百万円）

区　分	平成28年度末		平成29年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	—	—	395	△5

（注）本表では、「運用目的の金銭の信託」を通じて保有している有価証券も対象となっていますが、平成28年度末、平成29年度末ともに残高はありません。

b. 有価証券の時価情報

●有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

（単位：百万円）

区　分	平成28年度末				
	帳簿価額	時価	差損益		
				差益	差損
満期保有目的の債券	1,942,014	2,303,448	361,434	361,434	—
責任準備金対応債券	11,088,673	13,056,296	1,967,623	2,023,431	△55,808
子会社・関連会社株式	33,173	35,754	2,580	2,580	—
その他有価証券	9,405,982	10,375,805	969,822	1,103,170	△133,348
公社債	1,484,122	1,562,503	78,381	83,050	△4,668
株式	784,201	1,584,632	800,430	808,738	△8,307
外国証券	6,209,300	6,281,051	71,751	190,963	△119,211
公社債	6,136,882	6,207,918	71,036	190,150	△119,114
株式等	72,417	73,132	714	812	△97
その他の証券	127,421	140,826	13,404	14,070	△665
買入金銭債権	190,936	196,810	5,874	6,349	△475
譲渡性預金	610,000	609,980	△19	—	△19
その他	—	—	—	—	—
合　　計	22,469,844	25,771,305	3,301,461	3,490,618	△189,156
公社債	12,883,510	14,958,180	2,074,669	2,134,598	△59,928
株式	784,201	1,584,632	800,430	808,738	△8,307
外国証券	7,873,773	8,280,876	407,102	526,862	△119,760
公社債	7,768,181	8,171,988	403,806	523,468	△119,662
株式等	105,591	108,887	3,295	3,393	△97
その他の証券	127,421	140,826	13,404	14,070	△665
買入金銭債権	190,936	196,810	5,874	6,349	△475
譲渡性預金	610,000	609,980	△19	—	△19
その他	—	—	—	—	—

（単位：百万円）

区　分	平成29年度末				
	帳簿価額	時価	差損益		
				差益	差損
満期保有目的の債券	1,888,273	2,202,331	314,058	314,058	△0
責任準備金対応債券	11,206,795	13,156,647	1,949,852	1,995,109	△45,256
子会社・関連会社株式	33,173	53,967	20,793	20,793	—
その他有価証券	10,436,630	11,493,745	1,057,115	1,228,009	△170,894
公社債	1,649,259	1,714,504	65,245	82,711	△17,466
株式	838,599	1,812,663	974,063	986,723	△12,659
外国証券	7,260,364	7,257,270	△3,094	137,507	△140,601
公社債	7,039,984	7,034,408	△5,576	134,670	△140,246
株式等	220,380	222,862	2,482	2,837	△355
その他の証券	44,983	58,729	13,746	13,806	△60
買入金銭債権	202,323	209,492	7,169	7,261	△92
譲渡性預金	441,100	441,084	△15	—	△15
その他	—	—	—	—	—
合　　計	23,564,872	26,906,692	3,341,819	3,557,971	△216,152
公社債	12,978,148	15,023,825	2,045,676	2,103,337	△57,660
株式	838,599	1,812,663	974,063	986,723	△12,659
外国証券	9,059,717	9,360,895	301,178	446,843	△145,665
公社債	8,806,163	9,084,066	277,902	423,212	△145,309
株式等	253,554	276,829	23,275	23,631	△355
その他の証券	44,983	58,729	13,746	13,806	△60
買入金銭債権	202,323	209,492	7,169	7,261	△92
譲渡性預金	441,100	441,084	△15	—	△15
その他	—	—	—	—	—

（注）本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

（単位：百万円）

区　分	平成28年度末	平成29年度末
満期保有目的の債券	—	—
非上場外国債券	—	—
その他	—	—
責任準備金対応債券	—	—
子会社・関連会社株式	604,907	612,315
その他有価証券	369,119	309,293
非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	15,701	13,620
非上場外国株式（店頭売買株式を除く）	351,558	293,558
非上場外国債券	—	—
その他	1,859	2,114
合　　計	974,026	921,609

責任準備金対応債券について

・当社では、金利変動に対する資産・負債の時価変動を適切に管理する観点から、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づき、以下の保険契約群（小区分）を特定したうえで、これらに対応する債券の保有目的区分を「責任準備金対応債券」としています。

○ライブワン（最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険等の主契約）
○一時払養老保険（ただし、一部を除く）
○利率変動型終身保険（一時払）（予定利率変動型5年ごと利差配当付逓増終身保険（一時払い）等）
○個人保険及び個人年金保険契約（ただし、一部保険種類を除く）
○指定通貨建終身保険（一時払い）の米ドル建の契約
○指定通貨建終身保険（一時払い）の豪ドル建の契約
○確定拠出年金保険及び新単位口利率設定特約
○確定給付企業年金保険（02）・新企業年金保険（単位口利率設定特約及び新単位口別利率設定特約を除く）等契約の今後30年以内に発生する見込みのキャッシュ・フローに対応する責任準備金
○拠出型企業年金保険契約の今後30年以内に発生する見込みのキャッシュ・フローに対応する責任準備金

・これらの小区分において、保険契約群の責任準備金と、対応する保有債券のデュレーション（金利変動に対する時価変動の程度）が、一定幅の中で一致していることを定期的に検証しています。

c. 金銭の信託の時価情報

●運用目的の金銭の信託

平成28年度末、平成29年度末ともに残高がないため、記載していません。

●運用目的以外の金銭の信託

平成28年度末、平成29年度末ともに残高がないため、記載していません。

(ご参考)

金融商品に係る会計基準における「時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券」についても一定の前提をおいて算定した価額を含めた場合の時価情報は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区　分	平成28年度末				
	帳簿価額	時価	差損益		
				差益	差損
満期保有目的の債券	1,942,014	2,303,448	361,434	361,434	—
責任準備金対応債券	11,088,673	13,056,296	1,967,623	2,023,431	△55,808
子会社・関連会社株式	638,081	589,427	△48,653	2,580	△51,234
その他有価証券	9,775,102	10,752,532	977,430	1,110,778	△133,348
公社債	1,484,122	1,562,503	78,381	83,050	△4,668
株式	799,902	1,600,333	800,430	808,738	△8,307
外国証券	6,560,879	6,640,237	79,358	198,570	△119,212
公社債	6,136,882	6,207,918	71,036	190,150	△119,114
株式等	423,996	432,318	8,322	8,420	△98
その他の証券	129,261	142,666	13,405	14,070	△665
買入金銭債権	190,936	196,810	5,874	6,349	△475
譲渡性預金	610,000	609,980	△19	—	△19
その他	—	—	—	—	—
合　計	23,443,871	26,701,705	3,257,834	3,498,226	△240,392
公社債	12,883,510	14,958,180	2,074,669	2,134,598	△59,928
株式	900,177	1,700,608	800,430	808,738	△8,307
外国証券	8,729,984	9,093,459	363,474	534,470	△170,995
公社債	7,768,181	8,171,988	403,806	523,468	△119,662
株式等	961,803	921,471	△40,331	11,001	△51,332
その他の証券	129,261	142,666	13,405	14,070	△665
買入金銭債権	190,936	196,810	5,874	6,349	△475
譲渡性預金	610,000	609,980	△19	—	△19
その他	—	—	—	—	—

(単位：百万円)

区　分	平成29年度末				
	帳簿価額	時価	差損益		
				差益	差損
満期保有目的の債券	1,888,273	2,202,331	314,058	314,058	△0
責任準備金対応債券	11,206,795	13,156,647	1,949,852	1,995,109	△45,256
子会社・関連会社株式	645,489	590,344	△55,144	20,793	△75,938
その他有価証券	10,745,924	11,812,522	1,066,598	1,237,549	△170,951
公社債	1,649,259	1,714,504	65,245	82,711	△17,466
株式	852,220	1,826,284	974,063	986,723	△12,659
外国証券	7,553,943	7,560,382	6,439	147,042	△140,603
公社債	7,039,984	7,034,408	△5,576	134,670	△140,246
株式等	513,958	525,974	12,015	12,372	△356
その他の証券	47,077	60,773	13,695	13,811	△115
買入金銭債権	202,323	209,492	7,169	7,261	△92
譲渡性預金	441,100	441,084	△15	—	△15
その他	—	—	—	—	—
合　計	24,486,482	27,761,846	3,275,363	3,567,511	△292,147
公社債	12,978,148	15,023,825	2,045,676	2,103,337	△57,660
株式	959,903	1,933,967	974,063	986,723	△12,659
外国証券	9,857,928	10,092,702	234,773	456,378	△221,604
公社債	8,806,163	9,084,066	277,902	423,212	△145,309
株式等	1,051,765	1,008,636	△43,129	33,165	△76,295
その他の証券	47,077	60,773	13,695	13,811	△115
買入金銭債権	202,323	209,492	7,169	7,261	△92
譲渡性預金	441,100	441,084	△15	—	△15
その他	—	—	—	—	—

(注) 1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。
2. 有価証券のうち時価のあるものに係る時価情報の差損益と本表の差損益との差額は、平成28年度末が△43,627百万円、平成29年度末が△66,455百万円となっています。

不動産(土地・借地権)の差損益

(単位：百万円)

区　分	平成28年度末	平成29年度末
不動産の差損益	59,120	107,877

(注) 土地の時価については、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、または公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。

d. デリバティブ取引の時価情報（ヘッジ会計適用・非適用の合算値）

●差損益の内訳（ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳）

（単位：百万円）

区　分	平成28年度末						平成29年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	268	△254,479	—	—	—	△254,210	701	169,860	—	—	—	170,561
ヘッジ会計非適用分	△630	△21,547	1,741	—	—	△20,437	—	9,956	—	—	—	9,956
合　計	△361	△276,026	1,741	—	—	△274,647	701	179,816	—	—	—	180,518

（注）ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分、及びヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。
なお時価ヘッジ適用分の差損益は、平成28年度末通貨関連 △255,228百万円、平成29年度末通貨関連 180,238百万円となっています。

●金利関連

（単位：百万円）

区分	種　類	平成28年度末				平成29年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	**金利スワップ**								
	固定金利受取/変動金利支払	48,828	32,520	268	268	32,520	29,236	40	40
	固定金利支払／変動金利受取	—	—	—	—	47,808	47,808	660	660
	金利スワップション								
	買建								
	固定金利支払/変動金利受取	170,000	—			—	—		
		(635)		4	△630	(—)		—	—
合　計					△361				701

（注）1.（　）内には、オプション料を記載しています。
2. 差損益欄には、金利スワップ取引については時価を記載し、金利スワップション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

（ご参考）金利スワップ契約の内容

（単位：百万円、%）

区　分	平成29年度末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合　計
受取固定・支払変動スワップの想定元本額	3,283	14,091	4,110	11,035	—	—	32,520
平均受取固定金利	0.56	0.64	1.43	1.20	—	—	0.92
平均支払変動金利	0.22	0.20	1.43	1.16	—	—	0.68
支払固定・受取変動スワップの想定元本額	—	47,808	—	—	—	—	47,808
平均支払固定金利	—	2.68	—	—	—	—	2.68
平均受取変動金利	—	2.35	—	—	—	—	2.35

●通貨関連

（単位：百万円）

区分	種　類	平成28年度末				平成29年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	**為替予約**								
	売建	5,685,242	321,272	△271,315	△271,315	7,090,003	187,916	194,100	194,100
	（米ドル）	3,274,262	233,885	△142,981	△142,981	3,773,737	127,932	143,034	143,034
	（ユーロ）	1,172,994	—	△5,818	△5,818	1,822,000	—	9,955	9,955
	（豪ドル）	1,055,090	87,387	△115,829	△115,829	1,195,503	59,984	35,417	35,417
	買建	527,011	—	△5,240	△5,240	273,894	—	△3,905	△3,905
	（米ドル）	526,915	—	△5,241	△5,241	170,630	—	△3,616	△3,616
	（ユーロ）	—	—	—	—	52,083	—	△321	△321
	（豪ドル）	96	—	0	0	51,180	—	32	32
	通貨オプション								
	買建								
	プット	54,750	—			—	—		
		(397)		177	△219	(—)		—	—
	（米ドル）	54,750	—			—	—		
		(397)		177	△219	(—)		—	—
	通貨スワップ	26,780	26,780	△574	△574	26,780	26,780	615	615
	（米ドル）	24,326	24,326	△614	△614	24,326	24,326	808	808
	（ユーロ）	2,454	2,454	40	40	2,454	2,454	△193	△193
合　計					△277,350				190,810

（注）1.（　）内には、オプション料を記載しています。
2. 外貨建金銭債権債務等に為替予約又は通貨スワップが付されていることにより、決済時における円貨額が確定している外貨建金銭債権債務等で、貸借対照表において当該円貨額で表示されているものについては、開示の対象より除いています。なお、開示の対象より除いている為替予約は、平成28年度末が豪ドル売建の契約額 55,505百万円、時価 △20,033百万円、差損益 △20,033百万円、米ドル売建の契約額 2,996百万円、時価 △929百万円、差損益 △929百万円、平成29年度末が豪ドル売建の契約額 53,778百万円、時価 △18,082百万円、差損益 △18,082百万円です。開示の対象より除いている通貨スワップは、平成28年度末が米ドルの契約額 226,557百万円、時価 22,286百万円、差損益 22,286百万円、平成29年度末が米ドルの契約額 386,121百万円、時価 7,089百万円、差損益 7,089百万円です。
3. 差損益欄には、為替予約及びスワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

●株式関連

（単位：百万円）

区分	種類	平成28年度末				平成29年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
取引所	株価指数先物 売建	98,753	—	1,741	1,741	—	—	—	—
合計					1,741				—

（注）差損益欄には、時価を記載しています。

●債券関連

平成28年度末、平成29年度末ともに残高がないため、記載していません。

12 貸付金明細表（一般勘定）

（単位：百万円）

区分	平成28年度末	平成29年度末
保険約款貸付	303,290	294,742
契約者貸付	276,962	269,473
保険料振替貸付	26,328	25,268
一般貸付	2,669,398	2,486,563
（うち非居住者貸付）	（17,000）	（57,808）
企業貸付	1,771,558	1,698,260
（うち国内企業向け）	（1,769,558）	（1,650,452）
国・国際機関・政府関係機関貸付	883,368	779,420
公共団体・公企業貸付	10,161	5,092
住宅ローン	4,259	3,788
消費者ローン	50	1
その他	—	—
合計	2,972,689	2,781,305

13 貸付金残存期間別残高（一般勘定）

（平成28年度末）

（単位：百万円）

区分	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
変動金利	26,089	17,905	4,635	45,635	10,566	45,263	48,000	198,096
固定金利	1,167,484	398,788	236,098	197,393	288,025	183,511	—	2,471,301
一般貸付計	1,193,573	416,694	240,733	243,029	298,592	228,774	48,000	2,669,398

（平成29年度末）

（単位：百万円）

区分	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
変動金利	44,894	62,074	370	26,435	14,423	56,636	40,000	244,834
固定金利	971,412	327,292	230,414	181,810	291,888	238,910	—	2,241,728
一般貸付計	1,016,306	389,366	230,784	208,246	306,311	295,547	40,000	2,486,563

14 国内企業向け貸付金企業規模別内訳（一般勘定）

（単位：件、百万円、%）

区　分		平成28年度末		平成29年度末	
			占率		占率
大企業	貸付先数	184	81.1	178	80.9
	金額	1,631,211	92.2	1,490,559	90.3
中堅企業	貸付先数	2	0.9	2	0.9
	金額	3,023	0.2	2,821	0.2
中小企業	貸付先数	41	18.1	40	18.2
	金額	135,324	7.6	157,072	9.5
国内企業向け貸付計	貸付先数	227	100.0	220	100.0
	金額	1,769,558	100.0	1,650,452	100.0

（注）1. 規模の区分は業種により以下のとおり定義しています。

業種	①右の②、③、④を除く全業種		②小売業、飲食業		③サービス業		④卸売業	
大企業	常用する従業員300人超かつ	資本金10億円以上	常用する従業員50人超かつ	資本金10億円以上	常用する従業員100人超かつ	資本金10億円以上	常用する従業員100人超かつ	資本金10億円以上
中堅企業		資本金3億円超10億円未満		資本金5千万円超10億円未満		資本金5千万円超10億円未満		資本金1億円超10億円未満
中小企業	資本金3億円以下または常用する従業員300人以下		資本金5千万円以下または常用する従業員50人以下		資本金5千万円以下または常用する従業員100人以下		資本金1億円以下または常用する従業員100人以下	

2. 貸付先数とは、各貸付先を名寄せした結果の債務者数をいい、貸付件数ではありません。
3. 従業員数及び資本金額は、資料作成時点で当社が把握しているものによります。
4. サービス業は、「物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療・福祉」、及び「その他のサービス」で構成されます。
5. 規模の区分は、日本銀行の「貸出先別貸出金（業種別、設備資金新規貸出）」の規模区分に準拠しています。

15 貸付金業種別内訳（一般勘定）

（単位：百万円、%）

区　分		平成28年度末		平成29年度末	
		金額	占率	金額	占率
国内向け	製造業	292,492	11.0	249,993	10.1
	食料	11,369	0.4	13,121	0.5
	繊維	4,561	0.2	3,130	0.1
	木材・木製品	800	0.0	300	0.0
	パルプ・紙	11,950	0.4	12,070	0.5
	印刷	—	—	—	—
	化学	47,436	1.8	39,234	1.6
	石油・石炭	36,680	1.4	36,430	1.5
	窯業・土石	9,836	0.4	10,390	0.4
	鉄鋼	54,900	2.1	48,600	2.0
	非鉄金属	6,020	0.2	6,150	0.2
	金属製品	—	—	—	—
	はん用・生産用・業務用機械	18,620	0.7	19,532	0.8
	電気機械	53,918	2.0	36,766	1.5
	輸送用機械	32,722	1.2	20,710	0.8
	その他の製造業	3,680	0.1	3,560	0.1
	農業、林業	—	—	—	—
	漁業	—	—	—	—
	鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
	建設業	1,858	0.1	1,606	0.1
	電気・ガス・熱供給・水道業	262,646	9.8	235,998	9.5
	情報通信業	30,600	1.1	29,600	1.2
	運輸業、郵便業	137,888	5.2	144,435	5.8
	卸売業	470,160	17.6	405,750	16.3
	小売業	6,197	0.2	5,061	0.2
	金融業、保険業	333,950	12.5	328,616	13.2
	不動産業	127,926	4.8	129,676	5.2
	物品賃貸業	95,129	3.6	109,609	4.4
	学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—
	宿泊業	1,000	0.0	1,000	0.0
	飲食業	—	—	—	—
	生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—
	教育、学習支援業	—	—	—	—
	医療・福祉	—	—	—	—
	その他のサービス	11,119	0.4	10,176	0.4
	地方公共団体	138	0.0	92	0.0
	個人（住宅・消費・納税資金等）	4,309	0.2	3,790	0.2
	合　計	2,652,398	99.4	2,428,755	97.7
海外向け	政府等	15,000	0.6	10,000	0.4
	金融機関	2,000	0.1	47,808	1.9
	商工業等	—	—	—	—
	合　計	17,000	0.6	57,808	2.3
一般貸付計		2,669,398	100.0	2,486,563	100.0

（注）1. 国内向けの区分は、日本銀行の「貸出先別貸出金(業種別、設備資金新規貸出)」の業種分類に準拠しています。
2. 「国内向け貸付の合計」ならびに「一般貸付計」には日本国政府向け貸出を含みます。（平成28年度末 8,769億円、平成29年度末 7,733億円）

16 貸付金使途別内訳(一般勘定)

(単位：百万円、%)

区　分	平成28年度末		平成29年度末	
	金額	占率	金額	占率
設備資金	311,686	11.7	265,979	10.7
運転資金	1,125,186	42.2	1,056,863	42.5

(注) 占率には、一般貸付金残高に対する割合を記載しています。

17 貸付金地域別内訳(一般勘定)

(単位：百万円、%)

区　分	平成28年度末		平成29年度末	
	金額	占率	金額	占率
北海道	12,197	0.5	12,377	0.5
東　北	29,000	1.1	22,495	0.9
関　東	2,190,963	82.7	2,037,240	84.0
中　部	99,870	3.8	93,501	3.9
近　畿	229,426	8.7	181,935	7.5
中　国	35,154	1.3	28,229	1.2
四　国	10,100	0.4	10,100	0.4
九　州	41,375	1.6	39,085	1.6
合　計	2,648,088	100.0	2,424,964	100.0

(注) 1. 個人ローン、非居住者貸付、保険約款貸付等は含みません。
2. 地域区分は、資料作成時点で当社が把握している貸付先の本社所在地によります。

18 貸付金担保別内訳(一般勘定)

(単位：百万円、%)

区　分	平成28年度末		平成29年度末	
	金額	占率	金額	占率
担保貸付	550	0.0	12,724	0.5
有価証券担保貸付	460	0.0	350	0.0
不動産・動産・財団担保貸付	90	0.0	12,374	0.5
指名債権担保貸付	—	—	—	—
保証貸付	35,747	1.3	25,953	1.0
信用貸付	2,628,790	98.5	2,444,095	98.3
その他	4,309	0.2	3,790	0.2
一般貸付計	2,669,398	100.0	2,486,563	100.0
うち劣後特約付貸付	185,000	6.9	173,000	7.0

19 リスク管理債権の状況

(単位：百万円、%)

区　分	平成28年度末	平成29年度末
破綻先債権額	—	—
延滞債権額	877	909
3カ月以上延滞債権額	0	—
貸付条件緩和債権額	—	—
合　計	877	909
(貸付残高に対する比率)	(0.03)	(0.03)

(注) 1. 破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる金額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。その金額は、平成28年度末が延滞債権額24百万円、平成29年度末が延滞債権額22百万円です。
2. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(未収利息不計上貸付金)のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続き申立てにより法的倒産となった債務者、又は手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。
3. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸付金です。
4. 3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
5. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

20 債務者区分による債権の状況

（単位：百万円、%）

区　分	平成28年度末	平成29年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
危険債権	905	938
要管理債権	0	—
小計	905	938
（対合計比）	(0.02)	(0.02)
正常債権	4,670,964	5,766,956
合計	4,671,870	5,767,895

（注）1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3カ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3カ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金（注1及び2に掲げる債権を除く。）、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（注1及び2に掲げる債権並びに3カ月以上延滞貸付金を除く。）です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

（ご参考）貸付金に関わる自己査定の状況

（単位：億円、%）

区　分	平成28年度末		平成29年度末	
	金額	占率	金額	占率
非分類	29,593	99.5	27,740	99.7
Ⅱ分類	133	0.5	72	0.3
Ⅲ分類	0	0.0	0	0.0
Ⅳ分類	—	—	—	—
貸付金残高	29,726	100.0	27,813	100.0

（注）1. Ⅲ分類債権に対して、個別貸倒引当金を、平成28年度末は0億円、平成29年度末は0億円計上しています。
2. 破綻先及び実質破綻先に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、平成28年度末が0億円、平成29年度末が0億円です。

（ご参考）貸倒引当金の状況

（単位：億円）

区　分	平成28年度末	平成29年度末
個別貸倒引当金残高	2	2
一般貸倒引当金残高	9	7
貸倒引当金合計	11	9

21 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

22 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円）

項　目	平成28年度末	平成29年度末
ソルベンシー・マージン総額（A）	3,709,163	4,120,339
基金等	958,826	904,581
価格変動準備金	502,347	656,947
危険準備金	333,700	349,400
一般貸倒引当金	910	717
（その他有価証券評価差額金（税効果控除前）・繰延ヘッジ損益（税効果控除前））×90%（マイナスの場合100%）	879,345	960,726
土地の含み損益×85%（マイナスの場合100%）	13,363	48,810
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	675,390	709,854
負債性資本調達手段等	354,480	499,924
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	△80,000	△80,000
その他	70,799	69,376
リスクの合計額　$\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$（B）	897,110	943,293
保険リスク相当額　R_1	73,512	71,018
第三分野保険の保険リスク相当額　R_8	55,217	57,901
予定利率リスク相当額　R_2	204,386	200,480
最低保証リスク相当額　R_7※	17,494	3,474
資産運用リスク相当額　R_3	645,804	709,438
経営管理リスク相当額　R_4	19,928	20,846
ソルベンシー・マージン比率　$\frac{(A)}{(1/2)\times(B)}\times 100$	826.9%	873.6%

※最低保証リスク相当額は、平成8年大蔵省告示第50号別表6の2に定める標準的方式により算出しています。
（注）上記は、保険業法第130条、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

◆ソルベンシー・マージン比率について

「ソルベンシー・マージン」とは、大地震や株の大暴落といった通常予測できる範囲を超える諸リスクに対応するための「支払余力」を意味しています。
ソルベンシー・マージン比率とは、通常予測できる範囲を超える諸リスクを数値化した「リスクの合計額」に対する「ソルベンシー・マージン総額」の比率であり、通常の予測を超えて発生するリスクをどれだけカバーできるかを表す指標のひとつです。
この数値が200%を下回った場合、監督当局によって「早期是正措置」が発動されます。

ソルベンシー・マージン比率は経営の健全性を示す一つの指標ですが、この比率だけをとらえて経営の健全性の全てを判断することは適当ではありません。資産運用の状況や業績の推移等の経営情報などから総合的に判断する必要があります。

◆ソルベンシー・マージン総額について

「ソルベンシー・マージン総額」を構成する各項目の内容および法令上の根拠は以下のとおりです。

項目		内容	法令上の根拠
基金等		貸借対照表上の純資産の部合計から、評価・換算差額等合計を控除したうえ、剰余金の処分として支出する金額（社員配当準備金に積み立てる金額を含みます。）を控除した額を記載しています。なお、規則第86条第1項第1号に定める事項のうち、「保険業法（以下、「法」）第113条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額及び繰延資産として貸借対照表の資産の部に計上した金額」については、当社には該当事項はありません。 基金等 ＝ 貸借対照表上の純資産の部合計 － 評価・換算差額等合計 － 剰余金の処分として支出する金額 － その他（繰延資産等）	保険業法施行規則（以下、「規則」）第86条第1項第1号
	基金	「基金等」に含まれる項目のうち、基金については、以下のとおりです。 ・基金は、株式会社の資本金に該当する相互会社の担保財産として保険業法で定められているもので、貸借対照表上の純資産の部に計上されています。 ・基金は契約で定められた期日に償却を行いますが、元金の返済に加えて、別途、同額の基金償却積立金を内部留保として積み立てることが必要とされています。基金の償却期日については、187ページの「基金償却スケジュール」をご覧ください。	
価格変動準備金		貸借対照表上の価格変動準備金の額を記載しています。 価格変動準備金は、法第115条第1項により、保険会社に対し、所有する株式等の価格変動により生じ得る損失に備えて積み立てることが求められているものです。 株式等の売買等による損失の額が株式等の売買等による利益の額を超える場合においてその差額のてん補に充てる場合、その他金融庁長官の認可を受けたとき、取崩すことができます。	規則第86条第1項第2号

危険準備金	貸借対照表上の責任準備金の一部である危険準備金の額を記載しています。 危険準備金は、規則第69条第1項第3号により、保険会社に対し、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため将来発生が見込まれる危険（保険リスク、第三分野保険の保険リスク、予定利率リスク、最低保証リスク）に備えて積み立てることが求められているものです。死差損・利差損がある場合、最低保証に係る収支残が負の場合において、当該損失のてん補に充てるときに取崩すことができます。 なお、業務又は財産の状況等に照らし、やむを得ない事情がある場合には、これらによらない取崩しを行うことができます。 ※保険リスク、第三分野保険の保険リスク、予定利率リスク、最低保証リスクの意味については、「リスクの合計額について」をご覧ください。	規則第86条 第1項第3号
一般貸倒引当金	貸借対照表上の貸倒引当金の一部である一般貸倒引当金の額を記載しています。	規則第86条 第1項第4号
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益（税効果控除前）	以下の各金額であって税効果適用前のものの合計額に、当該金額がプラスの場合は90％を、マイナスの場合は100％を乗じて得た額を記載しています。 ア．貸借対照表上のその他有価証券評価差額金の額 イ．貸借対照表上の繰延ヘッジ損益の額（ヘッジ対象に係る評価差額が貸借対照表のその他有価証券評価差額金に計上されている場合におけるものに限る。）	規則第86条 第1項第5号
土地の含み損益	土地の時価と帳簿価額の差額に、当該金額がプラスの場合は85％を、マイナスの場合は100％を乗じて得た額を記載しています。土地の時価と帳簿価額の差額には、貸借対照表上の土地再評価差額金および貸借対照表上の再評価に係る繰延税金負債の合計額が含まれます。	規則第86条 第1項第6号
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	貸借対照表上の責任準備金の一部である以下のアの額からイ及びウの合計額を控除した残額を記載しています。 ア．保険料積立金及び未経過保険料の合計額 イ．以下の①と②のいずれか大きい額 ① 保険契約の締結時の費用を保険料払込期間にわたり償却する方法その他これに類似する方法により計算した保険料積立金の額に未経過保険料を加えた額 ② 保有する保険契約が保険事故未発生のまま消滅したとして計算した支払相当額 ウ．規則第69条第5項の規定に基づき追加して積み立てた保険料積立金の額を積み立てていないものとして、法第121条第1項に基づき保険計理人が行う確認その他の検証により、追加して積み立てておくことが必要である保険料積立金の額	規則第86条 第1項第7号 及び平成8年 大蔵省告示 （以下、「告示」）第50号第1条第4項第1号
負債性資本調達手段等	貸借対照表上の社債及び借入金の一部である以下の負債性資本調達手段等の額を記載しています。 （単位：百万円） 項目 ／ 平成28年度末 ／ 平成29年度末 負債性資本調達手段等の額（①＋②＋③） ／ 354,480 ／ 499,924 告示第50号第1条第4項第5号イに掲げるもの（永久劣後債務）の額（①） ／ — ／ — 告示第50号第1条第4項第5号ロに掲げるもの（期限付劣後債務）の額（②） ／ 354,480 ／ 499,924 不算入額（③） ／ — ／ —	規則第86条 第1項第7号及び告示 第50号第1条第4項第5号
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	全期チルメル式責任準備金相当額超過額と負債性資本調達手段等(告示第50号第1条第6項に規定される特定負債性資本調達手段を除く）の合計額のうち、中核的支払余力(基金等、価格変動準備金、危険準備金、配当準備金未割当部分、マイナスのその他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ（税効果控除前）の合計額から繰延税金資産の不算入額及び告示第50号第1条第5項に規定される再保険契約に係る未償却出再手数料残高の額を控除した額）を超過する額を記載しています。	規則第86条 第1項第7号及び告示 第50号第1条第5項
控除項目	以下の各金額の合計額を記載しています。 ア．当社が保有している他の保険会社や金融機関等の資本調達手段等のうち、保険会社向けの総合的な監督指針に規定されている「意図的保有」に該当する額 イ．告示第50号第1条の３に規定される再保険契約に係る未償却出再手数料残高の額	規則第86条 第1項第7号及び告示 第50号第1条の2、3
その他	以下の各金額の合計額を記載しています。 ア．繰延税金資産の不算入額。繰延税金資産（価格変動準備金、保険契約準備金、評価・換算差額等に係る額を除く）のうち、告示第50号第1条第1項に規定される繰延税金資産算入基準額の20％を超過する額です。 イ．配当準備金未割当部分。配当準備金未割当部分は、貸借対照表上の社員配当準備金（社員配当準備金繰入額から翌期配当所要額を控除した額を含む。）のうち、社員に対する剰余金の分配として割り当てた額を超える額です。 ウ．税効果相当額。税効果相当額は、任意積立金の取崩しを行うこと等によりリスク対応財源として期待できるものとして計算した額です。	規則第86条 第1項及び告示 第50号第1条第1項、第4項第2号、第3号、第7項

◆リスクの合計額について

「リスクの合計額」を構成する各項目の内容および法令上の根拠は以下のとおりです。

項目	内容	法令上の根拠
保険リスク相当額	保険リスクに対応する額を記載しています。 保険リスクは、「実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険」のうち、第三分野保険に係るもの以外のものです。 保険リスクは、普通死亡リスク、生存保障リスク、その他のリスクで構成されます。	規則第87条 第1号
第三分野保険の保険リスク相当額	第三分野保険の保険リスクに対応する額を記載しています。 第三分野保険の保険リスクは、「実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険」のうち、第三分野保険に係るものです。 第三分野保険の保険リスクは、ストレステストの対象とするリスク、災害死亡リスク、災害入院リスク、疾病入院リスク、その他のリスクで構成されます。	規則第87条 第1号の２
予定利率リスク相当額	予定利率リスクに対応する額を記載しています。 予定利率リスクは、「責任準備金の算出の基礎となる予定利率を確保できなくなる危険」です。	規則第87条 第2号
最低保証リスク相当額	最低保証リスクに対応する額を記載しています。 最低保証リスクは、「特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証するものについて、当該保険金等を支払うときにおける特別勘定に属する財産の価額が、当該保険契約が最低保証する保険金等の額を下回る危険であって、当該特別勘定に属する財産の通常の予測を超える価額の変動等により発生し得る危険」です。	規則第87条 第2号の２
資産運用リスク相当額	資産運用リスクに対応する額を記載しています。 資産運用リスクは、「資産の運用等に関する危険であって、保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険」です。 資産運用リスクは、価格変動等リスク、信用リスク、子会社等リスク、デリバティブ取引リスク、信用スプレッドリスク、再保険リスク、再保険回収リスクで構成されます。	規則第87条 第3号
経営管理リスク相当額	経営管理リスクに対応する額を記載しています。 経営管理リスクは、「業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険であって、保険リスク、第三分野保険の保険リスク、予定利率リスク、最低保証リスクおよび資産運用リスクに該当しないもの」です。	規則第87条 第4号

23 有形固定資産明細表

a. 有形固定資産の明細

（平成28年度）

（単位：百万円、%）

区　分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額	償却累計率
土地	386,740	1,190	17,898 (280)	—	370,032	—	—
建物	226,738	10,968	16,717 (60)	13,112	207,876	387,011	65.0
リース資産	2,076	—	8	920	1,146	4,538	79.8
建設仮勘定	891	3,801	3,789	—	902	—	—
その他の有形固定資産	3,885	1,388	90	1,285	3,897	23,170	85.6
合　計	620,330	17,348	38,504	15,319	583,856	414,720	−

（平成29年度）

（単位：百万円、%）

区　分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額	償却累計率
土地	370,032	21,277	32,269 (3,924)	—	359,040	—	—
建物	207,876	11,664	5,653 (2,445)	12,899	200,987	390,225	66.0
リース資産	1,146	—	4	798	344	3,856	91.7
建設仮勘定	902	19,459	8,748	—	11,613	—	—
その他の有形固定資産	3,897	1,663	28	1,290	4,242	23,741	84.8
合　計	583,856	54,065	46,704	14,988	576,228	417,823	−

（注）1.「当期減少額」欄の（　）内には、減損損失の計上額を記載しています。
2. 平成29年度末の賃貸等不動産残高は、389,919百万円です。

b. 不動産残高及び賃貸用ビル保有数

（単位：百万円）

区　分	平成28年度末	平成29年度末
不動産残高	578,811	571,641
営業用	176,845	182,896
賃貸用	401,966	388,745
賃貸用ビル保有数	103棟	97棟

24 その他の資産明細表

（平成28年度）

（単位：百万円）

資産の種類	取得原価	当期増加額	当期減少額	減価償却累計額	当期末残高
繰延資産	31,313	39	385	30,356	956
その他	7,767	3	148	5,175	2,591
合　計	39,080	43	534	35,532	3,548

（平成29年度）

（単位：百万円）

資産の種類	取得原価	当期増加額	当期減少額	減価償却累計額	当期末残高
繰延資産	24,855	29	111	23,981	873
その他	7,579	5	194	5,177	2,402
合　計	32,435	34	306	29,159	3,276

25 公共関係投融資の概況（一般勘定）

（単位：百万円）

区分		平成28年度	平成29年度
公共債	国債	—	—
	地方債	—	—
	公社・公団債	799	1,332
	小計	799	1,332
貸付	政府関係機関	878,368	1,761,792
	公共団体・公企業	—	—
	小計	878,368	1,761,792
合計		879,167	1,763,124

（注）上記表の公共債・貸付欄にはそれぞれ各年度の国内向け新規引受額、新規貸出額を記入しています。

26 海外投融資の状況（一般勘定）

a. 資産別明細

●外貨建資産

（単位：百万円、%）

区分	平成28年度末		平成29年度末	
	金額	占率	金額	占率
公社債	6,529,786	68.3	7,664,115	67.0
株式等	649,857	6.8	760,731	6.6
現預金・その他	188,126	2.0	827,815	7.2
外貨建資産計	7,367,770	77.1	9,252,661	80.9

●円貨額が確定した外貨建資産

（単位：百万円、%）

区分	平成28年度末		平成29年度末	
	金額	占率	金額	占率
貸付金	127,077	1.3	141,197	1.2
公社債	56,324	0.6	53,338	0.5
現預金・その他	25,049	0.3	69,972	0.6
円貨額が確定した外貨建資産計	208,450	2.2	264,508	2.3

（注）「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約等が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表価額としているものです。

●円貨建資産

（単位：百万円、%）

区分	平成28年度末		平成29年度末	
	金額	占率	金額	占率
公社債	1,601,851	16.8	1,553,889	13.6
株式等	320,268	3.4	312,990	2.7
非居住者貸付	17,000	0.2	10,000	0.1
その他	39,752	0.4	49,312	0.4
円貨建資産計	1,978,872	20.7	1,926,192	16.8

●合計

（単位：百万円、%）

区分	平成28年度末		平成29年度末	
	金額	占率	金額	占率
海外投融資	9,555,093	100.0	11,443,362	100.0

b. 海外投融資の地域別構成

(平成28年度末)

(単位：百万円、%)

区　分	外国証券						非居住者貸付	
			公社債		株式等			
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率
北米	3,148,957	35.7	2,682,438	34.2	466,519	48.1	—	—
ヨーロッパ	2,162,077	24.5	2,160,206	27.6	1,871	0.2	12,000	70.6
オセアニア	363,939	4.1	363,939	4.6	—	—	—	—
アジア	115,598	1.3	2,144	0.0	113,453	11.7	—	—
中南米	2,524,203	28.7	2,135,921	27.2	388,281	40.0	—	—
中東	—	—	—	—	—	—	—	—
アフリカ	3,523	0.0	3,523	0.0	—	—	—	—
国際機関	491,044	5.6	491,044	6.3	—	—	5,000	29.4
合計	8,809,343	100.0	7,839,217	100.0	970,125	100.0	17,000	100.0

(平成29年度末)

(単位：百万円、%)

区　分	外国証券						非居住者貸付	
			公社債		株式等			
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率
北米	3,525,959	35.7	3,054,114	34.7	471,844	44.4	47,808	82.7
ヨーロッパ	2,763,472	28.0	2,759,766	31.4	3,706	0.3	5,000	8.6
オセアニア	420,619	4.3	420,619	4.8	—	—	—	—
アジア	117,521	1.2	2,140	0.0	115,380	10.8	—	—
中南米	2,630,390	26.7	2,157,541	24.5	472,849	44.4	—	—
中東	—	—	—	—	—	—	—	—
アフリカ	3,567	0.0	3,567	0.0	—	—	—	—
国際機関	403,232	4.1	403,232	4.6	—	—	5,000	8.6
合計	9,864,763	100.0	8,800,982	100.0	1,063,780	100.0	57,808	100.0

(注) 1. 本表は発行会社の国籍に基づき作成されています。
2. 中南米向け外国証券は、中南米に設立されたＳＰＣ(特別目的会社)が発行する債券もしくは優先出資証券、または海外投資信託等であり、発行会社の国籍に基づき中南米に分類されているものの、実質的には日本や北米・ヨーロッパ・アジア・オセアニア地域への投資です。

c. 外貨建資産の通貨別構成

(単位：百万円、%)

区　分	平成28年度末		平成29年度末	
	金額	占率	金額	占率
米ドル	4,686,636	63.6	5,772,976	62.4
ユーロ	1,157,582	15.7	1,867,816	20.2
豪ドル	1,221,366	16.6	1,199,622	13.0
ニュージーランドドル	115,395	1.6	201,812	2.2
ポーランドズロチ	73,108	1.0	94,996	1.0
中国元	42,175	0.6	44,106	0.5
インドネシアルピア	38,300	0.5	38,116	0.4
ベトナムドン	33,180	0.5	33,190	0.4
その他	24	0.0	23	0.0
合　計	7,367,770	100.0	9,252,661	100.0

◆負債関係

1 支払備金明細表

（単位：百万円）

区分		平成28年度末	平成29年度末
保険金	死亡保険金	50,214	52,821
	災害保険金	862	1,116
	高度障害保険金	4,812	4,324
	満期保険金	2,020	2,949
	その他	790	541
	小計	58,701	61,752
年金		4,421	5,084
給付金		23,514	23,978
解約返戻金		47,730	13,557
保険金据置支払金		5,087	5,652
その他共計		140,787	111,680

2 責任準備金明細表

（単位：百万円）

区分		平成28年度末	平成29年度末
責任準備金（危険準備金を除く）	個人保険	13,945,538	14,399,356
	（一般勘定）	(13,882,816)	(14,336,551)
	（特別勘定）	(62,721)	(62,805)
	個人年金保険	8,144,049	8,200,566
	（一般勘定）	(7,590,267)	(7,935,899)
	（特別勘定）	(553,781)	(264,667)
	団体保険	16,266	16,136
	（一般勘定）	(16,266)	(16,136)
	（特別勘定）	(—)	(—)
	団体年金保険	2,565,431	2,624,858
	（一般勘定）	(1,970,058)	(1,982,895)
	（特別勘定）	(595,373)	(641,963)
	その他	212,907	210,252
	（一般勘定）	(212,907)	(210,252)
	（特別勘定）	(—)	(—)
	小計	24,884,193	25,451,170
	（一般勘定）	(23,672,316)	(24,481,734)
	（特別勘定）	(1,211,876)	(969,435)
危険準備金		333,700	349,400
合計		25,217,893	25,800,570
（一般勘定）		(24,006,016)	(24,831,134)
（特別勘定）		(1,211,876)	(969,435)

3 責任準備金残高の内訳

（平成28年度末）

（単位：百万円）

区分	保険料積立金	未経過保険料	払戻積立金	危険準備金	平成28年度末合計
残高	22,722,846	2,161,346	—	333,700	25,217,893

（平成29年度末）

（単位：百万円）

区分	保険料積立金	未経過保険料	払戻積立金	危険準備金	平成29年度末合計
残高	23,348,606	2,102,564	—	349,400	25,800,570

4 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式・積立率・残高（契約年度別）

a. 責任準備金の積立方式・積立率

区　分		平成28年度末	平成29年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）	金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率（危険準備金を除く）		100.0%	100.0%

（注）1. 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。なお、団体保険、団体年金保険、財形保険、財形年金保険及び医療保障保険は含みません。
2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

b. 責任準備金残高（契約年度別）

（単位：百万円）

契約年度	責任準備金残高	予定利率
～1980年度	127,273	4.00%～5.00%
1981年度～1985年度	363,356	5.00%～5.50%
1986年度～1990年度	2,246,895	5.50%
1991年度～1995年度	3,170,608	3.75%～5.50%
1996年度～2000年度	1,337,520	2.00%～2.75%
2001年度～2005年度	1,269,560	1.50%
2006年度～2010年度	3,547,822	1.00%～1.50%
2011年度	1,101,363	1.00%～1.50%
2012年度	1,642,715	1.00%～1.50%
2013年度	1,106,481	0.50%～1.00%
2014年度	1,211,162	0.50%～1.00%
2015年度	1,648,475	0.50%～1.00%
2016年度	2,211,407	0.25%～1.00%
2017年度	1,287,807	0.25%～3.75%

（注）1.「責任準備金残高」は、個人保険及び個人年金保険の責任準備金（特別勘定の責任準備金及び危険準備金を除く）を記載しています。
2.「予定利率」については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

5 法第百二十一条第一項第一号の確認（第三分野保険に係るものに限る。）の合理性及び妥当性

○第三分野における責任準備金の積立の適切性を確保するための考え方

各第三分野保険のリスク特性を踏まえ、原則として基礎率を同じくする契約区分ごとに、将来期間における保険事故発生率の悪化等の状況を想定し、将来の保険金・給付金等のお支払が確実に履行されるかを検証します。この検証を法令等に則り行い、責任準備金の積立が不十分であると認識される場合には、危険準備金、追加責任準備金の積立等の必要な措置を講じることとしています。

○負債十分性テスト・ストレステストにおける危険発生率等の設定水準の合理性及び妥当性

危険発生率は、予定発生率に対する支払指数を基準に算定しており、過去の保険事故発生率の実績の推移をベースにしています。

原則として基礎率を同じくする契約区分ごとに、直近の保険事故発生率の実績*を基礎に、将来10年間における各契約区分の支払指数を設定しています。

上記方法で設定した支払指数を基準に、過去の実績から支払指数の変動するリスクを一定の確率（99%及び97.7%）でカバーする支払指数を算定した上で、前事業年度の水準を下回らないように危険発生率を設定しています。

＊平成30年3月末以前の6ヵ月を超えない期間までに観測された実績を使用しています。

○テストの結果

ストレステストは、以下のP、Aに対し、AがPを上回るかどうかにより不定の有無を検証します。

P：責任準備金算出に用いる予定発生率に基づき算出した将来10年間の給付額の合計額

A：前述の危険発生率（発生率の変動するリスクを99%の確率でカバーする水準）に基づき算出した将来10年間の給付額の合計額

AがPを上回る場合は、不足が生じると判定されます。

主要な保険種類についての、Pに対するAの比率の状況（将来10年間合計、1年目および10年目）は下表のとおりです。

●ストレステスト（発生率の変動するリスクを99%の確率でカバーする水準）の結果

	将来10年間合計	1年目 → 10年目	
全区分合計	59.7%	53.8%	64.4%
うち総合医療特約区分	53.1%	49.5%	57.4%
うち特定重度生活習慣病保障区分	78.2%	69.4%	93.4%
うち生活障害保障区分	56.9%	35.8%	80.3%

平成29年度決算においてストレステストを実施した結果、不足の生じる区分はありませんでした。

なお、第三分野保険の一部について既に積み増している保険料積立金の平成29年度末残高は7,760百万円です。

6 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数

a. 責任準備金残高（一般勘定）

（単位：百万円）

	平成28年度末	平成29年度末
責任準備金残高（一般勘定）	7,737	1,889

（注）1. 保険業法施行規則第68条に規定する保険契約（標準責任準備金対象契約）を対象としています。
2. 「責任準備金残高（一般勘定）」は、最低保証に係る保険料積立金を記載しています。
3. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険に付した部分に相当する責任準備金として、平成29年度末1,105百万円を控除しています。

b. 算出方法、その計算の基礎となる係数

		最低保証付変額保険	最低保証付変額個人年金保険（一時払い）（08）	最低保証付一時払変額個人年金保険（08）	新最低保証付変額個人年金保険（一時払い）	変額個人年金保険（一時払い）	最低保証付変額個人年金保険（一時払い）（16）
算出方法		平成8年大蔵省告示第48号に定める代替的方式（シナリオテスティング方式）	平成8年大蔵省告示第48号に定める代替的方式（シナリオテスティング方式）	平成8年大蔵省告示第48号に定める代替的方式（シナリオテスティング方式）	平成8年大蔵省告示第48号に定める代替的方式（シナリオテスティング方式）	平成8年大蔵省告示第48号に定める代替的方式（ファクターテーブル方式）	平成8年大蔵省告示第48号に定める標準的方式
計算の基礎となる係数	予定死亡率	平成8年大蔵省告示第48号に定める率＊	平成8年大蔵省告示第48号に定める率＊	平成8年大蔵省告示第48号に定める率＊	平成8年大蔵省告示第48号に定める率＊	予定災害死亡率（0.000504）のみを使用	平成8年大蔵省告示第48号に定める率＊
	割引率					平成8年大蔵省告示第48号に定める率	
	期待収益率						
	ボラティリティ	平成8年大蔵省告示第48号に定める率。ただし、国内短期資産については0.3％（保険料及び責任準備金の算出方法書に定める率）	平成8年大蔵省告示第48号に定める率。ただし、国内不動産については18.4％（保険料及び責任準備金の算出方法書に定める率）	平成8年大蔵省告示第48号に定める率	平成8年大蔵省告示第48号に定める率。ただし、ヘッジ付外貨建債券については3.5％、国内不動産については18.4％、外国不動産については16.9％（保険料及び責任準備金の算出方法書に定める率）	18.4％（保険料及び責任準備金の算出方法書に定める率）	基本部分：据置期間15年については4.0％、据置期間20年については4.5％（保険料及び責任準備金の算出方法書に定める率）

＊ ・平成19年4月1日に締結した契約については、保険料及び責任準備金の算出方法書に定めるところにより、同告示第１項第２号イに定める予定死亡率を用いています。
・平成19年4月2日以降に締結した契約については、保険料及び責任準備金の算出方法書に定めるところにより、同告示第１項第２号ロに定める予定死亡率を満年齢方式に修正して用いています。

7 社員配当準備金明細表

（平成28年度）

（単位：百万円）

区　分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	平成28年度合計
当期首現在高	243,110	11,860	3,182	188	784	102	259,228
前期剰余金からの繰入	9,760	2,352	36,296	2,844	△0	294	51,548
利息による増加	116	3	0	—	0	0	121
配当金支払による減少	21,410	1,061	39,065	2,945	88	376	64,947
当期末現在高	231,242 （226,903）	13,157 （9,956）	753 （296）	81 （—）	695 （690）	20 （11）	245,951 （237,859）

（平成29年度）

（単位：百万円）

区　分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	平成29年度合計
当期首現在高	231,242	13,157	753	81	695	20	245,951
前期剰余金からの繰入	8,427	46	40,805	2,192	△2	265	51,735
利息による増加	38	0	0	—	0	0	39
配当金支払による減少	18,846	966	39,962	2,059	85	257	62,177
当期末現在高	221,199 （216,478）	12,240 （10,027）	1,256 （300）	214 （—）	607 （605）	29 （9）	235,548 （227,422）

（注）（　）内は積立配当金額です。

8 引当金明細表

（平成28年度）

（単位：百万円）

区　分		当期首残高	当期末残高	当期増減額	計上の理由及び算定方法
貸倒引当金	一般貸倒引当金	1,017	910	△106	債権の貸倒損失に備えるため計上しています。
	個別貸倒引当金	485	221	△263	
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	
退職給付引当金		47,962	45,448	△2,513	「退職給付に関する会計基準」等に基づき計上しています。
価格変動準備金		352,147	502,347	150,200	保険業法第115条の規定により計上しています。

（平成29年度）

（単位：百万円）

区　分		当期首残高	当期末残高	当期増減額	計上の理由及び算定方法
貸倒引当金	一般貸倒引当金	910	717	△192	債権の貸倒損失に備えるため計上しています。
	個別貸倒引当金	221	203	△18	
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	
退職給付引当金		45,448	32,082	△13,366	「退職給付に関する会計基準」等に基づき計上しています。
価格変動準備金		502,347	656,947	154,600	保険業法第115条の規定により計上しています。

9 個別貸倒引当金の状況

（単位：百万円）

区　分	平成28年度	平成29年度
繰入額	260	239
取崩額 **（償却に伴う取崩額を除く）**	255	249
純繰入額	44	△10

10 特定海外債権引当勘定の状況

a. 特定海外債権引当勘定

平成28年度末、平成29年度末ともに残高がないため記載していません。

b. 対象債権額国別残高

平成28年度末、平成29年度末ともに残高がないため記載していません。

11 借入金等残存期間別残高

（平成28年度末）

（単位：百万円）

区　分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 （期間の定めのないものを含む）	合計
借入金	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	354,480	354,480

（平成29年度末）

（単位：百万円）

区　分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 （期間の定めのないものを含む）	合計
借入金	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	499,924	499,924

◆資本関係

1 基金の状況

払込期日	募集額	償却期間	利率	基金の目的
平成24年8月 8日	500億円	6年以内	市場実勢金利(固定利率)	財産的基礎の充実
平成24年8月10日	500億円	7年以内	市場実勢金利(固定利率又は市場実勢金利に連動した変動金利)	
基金の総額(平成29年度末)		6,390億円(基金償却積立金の額5,390億円を含む)		

(単位:百万円、%)

基金拠出者名	当社への基金拠出状況	
	基金拠出額	基金拠出割合
住友生命第5回基金流動化特定目的会社	50,000	50.0
株式会社三井住友銀行	31,000	31.0
三井住友信託銀行株式会社	16,000	16.0
三井住友海上火災保険株式会社	3,000	3.0

(注) 1.基金拠出者は、平成29年度末時点における拠出額の多い順に記載しています。
2.住友生命第5回基金流動化特定目的会社は、基金債権を裏付け資産とする特定社債を発行し、発行代わり金を基金債権の購入資金に充当しております。

基金償却スケジュール

基金償却準備金の積立ならびに基金償却積立金への振替、基金償却については下図のとおり予定しています。

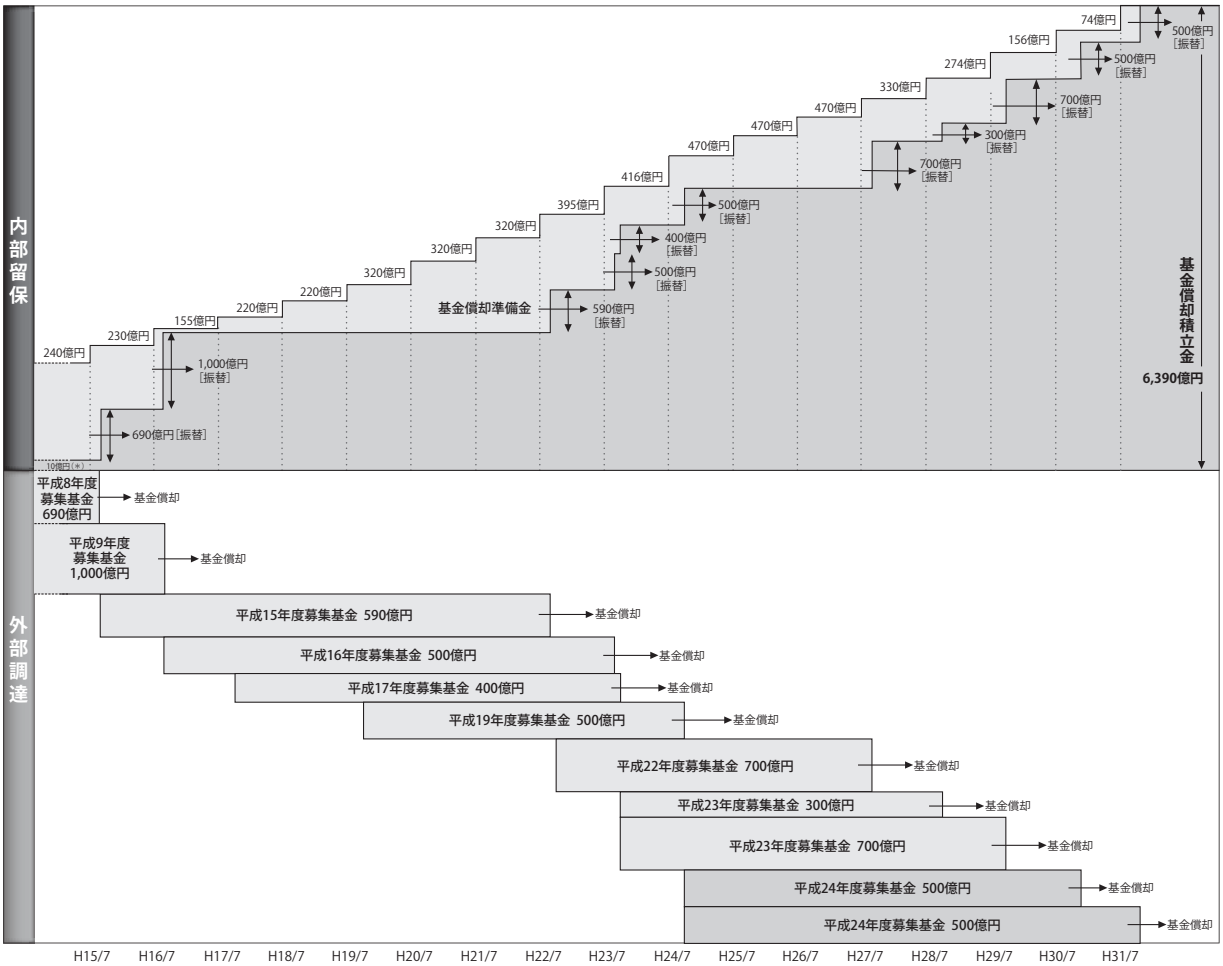

＊保険業法に定める最低基金総額10億円

◆保険関係収支

1 保険料明細表

（単位：百万円）

区　分	平成28年度	平成29年度
個人保険	1,858,379	1,683,985
（うち一時払）	410,764	604,217
（うち年払）	543,742	190,474
（うち半年払）	5,952	5,608
（うち月払）	897,920	883,684
個人年金保険	1,108,809	504,824
（うち一時払）	5,312	10,762
（うち年払）	822,119	178,982
（うち半年払）	3,544	3,625
（うち月払）	277,832	311,454
団体保険	95,745	95,638
団体年金保険	228,995	201,781
その他共計	3,311,796	2,505,129

（注）年払には年1回払を、半年払には年2回払を、それぞれ含めた金額を記載しています。

2 保険金明細表

a. 金額

（平成28年度）

（単位：百万円）

区　分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	平成28年度合　計
死亡保険金	276,408	5,294	41,035	—	—	2	322,741
災害保険金	4,320	13	89	—	34	—	4,457
高度障害保険金	8,060	28	3,415	—	—	—	11,503
満期保険金	175,712	5	—	—	782	—	176,500
その他	2,045	—	—	2,580	—	—	4,626
合　計	466,548	5,340	44,540	2,580	817	2	519,829

（平成29年度）

（単位：百万円）

区　分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	平成29年度合　計
死亡保険金	288,695	4,977	41,164	—	—	1	334,838
災害保険金	4,014	18	68	—	58	—	4,160
高度障害保険金	7,389	50	3,305	—	—	—	10,745
満期保険金	233,707	3	—	—	777	—	234,488
その他	2,435	0	—	3,192	—	—	5,628
合　計	536,242	5,050	44,538	3,192	836	1	589,860

b. 件数

（平成28年度）

（単位：件）

区　分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	平成28年度合　計
死亡保険金	53,371	1,024	42,574	—	—	168	97,137
災害保険金	780	2	174	—	5	—	961
高度障害保険金	967	6	2,983	—	—	—	3,956
満期保険金	54,308	88	—	—	1,422	—	55,818
その他	3,830	—	—	—	—	—	3,830
合　計	113,256	1,120	45,731	—	1,427	168	161,702

（平成29年度）

（単位：件）

区　分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	平成29年度合　計
死亡保険金	56,859	944	41,006	—	—	144	98,953
災害保険金	765	4	167	—	5	—	941
高度障害保険金	1,019	7	2,810	—	—	—	3,836
満期保険金	62,861	74	—	—	1,241	—	64,176
その他	4,577	1	—	—	—	—	4,578
合　計	126,081	1,030	43,983	—	1,246	144	172,484

3 年金明細表

a. 金額

（平成28年度）

（単位：百万円）

個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	平成28年度合　計
—	633,995	514	64,568	4,661	—	703,740

（平成29年度）

（単位：百万円）

個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	平成29年度合　計
—	574,006	483	55,393	4,367	—	634,251

b. 件数

（平成28年度）

（単位：件）

個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	平成28年度合　計
—	599,458	24,038	1,966,034	15,109	—	2,604,639

（平成29年度）

（単位：件）

個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	平成29年度合　計
—	615,024	22,498	2,071,691	14,299	—	2,723,512

4 給付金明細表

a. 金額

（平成28年度）

（単位：百万円）

区　分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	平成28年度合　計
死亡給付金	7,136	17,703	6	—	247	—	25,094
入院給付金	64,601	744	89	—	—	68	65,504
手術給付金	33,376	703	—	—	—	—	34,080
障害給付金	4,787	12	27	—	—	—	4,827
生存給付金	54,420	305	—	—	548	—	55,274
その他	2,572	0	2	101,513	57	3	104,149
合　計	166,895	19,471	125	101,513	853	71	288,931

（平成29年度）

（単位：百万円）

区　分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	平成29年度合　計
死亡給付金	15,032	11,485	6	—	200	—	26,725
入院給付金	64,616	681	85	—	—	53	65,437
手術給付金	32,848	665	—	—	—	—	33,514
障害給付金	4,732	13	34	—	14	—	4,794
生存給付金	44,495	214	—	—	408	—	45,119
その他	3,439	3	5	95,712	78	2	99,242
合　計	165,166	13,064	132	95,712	701	56	274,834

b. 件数

（平成28年度）

（単位：件）

区　分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	平成28年度合　計
死亡給付金	13,364	4,837	429	—	80	—	18,710
入院給付金	827,909	9,686	3,353	—	—	7,579	848,527
手術給付金	401,357	8,768	—	—	—	—	410,125
障害給付金	56,602	134	158	—	—	—	56,894
生存給付金	199,542	1,760	—	—	244	—	201,546
その他	12,628	4	159	473,815	105	102	486,813
合　計	1,511,402	25,189	4,099	473,815	429	7,681	2,022,615

（平成29年度）

（単位：件）

区　分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	平成29年度合　計
死亡給付金	15,371	3,943	459	—	95	—	19,868
入院給付金	835,105	9,110	3,326	—	—	6,454	853,995
手術給付金	407,956	8,355	—	—	—	—	416,311
障害給付金	57,982	169	133	—	2	—	58,286
生存給付金	158,143	1,212	—	—	178	—	159,533
その他	18,407	14	254	465,407	101	84	484,267
合　計	1,492,964	22,803	4,172	465,407	376	6,538	1,992,260

5 解約返戻金明細表

（平成28年度）

（単位：百万円）

個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	平成28年度合　計
254,140	80,731	—	64,225	19,495	—	418,593

（平成29年度）

（単位：百万円）

個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	平成29年度合　計
262,186	80,597	—	61,521	17,505	—	421,811

◆資産運用関係収支

1 資産運用収益明細表（一般勘定）

（単位：百万円）

区　分	平成28年度	平成29年度
利息及び配当金等収入	588,852	613,474
売買目的有価証券運用益	108	401
有価証券売却益	88,036	78,714
有価証券償還益	16,578	5,065
為替差益	8,810	—
貸倒引当金戻入額	102	203
その他運用収益	522	2,104
合　計	703,011	699,963

2 資産運用費用明細表（一般勘定）

（単位：百万円）

区　分	平成28年度	平成29年度
支払利息	7,698	18,507
有価証券売却損	39,074	43,629
有価証券評価損	6	276
金融派生商品費用	107,144	89,723
為替差損	—	2,286
賃貸用不動産等減価償却費	9,152	8,768
その他運用費用	13,504	12,349
合　計	176,580	175,540

3 利息及び配当金等収入明細表（一般勘定）

（単位：百万円）

区　分	平成28年度	平成29年度
預貯金利息	64	4,107
有価証券利息・配当金	505,535	530,326
うち公社債利息	226,433	225,175
うち株式配当金	31,608	37,783
うち外国証券利息配当金	246,054	263,341
貸付金利息	37,695	33,303
うち一般貸付利息	24,317	20,585
不動産賃貸料	38,997	36,112
その他共計	588,852	613,474

4 利息及び配当金等収入の分析（一般勘定）

（単位：百万円）

平成29年度	残高による増減	金利等による増減	純増減
利息及び配当金等収入	54,946	△30,324	24,622
うち現預金・コールローン	1,973	3,269	5,242
うち有価証券	26,912	△2,122	24,790
うち貸付金	9,260	△13,652	△4,391
うち不動産	△2,262	△622	△2,885

5 有価証券売却益明細表（一般勘定）

（単位：百万円）

区　分	平成28年度	平成29年度
国債等債券	82,941	53,092
株式等	5,094	17,937
外国証券	1	7,683
その他共計	88,036	78,714

6 固定資産等処分益明細表（一般勘定）

（単位：百万円）

区　分	平成28年度	平成29年度
有形固定資産	10,595	17,477
土地	714	5,265
建物	9,881	12,211
リース資産	—	—
その他	—	—
無形固定資産	—	—
その他	6,437	154
合　計	17,033	17,632
うち賃貸等不動産	9,287	17,438

7 有価証券売却損明細表（一般勘定）

（単位：百万円）

区　分	平成28年度	平成29年度
国債等債券	1,583	138
株式等	2,351	2,937
外国証券	35,139	40,553
その他共計	39,074	43,629

8 有価証券評価損明細表（一般勘定）

（単位：百万円）

区　分	平成28年度	平成29年度
国債等債券	—	—
株式等	6	276
外国証券	—	—
その他共計	6	276

9 貸付金償却額（一般勘定）

平成28年度、平成29年度ともに実績がないため、記載していません。

10 賃貸用不動産等減価償却費明細表（一般勘定）

（平成28年度）

（単位：百万円）

区　分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	389,628	8,829	253,778	135,850	65.1%
建物	388,554	8,800	252,779	135,775	65.1%
その他の有形固定資産	1,074	29	999	75	93.0%
無形固定資産	15	1	13	1	87.7%
その他	8,022	320	7,185	837	89.6%
合　計	397,667	9,152	260,977	136,690	65.6%

（平成29年度）

（単位：百万円）

区　分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	383,512	8,707	253,427	130,084	66.1%
建物	382,460	8,681	252,440	130,020	66.0%
その他の有形固定資産	1,051	25	987	64	93.9%
無形固定資産	4	0	3	0	80.4%
その他	1,790	59	1,012	777	56.6%
合　計	385,307	8,768	254,443	130,863	66.0%

11 固定資産等処分損明細表（一般勘定）

（単位：百万円）

区　分	平成28年度	平成29年度
有形固定資産	5,339	736
土地	2,748	41
建物	2,516	668
リース資産	8	4
その他	66	22
無形固定資産	0	862
その他	29	22
合　計	5,369	1,621
うち賃貸等不動産	4,384	591

◆その他収支

1 減価償却費明細表

（平成28年度）

（単位：百万円）

区　分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	238,013	6,492	160,961	77,070	67.6%
建物	206,333	4,312	134,232	72,100	65.1%
リース資産	5,685	923	4,557	1,146	80.2%
その他の有形固定資産	25,994	1,255	22,171	3,822	85.3%
無形固定資産	107,827	6,804	80,634	27,193	74.8%
その他	23,290	41	23,171	118	99.5%
合　計	369,130	13,337	264,767	104,382	71.7%

（平成29年度）

（単位：百万円）

区　分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	239,885	6,280	164,415	75,489	68.5%
建物	208,752	4,218	137,785	70,967	66.0%
リース資産	4,200	798	3,875	344	92.2%
その他の有形固定資産	26,932	1,264	22,754	4,178	84.5%
無形固定資産	123,635	7,117	87,715	35,919	70.9%
その他	23,064	35	22,968	95	99.6%
合　計	386,585	13,433	275,099	111,504	71.2%

2 事業費明細表

（単位：百万円）

区　分	平成28年度	平成29年度
営業活動費	128,482	118,543
営業管理費	61,400	59,389
一般管理費	157,011	150,636
合　計	346,894	328,569

（注）一般管理費のうち、生命保険契約者保護機構に対する負担金は、平成28年度2,918百万円、平成29年度2,823百万円です。

3 税金明細表

（単位：百万円）

区　分	平成28年度	平成29年度
国税	15,606	13,850
消費税	12,326	11,348
地方法人特別税	2,926	2,214
印紙税	343	262
登録免許税	4	25
その他の国税	5	—
地方税	12,471	10,382
地方消費税	3,321	3,059
法人事業税	7,008	5,304
固定資産税	1,703	1,576
不動産取得税	0	—
事業所税	431	433
その他の地方税	5	6
合　計	28,078	24,232

4 リース取引

〈リース取引（借主側）〉

〔通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所得権移転外ファイナンス・リース取引〕

a. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

平成28年度末、平成29年度末、ともに残高がないため記載していません。

b. 未経過リース料期末残高相当額

平成28年度末、平成29年度末、ともに残高がないため記載していません。

c. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

平成28年度末、平成29年度末、ともに残高がないため記載していません。

d. 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法	取得価額相当額をリース期間定額法で償却した償却費
利息相当額の算定方法	発生ベースのリース料をリース期間で利息法により算定した利息額

◆保険契約高関係諸統計

1 保障機能別保有契約高

（単位：千件、百万円）

区分			保有件数及び金額			
			平成28年度末		平成29年度末	
			件数	金額	件数	金額
死亡保障	普通死亡	個人保険	8,261	77,138,409	8,284	71,361,089
		個人年金保険	—	—	—	—
		団体保険	21,823	31,482,206	22,493	31,885,941
		団体年金保険	—	—	—	—
		その他共計	30,084	108,620,615	30,777	103,247,031
	災害死亡	個人保険	(7,849)	(19,267,743)	(7,621)	(18,268,459)
		個人年金保険	(44)	(194,384)	(40)	(181,568)
		団体保険	(2,521)	(851,391)	(2,482)	(832,297)
		団体年金保険	(—)	(—)	(—)	(—)
		その他共計	(10,414)	(20,313,519)	(10,144)	(19,282,325)
	その他の条件付死亡	個人保険	(0)	(19)	(0)	(11)
		個人年金保険	(—)	(—)	(—)	(—)
		団体保険	(63)	(33,138)	(62)	(32,918)
		団体年金保険	(—)	(—)	(—)	(—)
		その他共計	(63)	(33,157)	(62)	(32,929)
生存保障	満期・生存給付	個人保険	212	405,768	204	390,142
		個人年金保険	2,842	14,425,826	2,765	14,008,273
		団体保険	0	194	0	153
		団体年金保険	—	—	—	—
		その他共計	3,063	14,854,070	2,978	14,419,093
	年金	個人保険	(—)	(—)	(—)	(—)
		個人年金保険	(3,337)	(1,992,402)	(3,290)	(1,946,558)
		団体保険	(7)	(486)	(7)	(467)
		団体年金保険	(—)	(—)	(—)	(—)
		その他共計	(3,358)	(1,997,539)	(3,310)	(1,951,390)
	その他	個人保険	—	—	—	—
		個人年金保険	494	1,576,693	524	1,613,311
		団体保険	7	3,041	6	2,970
		団体年金保険	6,601	2,565,431	6,390	2,624,858
		その他共計	7,180	4,335,738	6,995	4,430,816
入院保障	災害入院	個人保険	(5,000)	(31,070)	(4,930)	(30,204)
		個人年金保険	(113)	(538)	(105)	(500)
		団体保険	(1,342)	(1,125)	(1,314)	(1,101)
		団体年金保険	(—)	(—)	(—)	(—)
		その他共計	(6,726)	(32,873)	(6,590)	(31,933)
	疾病入院	個人保険	(4,988)	(30,847)	(4,921)	(30,032)
		個人年金保険	(111)	(528)	(103)	(490)
		団体保険	(11)	(48)	(12)	(52)
		団体年金保険	(—)	(—)	(—)	(—)
		その他共計	(5,381)	(31,563)	(5,276)	(30,703)
	その他の条件付入院	個人保険	(8,816)	(219,777)	(8,622)	(224,655)
		個人年金保険	(43)	(350)	(40)	(326)
		団体保険	(63)	(57)	(63)	(61)
		団体年金保険	(—)	(—)	(—)	(—)
		その他共計	(8,922)	(220,185)	(8,726)	(225,042)

（注）1. ( )内数値は主契約の付随保障部分及び特約の保障を表します。ただし、定期特約の普通死亡保障は主要保障部分に計上しています。
2. 団体保険、団体年金保険の件数は、被保険者数を表します。
3. 生存保障の「その他」欄の金額は責任準備金を表します。
4. 入院保障欄の金額は入院給付日額を表します。
5. 個人年金保険、団体保険の「満期・生存給付」欄は年金支払開始前契約の件数及びその年金支払開始時における年金原資、「年金」欄の金額は年金年額、「その他」欄は年金支払開始後契約の件数と責任準備金を表します。
6. 入院保障の疾病入院のその他共計の金額は主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。
7.「その他の条件付」欄は成人病医療特約、交通災害保障特約、団体定期保険労働災害保障特約等、特定の疾病または災害による保障を表します。

（単位：件）

区分		保有件数	
		平成28年度末	平成29年度末
障害保障	個人保険	6,478,264	6,342,956
	個人年金保険	33,132	31,178
	団体保険	2,315,566	2,263,622
	団体年金保険	—	—
	その他共計	8,826,962	8,637,756
手術保障	個人保険	6,636,251	6,269,734
	個人年金保険	138,368	128,544
	団体保険	—	—
	団体年金保険	—	—
	その他共計	6,774,619	6,398,278

2 年換算保険料

a. 保有契約

（単位：百万円、%）

区　分	平成28年度末		平成29年度末	
		前年度末比		前年度末比
個人保険	1,517,985	2.2	1,534,271	1.1
個人年金保険	807,327	13.9	795,689	△1.4
合　計	2,325,313	6.0	2,329,960	0.2
うち生前給付保障＋医療保障等	532,677	2.5	546,750	2.6

b. 新契約（新契約＋転換純増）

（単位：百万円、%）

区　分	平成28年度		平成29年度	
		前年度比		前年度比
個人保険	120,709	13.2	108,568	△10.1
個人年金保険	132,284	111.4	22,759	△82.8
合　計	252,994	49.5	131,328	△48.1
うち生前給付保障＋医療保障等	42,408	6.0	45,267	6.7

（注）1. 年換算保険料は、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額等（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額等）を計上しています。
2. 生前給付保障の年換算保険料は、就労不能・介護給付、特定疾病給付、重度慢性疾患給付、特定重度生活習慣病給付及び保険料の払込みを免除する特約の給付に該当する部分の合計額です。
3. 医療保障の年換算保険料は、入院給付、手術給付等に該当する部分の合計額です。

3 保有契約高及び新契約高

a. 保有契約高

（単位：千件、百万円、%）

区　分	平成28年度末				平成29年度末			
	件数	前年度末比	金額	前年度末比	件数	前年度末比	金額	前年度末比
個人保険	8,473	0.6	77,544,178	△7.7	8,488	0.2	71,751,231	△7.5
個人年金保険	3,337	15.3	16,002,519	14.3	3,290	△1.4	15,621,584	△2.4
団体保険	—	—	31,485,442	△0.2	—	—	31,889,064	1.3
団体年金保険	—	—	2,565,431	0.4	—	—	2,624,858	2.3

（注）1. 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
2. 団体年金保険については、責任準備金の金額です。

b. 新契約高（新契約＋転換純増）

（単位：千件、百万円、%）

区　分	平成28年度						平成29年度					
	件数	前年度比	金額	前年度比	新契約	転換による純増加	件数	前年度比	金額	前年度比	新契約	転換による純増加
個人保険	781	△7.6	74,122	△96.3	2,113,676	△2,039,554	763	△2.2	269,348	263.4	2,131,812	△1,862,463
個人年金保険	608	101.9	2,876,240	114.6	2,889,122	△12,881	111	△81.7	447,215	△84.5	455,424	△8,209
団体保険	—	—	51,363	△30.1	51,363	—	—	—	34,367	△33.1	34,367	—
団体年金保険	—	—	58	△53.2	58	—	—	—	30	△47.2	30	—

（注）1. 件数は、新契約に転換後契約及び保障一括見直し後契約を加えた数値です。
2. 転換による純増加には、保障一括見直しによる純増加の金額を含みます。
3. 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。
4. 新契約の団体年金保険の金額は第1回収入保険料です。

4 保有契約高の推移

（単位：千件、百万円）

区分			平成28年度末			平成29年度末		
			件数	保険金額	年換算保険料	件数	保険金額	年換算保険料
個人保険	死亡保険	終身保険	1,632	8,934,958	352,207	1,684	9,251,441	377,797
		特定疾病保障終身保険	44	183,761	3,253	43	179,090	3,134
		限定告知型終身保険	110	105,646	19,483	121	108,412	21,030
		介護保障終身保険	70	364,457	9,391	76	387,317	9,914
		予定利率変動型終身保険	167	1,023,982	86,749	162	992,424	83,792
		指定通貨建終身保険	—	—	—	37	234,143	17,507
		その他共　終身保険計	2,025	10,620,935	472,036	2,126	11,160,432	514,089
		定期付新終身保険	579	12,019,387	133,543	532	10,418,130	123,222
		その他共　定期付終身保険計	1,620	19,420,926	225,513	1,539	17,136,203	206,942
		利率変動型積立終身保険	2,787	40,367,090	554,120	2,726	35,742,054	543,462
		定期保険	71	1,995,054	37,528	69	1,889,278	35,663
		特定疾病保障定期保険	45	167,200	2,662	42	153,601	2,506
		その他共　定期保険計	128	2,207,906	40,877	122	2,083,599	38,817
		特約組立型保険	—	—	—	147	1,268,321	18,203
		医療終身保険	454	115,034	62,389	484	115,605	66,389
		医療定期保険	513	323,676	26,920	495	299,669	26,510
		その他共計	7,615	74,063,172	1,387,517	7,722	68,722,329	1,419,673
	生死混合保険	養老保険	386	1,691,540	70,111	331	1,445,345	59,345
		定期付養老保険	55	557,445	5,871	44	452,542	4,758
		生前給付金付定期保険	153	566,320	21,561	145	527,632	20,423
		こども保険	248	592,758	30,289	234	542,245	28,424
		その他共計	843	3,417,965	127,848	757	2,977,049	112,959
	生存保険		14	63,040	2,619	8	51,853	1,638
	計（1）		8,473	77,544,178	1,517,985	8,488	71,751,231	1,534,271
個人年金保険	定額個人年金保険	個人年金保険	643	3,463,684	197,890	616	3,290,538	194,201
		生存保障重視型個人年金保険	2,408	11,556,961	461,325	2,447	11,659,216	474,624
		その他共計	3,090	15,157,150	682,820	3,101	15,082,537	692,052
	変額個人年金保険		246	845,369	124,507	189	539,047	103,636
	計（2）		3,337	16,002,519	807,327	3,290	15,621,584	795,689
（1）＋（2）合計			11,810	93,546,698	2,325,313	11,779	87,372,816	2,329,960

区分		平成28年度末		平成29年度末	
		件数	金額	件数	金額
団体保険	団体定期保険	7,290	5,514,013	8,177	5,367,264
	総合福祉団体定期保険	3,702	9,049,956	3,722	9,185,291
	団体信用生命保険	10,786	16,880,461	10,551	17,297,249
	消費者信用団体生命保険	44	10,598	43	9,607
	団体終身保険	0	76	0	61
	心身障害者扶養者生命保険	45	27,100	43	26,467
	年金払特約	7	3,236	7	3,123
	計	21,831	31,485,442	22,501	31,889,064
団体年金保険	企業年金保険	0	236	0	246
	新企業年金保険	3,926	77,736	3,972	77,648
	拠出型企業年金保険	2,389	788,283	2,379	789,775
	厚生年金基金保険	284	23,141	38	12,582
	国民年金基金保険	—	10	—	10
	団体生存保険	—	49,433	—	49,877
	確定給付企業年金保険	—	1,528,803	—	1,593,381
	確定拠出年金保険	—	97,786	—	101,336
	計	6,601	2,565,431	6,390	2,624,858
財形保険		62	166,404	59	166,860
財形年金保険		22	46,448	20	43,341
医療保障保険		270	138	238	128

（単位：千件、百万円）

区分		平成28年度末		平成29年度末	
		件数	金額	件数	金額
災害・疾病関係特約	災害割増特約	1,491	7,023,675	1,429	6,549,319
	災害保障特約	11	14,810	8	11,395
	傷害特約	3,178	11,360,138	3,052	10,783,251
	傷害損傷特約	3,299	170,510	3,292	170,332
	総合医療特約	2,455	16,302	2,593	16,905
	災害入院特約	1,557	9,461	1,326	7,942
	疾病特約	1,645	9,661	1,424	8,225
	成人病特約	1,893	8,929	1,798	8,412
	その他の条件付入院特約	6,942	211,052	6,842	216,434
	先進医療特約	3,539	—	3,576	—
	がん診断特約	1,365	823,409	1,599	964,174
	がん薬物治療特約	1,410	88,786	1,653	102,703

（注）1. 団体保険・団体年金保険・財形保険・財形年金保険・医療保障保険の件数は被保険者数を表します。
2. 心身障害者扶養者生命保険の件数は、計には含みません。
3. 保険金額・金額の欄には主たる保障額を記載しています。
a. 個人年金保険・団体保険（年金払特約）は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金の合計を表します。
b. 団体年金保険・財形保険は責任準備金を表します。
c. 財形年金保険については、財形年金保険は年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金の合計、財形年金積立保険は責任準備金を表します。
d. 医療保障保険は入院給付日額を表します。
4. 年換算保険料は、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額等（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額等）を計上しています。
5. 傷害損傷特約の金額は給付金額を、入院特約の金額は入院給付日額を表します。
6. 災害保障特約には交通災害保障特約を含みます。
7. 疾病特約には限定告知型医療特約を含みます。

5 新契約高の推移（新契約+転換による増加）

（単位：千件、百万円）

区分			平成28年度			平成29年度		
			件数	保険金額	年換算保険料	件数	保険金額	年換算保険料
個人保険	死亡保険	終身保険	160	275,851	50,040	99	423,540	38,643
		特定疾病保障終身保険	—	—	—	—	—	—
		限定告知型終身保険	18	10,419	3,022	22	11,940	3,639
		介護保障終身保険	8	35,087	863	8	32,203	749
		予定利率変動型終身保険	26	197,996	19,192	—	—	—
		指定通貨建終身保険	—	—	—	37	240,474	18,472
		その他共　終身保険計	214	519,354	73,129	167	708,158	61,515
		定期付新終身保険	44	763,230	10,600	20	344,616	5,003
		その他共　定期付終身保険計	44	763,241	10,600	20	344,617	5,003
		利率変動型積立終身保険	385	4,532,400	68,999	298	3,325,494	55,854
		定期保険	7	181,309	3,637	5	89,290	1,803
		特定疾病保障定期保険	—	—	—	—	—	—
		その他共　定期保険計	7	181,309	3,637	5	89,290	1,803
		特約組立型保険	—	—	—	151	1,297,105	18,589
		医療終身保険	48	10,416	7,028	53	9,679	7,734
		医療定期保険	52	28,082	3,079	45	22,256	2,754
		その他共計	753	6,043,243	166,476	741	5,797,404	153,254
	生死混合保険	養老保険	8	26,421	1,584	6	23,422	1,359
		定期付養老保険	—	—	—	—	—	—
		生前給付金付定期保険	8	33,664	1,174	10	39,675	1,458
		こども保険	10	17,215	1,207	5	7,949	556
		その他共計	27	77,301	3,966	21	71,048	3,373
	生存保険		—	—	—	—	—	—
	計（1）		781	6,120,544	170,443	763	5,868,452	156,628
個人年金保険	定額個人年金保険	個人年金保険	—	—	—	—	—	—
		生存保障重視型個人年金保険	607	2,884,014	132,353	108	444,715	22,337
		その他共計	607	2,884,014	132,353	108	444,715	22,337
	変額個人年金保険		1	5,108	323	2	10,708	672
	計（2）		608	2,889,122	132,677	111	455,424	23,009
（1）＋（2）合計			1,389	9,009,667	303,120	875	6,323,876	179,637

区分		平成28年度		平成29年度	
		件数	金額	件数	金額
団体保険	団体定期保険	32	5,510	4	906
	総合福祉団体定期保険	77	44,570	27	33,460
	団体信用生命保険	11	1,281	—	—
	消費者信用団体生命保険	—	—	—	—
	団体終身保険	—	—	—	—
	心身障害者扶養者生命保険	—	—	—	—
	年金払特約	—	—	—	—
	計	121	51,363	31	34,367
団体年金保険	企業年金保険	—	—	—	—
	新企業年金保険	—	—	—	—
	拠出型企業年金保険	0	1	0	0
	厚生年金基金保険	—	—	—	—
	国民年金基金保険	—	—	—	—
	団体生存保険	—	—	—	—
	確定給付企業年金保険	—	33	—	7
	確定拠出年金保険	—	23	—	23
	計	0	58	0	30
財形保険		0	19	0	56
財形年金保険		0	4	0	15
医療保障保険		0	1	0	0

（注）1. 団体保険・団体年金保険・財形保険・財形年金保険・医療保障保険の件数は被保険者数を表します。
2. 保険金額・金額の欄には主たる保障額を記載しています。
a. 個人年金保険は年金支払開始時における年金原資を表します。
b. 団体年金保険・財形保険は第１回収入保険料を表します。
c. 財形年金保険については、財形年金保険は年金支払開始時における年金原資、財形年金積立保険は第１回収入保険料を表します。
d. 医療保障保険は入院給付日額を表します。
3. 年換算保険料は、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額等（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額等）を計上しています。
4. 個人保険・個人年金保険には転換による増加及び保障一括見直しによる増加を含みます。

6 個人保険の異動状況の推移

（単位：千件、百万円、%）

区　分	平成28年度		平成29年度	
	件数	金額	件数	金額
年始現在	8,421	84,019,391	8,473	77,544,178
新契約	492	2,113,676	473	2,131,812
更新	16	49,756	18	38,243
復活	20	217,762	19	172,863
転換による増加	288	4,006,867	289	3,736,639
死亡	51	303,360	56	323,163
満期	94	365,336	107	393,381
保険金額の減少	(101)	716,497	(106)	666,215
転換による減少	288	6,046,422	289	5,599,103
解約	273	3,111,462	274	2,797,000
失効	59	610,873	57	503,997
その他の増減	0	△1,709,324	0	△1,589,643
年末現在	8,473	77,544,178	8,488	71,751,231
（増加率）	(0.6)	(△7.7)	(0.2)	(△7.5)
純増加	51	△6,475,212	15	△5,792,946
（増加率）	(338.2)	(−)	(△69.9)	(−)

（注）1. 金額は死亡保険、生死混合保険、生存保険の主たる保障部分の数値の合計を表します。
2. （　）内数値は、年末現在及び純増加の数値に含みません。
3. 転換による増加及び減少には、保障一括見直しによる増加及び減少を含みます。

7 個人年金保険の異動状況の推移

（単位：千件、百万円、%）

区　分	平成28年度		平成29年度	
	件数	金額	件数	金額
年始現在		〈1,758,813〉		〈1,992,402〉
	2,895	13,996,452	3,337	16,002,519
		〈338,466〉		〈53,220〉
新契約	608	2,889,122	111	455,424
復活	0	3,236	0	4,112
転換による増加	—	—	—	—
死亡	6	31,746	5	27,379
支払満了	21	67	28	88
金額の減少	(5)	15,297	(5)	17,673
転換による減少	2	12,881	1	8,209
解約	58	262,018	63	281,164
失効	4	18,903	4	20,780
その他の増減	△74	△545,376	△54	△485,176
年末現在		〈1,992,402〉		〈1,946,558〉
（増加率）	3,337	16,002,519	3,290	15,621,584
	(15.3)	(14.3)	(△1.4)	(△2.4)
純増加	441	2,006,067	△46	△380,935
（増加率）	(251.6)	(354.5)	(—)	(—)

（注）1. 金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金の合計を表します。
2. 〈　〉は、年始現在・新契約・年末現在の年金年額を表します。
3. （　）内数値は、年末現在及び純増加の数値に含みません。

8 団体保険の異動状況の推移

（単位：千件、百万円、%）

区　分	平成28年度		平成29年度	
	件数	金額	件数	金額
年始現在	22,009	31,559,143	21,831	31,485,442
新契約	121	51,363	31	34,367
更新	10,759	14,405,158	10,777	14,303,611
中途加入	1,758	2,968,518	2,465	2,490,095
保険金額の増加	(643)	680,291	(628)	1,090,583
死亡	42	44,862	40	44,372
満期	10,831	14,519,377	10,846	14,376,513
脱退	1,899	2,361,406	1,650	1,768,874
保険金額の減少	(380)	398,557	(358)	322,118
解約	43	50,241	67	209,391
失効	0	871	0	1,043
その他の増減	0	△803,714	0	△792,723
年末現在	21,831	31,485,442	22,501	31,889,064
（増加率）	(△0.8)	(△0.2)	(3.1)	(1.3)
純増加	△178	△73,700	669	403,621
（増加率）	(—)	(—)	(—)	(—)

（注）1. 金額は死亡保険、生死混合保険、年金払特約の主たる保障部分の数値の合計を表します。
2. 件数は被保険者数を表します。
3. (　)内数値は、年末現在及び純増加の数値に含みません。

9 団体年金保険の異動状況の推移

（単位：千件、百万円、%）

区　分	平成28年度		平成29年度	
	件数	金額	件数	金額
年始現在	6,615	2,555,584	6,601	2,565,431
新契約	0	58	0	30
年金支払	1,966	64,568	2,071	55,393
一時金支払	473	101,400	465	95,504
解約	100	64,225	34	61,521
年末現在	6,601	2,565,431	6,390	2,624,858
（増加率）	(△0.2)	(0.4)	(△3.2)	(2.3)
純増加	△14	9,847	△210	59,426
（増加率）	(—)	(—)	(—)	(503.5)

（注）1.「年始現在」「年末現在」の金額は責任準備金を表します。
2.「新契約」の金額は第1回収入保険料を表します。
3. 件数は被保険者数を表します。

◆特別勘定に関する指標等

1 特別勘定資産残高の状況

（単位：百万円）

区　分	平成28年度末	平成29年度末
	金額	金額
個人変額保険	63,452	66,295
変額個人年金保険	567,478	274,715
団体年金保険	612,079	645,034
特別勘定計	1,243,010	986,044

2 個人変額保険及び変額個人年金保険特別勘定の状況

a. 平成29年度の運用状況

国内外の株式相場については、年度前半は欧州の政治リスクの後退や堅調な企業業績を受けて上昇しました。年度後半は米国税制改革法案の成立なども好材料となり上値を切り上げる展開となりましたが、1月以降は米国の保護主義的な政策や米国長期金利の上昇等が嫌気され株価は上昇幅を縮めました。国内の長期金利については、日銀による「長短金利操作付き量的・質的金融緩和政策」の継続のもと、年度を通して低い水準で推移しました。米国の長期金利については、年内は概ね横ばいで推移しましたが、年明け以降は雇用統計等の良好な経済指標を受けて上昇しました。為替（ドル円）については、4月から12月にかけては110円台前半を中心に推移しました。1月以降はトランプ大統領による関税措置の発動をはじめとする米国の保護主義的な政策などを契機に市場のリスク回避姿勢が急激に強まり、円高ドル安となりました。

こうした環境のなかで、個人変額保険特別勘定については、外国株式の構成比を高める一方、国内株式、国内債券の構成比を抑えることを基本に運用しました。また、株式相場の上昇局面では国内外株式の一部売却を、逆に相場の下落局面ではその後の反発を見込んで買い入れを行いました。その結果、当年度の運用利回りはプラスとなりました。変額個人年金保険のうち自社で運用する特別勘定については、基本資産配分並みの構成比を基本としつつ、相場の見通しに応じ構成比の調整を行いました。なお、為替ヘッジ付外国債券については、投資妙味を勘案した結果、配分は行わず、国内債券のみで運用を行いました。その結果、当年度の運用利回りはプラスとなりました。

変額個人年金保険のうち投資信託を主な投資対象とする特別勘定については、投資信託の組入れ比率を概ね高位に保ちました。

b. 保有契約高

●個人変額保険

（単位：件、百万円）

区　分	平成28年度末		平成29年度末	
	件数	金額	件数	金額
個人変額保険（有期型）	151	645	78	333
個人変額保険（終身型）	53,801	277,655	52,287	270,145
合　計	53,952	278,301	52,365	270,478

（注）保有契約高には、定期保険特約部分を含みます。

●変額個人年金保険

（単位：件、百万円）

区　分	平成28年度末		平成29年度末	
	件数	金額	件数	金額
変額個人年金保険	246,414	845,369	189,232	539,047

c. 特別勘定資産の内訳

●個人変額保険

（単位：百万円、%）

区　分	平成28年度末		平成29年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	547	0.9	2,160	3.3
有価証券	61,272	96.6	59,951	90.4
公社債	16,864	26.6	18,600	28.1
株　式	23,096	36.4	17,960	27.1
外国証券	21,311	33.6	23,391	35.3
公社債	6,013	9.5	6,622	10.0
株式等	15,297	24.1	16,768	25.3
その他の証券	—	—	—	—
貸　付　金	—	—	—	—
その他	1,633	2.6	4,183	6.3
貸倒引当金	—	—	—	—
合　　計	63,452	100.0	66,295	100.0

●変額個人年金保険

（単位：百万円、%）

区　分	平成28年度末		平成29年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	39,537	7.0	18,331	6.7
有価証券	507,831	89.5	249,711	90.9
公社債	246,301	43.4	82,285	30.0
株　式	73,767	13.0	20,346	7.4
外国証券	68,140	12.0	40,760	14.8
公社債	52,356	9.2	32,672	11.9
株式等	15,783	2.8	8,087	2.9
その他の証券	119,622	21.1	106,318	38.7
貸　付　金	—	—	—	—
その他	20,109	3.5	6,672	2.4
貸倒引当金	—	—	—	—
合　　計	567,478	100.0	274,715	100.0

d. 運用収支状況

●個人変額保険

（単位：百万円）

区　分	平成28年度	平成29年度
	金額	金額
利息配当金等収入	1,162	1,216
有価証券売却益	3,877	6,229
有価証券償還益	0	0
有価証券評価益	12,935	9,089
為替差益	63	49
金融派生商品収益	151	235
その他の収益	1	1
有価証券売却損	2,276	1,022
有価証券償還損	7	15
有価証券評価損	11,123	10,856
為替差損	50	58
金融派生商品費用	36	79
その他の費用	0	0
収支差額	4,699	4,789

（注）平成28年度の有価証券評価益 12,935百万円には有価証券振戻益 3,332百万円が、有価証券評価損 11,123百万円には有価証券振戻損 9,643百万円がそれぞれ含まれています。平成29年度の有価証券評価益 9,089百万円には有価証券振戻益 1,479百万円が、有価証券評価損 10,856百万円には有価証券振戻損 9,603百万円がそれぞれ含まれています。

●変額個人年金保険

（単位：百万円）

区　分	平成28年度	平成29年度
	金額	金額
利息配当金等収入	23,591	9,457
有価証券売却益	54,927	33,123
有価証券償還益	—	—
有価証券評価益	93,275	53,062
為替差益	742	212
金融派生商品収益	1,172	2,138
その他の収益	13	12
有価証券売却損	17,632	3,675
有価証券償還損	32	146
有価証券評価損	138,869	76,105
為替差損	736	286
金融派生商品費用	1,529	508
その他の費用	572	327
収支差額	14,348	16,958

（注）平成28年度の有価証券評価益 93,275百万円には有価証券振戻益 18,736百万円が、有価証券評価損138,869百万円には有価証券振戻損 133,979百万円がそれぞれ含まれています。平成29年度の有価証券評価益 53,062百万円には有価証券振戻益4,889百万円が、有価証券評価損76,105百万円には有価証券振戻損 74,539百万円がそれぞれ含まれています。

e.有価証券等の時価情報

●売買目的有価証券

<個人変額保険>

（単位：百万円）

区　分	平成28年度末		平成29年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	61,272	8,123	59,951	6,356

<変額個人年金保険>

（単位：百万円）

区　分	平成28年度末		平成29年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	507,831	69,649	249,711	46,606

●金銭の信託の時価情報

<個人変額保険>

平成28年度以降期末残高がないため、記載していません。

<変額個人年金保険>

平成28年度以降期末残高がないため、記載していません。

f.デリバティブ取引の時価情報

●差損益の内訳（ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳）

<個人変額保険>

（単位：百万円）

区　分	平成28年度末						平成29年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ヘッジ会計非適用分	—	512	—	—	—	512	—	3,189	—	—	—	3,189
合　計	—	512	—	—	—	512	—	3,189	—	—	—	3,189

（注）ヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。

<変額個人年金保険>

（単位：百万円）

区　分	平成28年度末						平成29年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ヘッジ会計非適用分	—	4,413	21,368	—	—	25,781	—	—	9,434	—	—	9,434
合　計	—	4,413	21,368	—	—	25,781	—	—	9,434	—	—	9,434

（注）ヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。

●金利関連

<個人変額保険>

平成28年度以降期末残高がないため、記載していません。

<変額個人年金保険>

平成28年度以降期末残高がないため、記載していません。

●通貨関連

<個人変額保険>

（単位：百万円）

区分	種類	平成28年度末 契約額等	平成28年度末 契約額等 うち1年超	平成28年度末 時価	平成28年度末 差損益	平成29年度末 契約額等	平成29年度末 契約額等 うち1年超	平成29年度末 時価	平成29年度末 差損益
店頭	**為替予約**								
	売建	256	—	△2	△2	2,892	—	13	13
	（米ドル）	256	—	△2	△2	1,194	—	4	4
	（ユーロ）	—	—	—	—	1,297	—	7	7
	（豪ドル）	—	—	—	—	58	—	0	0
	（カナダドル）	—	—	—	—	49	—	0	0
	（英ポンド）	—	—	—	—	227	—	1	1
	（スウェーデンクローナ）	—	—	—	—	10	—	0	0
	（シンガポールドル）	—	—	—	—	16	—	0	0
	（ポーランドズロチ）	—	—	—	—	21	—	0	0
	（南アフリカランド）	—	—	—	—	14	—	0	0
	買建	256	—	2	2	296	—	△0	△0
	（米ドル）	256	—	2	2	202	—	△0	△0
	（ユーロ）	—	—	—	—	37	—	△0	△0
	（豪ドル）	—	—	—	—	6	—	0	0
	（カナダドル）	—	—	—	—	9	—	△0	△0
	（スイスフラン）	—	—	—	—	9	—	0	0
	（英ポンド）	—	—	—	—	20	—	△0	△0
	（ニュージーランドドル）	—	—	—	—	0	—	0	0
	（スウェーデンクローナ）	—	—	—	—	3	—	△0	△0
	（シンガポールドル）	—	—	—	—	1	—	△0	△0
	（香港ドル）	—	—	—	—	5	—	—	—
	合　計				△0				13

（注）1. 年度末の為替相場は先物相場を使用しています。
2. 外貨建金銭債権債務等に為替予約が付されていることにより、決済時における円貨額が確定している外貨建債権債務等で、貸借対照表において当該円貨額で表示されているものについては、開示の対象より除いています。

<変額個人年金保険>

（単位：百万円）

区分	種類	平成28年度末 契約額等	平成28年度末 契約額等 うち1年超	平成28年度末 時価	平成28年度末 差損益	平成29年度末 契約額等	平成29年度末 契約額等 うち1年超	平成29年度末 時価	平成29年度末 差損益
店頭	**為替予約**								
	売建	2,208	—	△24	△24	—	—	—	—
	（米ドル）	2,208	—	△24	△24	—	—	—	—
	（ユーロ）	—	—	—	—	—	—	—	—
	買建	2,205	—	24	24	—	—	—	—
	（米ドル）	2,205	—	24	24	—	—	—	—
	（ユーロ）	—	—	—	—	—	—	—	—
	合　計				△0				—

（注）1. 年度末の為替相場は先物相場を使用しています。
2. 外貨建金銭債権債務等に為替予約が付されていることにより、決済時における円貨額が確定している外貨建債権債務等で、貸借対照表において当該円貨額で表示されているものについては、開示の対象より除いています。

●株式関連

<個人変額保険>

（単位：百万円）

区分	種類	平成28年度末 契約額等	平成28年度末 契約額等 うち1年超	平成28年度末 時価	平成28年度末 差損益	平成29年度末 契約額等	平成29年度末 契約額等 うち1年超	平成29年度末 時価	平成29年度末 差損益
取引所	**株価指数先物**								
	売建	—	—	—	—	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—	—	—	—	—
	合　計				—				—

<変額個人年金保険>

（単位：百万円）

区分	種類	平成28年度末 契約額等	平成28年度末 契約額等 うち1年超	平成28年度末 時価	平成28年度末 差損益	平成29年度末 契約額等	平成29年度末 契約額等 うち1年超	平成29年度末 時価	平成29年度末 差損益
取引所	**株価指数先物**								
	売建	—	—	—	—	—	—	—	—
	買建	21,368	—	△299	△299	9,434	—	223	223
	合　計				△299				223

●債券関連

<個人変額保険>

平成28年度以降期末残高がないため、記載していません。

<変額個人年金保険>

平成28年度以降期末残高がないため、記載していません。

●その他

<個人変額保険>

平成28年度以降期末残高がないため、記載していません。

<変額個人年金保険>

平成28年度以降期末残高がないため、記載していません。

3 団体年金保険特別勘定の状況

a. 団体年金保険特別勘定特約の受託状況

（単位：件、億円）

	平成28年度末		平成29年度末	
	件数	時価残高	件数	時価残高
第1特約	1,424	5,472	1,432	5,928
第2特約	1	494	1	499
合　計	1,425	5,967	1,433	6,427

（注）1. 件数は、各年度末に時価残高のある団体数です。
2. 特別勘定第1特約は、複数の団体年金のご契約資金を合同運用しています。特別勘定第2特約は、年金資産を個々のご契約ごとに単独運用しています。

b. 特別勘定第1特約（総合口A）の状況

●基本ポートフォリオおよび平成29年度運用計画

（単位：%）

	長期基本ポートフォリオ			
	構成比	レンジ	期待収益率	標準偏差
国内債券	33	13～53	0.50	2.39
国内株式	27	12～42	5.80	18.15
外国債券	13	3～23	2.70	10.80
外国株式	25	10～40	6.50	19.51
現預金等	2	－	0.10	0.06
合　計	100	－	3.71	9.50

（単位：%）

	平成29年度運用計画		
	計画構成比	期待収益率	標準偏差
国内債券	28	0.03	1.91
国内株式	28	14.86	19.38
外国債券	15	8.69	10.76
外国株式	27	16.13	21.50
現預金等	2	0.00	0.05
合　計	100	9.83	11.83

●運用実績の推移

（単位：%）

	平成28年度			平成29年度		
	運用実績	市場収益率	超過収益	運用実績	市場収益率	超過収益
国内債券	△0.94	△1.15	0.22	0.96	0.90	0.06
国内株式	16.11 (15.74)	14.69	1.41	14.46 (17.42)	15.87	△ 1.41
外国債券	△6.41	△5.41	△1.00	4.03	4.23	△ 0.20
外国株式	14.09	14.51	△0.42	10.18	8.47	1.71
現預金等	△0.73	△0.05	△0.68	△ 4.63	△ 0.05	△ 4.58
合　計	7.21	7.42	△0.21	8.69	7.59	1.10

（注）1. 運用実績には先物ポジションを反映しております。先物ポジションを含まない数値を（　）内に記載しております（先物証拠金、先物評価損益等は含む）。
2. 各資産の運用実績は時間加重収益率、合計の実績はユニット価格伸び率を掲載しております。
3. 現預金等の時間加重収益率には、外国資産売買約定時の「外貨未収・未払金」に係る為替差損益の影響が含まれております。これは約定日の為替レートと資金受渡し時の為替レートを比べて変動した部分が現預金等の時間加重収益率として計上されるものです。
4. 各資産の市場収益率は、各市場の動きを表す代表的な指数の騰落率です。
5. 合計の市場収益率は、各資産の市場収益率を各年度計画構成比で加重した値です。

●平成29年度運用状況

・平成29年度の運用実績は8.69％となり、年度運用計画をもとにした市場収益率の7.59％を上回りました。
・資産配分の面では、年度運用計画より国内債券の構成比を抑え、国内株式の構成比を高めて運用したことがプラスに寄与しました。
・個別資産の面では、外国株式が市場収益率を上回ったことがプラスに寄与しました。

●資産別時価残高の推移

（単位：百万円、%）

	平成28年度末		平成29年度末	
	時価残高	構成比	時価残高	構成比
国内債券	40,325	25.9	46,242	27.8
国内株式	52,464	33.7	53,477	32.1
外国債券	16,214	10.4	15,232	9.1
外国株式	40,218	25.8	46,418	27.9
現預金等	6,622	4.2	5,144	3.1
合　計	155,843	100.0	166,513	100.0

c. 特別勘定第1特約（総合口S）の状況

●運用実績

（単位：%）

平成28年度	平成29年度
0.15	2.59

（注）実績は、ユニット価格伸び率を掲載しております。

●時価残高

（単位：百万円）

平成28年度末	平成29年度末
122,238	142,059

●平成29年度運用状況

・市場環境を踏まえ、資産ごとの価格変動性に着目した資産構成比の調整や、価格下落リスクが高いと判断した資産のキャッシュ化を行うなど、機動的に資産配分を変更しました。
・平成29年度の運用実績は2.59％となりました。

◆経営諸指標

1 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）

（単位：千円）

区　分	平成28年度	平成29年度
新契約平均保険金	4,296	4,498
保有契約平均保険金	9,151	8,452

（注）新契約平均保険金については、転換契約を含みません。

2 新契約率（対年度始）

（単位：%）

区　分	平成28年度	平成29年度
個人保険	2.5	2.7
個人年金保険	20.6	2.8
団体保険	0.2	0.1

（注）転換契約は含みません。

3 解約失効率（対年度始）

（単位：%）

区　分	平成28年度	平成29年度
個人保険	4.4	4.3
個人年金保険	2.0	1.9
団体保険	0.2	0.7

4 個人保険新契約年間平均保険料（月払契約）

（単位：円）

平成28年度	平成29年度
141,382	125,334

（注）転換契約は含みません。

5 死亡率（個人保険主契約）

a. 件数率

（単位：‰）

平成28年度	平成29年度
6.09	6.69

b. 金額率

（単位：‰）

平成28年度	平成29年度
3.75	4.32

6 特約発生率（個人保険+個人年金保険）

（単位：‰）

区　分		平成28年度	平成29年度
災害死亡保障契約	件数	0.17	0.16
	金額	0.18	0.16
障害保障契約	件数	0.30	0.28
	金額	0.11	0.10
災害入院保障契約	件数	6.53	6.77
	金額	161	164
疾病入院保障契約	件数	78.55	81.72
	金額	1,218	1,251
成人病入院保障契約	件数	23.71	24.47
	金額	526	536
疾病・傷害手術保障契約	件数	72.92	76.18
成人病手術保障契約	件数	19.22	20.81

7 事業費率（対収入保険料）

（単位：%）

平成28年度	平成29年度
10.5	13.1

8 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

（単位：社）

平成28年度	平成29年度
9 (2)	8 (2)

（注）（　）内には、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険の場合の数値を記載しています。

9 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合（単位：%）

平成28年度	平成29年度
90.7 (100.0)	98.6 (100.0)

（注）（　）内には、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険の場合の数値を記載しています。

10 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

（単位：%）

区　分	平成28年度	平成29年度
A－以上	81.6 (100.0)	100.0 (100.0)
BBB－以上	— (—)	— (—)
その他〔格付なしを含む〕	18.4 (—)	— (—)
合計	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)

（注）1. 格付は、以下の方法により区分しています。
a. スタンダード＆プアーズ社（S＆P社）の格付を使用し、同社の格付がない場合は「その他〔格付なしを含む〕」に区分しています。
b. 各事業年度末時点の格付に基づいています。
2. （　）内には、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険の場合の数値を記載しています。

11 未だ収受していない再保険金の額

（単位：百万円）

平成28年度	平成29年度
134 （34）	36 （13）

（注）（　）内には、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険の場合の数値を記載しています。

12 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

（単位：%）

区分		平成28年度	平成29年度
第三分野発生率		35.6	36.3
	医療（疾病）	38.7	39.0
	がん	40.8	40.0
	介護	27.1	28.7
	その他	30.6	31.9

（注）1. 保険種類（特約）単位で主要な第三分野給付の属する区分に分類しています。
2. 発生保険金額は、「保険金・給付金額等の支払額」「対応する支払備金繰入額」および「保険金支払に係る事業費等」の合計額としています。
3. 経過保険料は、「年度始保有契約と年度末保有契約の年換算保険料の和半」等としています。
4. 生前給付・医療保障と死亡保障等が組み込まれている保険種類（特約）については、死亡保障等に該当する部分を発生保険金額および経過保険料に含めています。

13 各種ローン金利

（単位：%）

貸付の種類	一般貸付 標準金利 （長期プライムレート）		貸付の種類	一般貸付 標準金利 （長期プライムレート）	
平成28年度	4月 8日	0.95	平成29年度	4月11日	0.95
	5月10日	0.95		5月10日	0.95
	6月10日	0.95		6月 9日	0.95
	7月 8日	0.90		7月11日	1.00
	8月10日	0.95		8月10日	1.00
	9月 9日	0.95		9月 8日	1.00
	10月12日	0.95		10月11日	1.00
	11月10日	0.95		11月10日	1.00
	12月 9日	0.95		12月 8日	1.00
	1月11日	0.95		1月10日	1.00
	2月10日	0.95		2月 9日	1.00
	3月10日	0.95		3月 9日	1.00

◆保険会社及びその子会社等の財産の状況

連結決算の状況（直近事業年度における事業の概況）

（単位：百万円）

項　　目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
経常収益	3,463,356	3,582,673	3,733,584	4,433,940	3,747,135
経常利益	237,513	217,178	221,039	189,756	217,867
親会社に帰属する当期純剰余	122,708	125,347	66,123	56,068	69,835
包括利益	199,752	634,862	△ 127,277	56,690	167,468

（注）平成27年度より、「当期純剰余」を「親会社に帰属する当期純剰余」として表示しております。
（平成26年度以前の「親会社に帰属する当期純剰余」は、「当期純剰余」を示しております。）

（単位：百万円）

項　　目	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末
総資産	26,590,594	27,490,704	31,797,049	34,352,870	36,036,443
ソルベンシー・マージン比率	899.7％	970.2％	798.6%	813.2%	881.7%

住友生命グループは、生命保険業を中心に、保険関連事業、資産運用関連事業等を推進する中で、グループの業務全般にわたる品質の向上と収益力の強化等に取り組むとともに、グループベースでの経営管理態勢のレベルアップに努めました。

グループの中核事業である生命保険業では、当社において、多様なお客さまニーズにお応えできるよう、営業職員を通じたコンサルティングとサービスの提供を中心に、金融機関等代理店や保険ショップといったマルチチャネルでの取組みを進めました。保有契約全体の年換算保険料については、前年度末比増加し、引き続き安定的な水準を維持しております。

メディケア生命保険株式会社では、医療保険を中心とした販売を推進しました。こうした中、平成29年5月に、医療終身保険にシンプルな保障内容でお手頃に加入できるプランを新設し、特定疾病一時給付保険とのセットでの提案を推進しました。また、お手続きの負担軽減を図るため、タブレット型端末等でお申込みができるペーパーレス手続きを導入しました。こうした取組みの結果、同社の保有契約全体の年換算保険料は前年度末比増加し、順調に推移しております。

保険関連事業では、いずみライフデザイナーズ株式会社において、お客さまの比較検討ニーズにお応えする的確なコンサルティングに努めました。同社の売上高は、貯蓄性商品の前年の販売実績が高水準であった影響等により前年度比減少しました。また、平成29年7月21日に、関西エリアで保険ショップを展開する株式会社保険デザインを子会社化し、平成30年1月9日に、損害保険販売のノウハウを有する乗合代理店の株式会社エージェントを、平成30年1月15日に、首都圏・中部・関西エリアで保険ショップを展開するマイコミュニケーション株式会社をそれぞれ関連法人化しました。

海外における保険業および保険関連事業では、米国のシメトラにおいて、安定収益の実現に向けたガバナンス態勢の高度化や、資産運用・商品分野での人材派遣等を通じたシナジーの実現を図っております。平成29年1月から12月までの同社の収入保険料は、個人年金部門における定額年金の新契約の減少等により、前年度比減少しました。

インドネシアのBNIライフ・インシュアランスでは、当社からの人材派遣を通じて職域ビジネスモデルの構築や銀行窓販の生産性向上等の技術支援を行っております。平成29年1月から12月までの同社の総収入は、銀行窓販や団体保険が好調であった影響により、前年度比増加しました。

ベトナムのバオベト ホールディングスでは、引き続き商品開発・システム開発等の技術支援を通じて同社の企業価値向上に取り組みました。平成29年1月から12月までの同社の総収入は、同社傘下の生命保険子会社および損害保険子会社の収入保険料の増加等により、前年度比増加しました。

資産運用関連事業では、三井住友アセットマネジメント株式会社において、充実した運用体制と高度なリサーチ能力に基づいて質の高い資産運用サービスを提供しました。同社の営業利益は、良好な市場環境を背景とした投資信託の受託残高の増加等により、前年度比増加しました。

総務関連事業等では、スミセイ情報システム株式会社において、当社のシステム開発を中心に住友生命グループ全体のＩＴ戦略への貢献に向けて取り組みました。同社の営業利益は、開発態勢強化や生産性向上のための追加投資の影響等により、前年度比減少しました。

なお、バオベト ホールディングスの傘下会社に関して、当社との関係を見直した結果、平成30年5月24日にBaoviet Insurance CorporationおよびBaoviet Fund Management Companyが当社の関連法人等ではなくなりました。

当連結会計年度の経常収益は3兆7471億円（前年度比15.5％減）、経常利益は2178億円（同14.8％増）、親会社に帰属する当期純剰余は698億円（同24.6％増）となりました。総資産については36兆364億円（前年度末比4.9％増）となりました。連結ソルベンシー・マージン比率については881.7％（同68.5ポイント増）と十分な水準を確保しております。

1 連結貸借対照表

（単位：百万円）

科　目	平成28年度末（平成29年3月31日現在）金額	平成29年度末（平成30年3月31日現在）金額
（資産の部）		
現金及び預貯金	979,462	1,448,620
コールローン	203,345	187,361
買入金銭債権	230,518	283,252
有価証券	27,878,540	29,089,625
貸付金	3,642,493	3,445,029
有形固定資産	589,710	581,239
土　地	370,112	359,169
建　物	208,730	201,923
リース資産	3,641	2,191
建設仮勘定	902	11,619
その他の有形固定資産	6,323	6,335
無形固定資産	301,993	283,089
ソフトウェア	18,896	20,026
のれん	65,097	62,927
リース資産	101	71
その他の無形固定資産	217,898	200,063
代理店貸	83	109
再保険貸	889	2,737
その他資産	394,731	543,952
退職給付に係る資産	17,736	31,742
繰延税金資産	114,575	140,721
貸倒引当金	△1,211	△1,038
資産の部合計	34,352,870	36,036,443
（負債の部）		
保険契約準備金	29,783,141	30,457,728
支払備金	158,838	135,006
責任準備金等	29,378,351	30,087,173
社員配当準備金	245,951	235,548
再保険借	5,880	8,017
社　債	401,948	545,868
その他負債	1,983,295	2,661,062
債券貸借取引受入担保金	702,759	1,116,092
その他の負債	1,280,535	1,544,970
退職給付に係る負債	22,565	11,356
価格変動準備金	502,439	657,060
繰延税金負債	24,555	25,271
再評価に係る繰延税金負債	16,061	13,257
負債の部合計	32,739,886	34,379,623
（純資産の部）		
基　金	170,000	100,000
基金償却積立金	469,000	539,000
再評価積立金	2	2
連結剰余金	306,955	248,102
基金等合計	945,957	887,104
その他有価証券評価差額金	723,897	841,320
繰延ヘッジ損益	1,703	△2,556
土地再評価差額金	△59,460	△63,710
為替換算調整勘定	△29,882	△44,853
退職給付に係る調整累計額	30,700	39,415
その他の包括利益累計額合計	666,958	769,616
非支配株主持分	66	99
純資産の部合計	1,612,983	1,656,820
負債及び純資産の部合計	34,352,870	36,036,443

2 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

（連結損益計算書）

（単位：百万円）

科　目	平成28年度（自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日）金額	平成29年度（自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日）金額
経常収益	4,433,940	3,747,135
保険料等収入	3,458,839	2,688,720
資産運用収益	861,239	908,399
利息及び配当金等収入	698,842	752,225
売買目的有価証券運用益	1,882	376
有価証券売却益	90,746	84,817
有価証券償還益	17,184	7,552
為替差益	8,834	—
貸倒引当金戻入額	24	162
その他運用収益	2,684	4,495
特別勘定資産運用益	41,041	58,769
その他経常収益	113,861	150,016
経常費用	4,244,184	3,529,268
保険金等支払金	2,078,031	2,076,282
保険金	538,675	617,445
年　金	703,742	634,259
給付金	342,775	340,386
解約返戻金	420,137	423,808
その他返戻金等	72,700	60,381
責任準備金等繰入額	1,412,115	723,728
責任準備金繰入額	1,411,994	723,689
社員配当金積立利息繰入額	121	39
資産運用費用	191,492	175,517
支払利息	10,657	21,793
有価証券売却損	42,313	45,236
有価証券評価損	2,328	4,390
有価証券償還損	4,266	3,380
金融派生商品費用	99,942	69,781
為替差損	—	2,119
賃貸用不動産等減価償却費	9,170	8,789
その他運用費用	22,814	20,027
事業費	411,227	402,620
その他経常費用	151,317	151,119
経常利益	189,756	217,867
特別利益	15,895	17,632
固定資産等処分益	15,895	17,632
特別損失	156,681	180,001
固定資産等処分損	5,386	1,635
減損損失	341	6,397
価格変動準備金繰入額	150,218	154,620
不動産圧縮損	—	16,601
社会及び契約者福祉増進助成金	735	745
税金等調整前当期純剰余	48,970	55,498
法人税及び住民税等	51,320	59,194
法人税等調整額	△58,421	△73,540
法人税等合計	△7,101	△14,346
当期純剰余	56,072	69,844
非支配株主に帰属する当期純剰余	3	9
親会社に帰属する当期純剰余	56,068	69,835

（連結包括利益計算書）

（単位：百万円）

科　目	平成28年度（自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日）金額	平成29年度（自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日）金額
当期純剰余	56,072	69,844
その他の包括利益	617	97,623
その他有価証券評価差額金	279	105,982
繰延ヘッジ損益	1,703	△3,771
土地再評価差額金	△0	2
為替換算調整勘定	△16,207	△13,049
退職給付に係る調整額	16,589	8,715
持分法適用会社に対する持分相当額	△1,746	△255
包括利益	56,690	167,468
親会社に係る包括利益	56,686	167,458
非支配株主に係る包括利益	3	9

3 連結基金等変動計算書

平成28年度（自　平成28年4月1日　至　平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	基金等					その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	連結剰余金	基金等合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	200,000	439,000	2	339,926	978,929	723,567	—	△64,505	△11,877	14,111	661,295	165	1,640,390
当期変動額													
社員配当準備金の積立				△51,548	△51,548								△51,548
基金償却積立金の積立		30,000		△30,000	—								—
基金利息の支払				△2,445	△2,445								△2,445
親会社に帰属する当期純剰余				56,068	56,068								56,068
基金の償却	△30,000				△30,000								△30,000
土地再評価差額金の取崩				△5,045	△5,045								△5,045
基金等以外の項目の当期変動額（純額）						329	1,703	5,045	△18,004	16,589	5,663	△98	5,564
当期変動額合計	△30,000	30,000	—	△32,971	△32,971	329	1,703	5,045	△18,004	16,589	5,663	△98	△27,406
当期末残高	170,000	469,000	2	306,955	945,957	723,897	1,703	△59,460	△29,882	30,700	666,958	66	1,612,983

平成29年度（自　平成29年4月1日　至　平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	基金等					その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	連結剰余金	基金等合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	170,000	469,000	2	306,955	945,957	723,897	1,703	△59,460	△29,882	30,700	666,958	66	1,612,983
当期変動額													
社員配当準備金の積立				△51,735	△51,735								△51,735
基金償却積立金の積立		70,000		△70,000	—								—
基金利息の支払				△1,918	△1,918								△1,918
親会社に帰属する当期純剰余				69,835	69,835								69,835
基金の償却	△70,000				△70,000								△70,000
土地再評価差額金の取崩				4,252	4,252								4,252
米国子会社の米国会計基準に基づく剰余金の変動額				△9,286	△9,286								△9,286
基金等以外の項目の当期変動額（純額）						117,423	△4,260	△4,250	△14,971	8,715	102,657	32	102,690
当期変動額合計	△70,000	70,000	—	△58,853	△58,853	117,423	△4,260	△4,250	△14,971	8,715	102,657	32	43,837
当期末残高	100,000	539,000	2	248,102	887,104	841,320	△2,556	△63,710	△44,853	39,415	769,616	99	1,656,820

連結財務諸表の作成方針

平成28年度（自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日）	平成29年度（自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日）
1. 連結の範囲に関する事項 連結子会社及び子法人等数　21社 主な連結される子会社及び子法人等は、メディケア生命保険株式会社、株式会社スミセイビルマネージメント、住生物産株式会社、スミセイビジネスサービス株式会社、新宿グリーンビル管理株式会社、株式会社スミセイハーモニー、スミセイ情報システム株式会社、株式会社シーエスエス、スミセイ保険サービス株式会社、いずみライフデザイナーズ株式会社、株式会社スミセイ・サポート＆コンサルティング、Symetra Financial Corporationです。 なお、Symetra Financial Corporationの子会社3社は、当連結会計年度に清算結了したため、連結の範囲から除いております。 非連結子会社及び子法人等は、ありません。	1. 連結の範囲に関する事項 連結子会社及び子法人等数　22社 主な連結される子会社及び子法人等は、メディケア生命保険株式会社、株式会社スミセイビルマネージメント、住生物産株式会社、スミセイビジネスサービス株式会社、新宿グリーンビル管理株式会社、株式会社スミセイハーモニー、スミセイ情報システム株式会社、株式会社シーエスエス、スミセイ保険サービス株式会社、いずみライフデザイナーズ株式会社、株式会社スミセイ・サポート＆コンサルティング、株式会社保険デザイン、Symetra Financial Corporationです。 なお、当連結会計年度に株式会社保険デザインの株式を取得したことに伴い、同社を連結の範囲に含めております。 非連結子会社及び子法人等は、ありません。
2. 持分法の適用に関する事項 持分法適用関連法人等数　8社 主な持分法適用関連法人等は、三井住友アセットマネジメント株式会社、日本ビルファンドマネジメント株式会社、ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社、Baoviet Holdings、PT BNI Life Insuranceです。 持分法を適用していない関連法人等（日本企業年金サービス株式会社）については、連結損益及び連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。	2. 持分法の適用に関する事項 持分法適用関連法人等数　10社 主な持分法適用関連法人等は、三井住友アセットマネジメント株式会社、日本ビルファンドマネジメント株式会社、ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社、マイコミュニケーション株式会社、株式会社エージェント、Baoviet Holdings、PT BNI Life Insuranceです。 なお、当連結会計年度にマイコミュニケーション株式会社、株式会社エージェントの株式を取得したことに伴い、同社を持分法適用関連法人等としております。 持分法を適用していない関連法人等（日本企業年金サービス株式会社）については、連結損益及び連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。
3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項 連結子会社及び子法人等のうち、株式会社シーエスエスの決算日は３月２５日です。従来、株式会社シーエスエスは、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行なっておりましたが、連結納税制度の導入に伴い、当連結会計年度より、連結決算日に本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎とする方法に変更しております。この変更に伴い、当連結会計年度は平成２８年３月２６日から平成２９年３月３１日までの１２ヶ月と６日間を連結し、連結損益計算書を通して調整しております。 連結子会社及び子法人等のうち、海外の子会社及び子法人等の決算日は１２月３１日です。連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。	3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項 連結子会社及び子法人等のうち、海外の子会社及び子法人等の決算日は１２月３１日です。連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
4. のれんの償却に関する事項 のれん及び持分法適用関連法人等に係るのれん相当額については、２０年以内のその効果の及ぶ期間で、定額法により償却しております。 ただし、重要性が乏しいものについては、発生連結会計年度に全額償却しております。	4. のれんの償却に関する事項 のれん及び持分法適用関連法人等に係るのれん相当額については、２０年以内のその効果の及ぶ期間で、定額法により償却しております。 ただし、重要性が乏しいものについては、発生連結会計年度に全額償却しております。

重要な会計方針

平成28年度（自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日）	平成29年度（自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日）
1. 有価証券等の評価基準及び評価方法 当社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は、以下のとおりです。	1. 有価証券等の評価基準及び評価方法 当社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は、以下のとおりです。
(1) 有価証券（預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会　業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第110条第2項に規定する子会社等が発行する株式）については原価法、その他有価証券のうち、時価のある株式については3月中の市場価格の平均に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のあるそれ以外のものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法によっております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(1) 有価証券（預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会　業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第110条第2項に規定する子会社等が発行する株式）については原価法、その他有価証券のうち、時価のある株式については3月中の市場価格の平均に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のあるそれ以外のものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法によっております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
(2) 当社は、個人保険・個人年金保険、企業年金保険等に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会　業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。	(2) 当社は、個人保険・個人年金保険、企業年金保険等に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会　業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
(3) デリバティブ取引の評価は時価法によっております。	(3) デリバティブ取引の評価は時価法によっております。

平成28年度（自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日）

2. 有形固定資産の減価償却の方法
当社の保有する有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。

建物
定額法によっております。
リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引
リース期間に基づく定額法によっております。
その他の有形固定資産
定率法によっております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
当社の保有する外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。

4. 引当金の計上基準
(1) 貸倒引当金
当社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、38百万円です。
連結子会社及び子法人等については、主として当社と同水準の資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、引当を行っております。

(2) 退職給付に係る負債
退職給付に係る負債は、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。
退職給付に係る会計処理の方法は、主として次のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	翌連結会計年度から　8年

退職給付に関する事項は、次のとおりです。
①採用している退職給付制度の概要
確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。
なお、一部の退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。
一部の連結子会社及び子法人等は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しており、一部の海外の連結子会社及び子法人等は、確定拠出制度を設けております。
②確定給付制度
イ. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	304,042百万円
勤務費用	13,247百万円
利息費用	4,388百万円
数理計算上の差異の当期発生額	2,617百万円
退職給付の支払額	△21,490百万円
その他	99百万円
期末における退職給付債務	302,904百万円

ロ. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	273,955百万円
期待運用収益	2,456百万円
数理計算上の差異の当期発生額	20,947百万円
事業主からの拠出額	10,490百万円
退職給付の支払額	△9,783百万円
その他	9百万円
期末における年金資産	298,076百万円

ハ. 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	301,386百万円
年金資産	△298,076百万円
	3,309百万円
非積立型制度の退職給付債務	1,518百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	4,828百万円
退職給付に係る負債	22,565百万円
退職給付に係る資産	△17,736百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	4,828百万円

平成29年度（自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日）

2. 有形固定資産の減価償却の方法
当社の保有する有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。

建物
定額法によっております。
リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引
リース期間に基づく定額法によっております。
その他の有形固定資産
定率法によっております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
当社の保有する外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。

4. 引当金の計上基準
(1) 貸倒引当金
当社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、36百万円です。
連結子会社及び子法人等については、主として当社と同水準の資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、引当を行っております。

(2) 退職給付に係る負債
退職給付に係る負債は、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。
退職給付に係る会計処理の方法は、主として次のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	翌連結会計年度から　8年
過去勤務費用の処理年数	3年

退職給付に関する事項は、次のとおりです。
①採用している退職給付制度の概要
確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。
なお、一部の退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。
一部の連結子会社及び子法人等は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しており、一部の海外の連結子会社及び子法人等は、確定拠出制度を設けております。
②確定給付制度
イ. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	302,904百万円
勤務費用	13,144百万円
利息費用	4,355百万円
数理計算上の差異の当期発生額	2,615百万円
退職給付の支払額	△18,673百万円
過去勤務費用の当期発生額	△11,385百万円
その他	106百万円
期末における退職給付債務	293,067百万円

ロ. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	298,076百万円
期待運用収益	4,916百万円
数理計算上の差異の当期発生額	11,084百万円
事業主からの拠出額	6,671百万円
退職給付の支払額	△7,312百万円
その他	16百万円
期末における年金資産	313,452百万円

ハ. 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	291,509百万円
年金資産	△313,452百万円
	△21,942百万円
非積立型制度の退職給付債務	1,557百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△20,385百万円
退職給付に係る負債	11,356百万円
退職給付に係る資産	△31,742百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△20,385百万円

平成28年度（自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日）

ニ. 退職給付に関連する損益

勤務費用	13,247百万円
利息費用	4,388百万円
期待運用収益	△2,456百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	4,708百万円
その他	108百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	19,997百万円

ホ. その他の包括利益等に計上された項目の内訳
その他の包括利益に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

数理計算上の差異	23,039百万円
合計	23,039百万円

その他の包括利益累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

未認識数理計算上の差異	42,597百万円
合計	42,597百万円

ヘ. 年金資産の主な内訳
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

株　式	42％
生命保険一般勘定	42％
投資信託	6％
債　券	5％
その他	5％
合　計	100％

年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が44％含まれています。

ト. 長期期待運用収益率の設定方法
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

チ. 数理計算上の計算基礎に関する事項
期末における主要な数理計算上の計算基礎は、主として次のとおりです。

割引率	1.473％
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	1.5％
退職給付信託	0.0％

③確定拠出制度
確定拠出制度への要拠出額は、1,742百万円です。

5. 価格変動準備金の計上基準
価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。

6. ヘッジ会計の方法
当社のヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、外貨建債券、外貨建社債（負債）等に対する為替リスクのヘッジとして時価ヘッジ、並びに為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っております。
なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。

7. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。

8. 責任準備金の積立方法
当社の責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。
(1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
海外の連結子会社及び子法人等の責任準備金は、米国会計基準に基づき算出した額を計上しております。
なお、当社は、平成18年4月1日以降年金開始した個人年金保険契約（予定利率変動型無配当個人年金保険（一時払い）を除く）については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎（平成8年大蔵省告示第48号）を適用（ただし、平成18年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表2007（年金開始後用）を適用）して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。

9. 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法
当社の無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

平成29年度（自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日）

ニ. 退職給付に関連する損益

勤務費用	13,144百万円
利息費用	4,355百万円
期待運用収益	△4,916百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△7,426百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△316百万円
その他	98百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	4,939百万円

ホ. その他の包括利益等に計上された項目の内訳
その他の包括利益に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

数理計算上の差異	1,042百万円
過去勤務費用	11,069百万円
合計	12,111百万円

その他の包括利益累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

未認識数理計算上の差異	43,639百万円
未認識過去勤務費用	11,069百万円
合計	54,709百万円

ヘ. 年金資産の主な内訳
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

株　式	42％
生命保険一般勘定	41％
投資信託	6％
債　券	6％
その他	5％
合　計	100％

年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が46％含まれています。

ト. 長期期待運用収益率の設定方法
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

チ. 数理計算上の計算基礎に関する事項
期末における主要な数理計算上の計算基礎は、主として次のとおりです。

割引率	1.473％
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	3.0％
退職給付信託	0.0％

③確定拠出制度
確定拠出制度への要拠出額は、1,761百万円です。

5. 価格変動準備金の計上基準
価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。

6. ヘッジ会計の方法
当社のヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、外貨建債券、外貨建社債（負債）等に対する為替リスクのヘッジとして時価ヘッジ、並びに為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っております。
なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。

7. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。

8. 責任準備金の積立方法
当社の責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。
(1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
海外の連結子会社及び子法人等の責任準備金は、米国会計基準に基づき算出した額を計上しております。
なお、当社は、平成18年4月1日以降年金開始した個人年金保険契約（予定利率変動型無配当個人年金保険（一時払い）を除く）については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎（平成8年大蔵省告示第48号）を適用（ただし、平成18年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表2007（年金開始後用）を適用）して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。

9. 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法
当社の無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

追加情報

平成28年度（自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日）	平成29年度（自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日）
1. 連結納税制度の適用 当社及び一部の連結子会社は、平成28年12月に連結納税制度の承認申請を行い、翌連結会計年度より連結納税制度が適用されることとなったため、当連結会計年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その１）」（平成27年1月16日　企業会計基準委員会実務対応報告第5号）、「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その２）」（平成27年1月16日　企業会計基準委員会実務対応報告第7号）に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。	1. 連結納税制度の適用 当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度より連結納税制度を適用しております。

注記事項（連結貸借対照表関係）

平成28年度（平成29年3月31日現在）

1. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、３カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、960百万円です。なお、それぞれの内訳は、以下のとおりです。
貸付金のうち、破綻先債権額はありません。延滞債権額は、877百万円です。
上記取立不能見込額の直接減額は、延滞債権額、24百万円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金で破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金、並びに資産の自己査定上の「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に対する貸付金で未収利息が発生しないものです。
貸付金のうち、３カ月以上延滞債権額は、0百万円です。
なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として３カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は、82百万円です。
なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

2. 有形固定資産の減価償却累計額は、416,891百万円です。

3. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、1,243,010百万円です。なお、負債の額も同額です。

4. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。

当期首現在高	259,228百万円
前連結会計年度剰余金よりの繰入額	51,548百万円
当連結会計年度社員配当金支払額	64,947百万円
利息による増加等	121百万円
当連結会計年度末現在高	245,951百万円

5. 関連法人等の株式の総額は、71,505百万円です。

6. 担保に提供している資産の額は、有価証券1,148,005百万円です。

7. 当社は、基金30,000百万円の償却に伴い、同額の基金償却準備金を保険業法第56条の規定により基金償却積立金へ振り替えております。

8. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当社の保有する事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日　平成13年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法

9. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、1,676,673百万円です。

10. 消費貸借契約で借り入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有し、当連結会計年度末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は80,949百万円であり、担保に差し入れているものはありません。

11. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、17,836百万円です。

12. 負債の部の社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び外貨建劣後特約付社債が 371,991百万円含まれています。

13. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当連結会計年度末における当社及び国内の生命保険子会社の今後の負担見積額は、40,989百万円です。
なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。

平成29年度（平成30年3月31日現在）

1. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、３カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、1,379百万円です。なお、それぞれの内訳は、以下のとおりです。
貸付金のうち、破綻先債権額はありません。延滞債権額は、909百万円です。
上記取立不能見込額の直接減額は、延滞債権額、22百万円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金で破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金、並びに資産の自己査定上の「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に対する貸付金で未収利息が発生しないものです。
貸付金のうち、３カ月以上延滞債権額はありません。
なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として３カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は、469百万円です。
なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

2. 有形固定資産の減価償却累計額は、421,023百万円です。

3. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、986,044百万円です。なお、負債の額も同額です。

4. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。

当期首現在高	245,951百万円
前連結会計年度剰余金よりの繰入額	51,735百万円
当連結会計年度社員配当金支払額	62,177百万円
利息による増加等	39百万円
当連結会計年度末現在高	235,548百万円

5. 関連法人等の株式の総額は、74,058百万円です。

6. 担保に提供している資産の額は、有価証券1,473,833百万円、現金及び預貯金30百万円です。

7. 当社は、基金70,000百万円の償却に伴い、同額の基金償却準備金を保険業法第56条の規定により基金償却積立金へ振り替えております。

8. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当社の保有する事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日　平成13年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法

9. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、2,962,410百万円です。

10. 消費貸借契約で借り入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有し、当連結会計年度末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は157,703百万円であり、担保に差し入れているものはありません。

11. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、16,157百万円です。

12. 負債の部の社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び外貨建劣後特約付社債が 516,874百万円含まれています。

13. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当連結会計年度末における当社及び国内の生命保険子会社の今後の負担見積額は、39,685百万円です。
なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。

平成28年度（平成29年3月31日現在）	平成29年度（平成30年3月31日現在）
14. 繰延税金資産の総額は、554,051百万円、繰延税金負債の総額は、441,045百万円です。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、22,984百万円です。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 280,816百万円、価格変動準備金140,479百万円及び退職給付に係る負債46,038百万円です。 繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額282,775百万円、その他の無形固定資産70,130百万円です。 当連結会計年度における税効果会計適用後の法人税等の負担率は△14.5％であり、法定実効税率28.20％との差異の主な内訳は、社員配当準備金繰入額 △30.3％、海外の連結子会社及び子法人等の投資税額控除 △12.3％です。	14. 繰延税金資産の総額は、547,415百万円、繰延税金負債の総額は、416,691百万円です。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、15,274百万円です。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 246,706百万円、価格変動準備金183,711百万円及び退職給付に係る負債42,185百万円です。 繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額317,450百万円、その他の無形固定資産37,277百万円です。 当連結会計年度における税効果会計適用後の法人税等の負担率は△25.8％であり、法定実効税率28.20％との差異の主な内訳は、社員配当準備金繰入額 △28.0％、米国税制改革法による繰延税金資産負債の修正 △26.9％です。 なお、平成29年12月22日に、米国において税制改革法が成立したことに伴い、平成30年1月1日より海外の連結子会社及び子法人等に適用される連邦法人税率が現行の35％から21％に引き下げられております。この税率変更の影響により、当連結会計年度末における繰延税金負債、法人税等調整額はそれぞれ14,931百万円減少しております。
15. 東京都その他の地域において、賃貸等不動産（賃貸用オフィスビル等（土地を含む））を有しており、当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額は403,242百万円、時価は444,111百万円です。 なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。 また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務1,360百万円をその他の負債に計上しております。	15. 東京都その他の地域において、賃貸等不動産（賃貸用オフィスビル等（土地を含む））を有しており、当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額は390,398百万円、時価は465,366百万円です。 なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。 また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務1,383百万円をその他の負債に計上しております。

注記事項（金融商品関係）

平成28年度（自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日）

金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりです。

（1）金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理（ALM）を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

当社の主な金融商品のうち、公社債（国債、地方債及び社債）については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク）及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式（外国証券の中に含まれる株式を含む）については、市場リスク（株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。
貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産及び外貨建負債の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション・通貨スワップ取引、主に株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・先渡・オプション取引、主に固定利付資産の市場金利の変動による価格変動リスクをヘッジする目的で行っている債券先物・オプション・金利スワップション取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。
為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、主に外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。
なお、会計基準等に基づき、為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っているもの、並びに金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理方針」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、「資産運用リスク管理規程」において、金融商品に関する資産運用リスクである「市場リスク」「信用リスク」のそれぞれについてリスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に方針及び諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。
市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミット（含み損益や売却損益を考慮）と比較することで管理しております。なお、資産・負債ポートフォリオの価値は日々変動するため、モニタリングは日次ベースで行っております。
信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っております。

（2）金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における主な金融商品に係る連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	979,462	979,462	－
うち、その他有価証券	609,980	609,980	－
コールローン	203,345	203,345	－
買入金銭債権	230,518	231,958	1,439
うち、その他有価証券	196,810	196,810	－
有価証券※1	27,435,828	29,783,254	2,347,425
売買目的有価証券	1,230,072	1,230,072	－
満期保有目的の債券	2,004,475	2,376,784	372,309
責任準備金対応債券	11,088,673	13,056,296	1,967,623
子会社株式及び関連会社株式	28,261	35,754	7,493
その他有価証券	13,084,346	13,084,346	－
貸付金	3,642,493		
貸倒引当金※2	△990		
	3,641,503	3,671,423	29,920
社債	401,948	413,095	11,147
債券貸借取引受入担保金	702,759	702,759	－
デリバティブ取引※3	(244,328)	(244,328)	－
ヘッジ会計が適用されていないもの	(3,420)	(3,420)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(240,908)	(240,908)	－

※1 非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては含めておりません。当該非上場株式等の当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額は442,711百万円です。
※2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、（　）で示しております。

（注1）当社の金融商品の時価の算定方法

資産

①現金及び預貯金、コールローン
帳簿価額を時価としております。ただし、預貯金のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものは、3月末日の市場価格等によっております。

②買入金銭債権
3月末日の市場価格等によっております。

③有価証券
その他有価証券のうち時価のある株式については、3月中の市場価格の平均によっております。
それ以外の有価証券については、3月末日の市場価格等によっております。

④貸付金
保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。
一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。
破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、原則として直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

平成28年度（自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日）

負 債

①社債

3月末日の市場価格等によっております。

②債券貸借取引受入担保金

時価が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

3月末日の市場価格等によっております。

なお、為替予約及び通貨スワップの振当処理によるものはヘッジ対象とされている有価証券、貸付金及び社債と一体として処理されているため、その時価は当該有価証券、貸付金及び社債の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

（注2）有価証券（「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取扱うものを含む）に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

①満期保有目的の債券

（単位：百万円）

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	496,961	539,673	42,712
	外国証券（公社債）	1,506,014	1,835,726	329,712
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	1,498	1,383	△115
	外国証券（公社債）	—	—	—
合計		2,004,475	2,376,784	372,309

②責任準備金対応債券

（単位：百万円）

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	10,370,228	12,390,054	2,019,825
	外国証券（公社債）	93,773	97,379	3,606
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	593,160	537,900	△55,260
	外国証券（公社債）	31,511	30,962	△548
合計		11,088,673	13,056,296	1,967,623

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	取得原価又は償却原価	連結貸借対照表計上額	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	譲渡性預金	—	—	—
	買入金銭債権	128,437	134,786	6,349
	公社債	1,220,923	1,310,173	89,250
	株式	684,098	1,492,891	808,793
	外国証券	4,614,584	4,865,250	250,666
	公社債	4,515,556	4,755,954	240,397
	株式等	99,027	109,295	10,268
	その他の証券	102,526	116,596	14,070
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	譲渡性預金	610,000	609,980	△19
	買入金銭債権	62,499	62,024	△475
	公社債	355,814	350,593	△5,220
	株式	100,310	91,997	△8,312
	外国証券	4,986,431	4,832,612	△153,818
	公社債	4,938,183	4,785,275	△152,908
	株式等	48,247	47,337	△909
	その他の証券	24,895	24,229	△665
合計		12,890,520	13,891,137	1,000,616

（注３）金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、社債及びその他負債の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超５年以内	5年超10年以内	10年超
預貯金	979,293	—	—	—
コールローン	203,345	—	—	—
買入金銭債権	39,760	1,242	452	183,196
有価証券	735,718	3,123,626	6,387,528	13,359,791
満期保有目的の債券	20,942	240,001	636,760	1,104,140
責任準備金対応債券	217,218	529,041	1,334,051	8,950,657
その他有価証券	497,556	2,354,584	4,416,716	3,304,992
貸付金※	1,210,125	747,204	718,674	581,819
社債	—	—	29,122	371,953
債券貸借取引受入担保金	702,759	—	—	—

※ 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

平成29年度（自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日）

金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりです。

(1)金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理（ALM）を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

当社の主な金融商品のうち、公社債（国債、地方債及び社債）については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク）及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式（外国証券の中に含まれる株式を含む）については、市場リスク（株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。
貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産及び外貨建負債の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション・通貨スワップ取引、主に株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・先渡・オプション取引、主に固定利付資産の市場金利の変動による価格変動リスクをヘッジする目的で行っている債券先物・オプション・金利スワップション取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。
為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、主に外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。
なお、会計基準等に基づき、為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っているもの、並びに金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理方針」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、「資産運用リスク管理規程」において、金融商品に関する資産運用リスクである「市場リスク」「信用リスク」のそれぞれについてリスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に方針及び諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。
市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミット（含み損益や売却損益を考慮）と比較することで管理しております。
信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における主な金融商品に係る連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	1,448,620	1,448,620	－
うち、その他有価証券	441,084	441,084	－
コールローン	187,361	187,361	－
買入金銭債権	283,252	284,696	1,444
うち、その他有価証券	209,492	209,492	－
有価証券※1	28,705,307	31,006,612	2,301,305
売買目的有価証券	1,033,689	1,033,689	－
満期保有目的の債券	1,954,345	2,279,893	325,548
責任準備金対応債券	11,206,795	13,156,647	1,949,852
子会社株式及び関連会社株式	28,062	53,967	25,904
その他有価証券	14,482,414	14,482,414	－
貸付金	3,445,029		
貸倒引当金※2	△832		
	3,444,196	3,478,602	34,405
社債	545,868	559,840	13,972
債券貸借取引受入担保金	1,116,092	1,116,092	－
デリバティブ取引※3	228,636	228,636	－
ヘッジ会計が適用されていないもの	39,950	39,950	－
ヘッジ会計が適用されているもの	188,686	188,686	－

※1 非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては含めておりません。当該非上場株式等の当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額は384,318百万円です。
※2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、（ ）で示しております。

（注1）当社の金融商品の時価の算定方法

資 産

① 現金及び預貯金、コールローン
帳簿価額を時価としております。ただし、預貯金のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものは、3月末日の市場価格等によっております。

② 買入金銭債権
3月末日の市場価格等によっております。

③ 有価証券
その他有価証券のうち時価のある株式については、3月中の市場価格の平均によっております。
それ以外の有価証券については、3月末日の市場価格等によっております。

④ 貸付金
保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。
一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。
破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、原則として直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

平成29年度（自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日）

負 債

① 社債

3月末日の市場価格等によっております。

② 債券貸借取引受入担保金

時価が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

3月末日の市場価格等によっております。

なお、為替予約及び通貨スワップの振当処理によるものはヘッジ対象とされている有価証券、貸付金及び社債と一体として処理されているため、その時価は当該有価証券、貸付金及び社債の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

（注2）有価証券（「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取扱うものを含む）に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

①満期保有目的の債券

（単位：百万円）

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	458,764	499,664	40,900
	外国証券（公社債）	1,493,938	1,778,660	284,722
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	1,643	1,568	△74
	外国証券（公社債）	—	—	—
合計		1,954,345	2,279,893	325,548

②責任準備金対応債券

（単位：百万円）

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	10,397,017	12,388,306	1,991,289
	外国証券（公社債）	87,797	91,618	3,820
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	537,536	497,343	△40,193
	外国証券（公社債）	184,442	179,379	△5,063
合計		11,206,795	13,156,647	1,949,852

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	取得原価又は償却原価	連結貸借対照表計上額	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	譲渡性預金	—	—	—
	買入金銭債権	136,556	143,818	7,261
	公社債	1,226,219	1,315,182	88,963
	株式	737,218	1,724,022	986,803
	外国証券	5,519,537	5,765,216	245,678
	公社債	5,338,247	5,564,082	225,835
	株式等	181,290	201,133	19,843
	その他の証券	34,983	48,789	13,806
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	譲渡性預金	441,100	441,084	△15
	買入金銭債権	65,766	65,674	△92
	公社債	527,525	509,895	△17,629
	株式	101,508	88,848	△12,659
	外国証券	5,176,781	5,020,519	△156,261
	公社債	5,068,649	4,913,423	△155,226
	株式等	108,132	107,096	△1,035
	その他の証券	10,000	9,940	△60
合計		13,977,197	15,132,992	1,155,794

（注3）金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、社債及びその他負債の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預貯金	1,448,459	—	—	—
コールローン	187,361	—	—	—
買入金銭債権	49,629	751	269	225,416
有価証券	674,769	3,237,552	6,829,301	14,011,807
満期保有目的の債券	66,028	196,809	639,313	1,049,882
責任準備金対応債券	136,707	517,935	1,697,358	8,781,093
その他有価証券	472,034	2,522,807	4,492,630	4,180,831
貸付金※	1,037,849	671,541	701,391	672,980
社債	—	—	28,250	516,874
債券貸借取引受入担保金	1,116,092	—	—	—

※ 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

注記事項（連結損益計算書関係）

平成28年度（自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日）

1. 当社の固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。
なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。

(1) 資産をグルーピングした方法
保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で１つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに１つの資産グループとしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯
地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

主な用途	種類	減損損失
賃貸不動産等	土地及び建物等	226百万円
遊休不動産等	土地及び建物等	115百万円
	計	341百万円

(4) 回収可能価額の算定方法
回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。
なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。
また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0％で割り引いて算定しております。

平成29年度（自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日）

1. 当社の固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。
なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。

(1) 資産をグルーピングした方法
保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で１つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに１つの資産グループとしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯
地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

主な用途	種類	減損損失
賃貸不動産等	土地及び建物等	5,711百万円
遊休不動産等	土地及び建物等	658百万円
	計	6,369百万円

(4) 回収可能価額の算定方法
回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。
なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。
また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0％で割り引いて算定しております。

注記事項（連結包括利益計算書関係）

平成28年度（自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日）

1. その他の包括利益の内訳項目ごとの組替調整額及び税効果の金額は、次のとおりです。

その他有価証券評価差額金：	
当期発生額	△15,674百万円
組替調整額	18,263百万円
税効果調整前	2,589百万円
税効果額	△2,309百万円
その他有価証券評価差額金	279百万円
繰延ヘッジ損益：	
当期発生額	4,389百万円
組替調整額	△1,715百万円
税効果調整前	2,674百万円
税効果額	△971百万円
繰延ヘッジ損益	1,703百万円
土地再評価差額金：	
当期発生額	－
組替調整額	－
税効果調整前	－
税効果額	△0百万円
土地再評価差額金	△0百万円
為替換算調整勘定：	
当期発生額	△16,207百万円
組替調整額	－
税効果調整前	△16,207百万円
税効果額	－
為替換算調整勘定	△16,207百万円
退職給付に係る調整額：	
当期発生額	18,330百万円
組替調整額	4,708百万円
税効果調整前	23,039百万円
税効果額	△6,449百万円
退職給付に係る調整額	16,589百万円
持分法適用会社に対する持分相当額：	
当期発生額	△1,603百万円
組替調整額	△142百万円
持分法適用会社に対する持分相当額	△1,746百万円
その他の包括利益合計	617百万円

平成29年度（自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日）

1. その他の包括利益の内訳項目ごとの組替調整額及び税効果の金額は、次のとおりです。

その他有価証券評価差額金：	
当期発生額	141,283百万円
組替調整額	9,148百万円
税効果調整前	150,432百万円
税効果額	△44,450百万円
その他有価証券評価差額金	105,982百万円
繰延ヘッジ損益：	
当期発生額	△7,162百万円
組替調整額	1,321百万円
税効果調整前	△5,840百万円
税効果額	2,069百万円
繰延ヘッジ損益	△3,771百万円
土地再評価差額金：	
当期発生額	－
組替調整額	－
税効果調整前	－
税効果額	2百万円
土地再評価差額金	2百万円
為替換算調整勘定：	
当期発生額	△13,049百万円
組替調整額	－
税効果調整前	△13,049百万円
税効果額	－
為替換算調整勘定	△13,049百万円
退職給付に係る調整額：	
当期発生額	19,538百万円
組替調整額	△7,426百万円
税効果調整前	12,111百万円
税効果額	△3,396百万円
退職給付に係る調整額	8,715百万円
持分法適用会社に対する持分相当額：	
当期発生額	△210百万円
組替調整額	△45百万円
持分法適用会社に対する持分相当額	△255百万円
その他の包括利益合計	97,623百万円

4 連結キャッシュ・フロー計算書

（単位：百万円）

科　目	平成28年度（自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日） 金額	平成29年度（自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日） 金額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純剰余（△は損失）	48,970	55,498
賃貸用不動産等減価償却費	9,170	8,789
減価償却費	29,444	31,783
減損損失	341	6,397
のれん償却額	3,126	3,559
支払備金の増減額（△は減少）	△9,617	△23,313
責任準備金の増減額（△は減少）	1,577,373	821,076
社員配当準備金積立利息繰入額	121	39
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△306	△171
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	△2,219	△13,102
価格変動準備金の増減額（△は減少）	150,218	154,620
利息及び配当金等収入	△698,842	△752,225
有価証券関係損益（△は益）	△66,713	△75,458
支払利息	10,657	21,793
為替差損益（△は益）	△8,887	1,755
有形固定資産関係損益（△は益）	△5,244	△127
持分法による投資損益（△は益）	△690	△644
代理店貸の増減額（△は増加）	△8	△28
再保険貸の増減額（△は増加）	490	△1,867
その他資産（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は増加）	3,163	△18,129
再保険借の増減額（△は減少）	1,838	2,111
その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は減少）	21,159	2,300
その他	68,640	53,779
小　　計	1,132,186	278,438
利息及び配当金等の受取額	784,086	819,120
利息の支払額	△11,270	△19,740
社員配当金の支払額	△64,947	△62,177
その他	△735	△745
法人税等の支払額	△66,030	△45,308
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,773,290	969,586
投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額（△は増加）	△237,082	△412,891
買入金銭債権の取得による支出	△183,092	△224,078
買入金銭債権の売却・償還による収入	149,787	172,640
有価証券の取得による支出	△5,581,632	△5,852,447
有価証券の売却・償還による収入	4,290,915	4,650,460
貸付けによる支出	△1,253,566	△2,157,988
貸付金の回収による収入	388,211	2,321,164
その他	692,436	556,087
資産運用活動計	△1,734,022	△947,052
（営業活動及び資産運用活動計）	（39,268）	（22,534）
有形固定資産の取得による支出	△14,053	△17,321
有形固定資産の売却による収入	39,879	3,852
連結範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出	—	△3,437
その他	△13,538	△18,283
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,721,735	△982,241
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	34,947	23
社債の発行による収入	205,000	145,444
社債の償還による支出	△34,947	—
基金の償却による支出	△30,000	△70,000
基金利息の支払額	△2,445	△1,918
その他	△4,626	△3,097
財務活動によるキャッシュ・フロー	167,927	70,451
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,222	△1,529
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	218,260	56,266
現金及び現金同等物期首残高	86,331	304,592
現金及び現金同等物期末残高	304,592	360,858

注記事項（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

平成28年度（自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日）

1. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、現金及び預貯金（当社及び国内の連結子会社及び子法人等の有利息の預貯金、並びに海外の連結子会社及び子法人等の拘束性預金等を除く）及び海外の連結子会社及び子法人等の短期有価証券です。

2. 資金（現金及び現金同等物）の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目との関係は、次のとおりです。

現金及び預貯金	979,462百万円
当社及び国内の連結子会社及び子法人等の有利息の預貯金	△673,729百万円
海外の連結子会社及び子法人等の拘束性預金等	△1,140百万円
海外の連結子会社及び子法人等の短期有価証券	0百万円
資金（現金及び現金同等物）	304,592百万円

平成29年度（自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日）

1. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、現金及び預貯金（当社及び国内の連結子会社及び子法人等の有利息の預貯金、並びに海外の連結子会社及び子法人等の拘束性預金等を除く）及び海外の連結子会社及び子法人等の短期有価証券です。

2. 資金（現金及び現金同等物）の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目との関係は、次のとおりです。

現金及び預貯金	1,448,620百万円
当社及び国内の連結子会社及び子法人等の有利息の預貯金	△1,086,861百万円
海外の連結子会社及び子法人等の拘束性預金等	△900百万円
海外の連結子会社及び子法人等の短期有価証券	0百万円
資金（現金及び現金同等物）	360,858百万円

5 連結財務諸表の適正性を確保するための体制の評価

平成29年度の財務報告に係る内部統制の有効性の評価結果は以下のとおりです。

内　部　統　制　報　告　書

平成 30 年 5 月 17 日

住友生命保険相互会社

取締役　代表執行役社長　橋本 雅博

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役 代表執行役社長 橋本雅博は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準じて財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成 30 年 3 月 31 日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、保険業法第 110 条第 2 項の規定に基づき作成した連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記を財務報告の範囲とし、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結される子会社及び子法人等並びに持分法適用関連法人等について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社 11 社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社 11 社及び持分法適用関連法人等 10 社は、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社の経常収益（連結会社間取引消去後）が、連結経常収益の 2／3 を超えていることから、当社のみを「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として「有価証券、一般貸付金、保険契約準備金」の他、「保険契約準備金」の計算に重要な影響を与える「保険料等収入」及び「保険金等支払金」を選定し、これらの勘定科目に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス、リスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセス及び金額的な重要性の大きい勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

該当事項なし。

5【特記事項】

該当事項なし。

以　上

（注）なお、当誌では、内部統制報告書の評価対象とした連結財務諸表の内容をよりご理解いただけるよう、当社の判断に基づき、連結財務諸表の記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更しております。

6 連結財務諸表及び内部統制報告書についての監査人の監査報告

当社は、保険業法第110条第2項の規定に基づき作成した平成29年度の連結財務諸表及び平成29年度の内部統制報告書について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

（注）なお、当誌では、監査対象となった連結財務諸表の内容をよりご理解いただけるよう、当社の判断に基づき、連結財務諸表の記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更しております。

7 保険業法に基づく連結計算書類についての会計監査人の監査報告

当社は、平成29年度より、保険業法第54条の10第１項に規定される連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結基金等変動計算書）を作成し、同条第４項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

8 連結財務諸表の適正性に関する確認書

平成29年度の連結財務諸表の適正性について、以下のとおり、確認しております。

確　認　書

平成 30 年 5 月 17 日

住友生命保険相互会社

取締役　代表執行役社長　橋本 雅博

1．取締役 代表執行役社長 橋本雅博は、当社の平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの平成 29 年度に係る連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記）に記載した内容が、保険業法等の関係諸法令に準拠し、すべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。

以上

9 連結リスク管理債権の状況

（単位：百万円、%）

区　分	平成28年度末	平成29年度末
破綻先債権額	—	—
延滞債権額	877	909
３カ月以上延滞債権額	0	—
貸付条件緩和債権額	82	469
合　計	960	1,379
（貸付残高に対する比率）	(0.03)	(0.04)

（注）1. 破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる金額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。その金額は、平成29年度末が延滞債権額22百万円、平成28年度末が延滞債権額24百万円です。
2. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（未収利息不計上貸付金）のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続き申立てにより法的倒産となった債務者、又は手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。
3. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸付金です。
4. ３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
5. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

10 保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況（連結ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円）

項　目		平成28年度末	平成29年度末
ソルベンシー・マージン総額　(A)		3,466,335	3,962,535
基金等		622,329	591,238
価格変動準備金		502,439	657,060
危険準備金		335,070	351,157
異常危険準備金		—	—
一般貸倒引当金		989	831
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)		907,617	1,037,714
土地の含み損益×85%（マイナスの場合100%）		13,361	48,808
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額		42,597	54,709
全期チルメル式責任準備金相当額超過額		684,241	722,113
負債性資本調達手段等		354,480	499,924
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額		—	—
控除項目		△ 67,589	△70,399
その他		70,799	69,376
リスクの合計額　$\sqrt{(\sqrt{R_1^2+R_5^2}+R_8+R_9)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4+R_6$　(B)		852,499	898,743
保険リスク相当額	R_1	97,042	96,858
一般保険リスク相当額	R_5	—	—
巨大災害リスク相当額	R_6	—	—
第三分野保険の保険リスク相当額	R_8	68,087	72,278
少額短期保険業者の保険リスク相当額	R_9	—	—
予定利率リスク相当額	R_2	204,402	200,497
最低保証リスク相当額	R_7※	19,228	4,941
資産運用リスク相当額	R_3	592,705	656,245
経営管理リスク相当額	R_4	19,629	20,616
ソルベンシー・マージン比率　$\frac{(A)}{(1/2)\times(B)}\times 100$		813.2%	881.7%

※最低保証リスク相当額は、平成23年金融庁告示第23号別表11に定める標準的方式により算出しています。
（注）上記は、保険業法第130条、保険業法施行規則第86条の2及び第88条並びに平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しています。

11 子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

（メディケア生命保険株式会社）

（単位：百万円）

項　目	平成28年度末	平成29年度末
ソルベンシー・マージン総額　(A)	59,979	54,604
資本金等	44,582	34,974
価格変動準備金	92	112
危険準備金	1,370	1,757
一般貸倒引当金	—	—
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	5,083	5,500
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	8,851	12,258
負債性資本調達手段等	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
持込資本金等	—	—
控除項目	—	—
その他	—	—
リスクの合計額　$\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$　(B)	3,008	3,422
保険リスク相当額　R_1	247	360
第三分野保険の保険リスク相当額　R_8	1,015	1,275
予定利率リスク相当額　R_2	15	17
最低保証リスク相当額　R_7	—	—
資産運用リスク相当額　R_3	2,586	2,834
経営管理リスク相当額　R_4	115	134
ソルベンシー・マージン比率　$\frac{(A)}{(1/2)\times(B)}\times100$	3,987.7%	3,191.1%

(注) 上記は、保険業法施行規則第86条及び第87条、並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

12 セグメント情報

平成28年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）及び平成29年度（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）において、当社及び連結子会社の事業は、単一セグメントであるため、セグメント情報及び関連情報の記載を省略しています。

◆保険業法施行規則に基づく索引

※下記の項目は条文及び別表を要約したものです。

保険業法施行規則　第59条の2　第1項(単体決算関係)

1.保険会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項
イ.経営の組織 ……117
ロ.(株式会社に関する条文につき省略)
ハ.基金拠出額の多い順に5以上の基金拠出者に関する次に掲げる事項…… 138、187
(1)氏名(基金拠出者が法人その他の団体である場合には、その名称)
(2)各基金拠出者の基金拠出額
(3)基金の総額に占める各基金拠出額の割合
ニ.取締役及び執行役の氏名及び役職名 …… 96～98
ホ.(会計参与設置会社に関する条文につき省略)
ヘ.会計監査人の氏名又は名称 ……138
2.保険会社の主要な業務の内容 ……113
3.保険会社の主要な業務に関する次に掲げる事項
イ.直近の事業年度における事業の概況 …… 129～141
ロ.直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項 …… 60
(1)経常収益
(2)経常利益又は経常損失
(3)当期純剰余又は当期純損失
(4)基金(保険業法第56条の基金償却積立金を含む。)の総額
(5)(損害保険会社に関する条文につき省略)
(6)総資産額及び特別勘定又は積立勘定として経理された資産額
(7)責任準備金残高
(8)貸付金残高
(9)有価証券残高
(10)保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率(ソルベンシー・マージン比率)
(11)(損害保険会社に関する条文につき省略)
(12)保険業法施行規則第30条の4の規定により計算した額に占める社員配当準備金及び社員配当平衡積立金に積み立てる額の合計額の割合
(13)従業員数
(14)保有契約高
(15)～(18)(保険金信託業務を行なう場合に関する条文につき省略)
ハ.直近の2事業年度における業務の状況を示す指標等として別表に掲げる事項
(別表)
■主要な業務の状況を示す指標等
1.新契約高及び保有契約高…… 198
2.保障機能別保有契約高…… 197
3.個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高… 199～200
■保険契約に関する指標等
1.保有契約増加率…… 198
2.個人保険の新契約平均保険金及び保有契約平均保険金… 209
3.解約失効率…… 209
4.月払契約の個人保険新契約平均保険料…… 209
5.契約者(社員)配当の状況…… 55,142～146
6.再保険を引き受けた主要な保険会社等の数…… 210
7.再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合 …… 210
8.再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合 …… 210
9.未収受再保険金の額…… 211
10.第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの発生保険金額の経過保険料に対する割合…… 211
■経理に関する指標等
1.責任準備金明細表…… 183
2.個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率… 184
2の2.特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法及びその計算の基礎となる係数…… 185
3.契約者(社員)配当準備金明細…… 185
4.引当金明細…… 186
5.特定海外債権引当勘定…… 186
6.国別特定海外債権残高…… 186
7.固定資産等処分益及び固定資産等処分損… 193～194
8.事業費明細…… 195
■資産運用に関する指標等
1.主要資産の平均残高…… 167
2.資産の構成及び資産の増減…… 166
3.運用利回り…… 166
4.資産運用収益明細…… 192
5.資産運用費用明細…… 192
6.利息及び配当金等収入明細…… 192
7.有価証券残高…… 167
8.有価証券残存期間別残高…… 168
9.商品有価証券残高…… 167
10.業種別保有株式の額…… 169
11.貸付金残高…… 174
12.国内企業向け企業規模別貸付金残高…… 175
13.業種別貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合 … 175
14.使途別貸付金残高の合計に対する割合…… 176
15.担保別貸付金残高…… 176
16.有形固定資産の残高…… 180
17.不動産残高及び賃貸用ビル保有数…… 180
18.海外投融資残高…… 181～182
19.海外投融資の地域別構成…… 182
20.海外投融資利回り…… 166
■特別勘定に関する指標等
1.特別勘定資産残高…… 204
2.個人変額保険特別勘定資産…… 204
3.個人変額保険特別勘定の運用収支…… 205
■保険金信託業務に関する指標
(保険金信託業務を行なう場合に関する条文につき省略)
ニ.責任準備金の残高として別表に掲げる事項
(別表)
契約年度別責任準備金残高 …… 184
責任準備金残高の内訳 …… 183
ホ.〈損害保険会社に関する条文につき省略〉
4.保険会社の運営に関する次に掲げる事項
イ.リスク管理の体制 …… 104～109
ロ.法令遵守の体制 …… 100～101
ハ.保険業法第121条第1項第1号の確認(第三分野保険に係るものに限る。)の合理性及び妥当性 ……184
ニ.次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項…… 65
(1)指定生命保険業務紛争解決機関が存在する場合　生命保険会社が生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定生命保険業務紛争解決機関の商号又は名称
(2)(指定生命保険業務紛争解決機関が存在しない場合に関する条文につき省略)
ホ.(損害保険会社に関する条文につき省略)
5.保険会社の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項
イ.貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書(連結財務諸表を作成しない場合に限る。)及び剰余金処分又は損失処理に関する書面及び基金等変動計算書 …… 147～149
ロ.貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 ……176
(1)破綻先債権に該当する貸付金
(2)延滞債権に該当する貸付金
(3)3カ月以上延滞債権に該当する貸付金
(4)貸付条件緩和債権に該当する貸付金
ハ.元本補塡契約のある信託に係る貸出金の状況 ……177
ニ.債権について、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次に掲げるものに区分することにより得られる各々に関し貸借対照表に計上された金額 ……177
(1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権
(2)危険債権
(3)要管理債権
(4)正常債権
ホ.保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)… 178～179
ヘ.次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益… 161～165
(1)有価証券
(2)金銭の信託
(3)デリバティブ取引
(4)金融等デリバティブ取引
(5)先物外国為替取引
(6)有価証券関連デリバティブ取引
(7)金融商品取引法第28条第8項第3号イ若しくは第4号イに掲げる取引又は外国金融商品市場における同項第3号イに掲げる取引と類似の取引
ト.貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 ……186
チ.貸付金償却の額 ……193
リ.公衆の縦覧に供する書類について保険業法による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨 ……160
ヌ.貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失処理計算書及び基金等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨 …… 該当せず
6.事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容 …… 該当せず

保険業法施行規則　第59条の3　第1項(連結決算関係)

1.保険会社及びその子会社等(保険業法第111条第2項に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。以下この条において同じ。)の概況に関する次に掲げる事項
イ.保険会社及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成 ……125
ロ.保険会社の子会社等に関する次に掲げる事項 ……126
(1)名称
(2)主たる営業所又は事務所の所在地
(3)資本金又は出資金の額
(4)事業の内容
(5)設立年月日
(6)保険会社が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合
(7)保険会社の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合
2.保険会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの
イ.直近の事業年度における事業の概況 ……212
ロ.直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項 ……212
(1)経常収益
(2)経常利益又は経常損失
(3)親会社に帰属する当期純剰余又は親会社に帰属する当期純損失
(4)包括利益
(5)(損害保険会社に関する条文につき省略)
(6)総資産額
(7)保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率
3.保険会社及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項
イ.連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結基金等変動計算書 …… 213～214,226
ロ.貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 ……229
(1)破綻先債権に該当する貸付金
(2)延滞債権に該当する貸付金
(3)3カ月以上延滞債権に該当する貸付金
(4)貸付条件緩和債権に該当する貸付金
ハ.保険金等の支払能力の充実の状況及び保険会社の子会社等である保険会社等の保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)… 229～230
ニ.保険会社及びその子法人等が2以上の異なる種類の業種を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの ……230
ホ.保険会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結基金等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨 …… 該当せず
4.事業年度の末日において、重要事象等が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容 …… 該当せず

◆生命保険協会統一開示項目索引

このディスクロージャー資料は、保険業法第111条に基づき、また（一社）生命保険協会が定める開示基準に基づいて作成しています。その基準における各項目は以下のページに掲載しています。
（注）＊印は保険業法で開示することが定められている項目

Ⅰ. 保険会社の概況及び組織＊
1.沿革 …… 10～11、118～119
2.経営の組織＊…… 117
3.店舗網一覧 …… 120～122
4.基金の状況＊……57、138、187
5.総代氏名 …… 114～115
（総代の役割） …… 86
（選考方法） …… 86～87
（主な保険種類別・職業別・年齢別・社員資格取得時期別・地域別による構成）… 116
6.社員構成 …… 116
7.審議員氏名 …… 115
（制度の趣旨） …… 87
（審議員の役割） …… 87
（職業・年齢） …… 115～116
8.取締役及び執行役(役職名・氏名)＊ … 96～98
9.会計参与の氏名又は名称＊……該当せず
10.会計監査人の氏名又は名称＊…… 138
11.従業員の在籍・採用状況 …… 120
12.平均給与（内勤職員） …… 120
13.平均給与（営業職員） …… 120
14.総代会傍聴制度 …… 86
（議事録） …… 89～92

Ⅱ. 保険会社の主要な業務の内容＊
1.主要な業務の内容＊…… 113
2.経営方針 …… 2～5

Ⅲ. 直近事業年度における事業の概況＊
1.直近事業年度における事業の概況＊ 129～141
2.契約者懇談会開催の概況 …… 88～89
3.相談・苦情処理態勢、相談（照会、苦情）の件数、及び苦情からの改善事例… 62～65
4.契約者に対する情報提供の実態… 72～73
5.商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法 …… 70～72
6.営業職員・代理店教育・研修の概略 … 41、79
7.新規開発商品の状況 …… 32
8.保険商品一覧 …… 123～124
9.情報システムに関する状況 …… 35
10.公共福祉活動、厚生事業団活動の概況 …… 80～84

Ⅳ. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標＊ …… 60

Ⅴ. 財産の状況＊
1.貸借対照表＊…… 147
2.損益計算書＊…… 148
3.キャッシュ・フロー計算書＊……該当せず
4.基金等変動計算書＊…… 149
5.剰余金処分又は損失処理に関する書面＊… 149
6.債務者区分による債権の状況＊
（破産更生債権及びこれらに準ずる債権）＊ … 177
（危険債権）＊ …… 177
（要管理債権）＊ …… 177
（正常債権）＊ …… 177
7.リスク管理債権の状況＊
（破綻先債権）＊ …… 176
（延滞債権）＊ …… 176
（3カ月以上延滞債権）＊ …… 176
（貸付条件緩和債権）＊ …… 176
8.元本補塡契約のある信託に係る貸出金の状況＊…… 177
9.保険金等の支払能力の充実の状況
（ソルベンシー・マージン比率）＊ … 178～179
10.有価証券等の時価情報（会社計）＊
（有価証券）＊ …… 161～162
（金銭の信託）＊ …… 163
（デリバティブ取引）＊ …… 163～165
11.経常利益等の明細（基礎利益） …… 160
12.計算書類等について保険業法による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨＊… 160
13.貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失処理計算書及び基金等変動計算書について金融商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨＊ …該当せず
14.代表者が財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨… 該当せず
15.事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容＊ ……該当せず

Ⅵ. 業務の状況を示す指標等＊
1.主要な業務の状況を示す指標等
(1)決算業績の概況…… 52～60
(2)保有契約高及び新契約高＊ …… 198
(3)年換算保険料…… 198
(4)保障機能別保有契約高＊ …… 197
(5)個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高＊ …… 199～200
(6)異動状況の推移…… 202～203
(7)社員配当の状況＊ …… 55、142～146
2.保険契約に関する指標等
(1)保有契約増加率＊ …… 198
(2)新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）＊ …… 209
(3)新契約率（対年度始） …… 209
(4)解約失効率（対年度始）＊ …… 209
(5)個人保険新契約平均保険料（月払契約）＊… 209
(6)死亡率（個人保険主契約） …… 209
(7)特約発生率（個人保険） …… 210
(8)事業費率（対収入保険料） …… 210
(9)保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数＊ … 210
(10)保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合＊ …… 210
(11)保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合＊ …… 210
(12)未収受再保険金の額＊ …… 211
(13)第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合＊…… 211
3.経理に関する指標等
(1)支払備金明細表…… 183
(2)責任準備金明細表＊ …… 183
(3)責任準備金残高の内訳＊ …… 183
(4)個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別）＊ … 184
(5)特別勘定を設けた最低保証のある保険契約に係る一般勘定における責任準備金、算出方法、計算の基礎となる係数＊ …… 185
(6)社員配当準備金明細表＊ …… 185
(7)引当金明細表＊ …… 186
(8)特定海外債権引当勘定の状況＊
（特定海外債権引当勘定）＊ …… 186
（対象債権額国別残高）＊ …… 186

(9)保険料明細表…… 188
(10)保険金明細表 …… 188～189
(11)年金明細表 …… 189～190
(12)給付金明細表 …… 190～191
(13)解約返戻金明細表 …… 191
(14)減価償却費明細表 …… 195
(15)事業費明細表* …… 195
(16)税金明細表 …… 196
(17)リース取引 …… 196
(18)借入金等残存期間別残高 …… 186
4.資産運用に関する指標等
(1)資産運用の概況
(年度の資産の運用概況)…… 44～47
(ポートフォリオの推移
〈資産の構成及び資産の増減〉)* … 166
(2)運用利回り* …… 166
(3)主要資産の平均残高* …… 167
(4)資産運用収益明細表* …… 192
(5)資産運用費用明細表* …… 192
(6)利息及び配当金等収入明細表* …… 192
(7)有価証券売却益明細表…… 193
(8)有価証券売却損明細表…… 193
(9)有価証券評価損明細表…… 193
(10)商品有価証券明細表* …… 167
(11)商品有価証券売買高 …… 167
(12)有価証券明細表* …… 167
(13)有価証券残存期間別残高*…… 168
(14)保有公社債の期末残高利回り …… 168
(15)業種別株式保有明細表* …… 169
(16)貸付金明細表* …… 174
(17)貸付金残存期間別残高 …… 174
(18)国内企業向け貸付金企業規模別内訳* … 175
(19)貸付金業種別内訳* …… 175
(20)貸付金使途別内訳* …… 176
(21)貸付金地域別内訳 …… 176
(22)貸付金担保別内訳* …… 176
(23)有形固定資産明細表*
(有形固定資産の明細)* …… 180
(不動産残高及び賃貸用ビル保有数)* … 180
(24)固定資産等処分益明細表* …… 193
(25)固定資産等処分損明細表* …… 194
(26)賃貸用不動産等減価償却費明細表 … 194
(27)海外投融資の状況
(資産別明細)* …… 181
(地域別構成)* …… 182
(外貨建資産の通貨別構成) …… 182
(28)海外投融資利回り* …… 166
(29)公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額)… 181
(30)各種ローン金利 …… 211
(31)その他の資産明細表 …… 180
5.有価証券等の時価情報(一般勘定)
(有価証券) …… 170～171
(金銭の信託) …… 172
(デリバティブ取引) …… 173

Ⅶ. 保険会社の運営*
1.リスク管理の体制* …… 104～109
2.法令遵守の体制* …… 100～101
3.法第百二十一条第一項第一号の確認(第三分野保険に係るものに限る。)の合理性及び妥当性*… 184
4.指定生命保険業務紛争解決機関が存在する場合、当該生命保険会社が法第百五条の二第一項第一号に定める生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定生命保険業務紛争解決機関の商号又は名称
指定生命保険業務紛争解決機関が存在しない場合、当該生命保険会社の法第百五条の二第一項第二号に定める生命保険業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容* …… 65
5.個人データ保護について …… 102～103
6.反社会的勢力との関係遮断のための基本方針 … 101

Ⅷ. 特別勘定に関する指標等*
1.特別勘定資産残高の状況* …… 204
2.個人変額保険及び個人変額年金保険
特別勘定資産の運用の経過 …… 204
3.個人変額保険及び個人変額年金保険の状況*
(1)保有契約高…… 204
(2)年度末資産の内訳* …… 204～205
(3)運用収支状況* …… 205
(4)有価証券等の時価情報…… 206
(有価証券) …… 206
(金銭の信託) …… 206
(デリバティブ取引)…… 206～207

Ⅸ. 保険会社及びその子会社等の状況*
1.保険会社及びその子会社等の概況*
(1)主要な事業の内容及び組織の構成* …… 125
(2)子会社等に関する事項*
(名称)* …… 126
(主たる営業所又は事務所の所在地)* 126
(資本金又は出資金の額)* …… 126
(事業の内容)* …… 126
(設立年月日)* …… 126
(保険会社が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合)* … 126
(保険会社の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合)* … 126
2.保険会社及びその子会社等の主要な業務*
(1)直近事業年度における事業の概況* … 212
(2)主要な業務の状況を示す指標*
(経常収益)* …… 212
(経常利益又は経常損失)* …… 212
(親会社に帰属する当期純剰余又は親会社に帰属する当期純損失)* …… 212
(包括利益)* …… 212
(総資産)* …… 212
(ソルベンシー・マージン比率)* …… 212
3.保険会社及びその子会社等の財産の状況*
(1)連結貸借対照表* …… 213
(2)連結損益計算書及び連結包括利益計算書*
(連結損益計算書)* …… 213
(連結包括利益計算書)* …… 213
(3)連結キャッシュ・フロー計算書* …… 226
(4)連結基金等変動計算書* …… 214
(5)リスク管理債権の状況*
(破綻先債権)* …… 229
(延滞債権)* …… 229
(3カ月以上延滞債権)* …… 229
(貸付条件緩和債権)* …… 229
(6)保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況(連結ソルベンシー・マージン比率)* …… 229
(7)子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)* … 230
(8)セグメント情報* …… 230
(9)連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結基金等変動計算書について金融商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨* ……該当せず
(10)代表者が連結財務諸表の適正性、及び連結財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨 …… 227～228
(11)事業年度の末日において、子会社等が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他子会社等の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容* ……該当せず

◆五十音索引

（あ行）

ERM経営……28、105
WELL'S（ウェルズ）…… 43
運用環境（一般勘定）……44～45
運用状況（一般勘定）…… 44
運用方針（一般勘定）…… 44
運用利回り（一般勘定）……166
営業拠点数 ……120
ALM …… 44～45、105
沿革 …… 10～11、118～119
エンベディッド・バリュー ……58～59
お客さまの声（苦情・お褒め・ご満足）…… 63
お客さまへの情報提供 ……72～73
お客さま本位の業務運営 …… 5
お客さま満足度アンケート …… 64
オペレーショナル・リスク …… 108～109
お役に立った保険金・給付金 …… 53、188～191

（か行）

海外事業への取組み ……48～50
解約＋失効の状況 …… 53
格付の状況 …… 55
確定拠出年金（DC） …… 38
監査委員会 …… 94
がん長期サポート特約 …… 33
がんに関する取組み …… 81
がんPLUS …… 33
勧誘方針 ……101
基金の状況 ……57、187
基金拠出者 ……187
基金償却準備金 ……56、187
基金償却積立金 ……56、187
基金等変動計算書 ……149
基礎利益 ……54、60、160
教育制度 …… 41、79
金融機関窓販への取組み …… 41
クーリング・オフ制度 …… 70
経営管理体制 ……93～94
経営政策会議 ……93～94
経常利益 ……54、60、160
健康経営 …… 27、78
公式ホームページ …… 73
コーポレートガバナンス・コード …… 95
コールセンター ……120
告知義務 …… 70
ご契約者懇談会 ……88～89
個人情報保護に関する基本方針 …… 102～103
こども絵画コンクール …… 82
コンプライアンス ……100

（さ行）

サービス網 …… 120～122
産学連携 …… 19
サンゴ礁保全プロジェクト …… 84
三利源 …… 54
CS向上アドバイザー会議 ……62～63
CS向上委員会 …… 62
CSVプロジェクト……26～27
事業報告書 …… 129～141
資産運用リスク ……107
支社等所在地 …… 121～122
市場リスク ……107
システムリスク ……108
執行役 ……96～98
実質資産負債差額 …… 56
指定代理請求特約 ……124
支払管理態勢 ……66～69
事務リスク ……108
指名委員会 ……93～94、96
指名委員会等設置会社 …… 93
社員の構成 ……116
社会貢献活動 ……80～84
社外取締役経営協議会 ……93～94
従業員数 ……120
修正純資産 ……58～59
主要事業概要 ……12～13
商品一覧 …… 123～124
情報開示に関する基本方針 …… 73
情報技術の活用 …… 35
情報リスク ……109
剰余金処分に関する決議 ……149
審議員 ……115
審議員会 …… 87
新契約価値 …… 59
新契約の状況 ……53、198
信用リスク ……107
スチュワードシップ活動 ……46～47
ストレステスト …… 105、184
スミセイ環境方針 …… 84
スミセイ・デジタル・イノベーション・ラボ …… 18
スミセイ未来診断 …… 34
スミセイなでしこ計画 …… 77

スミセイハーモニー …… 78
スミセイバイタリティアクション …… 27、80
スミセイ・ヒューマニー活動 …… 83
スミセイ・マイル …… 34
スミセイ未来応援活動 …… 34
住友財団 …… 83
住友生命グループ行動憲章 …… 4
住友生命健康財団 …… 83
住友生命「Vitality」 ……14～17、26、32
住友生命福祉文化財団 …… 83
生命保険契約者保護機構 …… 110～111
生命保険の知識と制度 ……70～71
生命保険料控除 …… 71
責任準備金 …… 57、60、183～184
相互会社のしくみ …… 86
創作四字熟語 …… 73
総資産 ……57、60、147
総代会 ……86～87
総代会開催結果、質疑応答（要旨） ……89～92
総代名簿 …… 114～115
組織図 ……117
ソルベンシー・マージン比率 … 56、60、178～179
損益計算書 ……148
損害保険事業への取組み ……74～75

（た行）
大規模災害等への対策 ……109
貸借対照表 ……147
たのしみワンダフル …… 33
注意喚起情報 …… 72
直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標 … 60
中期経営計画 ……20～21
ディスクロージャー …… 73
当期純剰余 ……54、60、148
ドクターGO …… 33
特別勘定に関する指標等 …… 204～208
取締役 ……96～97
取締役会 …… 94

（な行）
内部監査体制 …… 95
内部統制基本方針 …… 99
内部統制システムの整備 …… 99
内部留保 …… 56
24時間テレビ協賛 …… 83
日本郵政グループへの取組み …… 40
認知症ケアへの取組み …… 81
年換算保険料 …… 12、52～53、198

（は行）
配当金（社員配当金） …… 55、142～146
働き方変革 …… 76
反社会的勢力との関係を遮断し排除するための基本方針 …101
不動産投資リスク ……107
ブランド戦略 ……22～23
紛争解決（ADR）機関 …… 65
報酬委員会 ……93～94、96
法人向け商品ラインアップ ……36～37
保険引受リスク ……106
保険デザイン …… 42
ほけん百花 …… 42
保険料等収入 ……12、52、148
保有契約価値 ……58～59
本社等所在地 ……120

（ま行）
未来を強くする子育てプロジェクト …… 82
メディケア生命 …… 42

（や行）
有価証券残高 …… 57、60、167～168
４つの先進価値 …… 3

（ら行）
来店型保険ショップ …… 42
LiefDirect（リーフダイレクト） …… 34
リスク管理債権 ……176
リスク管理体制 …… 104～109
利息及び配当金等収入 …… 148、192
流動性リスク ……106
連結基金等変動計算書 ……214
連結キャッシュ・フロー計算書 ……226
連結ソルベンシー・マージン比率 ……229
連結損益計算書 ……213
連結貸借対照表 ……213

（わ行）
ワーク・ライフ・バランス……76～77

あなたの未来を強くする

住友生命

お手続き・お問合わせ先一覧

詳細は当社ホームページ(http://www.sumitomolife.co.jp)でご確認いただけます。

(平成30年5月現在)

			契約者貸付 保険ファンド 配当金などのご利用	住所変更 口座変更	名義変更	入院給付金 手術給付金 のご請求	契約内容の ご確認 等
LiefDirect			○	○	○	○	○
スミセイダイレクトサービス	インターネット	パソコン	○	○	○	○	○
		スマートフォン	○	○	○	○	○
		携帯電話	○	—	—	—	○
	カード(提携ATM)		○	<ATM提携先金融機関> ゆうちょ銀行、三井住友銀行、セブン銀行、全国256の信用金庫、京都中央信用金庫、大垣共立銀行、沖縄銀行、四国銀行、常陽銀行、きらぼし銀行、南都銀行、北越銀行、北陸銀行、北海道銀行、北國銀行、三重銀行、武蔵野銀行			
スミセイコールセンター			○	○	○	○	○
ご来店窓口							

スミセイダイレクトサービス

インターネット(パソコン・スマートフォン・携帯電話)等で契約内容のご確認、入出金取引、各種お手続きなどがご利用いただけるサービスです。

[ご利用時間]

平日、土・日・祝　8:00～23:45　※5/3～5/5、12/31～1/3およびシステムメンテナンス期間中はご利用いただけません。

■インターネット(パソコン・スマートフォン)

● 住友生命ホームページ

住友生命　検　索

● QRコード

※携帯電話をご利用のお客さまは、QRコードまたは公式メニューからログインをお願いします。

スミセイコールセンター

スミセイライフデザイナー(営業職員)を通じてご加入のお客さま

0120-307506

月～金曜日　午前9時～午後6時　土曜日　午前9時～午後5時
〔日・祝日・年末年始(12/31～1/3)を除く〕

※証券番号(お客さま番号)をあらかじめお確かめのうえお電話ください。
※プライバシー保護のため、契約者等ご本人さまからのお電話をお願いします。

代理店を通じてご加入のお客さま

0120-506154	金融機関等代理店・保険ショップを通じてご加入のお客さま
0120-506873	郵便局、ゆうちょ銀行、かんぽ生命を通じてご加入のお客さま
0120-506081	外貨建商品、「たのしみYOUプラス」にご加入のお客さま

ご来店窓口

月～金曜日　午前9時～午後3時30分〔土日・祝日・年末年始(12/31～1/3)を除く〕

※ご来店窓口でお手続きいただく際は、ご用意いただく書類がございますので、ご来店前にお電話でご確認ください。
※最寄のご来店窓口については、P.121～122をご覧ください。

あなたの未来を強くする

住友生命

本　　社　〒540-8512　大阪府大阪市中央区城見1-4-35
電話（06）6937-1435〔大代表〕
東京本社　〒104-8430　東京都中央区築地7-18-24
電話（03）5550-1100〔大代表〕
〈ホームページ〉 http://www.sumitomolife.co.jp

住友生命　検索

2018年7月調査広報部作成